

令和7年第4回定例会会議録

令和7年第4回菊池市議会定例会会期日程表（会期24日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
11月26日	水	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定 ・議案上程・提案理由説明
11月27日	木	休 会	議案調査
11月28日	金	休 会	議案調査
11月29日	土	休 会	（市の休日）
11月30日	日	休 会	（市の休日）
12月 1日	月	休 会	議案調査
12月 2日	火	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
12月 3日	水	本会議	一般質問
12月 4日	木	本会議	一般質問
12月 5日	金	本会議	一般質問
12月 6日	土	休 会	（市の休日）
12月 7日	日	休 会	（市の休日）
12月 8日	月	休 会	議案調査
12月 9日	火	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月10日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月11日	木	休 会	議事整理
12月12日	金	休 会	議事整理
12月13日	土	休 会	（市の休日）
12月14日	日	休 会	（市の休日）
12月15日	月	休 会	議事整理
12月16日	火	委員会	予算決算常任委員会
12月17日	水	休 会	議事整理
12月18日	木	休 会	議事整理
12月19日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣言

令和 7 年 第 4 回菊池市議会定例会会議録（目次）

11月26日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	23
2. 本日の会議に付した事件	25
3. 出席議員氏名	27
4. 欠席議員氏名	28
5. 説明のため出席した者の職氏名	28
6. 事務局職員出席者	29
7. 開 会	30
8. 開 議	30
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	30
10. 日程第2 会期の決定	31
11. 日程第3 議案第85号 上程・説明・質疑・討論・採決	31
12. 日程第4 議案第86号から議案第88号及び議案第101号から議案第105号 一括上程・説明	34
休 憩	37
開 議	37
質疑	37
荒木崇之議員質疑	37
○開田智浩総務部長答弁	38
討論	38
(1) 東奈津子議員討論	38
(2) 猿渡美智子議員討論	39
(3) 荒木崇之議員討論	40
採決（議案第86号、議案第102号～議案第105号）	40
採決（議案第87号）	41
採決（議案第88号）	41
採決（議案第101号）	41
13. 日程第5 議案第89号から議案第100号及び議案第106号から議案第110号 一括上程・説明	41
14. 日程第6 議案第111号から議案第113号まで一括上程・説明・質疑・討論 採決	48
15. 日程第7 議案第114号から議案第127号まで一括上程・説明	50

16. 日程第8 報告第34号及び報告第35号まで一括上程・報告・質疑	53
17. 日程第9 議員の派遣について	54
18. 日程通告 散会	55

11月27日（木曜日） 休 会

11月28日（金曜日） 休 会

11月29日（土曜日） 休 会

11月30日（日曜日） 休 会

12月1日（月曜日） 休 会

12月2日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号	59
2. 本日の会議に付した事件	59
3. 出席議員氏名	59
4. 欠席議員氏名	59
5. 説明のため出席した者の職氏名	60
6. 事務局職員出席者	60
7. 開 議	61
8. 日程第1 委員会付託	61
9. 日程通告 散会	63

12月2日（火曜日） 予算決算常任委員会

12月3日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	67
2. 本日の会議に付した事件	67
3. 出席議員氏名	67
4. 欠席議員氏名	67
5. 説明のため出席した者の職氏名	68
6. 事務局職員出席者	68
7. 開 議	69
8. 日程第1 一般質問	69
(1) 後藤英夫議員質問	69
「学校区について」	69

○前川幸輝教育部長答弁・訂正	70
後藤英夫議員質問	71
○前川幸輝教育部長答弁	72
後藤英夫議員質問	72
○前川幸輝教育部長答弁	73
後藤英夫議員質問	73
○前川幸輝教育部長答弁	73
後藤英夫議員質問	73
○前川幸輝教育部長答弁	74
後藤英夫議員質問	74
○前川幸輝教育部長答弁	74
後藤英夫議員質問	75
○江頭実市長答弁	75
後藤英夫議員質問	76
○音光寺以章教育長答弁	76
(2) 後藤英夫議員質問	76
「更生保護活動や立ち直り支援等について」	77
○前川幸輝教育部長答弁	78
後藤英夫議員質問	79
○前川幸輝教育部長答弁	79
後藤英夫議員質問	80
○前川幸輝教育部長答弁	80
後藤英夫議員質問	81
○古吉京子健康福祉部長答弁	81
休憩	82
開議	82
(1) 泉田栄一朗議員質問	82
「歴史文化資料館の取組について」	82
○前川幸輝教育部長答弁・訂正	83
泉田栄一朗議員質問	84
○前川幸輝教育部長答弁	85
泉田栄一朗議員質問	85
○前川幸輝教育部長答弁	86
泉田栄一朗議員質問	86

○江頭実市長答弁	88
(2) 泉田栄一朗議員質問	88
「手話言語条例制定後の取組について」	88
○古吉京子健康福祉部長答弁	88
泉田栄一朗議員質問	89
○古吉京子健康福祉部長答弁	89
(3) 泉田栄一朗議員質問	90
「台湾との友好交流について」	90
○宇野木浩二政策企画部長答弁	90
泉田栄一朗議員質問	91
○宇野木浩二政策企画部長答弁	91
泉田栄一朗議員質問	91
○宇野木浩二政策企画部長答弁	92
○江頭実市長答弁	92
昼食休憩	93
開 議	93
(1) 緒方哲郎議員質問	93
「集落の維持について」	93
○宇野木浩二政策企画部長答弁	94
緒方哲郎議員質問	95
○宇野木浩二政策企画部長答弁	95
緒方哲郎議員質問	96
○宇野木浩二政策企画部長答弁	96
緒方哲郎議員質問	97
○宇野木浩二政策企画部長答弁	98
緒方哲郎議員質問	98
○宇野木浩二政策企画部長答弁	99
緒方哲郎議員質問	99
○宇野木浩二政策企画部長答弁	99
(2) 緒方哲郎議員質問	100
「地域公共交通について」	100
○宇野木浩二政策企画部長答弁	101
緒方哲郎議員質問	101
○宇野木浩二政策企画部長答弁	102

緒方哲郎議員質問	103
○宇野木浩二政策企画部長答弁	104
緒方哲郎議員質問	104
○宇野木浩二政策企画部長答弁	106
緒方哲郎議員質問	106
○江頭実市長答弁	107
休憩	107
開議	108
(1) 稲継智康議員質問	108
「子どものいない若い夫婦への住宅支援の拡充について」	108
○宇野木浩二政策企画部長答弁	108
稲継智康議員質問	109
○宇野木浩二政策企画部長答弁	109
稲継智康議員質問	110
○宇野木浩二政策企画部長答弁	111
稲継智康議員質問	111
○宇野木浩二政策企画部長答弁	112
(2) 稲継智康議員質問	112
「本市におけるスポーツ推進事業に関して」	113
○前川幸輝教育部長答弁	114
稲継智康議員質問	115
○前川幸輝教育部長答弁	115
稲継智康議員質問	116
休憩	116
開議	116
○前川幸輝教育部長答弁	116
稲継智康議員質問	117
○前川幸輝教育部長答弁	118
○古吉京子健康福祉部長答弁	118
稲継智康議員質問	119
○前川幸輝教育部長答弁	119
稲継智康議員質問	119
○江頭実市長答弁	120
休憩	121

開 議	121
(1) 島春代議員質問	121
「5歳児健診の導入について」	121
○古吉京子健康福祉部長答弁	122
島春代議員質問	122
○古吉京子健康福祉部長答弁	123
島春代議員質問	123
○古吉京子健康福祉部長答弁	124
(2) 島春代議員質問	124
「不登校児童生徒の学校での健診について」	125
○前川幸輝教育部長答弁	126
島春代議員質問	126
○前川幸輝教育部長答弁	126
(3) 島春代議員質問	127
「軽度認知症の早期発見について」	127
○古吉京子健康福祉部長答弁	128
島春代議員質問	129
○古吉京子健康福祉部長答弁	130
9. 日程通告 散会	131

12月4日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第4号	135
2. 本日の会議に付した事件	135
3. 出席議員氏名	135
4. 欠席議員氏名	135
5. 説明のため出席した者の職氏名	136
6. 事務局職員出席者	136
7. 開 議	137
8. 日程第1 一般質問	137
(1) 福島英徳議員質問	137
「菊池市の財政について」	137
○開田智浩総務部長答弁	138
福島英徳議員質問	139
○開田智浩総務部長答弁	140

福島英徳議員質問	140
○開田智浩総務部長答弁	141
福島英徳議員質問	141
○開田智浩総務部長答弁	142
福島英徳議員質問	142
○開田智浩総務部長答弁	142
福島英徳議員質問	142
○開田智浩総務部長答弁	143
福島英徳議員質問	143
○江頭実市長答弁	143
福島英徳議員質問	144
○江頭実市長答弁	144
福島英徳議員質問	144
○開田智浩総務部長答弁	145
福島英徳議員質問	146
○開田智浩総務部長答弁	146
福島英徳議員質問	146
○開田智浩総務部長答弁	147
福島英徳議員質問	147
○開田智浩総務部長答弁	148
福島英徳議員質問	148
○江頭実市長答弁	149
福島英徳議員質問	150
○江頭実市長答弁	150
福島英徳議員質問	150
○江頭実市長答弁	151
休 憩	151
開 議	151
(1) 田中教之議員質問	151
「まつり事業について」	152
○松永哲也経済部長答弁	152
田中教之議員質問	152
○松永哲也経済部長答弁	153
田中教之議員質問	153

○松永哲也経済部長答弁	154
田中教之議員質問	155
○松永哲也経済部長答弁	155
田中教之議員質問	156
○松永哲也経済部長答弁	156
(2) 田中教之議員質問	157
「デジタル化推進について」	157
○高島英輔市民環境部長答弁	158
田中教之議員質問	158
○高島英輔市民環境部長答弁	159
田中教之議員質問	159
○前川幸輝教育部長答弁	160
田中教之議員質問	160
○前川幸輝教育部長答弁	160
田中教之議員質問	161
○宇野木浩二政策企画部長答弁	161
田中教之議員質問	162
○宇野木浩二政策企画部長答弁	162
田中教之議員質問	163
○宇野木浩二政策企画部長答弁	164
昼食休憩	165
開 議	165
(1) 荒木崇之議員質問	165
「学校給食について」	165
○前川幸輝教育部長答弁	167
荒木崇之議員質問	167
○前川幸輝教育部長答弁	168
荒木崇之議員質問	169
○前川幸輝教育部長答弁	169
荒木崇之議員質問	170
○音光寺以章教育長答弁	170
荒木崇之議員質問	171
○音光寺以章教育長答弁	171
荒木崇之議員質問	171

○音光寺以章教育長答弁	173
荒木崇之議員質問	173
○前川幸輝教育部長答弁	174
荒木崇之議員質問	174
○前川幸輝教育部長答弁	175
荒木崇之議員質問	175
○江頭実市長答弁	176
(2) 荒木崇之議員質問	176
「本市の住宅政策について」	177
○久川知己建設部長答弁	178
荒木崇之議員質問	178
○久川知己建設部長答弁	178
荒木崇之議員質問	179
○久川知己建設部長答弁	179
荒木崇之議員質問	180
○久川知己建設部長答弁	180
荒木崇之議員質問	180
○久川知己建設部長答弁	181
休 憩	182
開 議	182
(1) 猿渡美智子議員質問	182
「空家対策について」	182
○久川知己建設部長答弁	184
猿渡美智子議員質問	184
○久川知己建設部長答弁	184
猿渡美智子議員質問	185
○久川知己建設部長答弁	185
猿渡美智子議員質問	185
○久川知己建設部長答弁	186
猿渡美智子議員質問	186
○久川知己建設部長答弁	187
猿渡美智子議員質問	187
○久川知己建設部長答弁	188
猿渡美智子議員質問	188

○久川知己建設部長答弁	188
猿渡美智子議員質問	188
○久川知己建設部長答弁	189
(2) 猿渡美智子議員質問	189
「スクールバスの利用について」	190
○前川幸輝教育部長答弁	190
猿渡美智子議員質問	190
○前川幸輝教育部長答弁	191
猿渡美智子議員質問	191
○前川幸輝教育部長答弁・訂正	193
猿渡美智子議員質問	193
○前川幸輝教育部長答弁	194
9. 日程通告 散会	195
12月5日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	199
2. 本日の会議に付した事件	199
3. 出席議員氏名	199
4. 欠席議員氏名	199
5. 説明のため出席した者の職氏名	200
6. 事務局職員出席者	200
7. 開 議	201
8. 日程第1 一般質問	201
(1) 東奈津子議員質問	201
「長射程ミサイル配備について」	201
○江頭実市長答弁	202
東奈津子議員質問	202
○江頭実市長答弁	203
東奈津子議員質問	203
○江頭実市長答弁	204
(2) 東奈津子議員質問	204
「避難所のトイレについて」	205
○開田智浩総務部長答弁	205
東奈津子議員質問	206

○開田智浩総務部長答弁	206
東奈津子議員質問	206
○開田智浩総務部長答弁	207
(3) 東奈津子議員質問	208
「市民の暮らしを守るための地方自治体の取組について」	208
○前川幸輝教育部長答弁	208
東奈津子議員質問	209
○前川幸輝教育部長答弁	209
東奈津子議員質問	209
○江頭実市長答弁	210
東奈津子議員質問	210
○古吉京子健康福祉部長答弁	211
東奈津子議員質問	212
○江頭実市長答弁	212
東奈津子議員質問	213
○江頭実市長答弁	213
休 憩	215
開 議	215
(1) 二ノ文伸元議員質問	215
「本市の観光について」	215
○松永哲也経済部長答弁	215
二ノ文伸元議員質問	216
○松永哲也経済部長答弁	216
二ノ文伸元議員質問	217
○松永哲也経済部長答弁	217
二ノ文伸元議員質問	217
○松永哲也経済部長答弁	217
二ノ文伸元議員質問	218
○松永哲也経済部長答弁	219
二ノ文伸元議員質問	219
○松永哲也経済部長答弁	220
二ノ文伸元議員質問	220
○松永哲也経済部長答弁	220
二ノ文伸元議員質問	221

○松永哲也経済部長答弁	221
二ノ文伸元議員質問	221
○松永哲也経済部長答弁	221
二ノ文伸元議員質問	222
○松永哲也経済部長答弁	223
二ノ文伸元議員質問	223
○松永哲也経済部長答弁	223
二ノ文伸元議員質問	224
○江頭実市長答弁	224
昼食休憩	226
開 議	226
(1) 安武睦夫議員質問	226
「市町村史の再編について」	226
○前川幸輝教育部長答弁	227
安武睦夫議員質問	227
○前川幸輝教育部長答弁・訂正	228
安武睦夫議員質問	228
○前川幸輝教育部長答弁	230
安武睦夫議員質問	230
○江頭実市長答弁	231
(2) 安武睦夫議員質問	231
「市民会館と歴史ミュージアムの建設計画について」	231
○前川幸輝教育部長答弁	232
安武睦夫議員質問	232
○前川幸輝教育部長答弁	234
安武睦夫議員質問	234
○前川幸輝教育部長答弁	234
安武睦夫議員質問	235
○音光寺以章教育長答弁	235
安武睦夫議員質問	235
○江頭実市長答弁	237
休 憩	240
開 議	240
(1) 木下雄二議員質問	240

「世界かんがい施設遺産について」	240
○松永哲也経済部長答弁・訂正	241
(2) 木下雄二議員質問	241
「図書通帳について」	242
○前川幸輝教育部長答弁	243
(3) 木下雄二議員質問	243
「農地等災害復旧事業について」	244
○松永哲也経済部長答弁	244
木下雄二議員質問	245
○松永哲也経済部長答弁	245
木下雄二議員質問	245
○松永哲也経済部長答弁	246
○江頭実市長答弁	246
(4) 木下雄二議員質問	247
「エミュー観光牧場の地域貢献について」	247
○宇野木浩二政策企画部長答弁	248
木下雄二議員質問	248
○江頭実市長答弁	249
(5) 木下雄二議員質問	249
「菊池市公共施設等総合管理計画について」	250
○前川幸輝教育部長答弁	251
木下雄二議員質問	252
○江頭実市長答弁	252
(6) 木下雄二議員質問	252
「国道387号沿いの追尾型太陽光発電事業について」	253
○高島英輔市民環境部長答弁	254
木下雄二議員質問	254
○江頭実市長答弁	255
9. 日程通告 散会	256

12月6日(土曜日) 休 会

12月7日(日曜日) 休 会

12月8日(月曜日) 休 会

12月9日(火曜日) 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会

	福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会	
12月10日（水曜日）	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会	
12月11日（木曜日）	休 会	
12月12日（金曜日）	休 会	
12月13日（土曜日）	休 会	
12月14日（日曜日）	休 会	
12月15日（月曜日）	休 会	
12月16日（火曜日）	予算決算常任委員会	
12月17日（水曜日）	休 会	
12月18日（木曜日）	休 会	

12月19日（金曜日）	本会議	頁
1.	議事日程第6号	259
2.	本日の会議に付した事件	259
3.	出席議員氏名	260
4.	欠席議員氏名	260
5.	説明のため出席した者の職氏名	260
6.	事務局職員出席者	261
7.	開 議	262
8.	日程第1 各常任委員長報告	262
	・総務文教常任委員長報告	262
	・福祉厚生常任委員長報告	264
	・経済建設常任委員長報告	267
	休 憩	269
	開 議	269
	・経済建設常任委員長訂正	269
	・予算決算常任委員長報告	269
	休 憩	270
	開 議	270
	・予算決算常任委員長報告	270
	質疑	274

	討論（議案第89号～議案第100号、議案第106号～議案第110号、 議案第114号～議案第127号）	
	（1）東奈津子議員討論	274
	（2）古田浩敏議員討論	276
	（3）二ノ文伸元議員討論	276
	採決（議案第89号、議案第90号、議案第94号～議案第96号、 議案第98号～議案第100号、議案第106号～議案第110号、 議案第114号～議案第127号）	277
	採決（議案第91号）	277
	採決（議案第92号）	277
	採決（議案第93号）	277
	採決（議案第97号）	278
9. 日程第2	議案第128号及び議案第129号 一括上程・説明	278
	休憩	281
	開議	281
	質疑・討論・採決	281
10. 日程第3	議員提出議案第9号 上程・説明・質疑・討論・採決	281
11. 日程第4	議員提出議案第10号及び議員提出議案第11号 一括上程・説明	283
	質疑	285
	古田浩敏議員質疑	285
	安武睦夫議員答弁	285
	古田浩敏議員質疑	285
	安武睦夫議員答弁	286
	古田浩敏議員質疑	286
	安武睦夫議員答弁	286
	荒木崇之議員質疑	286
	安武睦夫議員答弁	287
	荒木崇之議員質疑	287
	安武睦夫議員答弁	288
	討論	289
	（1）東奈津子議員討論	289
	（2）稲継智康議員討論	290
	（3）田中教之議員討論	291
	（4）荒木崇之議員討論	292

	(5) 猿渡美智子議員討論	293
	(6) 福島英徳議員討論	293
	(7) 大山宝治議員討論	294
	(8) 後藤英夫議員討論	295
	(9) 木下雄二議員討論	295
	(10) 二ノ文伸元議員討論	296
	採決	296
12.	日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	297
13.	閉 会	298

第 1 号

11 月 26 日

令和7年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

令和7年11月26日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第85号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和7年度菊池市一般会計補正予算 第8号)
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議案第86号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例及び菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第87号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第88号 菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第101号 令和7年度菊池市一般会計補正予算（第9号）
議案第102号 令和7年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第103号 令和7年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第104号 令和7年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第105号 令和7年度菊池市下水道事業会計補正予算（第2号）
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第89号 菊池市長等政治倫理条例の制定について
議案第90号 菊池市集会所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第91号 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第92号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第93号 菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第94号 菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 95 号 菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 96 号 菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 97 号 菊池市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98 号 菊池市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 99 号 菊池市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第100号 菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第106号 令和 7 年度菊池市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第107号 令和 7 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第108号 令和 7 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第109号 令和 7 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第110号 令和 7 年度菊池市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

一括上程・説明

- 第 6 議案第111号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第112号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第113号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 7 議案第114号 辺地総合整備計画の変更について
- 議案第115号 財産の譲渡について
- 議案第116号 財産の無償譲渡について
- 議案第117号 財産の無償譲渡について
- 議案第118号 財産の無償譲渡について
- 議案第119号 財産の無償譲渡について
- 議案第120号 財産の無償譲渡について
- 議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市旭志大迫集会所）
- 議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市泗水永南集会所）
- 議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市菊之池小学校区第 2 児童育成クラブ）
- 議案第124号 公の施設の指定管理者の指定について

(菊池市ふれあい交流センター)

議案第125号 公の施設の指定管理者の指定について

(菊池市総合体育館)

議案第126号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議案第127号 市道路線の認定について

一括上程・説明

第8 報告第34号 専決処分の報告について (道路管理瑕疵)

報告第35号 専決処分の報告について (除草作業事故)

一括上程・報告・質疑

第9 議員の派遣について



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第85号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和7年度菊池市一般会計補正予算 第8号)

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第86号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例及び菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第101号 令和7年度菊池市一般会計補正予算 (第9号)

議案第102号 令和7年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

議案第103号 令和7年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)

議案第104号 令和7年度菊池市水道事業会計補正予算 (第2号)

議案第105号 令和7年度菊池市下水道事業会計補正予算 (第2号)

一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議案第89号 菊池市長等政治倫理条例の制定について

議案第90号 菊池市集会所条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 91 号 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 92 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93 号 菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 94 号 菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95 号 菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 96 号 菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 97 号 菊池市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98 号 菊池市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 99 号 菊池市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第100号 菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第106号 令和 7 年度菊池市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第107号 令和 7 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第108号 令和 7 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第109号 令和 7 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第110号 令和 7 年度菊池市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

一括上程・説明

- 日程第 6 議案第111号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第112号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第113号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第 7 議案第114号 辺地総合整備計画の変更について
- 議案第115号 財産の譲渡について

- 議案第116号 財産の無償譲渡について
 議案第117号 財産の無償譲渡について
 議案第118号 財産の無償譲渡について
 議案第119号 財産の無償譲渡について
 議案第120号 財産の無償譲渡について
 議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について
 (菊池市旭志大迫集会所)
 議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について
 (菊池市泗水永南集会所)
 議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について
 (菊池市菊之池小学校区第2児童育成クラブ)
 議案第124号 公の施設の指定管理者の指定について
 (菊池市ふれあい交流センター)
 議案第125号 公の施設の指定管理者の指定について
 (菊池市総合体育館)
 議案第126号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規
 約の一部変更について
 議案第127号 市道路線の認定について

一括上程・説明

- 日程第8 報告第34号 専決処分の報告について(道路管理瑕疵)
 報告第35号 専決処分の報告について(除草作業事故)

一括上程・報告・質疑

- 日程第9 議員の派遣について



出席議員(18名)

1番	城	太志郎
2番	欠	員
4番	稲 継	智 康
5番	古 田	浩 敏
6番	島	春 代
7番	大 山	宝 治
8番	田 中	教 之
9番	福 島	英 徳
10番	緒 方	哲 郎

11番	後藤英夫
12番	東奈津子
13番	水上隆光
14番	猿渡美智子
15番	荒木崇之
16番	工藤圭一郎
17番	二ノ文伸元
18番	泉田栄一朗
19番	木下雄二
20番	山瀬義也

欠席議員（1名）

3番 安武睦夫

説明のため出席した者

市長	江頭実
副市長	藤井一恵
政策企画部長	宇野木浩二
総務部長	開田智浩
市民環境部長	高島英輔
健康福祉部長	古吉京子
経済部長	松永哲也
建設部長	久川知己
七城支所長	田代誠士
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	中原親弘
財政課長	上野重智
総務部次長兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	古田十咲
水道局長	田代誠也

監査委員事務局長

高 木 智 生



事務局職員出席者

事 務 局 長

松 原 憲 一

事 務 局 課 長

高 山 賢 一

議 会 係 長

西 住 剛

議 会 係

河 田 真沙恵

午前10時00分 開会

○

○水上隆光 議長 全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は18名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第4回菊池市議会定例会を開会します。

○

○水上隆光 議長 ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

10月9日に、上天草市で予定されていた第289回熊本県市議会議長会については、8月に県内各地で発生しました豪雨災害の影響を鑑み、復旧への対応を最優先とし、書面による開催となりました。

九州市議会議長会提出議案に、「自治体病院の医師確保対策及び財政措置を含む総合的支援の拡充について」及び「中九州地域の交通網の整備促進について」の2議案が全会一致で採択されました。

また、11月5日には、全国市議会議長会 第242回理事会・第120回評議員合同会議が東京都で開催されました。その概要は、事務局備付けの書類により、御承諾いただきたいと思えます。

次に、監査委員から令和7年10月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告があつておりますので、御報告いたします。

なお、詳細については、それぞれ事務局に備付けの書類により、御承諾いただきたいと思えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時02分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○水上隆光 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、田中教之議員及び福島英徳議員を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○水上隆光 議長 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から12月19日までの24日間とすることに結論を見ておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの24日間と決定しました。

○

日程第3 議案第85号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第3、議案第85号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第4回菊池市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、本会議に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほど御決定をいただきましたように、本日から12月19日までの24日間の日程で御審議をお願いするものでございます。

どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、御報告をさせていただきます。

まずは、昨日発生しました地震に関してでございます。

昨日午後6時1分頃に阿蘇地方を震源とする震度5強の地震が発生いたしました。本市におきましても、旭志で震度4、菊池、七城で震度3、泗水で震度2を観測しております。このため、本庁及び旭志支所におきまして情報連絡本部を設置し、被害状況等の情報収集を行いました。

特に、被害を受けやすい菊池溪谷内も点検を行い、また菊池川河川事務所とも情報交換するなどを実施した結果、現在のところ、本市における特段の被害の発生は確認されていない状況でございます。

ただし、1週間程度は同程度の地震の可能性もございますので、市民の皆様におかれましては、今後ともどうぞ御注意をお願い申し上げます。

さて、そのほかの報告事項でございます。

秋の行楽シーズンの中、去る10月31日から11月9日までの10日間、菊池溪谷ライ

トアップが開催されました。

ライトアップされた滝や竹灯籠の明かりは、光と闇のコントラストによりまして、昼間とはまた違った幻想的な姿を見せておりました。

たくさんの来訪者の中で、その多くが若いカップルの方々でありまして、菊池溪谷が持つ夜の観光資源としての定着と魅力の高まりを改めて確認することができました。

次に、菊池一族の末裔であり、画家・随筆家として活躍されておりますクロソフスカ・ド・ローラ・節子さんのふるさと菊池応援大使の任命式を行いました。

任命式の後には、文化講演会「故郷」が開催されまして、本市の歴史や文化を広く知っていただく機会となりました。

また、節子さんに同行されておりました、パリを中心に活躍されているクラシック音楽トリオによる市内の中学校1年生向けの無料のスクールコンサートも開催されました。参加した生徒たちは、本場のクラシック音楽の生演奏に触れ、大変貴重な経験をすることができました。

最後に、菊池市の独自の取組であるキクロスカレッジが、第13回プラチナ大賞におきまして優秀賞（地域人財活躍賞）を受賞いたしました。

キクロスカレッジは、本市が進める人財育成事業で、地域貢献をしたいとの志を持った方々の専門性を高める学びの場を提供し、終了後はマイスターに認証され、まちづくりリーダー等として市の行政課題に沿った活動をしていただく、そうした市民共創社会を築くことを狙いとするものでありまして、この取組が評価され、今回の受賞となったものでございます。

また、人財育成の取組として、未来のリーダーを育成するために東京で開催されました2025年プラチナ未来人財育成塾に参加しました市内の中学生7人の研修成果報告会を11月11日に開催をいたしました。

報告会では、研修で得た成果が発表されまして、研修を通して成長したこと、将来の目標、菊池市への思いなど、参加者からの質問に、堂々と自分の思いを伝えるその見事な成長ぶりに、次世代を担う人財育成の効果が着実に表れていると大変心強く感じたところでございます。

人財育成を柱とした持続可能な未来を見据えた取組を、今後とも引き続き進めてまいります。

それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第85号は、令和7年度の一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、

慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案をいたします議案第85号につきまして、一括して御説明をいたします。

議案書その2をお願いいたします。

画面表示はできておりますでしょうか。

議案書その2の3ページでございます。

議案第85号は、令和7年度一般会計補正予算（第8号）を専決処分したものでございます。

8月の大雨により被災しました市道復旧に対する追加の費用や、9月中旬の落雷により被災した菊池北中学校のエアコン設備の復旧を早急に実施する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により、専決処分をしたものでございます。

4ページが専決第23号専決処分書で、専決日は、令和7年10月20日でございます。

7ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に1,453万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ310億6,617万2,000円とするものでございます。

まず歳入について、事項別明細により御説明をいたします。

12ページをお願いします。

1 枠目の目1 財政調整基金繰入金3万9,000円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

2 枠目の目10 災害復旧債1,450万円の増額は、災害復旧において活用できる災害復旧事業債でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

13ページをお願いします。

1 枠目の目1 道路橋りょう災害復旧費1,200万円の増額は、8月の大雨により被災した市道の復旧に係る重機借り上げの費用でございます。

山間部を中心に新たに見つかった被災箇所の追加や、これまでの復旧作業において、1か所当たりの費用が当初見込んでいたものより増加するなど、全体として不足が生じたため、増額をしたものでございます。

2 枠目の目1 教育施設災害復旧費253万9,000円の増額は、9月中旬の落雷により

被災した菊池北中学校の会議室、美術室等のエアコン設備の復旧費用でございます。
それでは、9ページに戻っていただきますようお願いします。

第2表、地方債補正でございます。

内容としましては、今回の災害復旧に係る災害復旧事業債1,450万円の増でございます。

以上、議案第85号の説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第85号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したい
と思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決
定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第85号については、原案のとおり承認することに御異議あり
ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第85号については、原案のと
おり承認することに決定しました。

○

日程第4 議案第86号から議案第88号及び議案第101号から議案第105号

一括上程・説明

○水上隆光 議長 次に、日程第4、議案第86号から議案第88号まで、及び議案第
101号から議案第105号までの8案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第86号は、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく、菊池市一般職の職員の給与に関する条例及び菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、議案第87号及び議案第88号は、それぞれ本市一般職の職員の給与改定に伴う、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、並びに、菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

次に、議案第101号、令和7年度一般会計補正予算（第9号）から議案第105号、令和7年度下水道事業会計補正予算（第2号）までの5議案につきましては、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく給与等の増額を、それぞれの会計において行うものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、提案をいたします議案第86号から議案第88号まで及び議案第101号から議案第105号までにつきまして、一括して御説明をいたします。

議案書その1をお願いいたします。

議案書その1の5ページでございます。

画面表示はできておりますでしょうか。

議案第86号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例及び菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、6ページから11ページまでが改正する条例案で、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく公務員の給与改定に準じて、本市一般職の給与を改定するため、関係条例を改正するもので、公布の日から施行し、次年度適用分については、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、13ページをお願いいたします。

議案第87号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、14ページが改正する条例案で、本市一般職の職員の給与改定に伴い、本市特別職の職員の期末手当を改定するため、条例を改正するもので、同じく、公布の日から施行し、次年度適用分については、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第88号、菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改

正する条例の制定については、16ページが改正する条例案で、本市一般職の職員の給与改定に伴い、本市市議会議員の期末手当を改定するため、条例を改正するもので、同じく、公布の日から施行し、次年度適用分については、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、議案書その2をお願いいたします。

議案書その2の15ページでございます。

議案第101号、令和7年度一般会計補正予算（第9号）でございます。

16ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1億6,832万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ312億3,449万3,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく公務員の給与改定の内容に準じて、本市職員及び特別職の給与等の増額を行うものでございます。

今回の改定内容につきましては、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定を行うもの及び期末・勤勉手当を年間0.05月分引き上げるものでございます。

次に、55ページをお願いいたします。

議案第102号、令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

56ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に109万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,560万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、一般会計と同様の理由により、職員の手当等の増額を行うものでございます。

次に、65ページをお願いします。

議案第103号、令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

66ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に325万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,073万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、こちらも一般会計と同様の理由により、職員の手当等の増額を行うものでございます。

次に、75ページをお願いします。

議案第104号、令和7年度水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

76ページをお願いします。

今回の補正は、第2条におきまして、水道事業費用を175万9,000円増額するものでございます。

補正の内容は、一般会計と同様の理由により、職員の給与等の増額を行うものでございます。

次に、83ページをお願いします。

議案第105号、令和7年度下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

84ページをお願いします。

今回の補正は、第2条におきまして、下水道事業収益及び下水道事業費用をそれぞれ223万9,000円増額し、第3条におきまして、資本的収入及び資本的支出をそれぞれ100万8,000円増額するものでございます。

補正の内容は、一般会計と同様の理由により、職員の給与等の増額を行うものでございます。

以上、議案第86号から議案第88号まで及び議案第101号から議案第105号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前10時22分

開議 午前10時46分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 それでは、議案第88号について、2点お尋ねをいたします。再質疑はいたしませんので、明確にお答えください。

議案第88号、菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、何年連続で何回目のアップなのか、昨今ですね。私たちが無投票当選して、令和4年ぐらいから、何年連続で何回目のアップなのかというのが1点。

それと、前は議案第87号の市長の給与と議員の報酬というのは同じで出されていたわけなんですよね。そのときに、私はこの上げることに反対なんですけども、反対をする理由が、過去の各議員の発言を見ますと、議員の条例を否決すると、市長

のも否決することになるから、かわいそうだと、こういうことを言われていた議員もいらっしゃるわけです。今回はなぜ議会と市長を分けてきたのか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、荒木議員の御質疑にお答えをいたします。

今回の増額改定まで、令和4年から4年連続の4回目の増額改定ということになっております。

もう1点の議案の上程の方法でございますけれども、令和5年に御意見をいただいております、県内各市の提案の方法等も参考にしまして、昨年、令和6年から、市長等と市議会議員の議案は分けて上程をさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかになしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第86号から議案第88号まで及び議案第101号から議案第105号までは、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。議案第87号、議案第88号、議案第101号について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第87号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本条例の改正は、人事院勧告に基づく公務員の給与改定に伴うものです。一般職員の給与改定には反対ではありません。しかし、物価高騰で市民の暮らしが厳しさ

を増す中で、国保税の引上げなど市民への負担は進める中で、市長等の期末手当の引上げというのは市民の理解は得られないと考えます。

以上の理由から、議案第87号には反対であります。

次に、議案第88号、菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、議案第87号と同様であり、市民の理解は得られないと判断し、以上の理由から、議案第88号には反対であります。

次に、議案第101号、令和7年度菊池市一般会計補正予算（第9号）について、反対の立場から討論を行います。

本補正予算編成は、一般職員の給与改定に伴う予算も含まれておりますが、同時に、さきに討論を行いました市長や市議会議員の期末手当の値上げの予算も含まれており、その点では賛成できません。

以上の理由から、議案第101号には反対であります。

○水上隆光 議長 ただいま議案第87号、議案第88号及び議案第101号に対する反対討論がありましたので、議案第87号、議案第88号及び議案第101号に対する討論を行います。

議案第87号、議案第88号及び議案第101号について、賛成者の発言を許します。
猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 おはようございます。猿渡美智子です。議案第88号、菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに、議案第101号、令和7年度菊池市一般会計補正予算（第9号）に賛成する立場から討論いたします。

まず、議案第88号についてです。

物価上昇を上回る賃上げを実現することは、政府にとっても、労働者にとっても、重要な目標となっているところでありますが、議員報酬は平成19年以来、18年間改定されておられません。そのような中、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に沿う形で提案された期末手当の引上げは実現してしかるべきものだと考えます。

議案第101号には、議員の期末手当分37万7,000円と特別職の期末手当分11万5,000円も含まれていますが、それ以外は人事院勧告に伴う職員給与や手当を引き上げるための重要な予算であります。公務員労働者にとって人勧の実施は極めて重要なものであることが賛成の理由です。

終わります。

○水上隆光 議長 議案第87号、議案第88号及び議案第101号について、ほかに討論

はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議案第88号、菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論いたします。

この条例は、人事院勧告により職員の給与が上がることに合わせて、議員のボーナスも上げるという内容ですが、令和7年の国民の実質賃金は8か月連続のマイナスです。もちろん菊池市民も例外ではなく、物価高で生活がきつい経済状況の中、我先に市議会議員のボーナスを増額するのはおかしいと思いませんか。今回のボーナスアップは、令和4年、令和5年、令和6年に続き、4年連続、4度目であります。

私は、議員がやれるだけの改革をしてからなら、報酬アップやボーナスアップを受け入れることに反対はしません。しかし、市民の6割が望んでいる議員定数削減もせず、費用弁償の廃止もせず、一切身を切ることはしないで、人事院勧告で職員の給与が上がるなら、一緒に議員のボーナスまで上げようといった、無投票なのに厚かましくもらうものはもらうといった議員には、私はなりたくありません。また、令和5年度の菊池市の平均年収は269万円なのに対して、議員の年報酬は約500万円と、決して安い報酬だとは思いません。

最後に、市の職員の給料は生活給ですが、議員の報酬は役務の対価であり、生活給を前提とした給与ではないということを申して、議員の皆さんの良識ある判断をお願いして、反対討論といたします。

議員の皆さん、来年はいよいよ市議会議員選挙です。市民は見ていますよ。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、議案第87号、議案第88号及び議案第101号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで討論を終わります。

これより、議案第86号から議案第88号まで及び議案第101号から議案第105号までについて、採決します。

ただいま反対討論がありました議案第87号、議案第88号及び議案第101号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第86号及び議案第102号から議案第105号までについて、原案

のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第86号及び議案第102号から議案第105号までについて、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第87号、議案第88号及び議案第101号は、起立により採決します。

最初にお諮りします。議案第87号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第87号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第88号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 そのままお待ちください。起立多数です。よって、議案第88号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第101号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第101号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第5 議案第89号から議案第100号及び議案第106号から議案第110号

一括上程・説明

○水上隆光 議長 次に、日程第5、議案第89号から議案第100号まで及び議案第106号から議案第110号までの17案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第89号から議案第100号までは、それぞれ、市長、副市長及び教育長の政治倫理基準を定めるための菊池市長等政治倫理条例の新規制定、集会所の地域移管に伴う菊池市集会所条例の一部改正、執行機関の附属機関の設置に伴う菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例並びに特別職の職員で非常勤のものの報

酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、児童福祉法の規定による菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の新規制定、厚生労働省令で定める関係基準の改正に伴う菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、内閣府令で定める関係基準の改正に伴う菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、厚生労働省令で定める関係基準の改正に伴う菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、児童福祉法の改正に伴う菊池市子ども・子育て会議設置条例の一部改正、適切な気象用語などにより文言を整理するための菊池市火入れに関する条例の一部改正、統計法の規定により引用する文言を整理するための菊池市工場設置奨励条例の一部改正、下水道の区域統合に伴う菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例等の一部改正でございます。

次に、議案第106号から議案第110号までは、それぞれ、令和7年度の一般会計、各特別会計及び上下水道事業会計の補正予算でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、提案をいたします議案第89号から議案第100号まで及び議案第106号から議案第110号までにつきまして、一括して御説明をいたします。

議案書その1をお願いいたします。

議案書その1の17ページでございます。

画面は表示されていますでしょうか。

議案第89号、菊池市長等政治倫理条例の制定については、18ページから21ページまでが制定する条例案で、市長、副市長及び教育長の職務の遂行において廉潔と公正、公平を保持するために必要な倫理及びこれを確保するための手続を定めることにより、市民の信頼に値する政治倫理の向上を図るため、従前の政治倫理条例を基に、改正された菊池市議会政治倫理条例の内容を加味し、新たに条例を制定するので、公布の日から施行することとしております。

次に、23ページをお願いいたします。

議案第90号、菊池市集会所条例の一部を改正する条例の制定については、24ページが改正する条例案で、北古閑集会所、中西寺集会所、大琳寺集会所及び野間口集会所を公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づき地域移管するに当たり、条

例の一部を改正するもので、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、25ページをお願いいたします。

議案第91号、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定については、26ページ、27ページが改正する条例案で、地方自治法の規定により、一般廃棄物処理手数料の額の改定について審議するための一般廃棄物処理手数料等審議会を設置するに当たり、条例の一部を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、29ページをお願いいたします。

議案第92号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、30ページが改正する条例案で、議案第91号の一般廃棄物処理手数料等審議会の設置に伴い、条例の一部を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、31ページをお願いします。

議案第93号、菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、32ページから42ページまでが改正する条例案で、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられることとなったため、その設備及び運営の基準に関し必要な事項について新たに条例を定めるもので、公布の日から施行することとしております。

次に、43ページをお願いします。

議案第94号、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、44ページ、45ページが改正する条例案で、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用乳幼児に対する健康診断の実施に関する規定の改正など、国の基準に合わせて条例の一部を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、47ページをお願いいたします。

議案第95号、菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、48ページが改正する条例案で、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、児童虐待等の禁止に係る規定の改正など、国の基準に合わせて条例の一部を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、49ページをお願いいたします。

議案第96号、菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、50ページが改正する条例案で、放

課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域限定保育士の一般制度化に伴う規定の改正など、国の基準に合わせて条例の一部を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、51ページをお願いいたします。

議案第97号、菊池市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定については、52ページが改正する条例案で、児童福祉法の一部改正に伴い、菊池市子ども・子育て会議の所掌事務に、児童等虐待に関する事項及び乳児等通園支援事業に関する事項を追加するため、条例の一部を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、53ページをお願いいたします。

議案第98号、菊池市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定については、54ページが改正する条例案で、乾燥注意報などの適切な気象用語を引用する等、文言を整理するため、条例の一部を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、55ページをお願いいたします。

議案第99号、菊池市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定については、統計法の規定により、統計基準として定める現行の日本標準産業分類を引用する等、文言を整理するため、条例の一部を改正するものでございます。議案第99号の条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、57ページをお願いいたします。

議案第100号、菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例等の一部を改正する条例の制定については、58ページが改正する条例案で、永住吉地区農業集落排水処理区域を泗水町公共下水道事業計画認可区域へ統合するに当たり、関係する3条例の一部を改正するもので、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、議案書その2をお願いいたします。

議案書その2の93ページでございます。

議案第106号、令和7年度一般会計補正予算（第10号）でございます。

95ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に3億2,537万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ315億5,986万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、中学校体育館等への空調設置のための設計委託料や国・県支出金の返納金等による増額でございます。

まず歳入について、事項別明細により主なものを御説明いたします。

114ページをお願いいたします。

2 枠目の目 1 地方交付税5,369万9,000円の増額は、普通交付税の交付額決定に伴う増でございます。

3 枠目の目 3 民生費国庫負担金、節 1 社会福祉費負担金1,338万8,000円の増額は、昨年度実施事業分に対する清算として、障がい者自立支援等諸費負担金及び障がい児通所給付費等支援事業負担金が追加交付されるものでございます。

116ページをお願いいたします。

2 枠目の目 2 利子及び配当金1,899万8,000円の増額は、基金利子による増でございます。

117ページをお願いいたします。

目 1 不動産売払収入、節 1 土地売払収入5,110万円及び節 2 建物売払収入2,310万円の増額は、エコヴィレッジ旭の売却による増でございます。

2 枠目の目 9 教育費寄附金100万円の増額は、図書の購入を目的とした、きくちの泉こども文庫寄附金でございます。

4 枠目の目 1 財源調整基金繰入金2,562万円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

118ページをお願いいたします。

最下段の枠から次の119ページまでの款22市債につきましては、上下水道使用料納付書をクレジットカードやスマートフォン決済など、様々な方法で納付ができる地方統一QRコードに対応するためのシステム改修に対する、デジタル推進事業債の追加により水道事業への繰り出しを行うものや、辺地対策事業債及び過疎対策事業債の減額調整による公共施設等適正管理推進事業債への組替え、中学校体育館等への空調設置のための緊急防災・減災事業債の増額、予備費充用や流用にて早急に対応しておりました災害復旧に対する災害復旧事業債の増額など、全体で3,880万円の増額となっております。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

121ページをお願いします。

1 枠目の目11情報化推進費209万円の増額は、上下水道使用料納付書を地方統一QRコードへ対応させるためのシステム改修に対する水道事業会計への繰出金でございます。

同じく、目15安全対策費181万4,000円の増額は、老朽化したカーブミラー及び故障した防犯灯の修繕料でございます。

122ページをお願いいたします。

1 枠目の目 3 障がい者福祉費において、3 段目の自立支援給付費等事業のうち、

節19扶助費2,596万8,000円の増額は、補装具給付等事業費や介護給付事業費のサービス利用見込みの増によるものでございます。

同じく、最下段の障がい児通所給費等支援事業のうち、節19扶助費990万4,000円の増額は、児童分の介護給付事業費のサービス利用見込みの増によるものでございます。

125ページをお願いいたします。

1 枠目の目5 児童福祉施設費において、2 段目の私立保育園経費のうち、節22償還金利子及び割引料8,262万5,000円の増額は、昨年度交付されました私立保育園運営への国・県からの補助の清算による返納金でございます。

2 枠目の目2 扶助費の生活保護扶助費のうち、節19扶助費1,125万8,000円の増額は、救護施設入所者の増加に伴う施設委託事務費の増でございます。

127ページをお願いします。

1 枠目の目1 清掃総務費のうち、2 段目の一般廃棄物処理場監視経費791万8,000円の増額は、クリーンセンター跡地倉庫をごみ袋等の保管倉庫として使用するための改修工事費でございます。

129ページをお願いします。

最下段の枠の目1 都市計画総務費、次の130ページ最上段の民間宅地開発支援事業630万円の増額は、民間宅地開発補助金の補助対象件数が増加したことによるものでございます。

131ページをお願いいたします。

2 枠目の目1 学校管理費のうち、3 段目の小学校営繕工事194万7,000円の増額は、来年度より泗水西小学校の支援学級が増える予定であるため、既存の資料室を教室へ改修するための改修工事費でございます。

132ページをお願いします。

2 枠目の目1 学校管理費のうち、3 段目の中学校施設整備事業1,315万6,000円の増額は、中学校体育館等への空調設置のための設計委託料でございます。

それでは、100ページに戻っていただくようお願いいたします。

第2表、継続費補正でございます。

内容につきましては、鴨川公園板井線道路改良事業における旧菰入新橋の橋台撤去工事でございます。

国管理河川の護岸工事は、国が本市より受託し施工を行うことになっております。

令和8年度及び令和9年度の工事に向けて、国と協定を締結する必要があるため、継続費を設定するものでございます。

次に、101ページをお願いします。

第3表、繰越明許費でございます。

内容は、クリーンセンター跡地倉庫改修工事、松尾川整備事業及び中学校空調整備事業につきまして、来年度までの事業期間が必要であるため、今回3件の繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、102ページをお願いいたします。

第4表、債務負担行為補正でございます。

内容は、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者選定を行う必要がある業務など、今回、合計83件の設定を行うものでございます。

次に、111ページをお願いいたします。

第5表、地方債補正でございます。

歳入の市債で説明しましたものと同様の内容で、表記載のとおり、全体で3,880万円の増額となっております。

次に、145ページをお願いいたします。

議案第107号、令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

146ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から353万円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,207万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、県への国民健康保険事業費納付金の確定による減となっております。

148ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務につきまして、今回2件の設定を行うものでございます。

次に、157ページをお願いします。

議案第108号、令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

158ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に364万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,438万1,000円とするものです。

補正の主な内容につきましては、保険料過誤納還付金や、国・県支出金の返納金等による増額でございます。

160ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務につきまして、今回7件の設定を行うものでございます。

次に、167ページをお願いいたします。

議案第109号、令和7年度水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

168ページをお願いします。

今回の補正は、第2条におきまして、水道事業収益を209万円増額し、水道事業費用を289万3,000円増額するものでございます。

補正の内容は、水道事業収益につきましては、一般会計繰入金の増額を行うもの、水道事業費用につきましては、主に水源池電気料金の増加に伴い、原水及び浄水費を増額するものでございます。

次に、第3条の債務負担行為につきましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務につきまして、今回5件の設定を行うものでございます。

次に、第4条の企業債の変更につきましては、長期金利の上昇に伴い、企業債の利率を変更するもの、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、手当等の増額に伴い、職員給与費を35万7,000円増額するものでございます。

次に、177ページをお願いいたします。

議案第110号、令和7年度下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

178ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条におきまして、下水道事業費用を56万1,000円増額するものでございます。

補正の内容は、受益者負担金前納報奨金の増額及び企業債の利息の増額を行うものでございます。

次に、第3条の債務負担行為につきましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務につきまして、今回12件の設定を行うものでございます。

また、第4条の企業債の変更につきましては、長期金利の上昇に伴い、企業債の利率を変更するものでございます。

以上、議案第89号から議案第100号まで及び議案第106号から議案第110号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。



日程第6 議案第111号から議案第113号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第6、議案第111号から議案第113号までの3案件を一括議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第111号から議案第113号までは、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在、本市の区域におきましては、14人の委員の方々が、法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事されております。

その中で、令和8年3月31日をもって3年間の任期が満了する委員の後任の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありましたので、人権擁護委員法の規定により、次期委員の推薦に当たって、議会の意見を求めるものでございます。

それぞれの方々の経歴につきましては、各議案に記載のとおりでございます。

推薦に当たっては、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、議案第111号の菊池市七城町の宇野木康子さんを再度委員として推薦いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

また、議案第112号の菊池市旭志の東洋子さん、及び、議案第113号の菊池市泗水町の工藤信也さんを新たに推薦いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第111号から議案第113号までは、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決

定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、1議案ずつ、起立により行います。

お諮りします。最初に、議案第111号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第111号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、議案第112号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第112号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、議案第113号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第113号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第114号から議案第127号まで一括上程・説明

○水上隆光 議長 次に、日程第7、議案第114号から議案第127号までの14案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第114号は、辺地総合整備計画の変更に伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第115号は、財産の譲渡に伴い、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第116号から議案第120号までは、財産の無償譲渡に伴い、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第121号から議案第125号までは、それぞれ、公の施設の指定管理者の指定に伴い、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第126号は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更に伴い、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第127号は、市道路線の認定に伴い、道路法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、提案をいたします議案第114号から議案第127号までにつきまして、一括して御説明をいたします。

議案書その1をお願いします。

議案書その1の65ページでございます。

画面表示はできておりますでしょうか。

議案第114号、辺地総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、竜門ダム周辺整備事業及び道路改良事業の追加に伴い、計画を変更するに当たり、議会の議決をお願いするもので、66ページから69ページまでが、変更する各辺地の総合整備計画書でございます。

次に、71ページをお願いいたします。

議案第115号、財産の譲渡については、エコヴィレッジ旭の譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市旭志麓の土地及び建物でございます。

土地の地番・地目、建物の名称・構造は、記載のとおりでございます。

土地の面積、建物の床面積及び譲渡価格につきましては、土地が、1万8,332.94平方メートル、価格は、5,110万円、建物が、1,067.95平方メートル、価格は、2,310万円、土地と建物を合わせた譲渡価格の総額は、7,420万円、処分の相手方は、

菊池森林組合でございます。

なお、譲渡に関する仮契約を相手方と10月31日に締結いたしております。

次に、73ページの議案第116号から81ページの議案第120号までは、公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づき、関係する地元行政区に対し財産の無償譲渡を行うものでございます。

73ページをお願いします。

議案第116号は、菊池市北古閑集会所の譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市西寺の建物でございます。

建物の名称・所在・構造・床面積は、記載のとおりでございます。

譲渡の相手方は、認可地縁団体の北古閑区自治会でございます。

次に、75ページをお願いいたします。

議案第117号につきましては、菊池市中西寺集会所の譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市西寺の土地及び建物でございます。

土地の所在・地番・地目・面積及び建物の名称・所在・構造・床面積は、記載のとおりでございます。

譲渡の相手方は、認可地縁団体の中西寺区でございます。

次に、77ページをお願いします。

議案第118号は、菊池市大琳寺集会所の譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市大琳寺の土地及び建物でございます。

土地の所在・地番・地目・面積及び建物の名称・所在・構造・床面積は、記載のとおりでございます。

譲渡の相手方は、認可地縁団体の大琳寺区自治会でございます。

次に、79ページをお願いいたします。

議案第119号は、菊池市野間口集会所の譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市野間口の土地及び建物でございます。

土地の所在・地番・地目・面積及び建物の名称・所在・構造・床面積は、記載のとおりでございます。

譲渡の相手方は、認可地縁団体の野間口自治会でございます。

次に、81ページをお願いいたします。

議案第120号は、菊池市泗水町永南納骨堂の譲渡につきまして、議会の議決をお

願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市泗水町永の土地及び建物でございまして、土地の所在・地番・地目・面積及び建物の名称・所在・構造・床面積は、記載のとおりでございます。

譲渡の相手方は、認可地縁団体の永南区でございます。

次に、83ページをお願いします。

議案第121号から89ページの議案第125号までの5議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

83ページの議案第121号が、菊池市旭志大迫集会所、議案第122号が、菊池市泗水永南集会所、85ページの議案第123号が、菊池市菊之池小学校区第2児童育成クラブ、87ページの議案第124号が、菊池市ふれあい交流センター、89ページの議案第125号が、菊池市総合体育館、以上、5施設の指定管理者の指定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

指定しようとする団体及び指定の期間は、それぞれ議案に記載のとおりでございます。

次に、91ページをお願いいたします。

議案第126号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

熊本県市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和8年4月1日をもって本市が脱退することに伴う改正でございます。

なお、この規約は、令和8年4月1日から施行することとし、熊本県市町村総合事務組合を組織する関係市町村等で同文議決を行うものでございます。

次に、93ページをお願いいたします。

議案第127号、市道路線の認定については、市道路線の認定について、道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、94ページ及び95ページが認定する路線及び位置図でございます。

以上、議案第114号から議案第127号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第8 報告第34号及び報告第35号一括上程・報告・質疑

○水上隆光 議長 次に、日程第8、報告第34号及び報告第35号の2案件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、報告第34号及び報告第35号につきまして、一括して御説明をいたします。

議案書その1の97ページをお願いします。

画面の表示はできておりますでしょうか。

報告第34号及び報告第35号の専決処分の報告については、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

まず、報告第34号、専決処分の報告については、98ページが専決第22号専決処分書で、市道の管理瑕疵による損害賠償額の決定について、令和7年10月20日に専決処分をしたものでございます。

事故発生日が、令和7年8月21日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道平桜ヶ水線において、相手方車両が大雨により外れたと考えられる路肩の側溝蓋に接触し、左側前輪のタイヤを損傷する損害を与えたものでございます。

市の過失割合は50%、損害賠償の額は、3,630円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、99ページをお願いいたします。

報告第35号、専決処分の報告については、100ページが専決第24号専決処分書で、除草作業中の事故による損害賠償額の決定について、令和7年11月13日に専決処分をしたものでございます。

事故発生日が、令和7年10月24日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、本市職員が、市道田島住吉線の除草作業を行っていた際に、草刈機で石をはね、相手方車両の右後方ガラスを破損する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、16万6,001円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第34号、第35号の報告とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○
日程第9 議員の派遣について

○水上隆光 議長 次に、日程第9、議員の派遣についてを議題とします。

議員派遣については、会議規則第167条の規定によって、お手元に配付しているとおりです。

議員派遣については、派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る12月2日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、11月27日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午前11時45分

第 2 号

12 月 2 日

令和7年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

令和7年12月2日（火曜日）午前10時開議

第1 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 委員会付託

出席議員（18名）

1番	城	太志郎
2番	欠	員
3番	安武	睦夫
4番	稲継	智康
5番	古田	浩敏
6番	島	春代
7番	大山	宝治
8番	田中	教之
9番	福島	英徳
10番	緒方	哲郎
11番	後藤	英夫
12番	東	奈津子
13番	水上	隆光
14番	猿渡	美智子
15番	荒木	崇之
16番	工藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸元
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也

欠席議員（1名）

18番 泉田 栄一朗

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	藤 井 一 恵
政策企画部長	宇野木 浩 二
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	高 島 英 輔
健康福祉部長	古 吉 京 子
経 済 部 長	松 永 哲 也
建 設 部 長	久 川 知 己
七 城 支 所 長	田 代 誠 士
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	中 原 親 弘
財 政 課 長	上 野 重 智
総務部次長兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	稲 葉 一 郎
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	前 川 幸 輝
農業委員会事務局長	古 田 十 咲
水 道 局 長	田 代 誠 也
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	松 原 憲 一
事 務 局 課 長	高 山 賢 一
議 会 係 長	西 住 剛
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、御起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 委員会付託

○水上隆光 議長 次に、日程第1、委員会付託を行います。

議案第89号から議案第100号まで、議案第106号から議案第110号まで、及び議案第114号から議案第127号までについては、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

令和7年第4回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第89号	菊池市長等政治倫理条例の制定について
	議案第90号	菊池市集会所条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第114号	辺地総合整備計画の変更について
	議案第116号	財産の無償譲渡について
	議案第117号	財産の無償譲渡について
	議案第118号	財産の無償譲渡について
	議案第119号	財産の無償譲渡について
	議案第120号	財産の無償譲渡について
	議案第121号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市旭志大迫集会所)

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第122号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水永南集会所)
	議案第125号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市総合体育館)
	議案第126号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び 規約の一部変更について
福祉厚生 常任委員会	議案第 91 号	菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の 一部を改正する条例の制定について
	議案第 92 号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第93号	菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の制定について
	議案第 94 号	菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 95 号	菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて
	議案第 96 号	菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 97 号	菊池市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例 の制定について
	議案第123号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊之池小学校区第2児童育成クラブ)
経済建設 常任委員会	議案第 98 号	菊池市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
	議案第 99 号	菊池市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定につ いて
	議案第100号	菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例等の一 部を改正する条例の制定について
	議案第115号	財産の譲渡について
	議案第124号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市ふれあい交流センター)
	議案第127号	市道路線の認定について

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会	議案第106号	令和7年度菊池市一般会計補正予算（第10号）
	議案第107号	令和7年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第108号	令和7年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第109号	令和7年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）
	議案第110号	令和7年度菊池市下水道事業会計補正予算（第3号）

○水上隆光 議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日、12月3日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○
散会 午前10時01分

第 3 号

12 月 3 日

令和7年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

令和7年12月3日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（18名）

1番	城	太志郎
2番	欠	員
3番	安武	睦夫
4番	稲継	智康
5番	古田	浩敏
6番	島	春代
7番	大山	宝治
8番	田中	教之
10番	緒方	哲郎
11番	後藤	英夫
12番	東	奈津子
13番	水上	隆光
14番	猿渡	美智子
15番	荒木	崇之
16番	工藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸元
18番	泉田	栄一朗
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也

欠席議員（1名）

9番 福島英徳

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	藤 井 一 恵
政策企画部長	宇野木 浩 二
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	高 島 英 輔
健康福祉部長	古 吉 京 子
経 済 部 長	松 永 哲 也
建 設 部 長	久 川 知 己
七 城 支 所 長	田 代 誠 士
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	中 原 親 弘
財 政 課 長	上 野 重 智
総務部次長兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	稲 葉 一 郎
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	前 川 幸 輝
農業委員会事務局長	古 田 十 咲
水 道 局 長	田 代 誠 也
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	松 原 憲 一
事 務 局 課 長	高 山 賢 一
議 会 係 長	西 住 剛
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、御起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方は御起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、後藤英夫議員。

[登壇]

○11番 後藤英夫 議員 改めまして、おはようございます。議席番号11番、後藤英夫です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日は、トップバッターですので、気合を入れて、元気を出して質問してまいりたいと思います。

今回の質問事項は、1問目は、本市の学校区について、それから、2番目は、更生保護活動や立ち直り支援等について、順番に質問してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、今回から一問一答方式での質問形式になります。質問の要旨、趣旨や目的まで期間内に通告しておりますので、答弁のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、1番目、本市の学校区について質問します。

質問に際し、その経緯と目的を述べます。

近年の気象現象は、地球温暖化の影響で気温の上昇、猛暑日の増加、そして、大雨や短期間強雨の頻度と強度の増加といった異常気象の頻発と激化が顕著になっていいます。また、国は、豪雨災害等の頻発化、激甚化が予想される現状は、気候危機であるとの認識を示しています。

そういった状況では、子どもたちはなるべく近い学校に通学するのが最も安全ではないでしょうか。子どもたちがより安全に通学できるようになること、さらには、保護者も安心して学校に通わせることができるように、子育て世代の方々の安心のために質問いたします。

また、学校区の適正化により、子育て世帯の移住定住につながればと思います。

異常気象は、児童生徒の通学に大きな影響を及ぼします。そのため、安全確保のために学校や家庭での連携した対応が必要不可欠です。猛暑の中でも通学は熱中症のリスクを高めます。また、大雨のときは視界が悪くなり、フードをかぶったり、傘を差したりすることで、周囲の音が聞こえづらくなるなど、一層の注意が必要です。また、本市の道路には、崩れやすいのり面や蓋のない用水路などが多く見受けられます。大雨の際はもちろんですが、雨の上がった後も注意が必要です。

このように、子どもたちを取り巻く環境はますます厳しくなる中、市民から子どもの人権に対する意見がありました。それは大人たちの都合だけで、子どもたちを最寄りの学校に通わせられないのは疑問である。子どもの人権をもっと考えるべきといった意見でした。

子どもは守られ、学び、健やかに成長、発達する権利があります。子どもの権利を保障するのは、社会と我々大人の役割です。最も尊重されるのは子どもの安全だと考えます。最寄りの学校に通うことは、確かに安全につながることだと私も思いました。

今回は、小学校に関する市民の意見でしたので、主に小学校の学校区についての答弁をお願いしたいと思います。

本市の学校区は、菊池市教育委員会が通学距離だけでなく、道路や地理的要因、歴史的背景、行政区分などを総合的に考慮して、決定、指定していることと思います。校区によっては、前回の指定から数年がたつように思われます。その間、市町村の合併が行われ、各市で人口動向が顕在化し、最近ではT SMC等の進出を背景に、地域の開発を促進するため、本市によるゾーニングも行っています。

そんな中、本市の教育委員会は、学校区等について、どのように考えているのでしょうか。学校区の適正化には、従来までの視点に加え、さきに述べました異常気象による猛暑、それから急に降り出す大雨なども考慮する必要があると考えます。

要旨1の質問ですが、現在学校区に関する考えを教えてください。また、取組や課題があれば教えてください。

学校区について、私を含めあまり知らない市民の皆さんも多いです。それから学校区の関係で御苦勞されてきた市民も大勢いらっしゃいます。これまでの経緯を含め、詳しく教えてください。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、改めまして、おはようございます。それでは、後藤議員の学校区に関するこれまでの経緯、課題、取組はということでございます。

まず、菊池市内の小学校10校、中学校5校の学区は、菊池市立小中学校通学区に関する規則に基づき、定められております。

学校は、昭和の合併以前に建設されたものが多く、当時の旧町村の範囲が学区として残っており、昭和の合併後、幾つかの地域では再編が行われています。

なお、平成の合併後では、これまでに2回、学校規模適正化に伴う再編を行っております。

1回目は、複式学級の解消を目的として、市の附属機関である菊池市学校規模適正化審議会へ諮問し、当時の龍門小学校・迫水小学校・水源小学校を菊池北小学校へ編入、河原小学校を隈府小学校へ編入するとの答申を受け、関係者との合意形成後、平成25年4月1日より実施しております。

2回目は、中学校通学区の見直しを目的として、当時、隈府小学校区域の一部の児童は菊池北中学校へ進学する状況になっておりましたが、議会への請願や教育委員会への多くの要望書を受けて審議会へ諮問し、隈府小学校の全ての児童の中学校通学区は菊池南中学校とするとの答申を受け、関係者との合意形成後、平成28年4月1日より実施しております。

学区に関する課題としましては、児童生徒数の減少により複式学級が発生していることとございます。さきに述べましたとおり、複式学級の解消のため、学校再編を行った経緯がございます。

また、通学距離も課題として挙げられます。学校同士の距離が近い地域があるため、児童生徒の住所地によっては、指定された学校よりも、隣接する学校のほうが距離が近いという状況にあります。議員御指摘のとおり、通学距離が長いことで、大雨や熱中症などの天候による影響や交通事故の危険性が高まることも考えられます。

これらの課題に対して、現在、審議会へ学校規模及び通学区の適正化について諮問しておりますので、今後は協議が進められていくところでございます。

審議会の開催状況につきましては、令和7年9月17日（後に発言の申出があり、「令和7年9月17日」を「令和7年9月19日」へ訂正）に第1回の審議会を開催しております。現在の課題等について、状況説明を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。

ただいま、私が本年第1回の審議会の開催日を「令和7年9月17日」と申しましたが、正式には「19日」の間違いでございました。おわびして、訂正いたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○11番 後藤英夫 議員 現在の状況と将来の見通しが、ある程度、理解できました。

それでは、再質問したいと思います。

学校再編計画等により、そういった計画には多面的な検討が必要だと思います。様々な角度から検討していく必要があると思いますが、各行政区の区長さんや、保護者の意見はどのように反映されるのでしょうか、答弁をお願いします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、お答えいたします。

審議会では、専門的知見などから多角的に学校規模適正化に関する調査審議を行えるように、各地域の代表区長・各地域の児童生徒の保護者代表・小中学校の代表・学識経験者・行政が一体となった組織として、19名の委員で構成されておりますので、地域や保護者の意見が反映されるようになっております。まずは審議会において丁寧に調査審議を行いながら進めていただきたいと思います。

また、審議会からの答申の結果を受け、必要に応じた意見集約や説明会等の実施について検討したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○11番 後藤英夫 議員 学校再編計画に行政区や保護者の意見が反映され、しっかりと合意形成が図られますようよろしくお願いいたします。

学校区が変わる場合の保護者の考えと学校の対応、つまり、移行期間について、再々質問をいたします。

前回の学校再編では、菊池南中学校と菊池北中学校の再編があったかと思います。そのときの移行期間の対応を考慮して質問しますが、現在通っている学校があれば、そのまま卒業まで通っても、最寄りの指定された学校に転校しても、どちらでもいいのでしょうか。

また、兄弟姉妹で同じ学校を卒業したいと願う子どもたちもいると思います。その場合は、入学前でも兄や姉と同じ学校に通うことができるのでしょうか。子どもたちの学校での友達との関係や、入学した学校への思いなど、大切なことがたくさんあるかもしれません。

また、保護者は制服や持ち物等を新たに購入しなくてはならない負担もあると思います。

答弁をお願いします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長　それでは、御質問にお答えいたします。

議員が御質問されるような状況になる場合には、これまでの事例から考えますと、一定の移行期間を設けることを検討することとなると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長　後藤英夫議員。

[登壇]

○11番 後藤英夫 議員　移行期間については、保護者への十分な配慮と、児童の学校への思いを考慮していただきたいと思います。

今後、学校規模適正化審議会を開催し、その結果を考慮しながら、計画を進めていくとの答弁でしたが、今後の予定が分かれば教えてください。

また、学校区の適正化などに関する基本的な考え方を整理した基本計画、その後、具体的な個別の学校区をどうするかという実施計画を策定することになるかとは思いますが、実施期間などの計画があれば教えてください。

○水上隆光 議長　前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長　それでは、御質問にお答えいたします。

審議会につきましては、令和7年度中に計4回の開催を経て答申をいただく計画でございます。

今後、審議会からの答申が出た際には、学校規模適正化に関する考え方や具体的な内容について、適切な時期に、関係者の皆様へお知らせする必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長　後藤英夫議員。

[登壇]

○11番 後藤英夫 議員　また来年も暑い夏がやって来るでしょう。それから大雨も降ることと思います。積極的な推進、それからスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

繰り返しになりますが、保護者、行政区の意見を取り入れながら、しっかりと進めていただきたいと思います。

続きまして、要旨の2問目、スクールバス導入拡大について質問します。

まず、本市のスクールバス利用基準、それから、利用状況をお示してください。それから、距離条件はどのように決定しているのでしょうか。スクールバスの利用拡大する予定や考えはないか、お尋ねします。

○水上隆光 議長　前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、スクールバスに関する御質問にお答えいたします。

本年9月30日時点の運行状況は、スクールバスが8路線、スクールタクシーが4路線運行しております。

学校は、菊池北小学校、菊池北中学校、隈府小学校、旭志小学校、七城小学校の5つで合計128名の児童生徒が申請の上利用しております。

利用の規定は、菊池市スクールバス及びスクールタクシー運行に関する要綱に基づき利用基準を定めております。

通学に関する基準は、遠距離通学生が通学するとき、及び学校長が特に必要と判断し、教育委員会が認め、許可したときと定めております。

遠距離通学生の距離は、小学生では片道4キロメートル以上、中学生は片道6キロメートル以上で、国のへき地児童生徒援助費等補助金の補助基準を参考として定めております。

現時点では、利用条件の緩和や路線拡大の予定はございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○11番 後藤英夫 議員 スクールバスの利用に当たっては、小学生は4キロより遠い、中学生は6キロよりも遠いと。家から学校までの距離に条件があるということですが、それを夏の猛暑期間だけでも、距離条件を緩和することはできないのでしょうか。

特に、小学生の4キロより遠いという条件はかなり苛酷と感じます。ふだん自動車で移動している我々大人の感覚では、猛暑の日に4キロの道のりを歩くなど、まず考えられません。

また、通学環境についても、本市は坂道が多く、また日よけになる遮蔽物も少なく、安全性と疲労度について心配します。

このような観点から、通学環境の厳しい地域は、適宜の判断により、バス乗車を認めてあげたほうがよいと考えますが、教育委員会の見解を教えてください。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。

通学距離が小学生4キロメートル未満であっても、学校長が必要と判断し、教育委員会が認め、許可したときは、利用を認めている事例がございます。

しかしながら、新規路線や路線の拡大については、多額の予算がかかることから、

個々の状況だけではなく、同じ地域で必要な児童生徒が一定程度いる場合、路線の検討をすることとしております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○11番 後藤英夫 議員 現在の教育委員会の考えは分かりました。猛暑の日は、学校で児童の様子を注視していただき、必要な際は、ぜひバス乗車を認めてあげてください。

私は隈府小学校に通っておりましたが、袈裟尾区、稗方区、堀切区はとても遠く、坂道が続き、通学している友達は毎日大変な思いをしていました。

現在、猛暑の中、幼い児童が重いランドセルを背負い、通学するのはとても心配だと地元の城議員も常々考えておられることでしょう。

引き続き、調査研究をよろしくお願いいたします。

続きまして、要旨の3問目、学校区と行政区についてを質問します。

学校区を行政区ではなく、距離に応じて変更すれば、同じ行政区の中で違う小学校に通うところも出てきます。そういう場合、行政区での行事やお祭りなどのイベントに、学校区の垣根を越えて参加することは可能でしょうか。また、子どもたち同士の行政区区域内での交流は、移動は可能でしょうか。

私は、違う学校に通っても、行政区のイベントや行事、そういうことに積極的に参加するのが望ましいと考えますが、市長の見解をお願いします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。学校区と行政区の関係について、見解を述べよという趣旨の御質問でございました。

言うまでもなく、子どもたちは地域の宝でございます。子どもたちの健全な育成というものを地域全体で図りたいというのは、私たちの共通の願いであろうかというふうに考えております。

児童生徒のみならず、地域住民の方が一体となって様々な行事に取り組みれるということは、地域の活性化につながりますし、それが元となって、郷土愛を育む機会にもつながるというふうに考えております。

行政区や学校区の区別なく、児童生徒や地域住民の方々が交流されるということは、もう大いに歓迎することでありますので、様々な機会を活用してお声かけをいただきまして、地域を盛り上げていただければというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○11番 後藤英夫 議員 私は大琳寺区で育ちましたので、大琳寺区での現在の様子を聞いていただき、学校区に関連した範囲で、より深掘りした質問をしたいと思えます。

大琳寺区では、現在、学校区が菊之池校区と隈府校区に分かれています。大琳寺区には九儀山大琳寺観音堂があり、私が小学生の頃は一番の遊び場でした。毎週日曜日には区内の多くの子どもたちが集まり、清掃を行い、その後、みんなで遊んでいました。また、夏休みには朝からラジオ体操をしておりました。子どもながらに地元を思う気持ちが育ち、地域交流とコミュニケーションが深まったと思います。

今現在は、大琳寺観音堂で子どもたちによる清掃やラジオ体操は行われておらず、子どもの姿はほとんど見られません。私は大琳寺区の子どもたちが、大琳寺観音堂で夏休みにラジオ体操を行うことや、清掃活動をするについては、学校区を問わず、積極的に参加してほしいと思っています。大琳寺区に限らず、類似の状況であれば、行政区内のコミュニティに積極的に参加すべきと考えますが、教育長の見解をお願いします。先ほど市長への質問と重複する点はあるかと思いますが、よろしくをお願いします。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいまの議員の御質問にお答えします。

地域行事等に、誰を参加するかの判断は地域が行うものでありますし、参加するかどうかは個人の判断であるというふうに考えております。

同じ行政区に住みながら、違う学校に通っている場合であっても、児童生徒や地域住民の交流は大事にされるべきであり、必要であるというふうに考えております。ですので、積極的に参加していただきたいというふうに考えております。

教育委員会としましても、今後も、子どもたちが郷土を愛する心を育むために、地域の方々と交流できる機会をつくっていききたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○11番 後藤英夫 議員 ありがとうございます。このことについては、地元の稲継議員も大変心配しておりましたので、引き続き、子どもたちを温かく見守ってい

たきますようよろしくお願い申し上げます。

今回、学校区について質問しましたが、子どもたちの安全・安心を最優先し、それから、各行政区の子どもたちの地元を愛する気持ちを育むことも忘れずに、そして、保護者との合意形成に努めながら、速やかに取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

質問事項2番目は、更生保護活動や立ち直り支援等について、質問いたします。

この質問の経緯と目的は、保護司の不安や将来の成り手不足を解消し、地域の皆様の御協力の下、再犯を防止し、立ち直りを支援し、社会を明るくすることです。

質問の前に、保護司の仕事や背景について、それから、地域の保護司会の現状と課題について、簡単に説明しておきます。

保護司とは、刑務所や少年院を出て、保護観察中の方の更生を支援する民間ボランティアで、法務大臣が委嘱する非常勤の国家公務員です。全国に約4万7,000人が保護司として活動しています。

仕事としては、月に数回、保護観察中の方と面談して、生活面での悩みを聞くほか、地域社会に受け入れるような仕事の紹介など、関係者との調整も行っております。

さらに、街頭での啓発や広報、市民向け講演会など、活動は多岐にわたり、国の保護観察官と協働し活動しています。地域に欠かせない存在と言えます。

それから、報道などで御存じだと思いますが、昨年5月、滋賀県大津市で保護司が対象者と自宅で面談中に殺害されるという痛ましい事件が起きました。この事件の後の法務省の保護司制度に関する有識者検討会は、これまでの安全対策を議題の中心に据えず、ただ温かみのある環境での面会が望ましいとの考えでありましたが、今後は、常に事件を念頭に置いた再発防止を練ることになったとのこと。

保護司の活動では、法務省が主張する、毎年7月、全国的に展開される社会を明るくする運動に関連し、強化月間に合わせて、保護司の犯罪予防推進活動として、社会を明るくする運動街頭啓発を市内大型店舗6か所で啓発活動を行っており、市民の方々に、非行少年の立ち直りに理解を求めるとともに、犯罪のない安全・安心な社会づくりに協力をお願いしているところです。

また、今年の7月には、社会を明るくする運動推進委員会では、菊池市集会を泗水ホールで開催し、犯罪予防活動に努めているところです。

次に、保護司会組織についてですが、熊本県には16保護区があります。それぞれの保護区に地区更生保護サポートセンターが設置されています。菊池地区には、菊池、大津、合志と、それぞれ分会があります。

菊池地区保護司会においては、菊池市役所の泗水支所2階の会議室を使用しています。菊池地区保護司会の菊池分会は、令和7年12月末で定員30名のところ、26名で活動しています。

サポートセンターは、保護司活動の拠点となっており、ここでは保護司の処遇、活動の支援、地域支援のネットワーク構築、地域に根差した犯罪予防、非行防止活動の推進、地域への更生保護活動に関する情報提供に努めています。

一方、菊池分会においては、組織活動として、保護司が各機能部会、これは総務、犯罪予防、研修、広報といった部会ですが、事業計画に沿って、犯罪のない安心・安全な地域社会の実現に向けて、犯罪予防活動を推進しています。

本市では、以前から中央公民館等で面接できるような仕組みをつくっていただいております。保護司から便利で安全面からもよいとの声が上がっています。こうした保護司の安全を確保するという取組をいち早くしていただいたこと、高く評価いたします。

それから、社会を明るくする運動に関しての事務局は生涯学習課が担当されていますが、保護司の先生には、そのことに大変感謝しております。

本市は、第4期菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しています。これは令和6年度から5年間の計画期間とするものです。この計画に沿って、自助・互助・共助・公助の観点から、そして、ともにつながり支え合い、誰もが安心して暮らせる菊池を目指すため、各種施策を積極的に進めると私も考えます。

この計画書には、犯罪防止に関する取組について記載しており、菊池市再犯防止推進計画として、犯罪や非行が繰り返されない、安心・安全な地域づくりに努めるとなっております。また、計画書には、防犯、交通安全の推進といった項目があります。項目の中に、行政が取り組むというところの記載があり、確認の意味もあり、質問することにしました。

本来は、要旨をまとめて1回で質問するところですが、今回から一問一答方式となりますので、せっかくですから、1問ずつ、その項目について質問していきます。

それでは、要旨の1問目、再犯防止について、本市の考えを質問します。

再犯防止については、保護司の先生方と連携しながら取り組むことになろうかと思いますが、本市の考えをお願いします。

それから、保護司の先生方が再犯防止等の連携について、相談や意見がある場合、どの部署に相談すればいいのでしょうか。担当部署や担当課もお願いします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、再犯防止に対する本市の考えをまずお答えいたし

ます。

再犯防止活動は、罪を犯した人の立ち直りを支えるとともに、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な社会づくりにつながる、大切な活動であると考えております。

また、こうした活動は行政のみでは進めることはできません。

地域の皆様の理解と協力が必要不可欠であり、安全・安心な地域づくりに率先して取り組んでいただいている、保護司の皆様は地域の貴重な存在であると認識しております。

今後も連携して活動を推進してまいりたいと思います。

次に、担当部署や担当課についてお答えいたします。

再犯防止に関する周知啓発については生涯学習課、就労や住まいに関することなど、様々な課題に対する必要な支援につきましては、庁内各担当部署にて対応しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○11番 後藤英夫 議員 今後ともしっかりと保護司の先生や保護司会と連携して、再犯のないまちづくりをともに目指していただきたいと思います。

次に、要旨2問目ですが、地域の理解促進や、更生保護活動に対する取組や課題について、見解をお願いします。

また、こちらについても、関連した相談や意見がある場合、担当部署や担当課をお願いします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、本市の取組と課題についてお答えいたします。

まず、本市の取組としましては、毎年7月を社会を明るくする運動強調月間として、様々な取組を行っております。

取組の1つである、菊池市集会では、小中高生の作文発表や運動に対する市民の皆様の理解を深めるための記念講演を実施しており、犯罪や非行のない地域社会づくりや、犯罪や非行をした人の立ち直りについて考える機会となっています。

集会の参加者からは「作文発表がすばらしかった。考えさせられる内容だった。」「自分や地域を見詰め直すよい機会となった。」などの声をいただいております。

集会以外にも、各行政区でののぼり旗の設置であったり、協力金の依頼、先ほど議員御案内の市内6施設での啓発グッズの配布による、運動への理解と協力の呼び

かけなどを行っております。

次に、更生保護活動の支援としましては、保護司会や更生保護女性会に対して、補助金を支出して活動の支援を行っているほか、保護観察面談の場所として、先ほど御紹介がありました、中央・七城・旭志・泗水の4つの公民館の会議室を無料で御利用いただいております。

最後に、課題としましては、菊池市集会への参加者数が減少傾向にあることを踏まえ、今後、より多くの市民の皆様へ活動に御協力いただき、趣旨の御理解をいただけるよう取り組んでいくことが大切だと考えております。

なお、こちらも担当課は生涯学習課でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○11番 後藤英夫 議員 本市の協力については理解できました。

生涯学習課の対応を見ていると、一生懸命やっておられますし、保護司の皆さんも大変感謝しております。引き続きの御協力をお願いします。

さて、保護司が保護観察中の人と面会する場合は、相手がリラックスできる環境が重要であるため、自宅で1対1が基本という考えが主流です。実際に保護司の自宅での面談が大半を占めています。

ところが、このような中で、新規に保護司の委嘱を受けようとする方は、自宅を面会場所として開放する場合の安全やプライバシーを考えると、家族の理解を得ることが難しくなってきています。保護司が安全に活動できる環境を整える上で、自宅以外で使用可能な面接場所を確保することが重要です。

本市が率先して市有施設を面談場所として提供することにより、安全性の確保を支援することも先ほど紹介がありましたけども、そういうことを拡大することも大事かと思えます。

先ほど市内4か所の公民館の会議室利用について答弁いただきましたが、夜間や休日の利用も踏まえ、さらに市有施設を利用拡大する考えはありませんか、本市の考えをお伺いします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 議員もおっしゃいましたように、先ほど答弁しましたように、面談場所として4つの公民館を無料で御提供しており、これも犯罪、非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くために、精力的に活動いただいている保護司の皆様への支援の一部であると、まず考えております。

今後も、面談場所等についての御意見や御相談がございましたら、できる限り対応してまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○11番 後藤英夫 議員 相談があれば、さらに拡大を考えていくという温かいお言葉をいただきまして、ありがとうございました。

次に、要旨の3問目ですが、立ち直り支援としての就労支援や、専門的な相談支援の提供と、第4期菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画に記載されていたので、その状況についてお尋ねいたします。

ここも同じく、担当部署や担当課があれば答弁をお願いします。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。ただいまの御質問についてお答えいたします。

現在、本市では、更生保護に基づく立ち直り支援に特化した窓口は設置しておりませんが、市民全体を対象として困窮や障がい、高齢など、個別に必要なとされる内容に応じて相談や支援を各担当課、またはチームとして対応しているところでございます。

立ち直り支援を必要とする方の相談に対しましては、保護司の皆様と連携し支援を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○11番 後藤英夫 議員 立ち直りに特化した窓口はないが、市民全体を対象として対応しているとの答弁で、一応は理解いたしました。

犯罪や非行を犯した人が、犯罪をせずに生活していくためには、就労や住まいの環境確保など、継続的な支援を受けられる体制を整え、地域社会での理解、協力の下で、自立更生を援助する更生保護活動が重要です。

出所者等の就労の確保は、再犯を防止するために重要です。就労サポート事業等への支援を実施することや、事業者に対してソーシャルファームや、協力雇用主への支援を紹介するなどの対策も考えられます。

繰り返しになりますが、保護司は社会奉仕の精神を持って、犯罪や非行から立ち直ろうとしている方々の生きづらさに寄り添い、犯罪の予防や再犯防止に懸命に努

力されておられます。熱心に活動する保護司は、地域にとって大切な存在であります。非常勤の国家公務員ではありますが、市民による、市民のためを思う、また、明るい未来をともに築きたいと願うボランティア活動です。

保護司の不安解消や将来の成り手不足を解消するのは、本来、国の事務なのかもしれませんが、果たして、それだけでいいのでしょうか。犯罪防止には地域みんなで支え合う姿勢が大切なことだと私は考えます。次期地域福祉計画の中に包含する形で、再犯防止推進計画の検討を進めるべきだと考えます。保護司の人材確保、活動環境の整備や、出所者が社会的に孤立することを防ぎ、社会復帰をするための支援について、より明確に計画の中に位置づける必要があると考えます。

最後に、毎年7月は社会を明るくする運動の強化月間です。再犯防止啓発月間でございます。今年の7月は少し寂しい状態でした。ぜひ来年は、この場にいらっしゃる皆様全員で参加していただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、後藤英夫議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時48分

再開 午前10時55分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 皆様、こんにちは。公明党の泉田栄一朗でございます。

今回の質問は、今まで質問をした中の内容を確認をすることと、さらには、それを発展的にできないかという質問をさせていただきます。

まず最初に、歴史文化資料館の取組についてでございます。

菊池市の歴史や、それにまつわる民俗、文化を展示できるよう、資料館を造るべきであるという質問を以前からさせていただいておりました。今回で3回目となります。私の肝煎りの提案ですので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

繰り返しになると思ひますが、私は今まで、菊池一族と西郷隆盛のルーツをたどり、西郷隆盛の子孫が七城町の西郷区に縁があるということから、西郷隆盛つながりで龍郷町とさつま町、そして台湾宜蘭市まで発展し、交流を深めてまいりました。

また、文教菊池の基礎を築いた渋江家や木下韓村についても質問をしましたが、知れば知るほど、菊池の歴史がいかに壮大であり、どこよりも私たち市民が誇りに

すべきであるということに至りました。

この質問は、平成29年と30年に2回続けて質問をしております。そのときの答弁は、民俗資料は、まちかど資料館と泗水公民館に紹介してある。また保管してあります。また、中世の菊池一族関連の甲冑や掛け軸は、菊池神社で紹介してあります。また、菊池川流域の自治体が「米作り、二千年にわたる大地の記憶」をテーマに、日本遺産に認定されたことを受けて、ホームページやSNS、広報紙などで紹介してあるという御紹介であり、答弁でありました。それで資料館の建設までには至っておりません。

そこで、菊池一族を先祖に持つ方々の中には、刀や掛け軸、古文書などを持っておられる方がおられます。かつては文教菊池の流れをくむ木下鞆村や、梅里の重要な古文書を菊池に資料館がないために、熊本市に寄贈されたという話も聞いております。この流れは大きな損失であると思っております。今は海外の方のそういうコレクターがおられ、それを買い求めておられるということも聞いております。

本市でも、個人が持っている歴史的資料の散逸を防ぐために努力していただいています。また、かつて菊池一族と延寿鍛冶展を開催したり、全国の菊池さんの集いを開催したりと、いろいろな取組をされていることは知っております。壮大な歴史を持つ菊池だからこそ、現在分散している民俗資料や菊池一族関連の品々を集約して、資料館を建設していくことを提案したいと再度思います。

そこで、菊池の正しい歴史と精神と文化の継承を市内外に継承し、あわせて、温泉、美しい自然、おいしい食べ物、食材をアピールすることで、観光や経済効果につながると確信します。

再度質問をします。

資料館を建設する考えはありませんか。お願いします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、議員の御質問にお答えいたします。

現在、公民館以外の市内各所に分散して保管している、発掘調査の出土遺物、民具等に関しては、野間口にありますが「しめじ生産施設」（後に発言の申出があり、「しめじ生産施設」を「しめじ茸生産施設」へ訂正）を埋蔵文化財の収蔵施設として改修し、展示する予定でございます。

そのほか、まちかど資料館では、菊池の文教関係資料等の常設展示を行っております。

泗水公民館では、熊本の考古学の先駆者である坂本経堯氏が収集した土器などの展示を行っております。

また、泗水出身の警察官で、明治28年、佐賀県唐津市肥前町高串地区でコレラが流行する中、住民の救護をし、亡くなりました増田敬太郎氏の活躍を顕彰した資料も展示しております。

さらに、七城公民館では、明治時代の土地改良の先駆者である富田甚平氏が開発した富田式暗渠排水法で使われた土管を展示しております。

いずれも、地域の歴史を知る上で重要な資料として展示、啓発をしているところでございます。

このように、それぞれの地域の歴史のよさがありますことから、公民館や今後改修する埋蔵文化財集約施設内展示室等を活用して、市民や市外の方に本市の歴史に触れる機会を提供してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

ただいま私の答弁で、「しめじ茸生産施設」と申すところを、誤って御報告申し上げます。おわびして、訂正いたします。「しめじ茸生産施設」でございます。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 今、やはり私が以前聞いた内容とあまり変わらない答弁をいただきました。

各地域の代表の方の特に資料の紹介をしてあるということで、何か所かの有名な方の紹介をしていただきました。それはそれで、もちろん重要なことであると思えますけども、やはりいろんな方から聞きますと、よその市外から来た人が、例えば泗水に行ったときに、もうちょっと菊池の全体のことを分かりたいと。だからもうちょっと深掘りした菊池の歴史資料を見学したい、勉強したいという方が何人もおられます。別な場所に行くと、さらに今度は菊池一族のことを勉強したいと。そういうふうにはいろんな角度からいきますと、まずは1か所にその菊池の資料館があって、そこから各ミュージアムといいますか、今言われたところに、もっと現地に行って、現場を見ながらその資料を勉強したいという意味なら分かりますけれども、まず市外から来た人、もちろん市内の中におられる方も、そこに行けば、全部菊池市の資料が勉強できると。そしてまた、さらには、これが修学旅行とか、いろんな形でも見に行けるとか、そういう発展的なことができないかと思って、現在、質問をしています。

例を1つ挙げさせていただきますと、私が直接聞いたことですが、ある行政区に所有している神社に、昔から伝えられている刀や品々が受け継がれている区があります。預かっている方が、とても責任が重くて、家族にも言えずに、例えば屋根裏や秘密の場所に隠していると言われました。火事になるかもしれないから、

または盗難に遭うかもしれない。そう考えると眠れないというようなことを漏らされました。どこか安全な保管場所がないかと相談されたわけでございます。市役所にも相談されましたが、預かることはできないと言われたそうです。歴史的に価値のあるものでないかと想像がつかます。

個人や行政区で保管している刀剣など、歴史的資料を市で寄贈を受けることができないうか、または、保管することができないか、その点について質問させていただきます。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。

まず、文化財保護法は、文化財は原則、所有者が管理することを義務づけております。

本市では、菊池の歴史文化に関わりがあるものに限り、これまでも寄贈、寄託していただくなどの対応をまいりました。

ただし、購入を要望されるものや、既に寄贈されている同種のもの、管理に多大な負担が発生するようなものなどはお断りしております。

市にとって、歴史的価値のあるものにつきましては、散逸を防ぐために、その都度御相談に応じてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今のお答えは、菊池市に非常に重要なものであれば、寄贈を受けるということで、また、あくまでも所有者がその管理をするというのが原則だけれども、そういう内容であるのなら寄贈も可能であると。また、購入も可能ということですかね。

今、そこをちょっと聞き逃したんですけども、とにかく私は、やはりその品物が価値があるものか、ないのか、そこをやっぱり見極める専門家が必要ではないかと思っております。そういう中で、菊池市に本当に重要なものであれば、それは寄贈、購入も可能ではないかと。

私は玉名の資料館も見てきましたけれども、菊池の出身の同田貫が玉名に飾ってあるわけですね。それもやはり購入しておられます。それが、買うことがいい悪いは別として、とにかくそういう菊池にまつわる非常に重要なものであれば、それは菊池に残しておくべきだろうと。だからいろんな方法を考えないといけないということを訴えさせていただきます。

次に、前回の質問のときに、市長は、菊池文化研究所と、この名前は仮称ですけれどもということでは、創設し、運用開始をしていきたいと言われました。そこにおいて、民俗資料等の研究、収集、分類等々を進めていきたいと考えているということでありました。

この菊池文化研究所は、現在、どのように活動されているのか、御質問します。お願いします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、菊池文化研究所についてお答えいたします。

菊池文化研究所は、菊池一族をはじめとする、市にとって貴重な歴史文化資料を調査、発掘し、後世に引き継ぐとともに、その成果を広く市民に還元し、癒しの里づくりの推進及び市民学習活動へ貢献を行うことを目的として、令和元年に設置しております。

取組としましては、毎年、本市の歴史、文化や風土を包括的に研究していただく研究者を募集し、選考の結果、2から3名の方に対し研究費を助成し、報告会にてその成果を発表していただいております。

また、その内容は菊池解體新章という研究論集にして、報告会で参加者に配布するほか、国立国会図書館をはじめ県内教育委員会などにも送り、周知を図っております。

このような取組は、他の自治体では見られない取組でございます。

これまでの主な研究成果発表として「菊池一族の北部九州における政治的・軍事的情勢」、「墓石類から見た江戸時代における菊池氏の顕彰」、「隈府土井ノ外遺跡の輸入陶磁器に見る菊池氏の貿易」など、菊池一族に関する研究等がございました。

菊池一族以外で、「坂本経堯先生と三万田東原遺跡の再評価」、「古墳出土石製品から見た古墳時代の菊池」の発表がございました。

発表会の参加者のほとんどから、「満足している」とのアンケート結果があり、今後も本市に関する多くの分野の研究が進んでいくことを期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 様々な角度で、この研究所を立ち上げられてやられているということは分かりました。

ただ、私もこれに本来ならば出席して、この発表会に出たいところだったんですけども、ここの議員の皆さんの中で、何人の方がこれに参加しておられるのかなというふうに疑問に思います。

やはりせっかくこういうすばらしい内容を今度は保存して、また逆に、これを市民の方に知らしめるということも必要じゃないかと思っております。せっかくこういう取組をされているので、もう少しアピールをお願いしたいと考えているところです。そういう意味でも、資料館があれば、またそういう場所でいろんなことができるんじゃないかなと思っております。

最後に、前回、市長は答弁の中で、点在している歴史資料や品物を回りながら見られるような、フィールドミュージアムのような、町中全体が博物館にする考えを述べられました。それは遠野市の例を引かれながら言われております。

私も遠野市に行きまして、実際に遠野市の中心にある博物館を見学し、そして、さらに5か所に資料や展示物を点在させ、観光客が市内を回遊する形を取っておられます。うちはその中心になるものがないわけでございますけれども、その中心になる博物館があるかないかは大きな違いだと考えております。

また、これは少し角度が違いますけれども、私は泗水町の花房飛行場跡地の戦争遺跡を保存することを目的として、戦争遺産を未来に伝える会に、平成20年の発足以来ずっと活動に参加してまいりました。富の原一帯に遺跡が残っているため、フィールドミュージアムとして見学や講演会、または小中学校の平和教育の教材にもなっているところであります。発足して17年がたちますが、活動の実績は広がりを持ち、年間2,000人の見学者が来られるようになりました。もちろん小学校、中学校、学生たちも見に来ておられます。

ちなみに、まだできたばかりですけれども、人吉の戦争資料館というのがあります。それは名前がひみつ基地ミュージアムと。年間2万人の方がそこに見学に訪れられているようです。

また、鹿児島県の知覧平和資料館、これは年間60万人が訪れられているということです。そしてさらに、先ほども言いましたけれども、修学旅行にも活用されているということです。

確かに、内容、規模、こういうものは違いますけれども、非常にこの花房飛行場の跡地も重要なものになっているところであります。こういうところも含めて、菊池資料館の設立の検討委員会というものの設置を考えてはいただけないだろうかと思っております。市長にお答えをお願いしたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいまの御質問、歴史資料館といった類いの検討委員会を設けてはいかがかという趣旨の御質問でございました。

議員さんおっしゃるように、1か所に集約した歴史資料館あるいは博物館のようなものがあれば望ましいことだなというふうには考えておるところでございます。

ただ、この資料館を考えるに当たっては、まずは、展示することができる、どういう資料があるのか、箱の前に中身が大変重要となるわけでありまして。せんだって菊池氏遺跡が国史跡となったわけでありまして、その周知啓発をどういうふうに進めていくかということも今後重要になってまいりますので、そうしたことも含めて、今後どういうことができるのかの調査を、まずは当面は必要であるというふうに考えている次第でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 調査をしていくと言われております。

私は平成23年から平成30年のときも質問しておりますので、そしてさらに、研究所というものを設立されておりますので、ぜひこの調査を、本当に資料館だからお金が要るとは思いますが、いろんな手法を考えていただきながら、資料館の設立に向けて検討委員会をつくっていただきたいと。それをお願いして、次の質問に入らせていただきます。

それでは、手話言語条例制定後の取組についてという質問でございます。

本年4月9日、菊池市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例が制定されました。大変意義があると思っております。

手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解を深め、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ることにより、障がいのある人も、ない人も、全ての市民がお互いの人格と個性を尊重しながら、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、本条例を制定したとあります。

制定後、どのような取組をされているのか、現状を質問します。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今年4月1日に施行しました、いわゆる手話言語条例につきましては、条例制定後、市のホームページに条例の内容などを掲載、さらに広報9月号におきまして、手話に関する特集記事を掲載し、周知啓発を図っております。

そのほかの取組といたしましては、七城公民館及び旭志公民館での手話講座の実施や、本庁舎への月2回の手話通訳者の配置、聴覚障がいの方への防災タブレットの無償配布などを引き続き行っております。

また、菊池圏域におきましても、手話奉仕員養成講座や手話通訳者の派遣など、従来からの取組を継続して実施しているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 この条例の後に、広報の周知啓発もしてあると。そしてまた、防災タブレットの端末もされているということで、非常にこの条例によって活動されているということは分かりました。ただ、これからが重要なことだと思っております。

以前、私が昨年12月に質問したとき、先進的なところ、旭川の研修をさせていただきました。これは福祉厚生常任委員会で研修をさせていただきました。その紹介ですけれども、旭川市は、2016年（平成28年）に手話言語条例が制定されました。具体的な活動として、初心者向け、また中級者向け及び手話通訳者を目指すための手話講習会を開催しておられます。さらに、市民が身近な地域や職場で手話を学ぶことができるよう、企業、学校、病院などの団体向けの短期間の手話講座も実施しておられるということでもあります。

今年、2025年は東京デフリンピックが開催されました。先月のことなので、皆さんの中にもその感動の余韻がまだあると思います。デフリンピックとは、聴覚障がいを持たれている方の国際的なスポーツイベントで約100か国から5,000人の選手が参加されました。日本選手の活躍が目覚ましく、バスケットボール女子、バドミントン混合、陸上男子リレーで金メダルを取ったほか、銀メダル、銅メダルも多数おられ、すばらしいと思いました。

聴覚障がいを持ちながら、スポーツを続けてこられた苦勞を察する反面、そのような障がいを全く感じさせない、笑顔やインタビューで語られる言葉の爽やかさに圧倒されるばかりでありました。

今後、ますます手話の必要性が期待される世の中になってきている現在であります。今後に向けて、菊池市として、どのような発展的な計画があるのか、質問をします。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 それでは、質問にお答えいたします。

今後の取組につきましては、引き続き、広報などを通じて、手話をはじめ障がいの特性に応じたコミュニケーション手段についての理解を深めていただくための周知啓発を行ってまいります。

現在実施しています取組につきましても、今後も継続しながら、内容の見直しや充実を検討してまいります。

また、基本的な手話を学ぶ機会として、職員の手話に対する理解を深める研修や小中学生向けの手話講座などの検討、ホームページによる手話動画の配信など、新たな取組についても検討を始めているところでございます。

加えまして、先進自治体の事例を参考にさせていただくとともに、障がいのある方や関係団体等と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 広く周知をしていただくという計画があるということで、安心しました。菊池市の共生社会のために頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、台湾との友好交流についてを最後に質問させていただきます。

昨年、2024年9月に、台湾宜蘭市との国際交流促進覚書締結式が行われました。これは幕末、明治期の偉人であります西郷隆盛の長男である西郷菊次郎とゆかりの深い台湾宜蘭市、そして本市、そして鹿児島県さつま町、龍郷町とで、西郷菊次郎の功績や教を後世に伝承し、今後の地域発展を目的として、協力、交流を図ることを宣言したものであります。

また、昨年、2024年11月には、台南市東区と友好交流協定を締結しました。特に、私は平成19年から台湾との国際交流の推進を訴え続け、何回も議会で質問を重ねさせていただき、その間、菊池市と台湾との友好を推進する議員の会を設立し、やっと15年かけて宜蘭市との交流は実現したものであります。

この2つの地域との友好交流の締結を行い、その後の取組状況はどうなっているのでしょうか。質問をさせていただきます。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 皆様、改めまして、こんにちは。友好都市締結後の取組の現状についてお答えをいたします。

昨年、台湾の宜蘭市、また台南市東区と交流に関する締結を結んでおりますが、まず、宜蘭市につきましては、本年度訪問を計画しておりましたが、台風や大雨による影響や共同で締結しております鹿児島県さつま町及び龍郷町との日程調整が整

いませんでしたので、来年度での訪問計画を進めてまいります。

次に、台南市東区との交流につきましては、本年10月のきくち白龍まつりに訪問された際に、学校関係者同士での意見交換を行っており、来年度、台南市東区からの訪問による小中学生同士の交流につきまして、現在協議を進めております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 宜蘭市とは本年計画していたけども、いろんな諸事情でできなかったと。また、小中学校関係も、今、交流を進めているということを伺いまして、安心しました。

それでは、次の質問ですけれども、今、TSMCの進出の影響で、たくさんの方が台湾から来られております。第二工場も計画中ということでもあります。

熊本県中、特に熊本市、菊陽町、合志市等は、台湾のイベントが盛んに行われております。台湾の文化や歴史、生活を知る上では、映画を媒体にして、台湾の食べ物を共有することだと思っております。今度、本市として、市民レベルで台湾との交流意識を高めていくために、国際交流協会を母体として、台湾映画祭と台湾マルシェを同時に開催するようなイベントを支援することはできないか、質問させていただきます。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、お答えします。

台湾映画祭やマルシェの開催の支援につきましては、議員の提案内容も含めまして、今後、国際交流協会と意見交換を行いたいと思います。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 国際交流協会を中心にして検討させていくということで、ぜひこれは実現させていただきたいと考えております。

次に、現時点での交流状況は、台南市との交流が先行しているように感じられます。宜蘭市との交流も、先ほど予定はしていたということでもありますが、ぜひ宜蘭市との交流というのは、特に歴史的な背景を持った、そして、今までこの議員団が何回も宜蘭市に交流をさせていただいて、さらにまた温泉組合とか、また商工会、そして七城の西郷隆盛を勉強する会、菊次郎を勉強する会の方々が何回も交流を重ねておられます。そういう中で、宜蘭市につながっていると思っておりますので、

ぜひ宜蘭市との交流も深めていただきたいと考えているところです。

先ほど龍郷町、さつま町さんとの歩調をといることを言われましたけども、やはりあまり歩調を中心に考えると、なかなか3市町と一緒に動くというのは難しいと思います。そういう意味では、まず菊池市が先行してもいいと思います、それに特化する内容であれば。だから一緒に動けられれば一番いいんですけども、なかなか3市町が同時に一緒に行けるということは難しいんじゃないかと思っております。その上で、やはり私どもは半数以上の議員の方々が菊台議員連盟をつくっておりますので、その方々の意見も聞きながら、一緒に行動していただければと思っておりますのでございます。

最後に、菊池市のこの交流について、市長がどのように考えられているのかと、すみません、この西郷菊次郎をテーマにした講演会が開催できないかと。菊次郎を中心にした講演会ができないか。そういう講師の方は何人もおられますので、ぜひこういうものを実現できればと考えておりますので、それも含めて、市長、御答弁をお願いしたいと思います。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 私のほうから、記念講演会の開催についてお答えをいたしたいと思っております。

西郷菊次郎の縁によりつながった宜蘭市とは、鹿児島県さつま町、龍郷町を含めた4者でMOUを締結しておりますので、まずは国内のさつま町及び龍郷町と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、私のほうから、台湾との交流についての考えというものを述べさせていただこうと思っております。

昨年の台湾の宜蘭市と、それから台南市東区と交流の締結によりまして御縁が深まっているわけでございますけども、その中で、台南市との直行便の運航が始まるといった大変うれしいニュースもありまして、これから友好関係がますます加速していこうというふうに考えておるところでございます。

両市との交流につきましては、これまで、物産、観光面での交流を中心に進めているところでございますけども、今後は、文化を通じた市民交流であるとか、学生同士の交流による人財育成などの広がりにつなげていきたいと考えておりますので、それぞれの都市の特性を尊重、交流しながら、市民も含めた広く深い交流を進めて

いきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、市長の御答弁をいただきまして、これからしっかりとまた交流を深めながら、お互いのよさを交流しながら、市の発展につなげていただきたいと思います。ありがとうございます。

○水上隆光 議長 これで、泉田栄一朗議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時34分

再開 午後1時00分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 改めまして、こんにちは。議員が変われば議会が変わる、議会が変われば行政も変わる、行政が変われば菊池市も変わる。介して議し、議して論じ、論じて決し、決して行う。愚直に、そして確実に議会改革を行うべきだと考える、議席番号10番、緒方哲郎です。それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、集落の維持について、質問をいたします。

今回、この質問をいたしますのは、地域の方から、だんだんと集落の維持が大変になってきたというお話を伺い、現状を把握してもらいたい、対応をお願いしたいということからであります。

そうした中、菊池市においても、人口減少と高齢化が進行しており、地域社会の持続可能性が大きく揺らいでいます。市の資料によれば、2020年時点での高齢化率は34.1%、2045年には65歳以上の人口が全体の46%を占めると推測されております。また、総人口は2000年の約5万3,000人をピークに減少傾向が続き、2021年には4万7,715人となり、令和7年、今年10月末現在では4万6,518人となっております。

こうした人口構造の変化は、特に中山間地域の小規模集落に深刻な影響を及ぼしております。総戸数が9戸以下の集落では、農地保全や地域行事の継続が困難となり、集落機能が著しく低下するという調査結果もあります。実際、市内でも空き家の増加、自治会の担い手不足、買物や通院といった日常生活の移手段の喪失とい

った課題が顕在化しております。

一方で、希望の持てる取組も始まっております。例えば、地域運営組織（RMO）による農地保全や、見守り活動の実施、地域おこし協力隊の活用による移住促進、小規模集落への生活支援サービスの導入など、全国的にも多様な支援策が展開されております。

住民の暮らしを守り、地域の魅力を次世代につなげていくためには、行政による確かな支援と住民全体の取組に後押しが不可欠です。菊池市においても、こうした外部支援と地域内の自助努力をどう組み合わせていくかが今後の鍵となってまいります。

そこで、今回、市民の方のお声と現状を踏まえ、集落の維持について、質問をさせていただきます。

まず、本市における集落の現状と課題認識について、お尋ねします。

本市の集落においては、近年、高齢化の進行による担い手不足、空き家の増加による安全、景観上の課題、そして、地域コミュニティの希薄化による支え合い機能の低下が顕著になっております。この問題は、集落の維持存続に直結する重要な課題であり、地域の持続可能性を左右するものです。

こうした状況を踏まえ、高齢化や空き家の増加、地域コミュニティの希薄化といった課題について、市としてどのように認識しておられるか、また、その対応策はどのようなものを行っておられるのか、お答えください。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、本市における集落の現状等につきまして、お答えをいたします。

集落における課題につきましては、区長等を通じて相談を受けており、議員御指摘の高齢化・空き家問題・地域コミュニティの希薄化などのほか、区長の成り手不足や区内のコミュニケーションの問題など、様々な課題を認識しております。

その様々な課題の解決策の1つとしまして、令和4年度より熊本県立大学と協同で、集落点検事業を実施しております。

集落点検事業は、地域の現状の把握と課題の明確化を目的に人口構成、世帯状況、生活環境、インフラの維持管理状況といった集落の客観的な実態を住民が共有し、具体的な課題を洗い出すものでございます。

主な事業内容は、10年後に集落はどのようになっているかなどのワークショップを行い、集落で今できていること、将来も継続してできること、将来できなくなることを整理し、地域内で何を残していきたいのかなどの話合いを進め、課題の整理

と対応策を検討するものです。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

本市においても、高齢化の進行・空き家の増加・地域コミュニティの希薄化は、集落の維持に直結する問題であるとの認識が示されたと思います。特に人口減少に伴う区長等の担い手不足であったり、生活基盤の弱体化が進むことで、集落の持続可能性が危ぶまれていることを市としても把握しておられると思います。

空き家対策や高齢者支援、地域活動の再生に向けた施策は、単独では効果が限定的であり、総合的かつ横断的な取組が必要であると考えます。市としては、住民、地域団体との協議を重視し、地域の力を生かす支援を基本姿勢として、今後も施策を展開していく考えが必要であると思っております。

以上を踏まえ、持続可能な集落維持に向けて、施策の具体化と成果の検証を求めていくことが重要だと考えます。

そこで、ただいま答弁の中にありました、集落点検の実施と地域課題の可視化について、お尋ねをいたします。

まず、集落点検とは、今、部長のほうから説明がございましたけども、私のほうからも説明をさせていただくと、集落点検というのは、地域住民と行政が協力して集落の現状を把握し、将来の維持・活性化に向けた課題や可能性を整理する取組で、主に過疎地域や中山間地域で行われ、住民主体の地域づくりを支える基盤になると言われております。その点検の目的は、集落の現状を可視化する、住民の意識を高める、行政との連携を促進するなど挙げられております。

本市においても、少子高齢化や人口減少の進行に伴い、地域コミュニティの維持や生活基盤の確保が大きな課題となっております。特に農山村部や小規模集落では、公共交通の縮小、空き家の増加、防災力の低下など、住民の暮らしに直結する問題が顕在化しております。

こうした課題を早急に把握し、住民と行政が共有するために行われている施策だと思いますが、集落点検の実施状況と、その点検結果をどのように地域に反映しておられるのか、お示してください。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、集落点検について、お答えをいたします。

集落点検事業につきましては、熊本県立大学の教授や行政職員が地区に伺い、ヒ

アヒリングやワークシヨップを実施してあります。

集落点検事業の実績としましては、令和4年度は6地域8回、令和5年度は7地域10回、令和6年度は6地域16回実施してあります。

集落点検事業により、各地域様々な課題が見えてきており、その対応策として、区内で作業する班割りの再検討や区内の行事の負担軽減ができるよう内容を変更するなど、区内での協議につながっているものと考えてあります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

ヒアリング、ワークシヨップなどを開きながら、実績としても、令和4年、5年、6年、8回、10回、16回と行われているということでございました。内容的には、区内での協議につながっているというようなことだったと思います。

この集落点検による現状把握の不足点として、集落や地域課題に関する細やかな実態の把握が十分に行われていないという点が言われてあります。特に人口動態や高齢化率、交通、農業、森林資源など、分野ごとの課題が断片的に示されている一方で、集落単位での総合的な点検や、課題の可視化が体系的に進んでいないなど言われてあります。

集落単位での人口減少、高齢化の影響の把握、農業分野での後継者不足、耕作放棄地増加の詳細把握不足など、現状把握は集落単位での課題の可視化が不足しているように思います。

集落の課題を住民と行政がともに見える化することが、持続可能な地域づくりに直結するものと考えますので、今後の対応もよろしく願いいたします。

次に、集落維持のための施策の1つ、小さな拠点づくりについて、お尋ねをいたします。

これは複数の集落が連携し、生活サービスや地域活動の場を集約、共有することで、住民が安心して暮らし続けられる地域運営の仕組みを構築する取組で、人口減少、高齢化が進む中山間地域などで生活の質を維持し、地域の持続可能性を高めるために、国が推進している施策であります。これも地域の方から、1つの集落での維持が厳しくなっているもののお話からの質問になります。

そこで、本市における小さな拠点づくりの取組状況について、お示してください。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 小さな拠点づくりにつきまして、議員の御説明と一部

重複をいたしますが、お答えをいたします。

小さな拠点づくりとは、中山間地域等の集落生活圏において、住民が安心して暮らしていく上で、必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が自治体、各種団体等と協力・役割分担しながら、各種生活支援機能を集約・確保し、地域の資源を活用することで、仕事・収入を確保する取組でございます。

現在、本市におきましては、地域住民が主体となり小さな拠点づくりに取り組まれている事例はございませんが、今後、他自治体の情報収集と各地域への周知を行うとともに、集落点検の結果等を踏まえ調査研究を行ってまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 今現在、事例はないということございましたし、これからは他自治体の検証しながらということだったと思います。

この小さな拠点づくりの取組というのは、単なる施設整備だけでなく、地域の暮らしを守る仕組みと言われております。住民主体の話合いから始めることで、持続可能な拠点づくりが可能になります。今後、検討課題としてお持ちいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、集落維持の施策の1つ、集落支援員制度の導入と活用について、お尋ねをいたします。

これは今回の一般質問のメインとなるものですので、よろしくお願いいたします。

この集落支援員制度は、集落を維持・活性化するために、地域の実情に詳しい人材を自治体が委嘱し、住民の支援や行政との橋渡しを行う制度であります。2009年から総務省の指導で全国の自治体に導入され、地域の持続可能性を高めるための重要な取組となっております。

ここに、無人化集落予測の1割、24年想定より加速せずというような条件不利地域のことを記事として上げてありますので、ちょっと読ませていただきます。

国土交通省と総務省は、5年ぶりに条件不利地域の集落の現状把握調査を公表した。2024年の集落数は7万8,485で、19年の調査時に無人化が予測された集落のうち、実際に無人化した集落は1割にとどまった。集落支援員が活動する集落は3割に上り、同省は集落の無人化は想定より加速しておらず、外部人材が支えていると見る。また、調査では、外部人材が集落を支えている実態も浮き彫りになった。

集落支援員が活動する集落は28.8%で、19年比で9.5ポイント増えた。地域おこし協力隊が活動する集落は22%で、同2.1%増えた。同省は集落支援員や地域おこ

し協力隊が集落の人口減の抑制や、無人化の防止に貢献していると見ているという
ような記事はあっております。

そこで、本市における集落支援員制度の導入状況はどのようになっておりますか、
お示してください。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 集落支援員制度につきまして、先ほどと同様に、議員
の御説明と一部重複をしますけれども、お答えをいたします。

集落支援員制度とは、集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対
策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話
合いを促進するため、地域に入り活性化を推進していく制度でございます。集落支
援員は市からの委嘱を受け、市と連携して活動を行い、集落支援員に係る経費は、
特別交付税の措置が講じられます。

なお、本市は、集落支援員制度の導入は、現在のところ行っていない状況でござ
います。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 現在のところ、導入はしていないというお答えだったと思
います。

今、本市で行われている集落点検と、この集落支援員制度は、どちらも地域の維
持・活性化を目的とした取組であります。役割、実施主体、目的などに明確な違
いがあります。

ちょっと違いを言わせていただくと、まず、目的においてですが、集落支援員制
度は、地域の継続的な支援と活性化、一方、集落点検においては、地域の現状把握
と課題の整理、実施主体は、集落支援員制度が、自治体が委嘱した支援員、これは
個人であります。また一方、集落点検は、地域住民と行政の協働でやります。

活動期間、これがちょっと異なる場所だと思いますが、集落支援員制度におい
ては、継続的であります。要は年間を通じてずっとということでありまして、一方、
集落点検においては、一時的、点検期間のみということであると思います。

活動内容においては、集落支援員制度は、地域巡回や住民支援、行政との橋渡し
であり、集落点検は、人口、生活、資源などの現状調査と話し合いというようなこと
になっております。

このような相違点がある中で、導入ということに対して、私は必要性を強く思う

ところでありますが、そこで、この集落支援員制度について、再質問をさせていただきます。

先月、市の区長会の研修を大分県日田市へ行かれたと伺いました。その内容は、この集落支援員制度についてであったということですが、このように、市民の方も、特に区長会の研修がこの集落支援員制度についてであったということは、この集落支援員制度について、強い関心を持っておられることが分かります。

そこで、この集落支援員制度について、今後の導入のお考えをお示してください。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 集落支援員制度につきましては、議員も言われましたとおり、先般、区長会の研修にて導入自治体の視察が行われているという状況でございます。

今後は、既に導入している自治体への情報収集等を行い、導入の効果等の調査研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 今後、調査研究を行ってということだったと思うんですが、私は、もう一日も早く、この制度を導入すべきだというふうに考えております。

どちらも集落の維持・活性化を目的とした取組ではありますが、先ほど申し上げましたように、役割、どちらもというのは、集落支援員制度と集落点検、このどちらも集落の維持・活性化を目的とした取組ではありますが、その役割、実施、主体、目的には明確な違いがありますし、そのお互いに不足しておる部分ということを補うような形で同時に行っていくことが、集落の維持にベストであると考えております。ぜひとも前向きな検討を願うところであります。

最後に、今後の集落の維持に対して、支援強化と住民主体の地域づくり支援について、お尋ねをいたします。

移住定住促進、空き家活用、生活支援、交通、買物、見守りなど、今後の支援の方向性と住民の地域づくりを支えるために、行政としてどのような伴走支援を行っていかれる考えがあるのかをお示してください。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 集落の支援等につきましてお答えをいたします。

今後の集落支援強化の方向性としましては、地域の担い手を外部から確保するた

めの移住の推進や、移住定住の受皿となるための空き家バンクの登録の推進など、移住定住の強化を図るほか、生活支援策の充実など庁内連携して取り組んでまいりたいと考えております。

また、熊本県立大学と協同で行っている集落点検事業を軸に、各地域の状況と課題を把握するとともに、モデルとなる地区の周知などを行い、住民主体の地域づくりを地域と共に支援してまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 庁内でしっかり連携をして、これから住民主体の方向でやっていくというようなお答えだったと思います。

この集落の維持は、単なる人口対策ではなく、地域の暮らしと誇りを守るための総合的な取組であります。市としても、地域の声に耳を傾け、制度の柔軟な運用と集落支援員制度の導入など、支援体制の強化を通じて、持続可能な社会の実現に向けた積極的な姿勢を期待して、次の質問に参ります。

次に、公共交通について質問をいたします。

近年、少子高齢化や人口減少の進行により、地域における公共交通の維持が困難になってきております。本市においても、バス路線の廃止や減便、交通空白地の拡大が課題となっており、移動手段を失った高齢者や交通弱者の生活に深刻な影響を及ぼしております。

こうした中、令和7年に策定された菊池市地域公共交通計画は、持続可能な交通体系の構築に向けた重要な指針であります。

そこで、以下、市の見解と今後の対応方針をお尋ねいたします。

最初に、地域公共交通計画の進捗と評価について、お尋ねをいたします。

本市における公共交通は、高齢者や小中学生、交通弱者の生活を支える重要な基盤であり、地域の持続可能性を左右する大きな要素であります。

令和7年4月から令和12年9月までを計画期間とする菊池市地域公共交通計画が策定され、路線バスの再編やデマンド交通の導入、観光事業者との連携など、持続可能な移動環境の構築を目指した施策が掲げられております。しかしながら、人口減少や運転手不足、財政負担の増大、新型コロナによる生活行動の変化など、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そこで、3点お尋ねをいたします。

1点目、本市が策定した地域公共交通計画の主な目標と重点施策は何でしょうか。

2点目、現時点での進捗状況とK P Iに基づく評価結果はどのようになっているか

ますか。

3点目、市民や交通事業者との協働体制はどのように構築されておりますか。

以上、3点お願いいたします。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、菊池市地域公共交通計画について、お答えをいたします。

本市地域公共交通計画では、3つの目標として、「すこやかな生活を送れるまちに向け、地域内の移動を柔軟に支える」、「生活・観光の核として、地域間の幹線的な移動手段を確保する」、「元気で魅力のあるまちを目指し、市街地の円滑な移動を促進する」を掲げております。

また、10の施策があり、主なものとして、地域内交通の利便性・運行効率性の向上、広域交通拠点（阿蘇くまもと空港）との連絡性の向上、まちづくりと連携した市街地バス路線の見直しについての施策などがございます。

次に、進捗状況とK P Iの評価でございますけれども、令和7年度につきましては、調査・検討の期間としており、各施策について他自治体や交通事業者等へのヒアリングを行うなど、施策実施に向けた取組を行っております。

また、K P Iにつきましては、令和9年度に中間値、令和11年度に目標値を設定しており、現段階でK P Iの評価は行っておりません。

また、地域公共交通計画を進めていくためには、行政だけではなく、市民の皆様や交通事業者との協働が重要と認識しております。

市民の代表等で組織され、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保に関する協議等を行う本市地域公共交通会議をはじめ、交通事業者の皆様とは、より効率的な運行形態の検討や新たなサービス導入に向けた協議など日常的な連携体制を構築しており、今後も引き続き連携の維持・強化に努めてまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 目標と重点施策については、言われたように、3つの目標があり、それぞれに施策も全部で10個あるというようなお答えだったと思います。

2点目、現時点での進捗状況は、今年度から行ったものでありますから、なかなか答えにくい質問だったと思いますが、今年度は調査・研究ということから始めて、令和9年度に中間、11年度に目標値をしっかりと示すというようなお答えだったと思います。

3点目の協働体制については、協議等をしっかり行っていきながら、維持・強化のための連携をしっかりとやっていくというようなお答えだったと思います。

これから菊池市地域公共交通計画の目標をしっかりと確認しながら、計画の進捗を評価するに当たっては、単なる数値目標の達成度だけでなく、住民満足度や持続可能性の観点からの検証が必要と考えます。しっかりとした施策実現をよろしく願っていたしておきます。

次に、交通空白地・不便地への対応をお尋ねいたします。

本市においては、高齢化や人口減少の進行に伴い、公共交通の利便性が確保されていない地域、いわゆる交通空白地・不便地が拡大しているように思います。これらの地域では、市民の通院、買物、社会参加といった日常生活に支障を来す事例が増加しており、生活の質や地域の持続可能性に直結する重要課題と考えます。地域公共交通計画の実効性を高めるには、交通空白地・不便地への対応を優先的に位置づけ、行政として具体的な方策を検討、実施する必要があります。

そこで、3点お尋ねをいたします。

1点目、交通空白地の現状把握と解消に向けた具体的な取組はありますか。

2点目、デマンド交通や乗合タクシーなど、柔軟な移動手段の導入状況と課題はどのようになっていますか。

3点目、高齢者や障がい者など移動困難者への支援策はどのように講じられておられるのか、お示してください。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 交通空白地域について、お答えをいたします。

交通空白の考え方につきましては、誰もがアクセスできる移動の手段がない、または利用しづらいなど地域交通に係るお困り事を抱える地域とされております。

本市では、民間のバス路線から一定の距離のある地域においては、市街地とつながり事前予約制のきくちあいのりタクシーが運行しており、誰もがアクセスできる移動の手段がないという交通空白の考え方には該当しないと認識しております。

一方で、利用しづらいなど地域交通に係るお困り事を抱える地域という交通空白の考え方もありますので、引き続き、市民の皆様のニーズ把握に努め、地域内交通の利便性向上に努めてまいります。

次に、きくちあいのりタクシーにつきましては、年間約7,700人の利用者数となっており、高齢者を中心に通勤や買物及び通院など日常生活での移動手段として利用されている状況でございます。

一方で、利用者数は減少傾向にあり、新たな利用者確保のため、運行エリア等の

見直しによる利便性向上や周知の強化が課題となっております。

次に、移動困難者への支援等につきまして、お答えいたします。

障がい者や高齢者などの移動困難者につきましては、介助や付添いなどのサービスを受けられる制度がございます。

また、移動手段につきましては、専門的な移動サービスを提供している介護タクシーや福祉タクシーが利用可能となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 1点目の交通空白地については、基本的に該当しないんじゃないかというお答えだったと思いますが、いろんなバスであったり、ほかの交通機関で距離的なものでは網羅しているというようなお考えだと思いますけども、なかなかその利用をしようとしたときには、うまく利用できないというような、不便地というようなことでお考えを持っていただければと思っております。

また、2点目については、年間には7,700人ぐらいの利用があっており、日常生活に利用されておるということでありますが、これにおいては、利用者数が減少しているというような課題であるということで、これからの対応策をお願いしなければならぬのかなと思いますし、移動困難者への支援策としては、介護、付添者に対するタクシー等の利用があるんだというようなお答えだったと思います。

本市においては、今、答弁がありましたように、交通空白地というのは存在しないんじゃないかとのお答えだったので、私の考えとしては、不便地と言われる地域というのは存在するんじゃないかと考えております。

そこで、不便地という言葉で申させていただきますが、不便地への対応というのは、市民生活の基盤を守る上で不可欠であり、単なる交通施策にとどまらず、福祉、地域振興、防災の観点とも密接に関係していると思っております。これから地域住民、交通事業者、行政が協働し、柔軟な運行形態や新技術の活用を通じて、持続可能で効率的な交通体系を構築することが求められております。

本市としては、不断の検証と改善を行いながら、不便地と思われる地域の課題解決を計画の重点に据え、地域公共交通を生活の足として安定的に機能させることを基本方針としていくべきと指摘し、次の質問に参ります。

次に、公共交通の利用促進について、お尋ねをいたします。

本市における公共交通は、高齢者や小中学生、交通弱者の生活を支える重要な基盤であり、地域の持続可能性を左右する大きな要素であります。令和7年度から開始された菊池市地域公共交通計画では、路線バスの再編やデマンド交通の導入など

持続可能な移動環境の構築を目指した施策が掲げられております。

しかしながら、公共交通の利便性が向上しても、利用者が増えなければ持続可能性は確保できません。現状では、人口減少や自家用車依存の傾向が強く、利用促進の取組が一層重要となってきました。

例えば、利用促進策としては、広報やPR活動による周知、運賃割引や高齢者向け優遇制度、観光資源との連携による利用拡大、さらには、学校や地域団体との協働による利用習慣づくりなどが考えられます。

そこで、利用促進について、2点お尋ねをいたします。

1点目、公共交通利用促進に向けた啓発活動やインセンティブ施策の実施状況はどのようになっていますか。

2点目、小・中学校の通学、通勤需要への対応や観光客向けの交通施策との連携はどのようになっていますか。

以上、2点お答えください。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 公共交通の利用促進につきましては、チラシの配布や出前講座など新たな利用者確保に向けた取組を行っております。

また、利用者へのインセンティブ政策としましては、運転免許証返納者に対する支援策として、市内共通商品券めぐるん券またはべんりカーとあいのりタクシー共通乗車チケットの交付を行っていましたが、さらなる利用促進に向け、令和7年度からべんりカーとあいのりタクシー共通乗車チケットの金額を1,000円相当から1万5,000円相当に増額し、交付を行っております。

次に、小・中学校の通学者につきましては、遠距離通学の通学条件の整備、及び教育環境の向上を図ることを目的に、菊池市スクールバス及びスクールタクシーを運行しております。

また、観光客につきましては、市街地と菊池溪谷や鞠智城、竜門ダムの主要観光地を結ぶきくち観光あいのりタクシーを運行しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

1点目、公共交通利用促進に向けた啓発としては、チラシや出前講座であったり、インセンティブ施策としては、免許返納者に対する支援、また共通チケットなどの料金の改定をしたりしながらやっているということでありました。

小・中学校の通学に関しましては、しっかりと整備していく方向で、バスやタクシーの利用をしているというようなことでありまして、観光客向けの施策としては、観光タクシーあたりを、いろんな観光地を結ぶ観光タクシーなどの施策を実施しているというようなお答えだったと思います。

本市における公共交通の利用促進というのは、単なる移動手段の確保にとどまらず、地域の活性化、環境負荷の軽減、そして市民の生活の質の向上に直結する重要な施策であると考えます。

現状では、なかなか利用拡大が見られない中、利便性の不足や利用者層の限定化など、課題が依然として存在しております。利用の取組を評価する際には、利用者の増減のみならず、市民の満足度、地域経済への波及効果、環境面での効果の多角的な視点を持つことが不可欠であります。

これから、行政、事業者、市民が一体となり、利便性の向上、広報、啓発活動の強化などを通じて、公共交通をより身近で利用しやすいものとするのが求められます。

市としては、不断の検証と改善を行いながら、公共交通を地域の基盤として安定的に機能させ、持続可能な利用促進策を展開していくことを基本方針とすべきであるとの考えをお伝えして、次の質問に参ります。

次に、地域公共交通の財政支援と持続可能性について、お尋ねをいたします。

繰り返しになりますが、本市における公共交通は、高齢者や小中学生、交通弱者の生活を支える重要な基盤であり、地域の持続可能性を左右する大きな要素であります。しかしながら、人口減少や利用者数の減少に伴い、路線バスやデマンド交通の運行は採算性の確保が難しく、行政による財政支援が不可欠な状況となっております。

現状では、補助金への依存度が高く、限られた予算の中で、どの路線や事業に重点的に支援を行うべきか、その公平性や効率性が問われております。

また、財政支援が短期的な赤字補填にとどまるのではなく、持続可能な運行体制につながる仕組みづくりが必要であります。令和7年度から開始された菊池市公共交通計画においても、財政支援の在り方とその効果を検証し、安定的かつ持続可能な公共交通を確保することが課題となっております。

そこで、公共交通への財政支援と持続可能性について、2点お尋ねをいたします。

1点目、公共交通維持に係る財政負担の現状と、国・県からの補助制度の活用状況はどうなっておりますか。

2点目、長期的な持続可能性を確保するための財源確保策はどのようなものがありますか。

以上、2点お示しく下さい。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 公共交通の財政負担の現状につきましては、令和4年度、あいのりタクシー 1,194万2,860円、べんりカー 1,168万4,520円、路線バス 5,288万1,250円、合計7,650万8,630円。

令和5年度、あいのりタクシー 1,366万9,120円、べんりカー 1,243万1,102円、路線バス 5,445万4,562円、合計8,055万4,784円。

令和6年度、あいのりタクシー 1,897万994円、べんりカー 1,309万6,788円、路線バス 5,754万8,830円、合計8,961万6,612円でございます。

次に、国・県からの補助につきましては、地方バス路線運行維持に係る特別交付税措置が行われるほか、地域において必要なコミュニティ交通等生活交通の導入・改善や確保・維持を通じ、地域住民の福祉の向上を図ることを目的に、熊本県生活交通維持活性化総合交付金が交付されております。

また、財源確保につきましては、国等の補助制度の活用検討やバス路線等の運行内容の見直しなどにより財源確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

1点目、公共交通維持に係る財政負担の現状ということですが、令和4年度にはおおむね7,650万円、令和5年度が8,055万円、令和6年度が8,961万円と、年々増加している状況にあると思います。

また、財源確保については、見直しを行いながら、しっかりやっていくというようなお答えだったと思います。

本市における公共交通への財政支援というのは、市民生活の基盤を守るために不可欠であります。今、答弁されたとおりでと思います。交通弱者への移動手段や、地域活性化に直結する施策でもあります。支援の在り方を検証する際には、単なる費用対効果の評価にとどまらず、先ほどから申し上げておりますように、市民の満足度、地域社会への波及効果、環境面での効果など、多角的な指標を用いる必要があります。

市としては、財政支援の適正化と持続可能性の確保を両立させ、公共交通を生活の基盤として、安定的に機能させることを基本方針とすべきであるとの考えをお伝えしておきます。

そこで、持続可能性に関連して、再質問をいたします。

地域公共交通は、単なる移動手段ではなく、地域の暮らしや経済、福祉を支える社会インフラです。持続可能な交通体系の構築に向けて、市としてどのようなビジョンを描き、どのように市民とともに歩んでいくのか、改めて市長のお考えをお伺いいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、持続可能な交通体系構築に向けて、ビジョン等の考え方を述べよという趣旨の御質問でございました。

本市では、公共交通利用者の減少や、燃料費の高騰などを要因とする経費の増大によりまして、公共交通運行のための財政負担額は年々増加しております。

これらの問題に対応するため、令和6年度に本市の地域公共交通のマスタープランとして菊池市地域公共交通計画を策定しまして、「公助と共助により持続的な移動環境をつくり、人と地域がうるおい・輝くまち、きくち」という将来像を掲げております。

このビジョンを実現するために、市民の皆様のニーズを丁寧に把握し、地域内交通の利便性、運行効率性の向上を図りながら、コストとのバランスの取れた、より柔軟で便利な移動環境を創造していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

利用者の減少であったり、燃料の高騰等により経費増ではあるが、菊池市地域公共交通計画による「公助・共助により、輝くまち、きくち」を目指して頑張っていくというようなお答えだったと思います。

この公共交通は、市民の生活を支える基盤であり、福祉、教育、地域振興を補う不可分の政策領域です。限られた財源を活用しつつ、市民、事業者と協働し、持続可能で公平な交通体系の構築に取り組むことが求められております。

今後は、柔軟なサービスの導入や、ICT活用などを進め、地域の実情に即した交通政策の展開をお願いして、質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、緒方哲郎議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。



休憩 午後1時51分

再開 午後1時58分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、稲継智康議員。

[登壇]

○4番 稲継智康 議員 皆さん、改めまして、こんにちは。そろそろ疲労の色も濃くなってきておりますが、簡潔に一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回は、子どものいない若い夫婦への住宅支援の拡充について、質問させていただきます。

この背景は、たまたま私の知り合いの子どもさんが結婚されまして、すぐ家を建てますという方と、ちょうど結婚してアパートに住まわれていまして、アパートの更新が3月にあるので、更新をせずに、一軒家を建てたいという方がいらっしゃいました。相談に来られて、何か補助金ありますかというふうに聞かれたんですけども、いろいろ調べると、子どものいない家庭の方には、菊池市のほうとしては補助金がなかったので、この質問をさせていただくことにしました。

本市では、これまで移住定住の促進や、子育て世帯の支援策として、住宅取得に対する補助金や、転入促進のための助成制度などが実施されています。これらの施策は一定の成果を上げており、子育て世帯にとっては住みやすいまちづくりが進んでいると思われれます。

しかし、一方で、近年では子どもがまだいない若い夫婦や、これから子どもを持ちたいと考えている世代から、支援の対象外になっているという声も聞かれます。

例えば、結婚を機に菊池市内に家を建てようと考えても、現在の住宅支援制度では、子どものいる世帯を前提にしているため、補助が受けられず、市外に建築場所を考えてしまうケースもあります。こうした状況は、将来的に子どもを持つ可能性のある世帯を市外に転出・流出させてしまうことにもつながりかねません。

そこで、今回は子どものいない若い夫婦に対して、住宅支援の枠を広げ、将来的な定住、子育てにつながる仕組みづくりについて、お尋ねしたいと思います。

それでは、まず一番初めの質問に移らせていただきます。

現在の菊池市の20歳から39歳、ちょうど若い世代の転出転入数、年齢別の人口構成、それと現在の出生数をお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、お答えいたします。

本市における20歳から39歳までの転入転出数、年齢別人口構成及び本市全体の出

生数につきまして、住民基本台帳のデータから過去3か年分の数値をお答えいたします。

1点目、転入転出数につきましては、令和4年度、転入1,324人、転出1,114人。令和5年度、転入1,164人、転出1,085人。令和6年度、転入1,206人、転出1,052人でございます。

2点目、年齢別人口構成につきましては、令和4年4月1日時点18.7%、令和5年4月1日時点19.0%、令和6年4月1日時点18.9%でございます。

次に、3点目の本市全体の出生数につきましては、令和4年度268人、令和5年度259人、令和6年度230人でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○4番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

転入転出に関しては、近年は転入のほうが少し上回っているということで、私としても、すごい結果になっているのかなど。本市の支援施策のほうも結びついているんじゃないかなというふうに考えられます。

年齢別人口に関しては、おおむね19%ということで、実際的にいろんなホームページを見ますと、15歳以下からの数字と、15歳から64歳までの数字というのしか出ませんので、ここを特筆していただくと、大体2割ぐらいの方がこの人口にいて、現在菊池市のほうに。

出生数ですけれども、今、268人、259人、230人ということですが、改めて聞くと、やはり出生者数は減っているんだなというのを、こうやって見ると実感させられている思いでございます。

それでは、現在菊池市で行われています子育て世帯移住支援事業補助金、今年からあります子育て世帯定住支援事業補助金について、これまでの活用実績と、子育て世帯定住のほうは本年度からと思うんですけれども、分かる範囲で、どれくらい活用されているのか、活用の実績をお尋ねしたいと思います。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、移住等支援事業補助金につきまして、お答えをいたします。

菊池市子育て世帯移住支援事業補助金は、令和5年度より事業を開始しております。

本補助金は、未就学児を伴って転入し、市内に住居を新築・購入された方へ補助

金を交付するもので、補助金額は、未就学児が1名の場合は30万円、2名以上の場合は40万円、旭志地域への転入は30万円を加算した額を交付いたします。

その実績としましては、令和5年度の申請件数は22件、地域別の件数内訳は、菊池7件、七城2件、旭志4件、泗水9件で、交付額は880万円、本補助金に係る移住者数は83人でございます。

令和6年度の申請件数は43件となり、地域別の件数内訳は、菊池17件、七城5件、旭志2件、泗水19件で、交付額は1,480万円、本補助金に係る移住者数は148人でございます。

令和7年度、11月末現在の申請件数は15件となり、地域別の件数内訳は、菊池5件、七城1件、旭志0件、泗水9件で、交付額は470万円、移住者数は51人でございます。

次に、本市子育て世帯定住支援事業補助金は、令和7年度より事業を開始しており、市内在住で未就学児がいる子育て世帯が、市内に住居を新築・購入等し、転居された方へ補助金を交付するもので、未就学児が1名の場合は30万円、2名以上の場合は40万円、旭志地域への転居は30万円を加算した額を交付いたします。

実績としましては、11月末現在の申請件数は13件となり、地域別の件数内訳は、菊池7件、七城1件、旭志3件、泗水2件で、交付額は530万円、定住者数は48人でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○4番 稲継智康 議員 令和5年度が22件だったのが、令和6年度が43件、令和7年度、今現在15件ということですけど、令和6年度ぐらいに近くなるかとも思われる数字だと思います。ある程度、実績は上げてこられている補助金だと思います。

また、今回創設された補助金も、実際に13件、今されており、なかなか知らない方もいらっしゃるのでは、知らない方がもう少しみんなで知ってあげると、もっと増えるのかなというような感じもします。

実際、一軒家が建っているようで、なかなかちょっと、今現状、菊池市というのはアパートも少し空き家が多いですし、あそこのちょうど北原のところの三十何区画あるところが、売れていますけども、実際的に入られている方というのは、まだ半数ぐらいなんですよね。まだ半数ぐらいが住宅メーカーが買われて、それから一般の方が購入していないという状態なので、もう少しこの辺での補助金の活用をしていければ、もっと新しい人たちが来るかなというふうにも考えます。

私がやっぱり考えるのが、どうしても子どもを持っている方しか、この補助金の

対象にならないということになっていますので、やはりちょっと不公平感があるのではないかなという考えもいたしますけども、こういう子どものいない若い夫婦に対して、例えばこういう補助金があるとか、そういうのはあるんでしょうか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、お答えいたします。

子どもの帯同を要件としない補助金につきましては、空き家バンクを通じての住宅購入に対して、奨励金と補助金がございます。

奨励金としましては、菊池市移住定住推進事業奨励金があり、空き家バンクを通じて住宅を購入した場合、現金15万円とめぐるん券5万円の計20万円の奨励金が交付されます。

補助金としましては、菊池市定住促進空き家改修補助金があり、空き家バンクを通じて40歳以下の方が住宅を購入し、当該空き家のトイレ・風呂・台所等の生活するための必要な改修を行う費用の3分の2を補助するもので、上限30万円を交付するものでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○4番 稲継智康 議員 私も調べましたら、この空き家バンクと、民間ではいろいろ太陽光であるとか、そういうのをつけたら補助金が出るというのはあるんですけども、空き家バンクぐらいいし補助金がなかったんですね。ただ、空き家バンクって、今、登録数もほとんどいないし、あんまり活用できていない補助金になってしまっているんですね。

ちょっとよその自治体を調べましたら、岐阜県の海津市というところがあります。ここが若年夫婦・子育て世帯住宅取得等奨励事業ということになっておりまして、年齢が満39歳以下の夫婦が対象ということで、住宅を取得か、増改築か、リフォームを行った場合に、50万円、20万円、10万円というような補助金が来ます。

また、近くの山都町に関しては、住宅の取得の経費の2分の1、100万円の限度の補助があると。子ども1人につき10万円、町内業者と契約した場合にはプラス30万円ということもされていますし、こども家庭庁予算というのがあります。これは婚活とか、そういうのにも充てられる事業なんですけども、実際的に新婚世帯に対する住宅の取得とか、引っ越し費用などに関わるのにも当てはまるようです。実際的に、熊本県では25市町村

で実施されております。ほとんど、実はこれ、町関係が多いんですけども、市でいきますと荒尾市ですね。荒尾市結婚新生活支援事業補助金、水俣市も水俣市結婚新生活支援補助金というふうな補助金があるところもあります。

それでは、もう一度質問させていただきます。

今年、新しい補助金が創設されていますけれども、やっぱりこういう子どもがいない若い夫婦に、また、こういう補助金、いろんなものをつくっていくという、検討していくお考えはあるでしょうか、御質問いたします。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 本市子育て世帯移住支援事業補助金や子育て世帯定住支援事業補助金につきましては、補助金制度を検討する際、小学校に入学する前の子育て世帯に補助金を交付することで、人口増加や定住促進につながることを想定し、未就学児を帯同することを条件といたしました。

議員御提案の新たな補助金につきましては、導入自治体等への情報収集等を行い、調査研究を進めてまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○4番 稲継智康 議員 また新しい補助金をつくれというのは、なかなか難しいと思いますけど、やっぱり次年度に向けて、やはりこういう夫婦もいるということで、検討調査をしていただきたいというのが趣旨であります。

一番いいのは、若い夫婦が家を建てるので、例えば幾らか補助金があると。それに対して移住の方はプラス幾らとか、子育ての方はプラス幾らというふうな、市内の業者で建築した場合はプラス幾らというふうな、根本的なこのつくり方が一番必要なんじゃないかと思います。今までみたいに、いきなり移住のやつだけが、移住の補助金だけ出ました。後で移住の方だけじゃ不公平感がありますよということで、菊池市内の方にも足してもらったということじゃなくて、根本的にもう少しつくり直す必要があると思います。

先ほど緒方議員のほうで、集落の維持の一般質問をされましたけれども、やはり集落の維持という点でも、この若い世代が定着して、やはり地域の活動をしたりであったりとか、消防団のほうに入ってもらったとかということで、やはりまず若い夫婦を呼び込んで、それから子ども、子育てしていただき、地域に根差していただくというふうな、そういうお考えを持って、もう一度、この補助金自体を3年間今度しましたし、移住のほうはですね。今回、1年間試してみ、どれぐらいの効果

を見て、もうちょっときちっとした補助金をつくっていただきたいと思います。

それで、次の質問に行かせていただきます。

次は、菊池市におけるスポーツ推進事業について質問させていただきます。

まず、これは質問の意図としましては、根本的には、私、前回の一般質問があったときに、大体次の一般質問を考えているんですけども、子どもたちとか、高齢者が気軽にできるスポーツ環境を一般質問したいなと思って、実は光市のほうに研修に行かせていただきました。

光市のほうで、総合型スポーツクラブとか、そういうものの研修に行ったんですが、実際、光市さんのほうに行くと、総合型スポーツとか、そういうところじゃなかったんです。そういう問題ではなく、根本的なやっぱり作りが必要だったんですよ。

光市さんではスポーツ推進計画というのをつくられていまして、このスポーツ推進計画を基に、市のスポーツ推進課が中心となり、子どもから高齢者までの幅広い世代を一体的に取り組んでおられました。

例えば、行政だけじゃなく、総合型スポーツクラブとか、体育協会ですね。スポーツ協会、支援企業、企業などが一体としてされていたんですね。それで、総合型スポーツクラブがうまくいっているし、中学校の部活に関しても、来年度、完全移行ということでやられていました。

もともとこの子どもたち、高齢者と思ったんですけども、うちのスポーツ推進の事業が根本的にやっぱり違うんじゃないかなという思いで、今回は菊池市におけるスポーツ推進事業についてということで、一般質問をさせていただくことにしました。

それでは、まず、このもちろん第3次菊池市総合計画があります。これの施策23というところに、スポーツの推進というのがやっぱりちゃんとあります。ちょっと読みます。スポーツ施策の目的は、国が推奨する「する・みる・ささえる」スポーツ活動を通して全ての市民がスポーツに親しめるよう、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに合った活動機会を提供し、スポーツ人口の拡大を図ります。また、体育施設の安全性や利便性向上を図りながら、各種イベントの開催や合宿の誘致などを行い、スポーツを通じた交流人口の拡大につなげますと。

ここに、現状と課題も書いてあります。

例えば、スポーツ大会やスポーツ教室を実施することとか、高齢者の健康スポーツ教室は、新規参加者が少ない状況ですとか、オンラインによる予約システムを導入したことで利便性が向上しますとか、宿泊を伴う全国大会などの開催を行いますとかいうようなことも書いてあります。

それでは、この総合計画つくってありますので、これを基に一般質問をさせていただきます。

まず、この施策と実現のための取組というところがあります。ここに大きく1、2、3、4項目ありますけども、まず、1項目の市民スポーツの促進というところがあります。内容は、市民体育祭やマラソン大会など、多くの市民が楽しく交流し、健康増進につながる場を提供します。

もう一つ、総合型スポーツクラブや体育協会と連携したスポーツの推進に努め、スポーツ人口の拡大を図ります。

もう一つが、ニュースポーツのメニューを増やし、市民ニーズに合ったスポーツ教室を開催することにより、新規参加者の増加や、参加年齢層の拡大につなげ、市民の健康意識の向上を図ります。

これが実現するための取組になっております。

では、実際、今どういうふうに取り組まされていますか、お答えください。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、市民スポーツの促進の現状について、お答えいたします。

最初に、市民が参加する各種大会・イベントについてお答えをいたします。

社会体育課の主催大会といたしまして、菊池さくらマラソン大会や市民ふれあいレガッタ大会、泗水コスモスマラソン大会、熊日旗菊池市民ナイター野球大会、菊池市民スポーツフェスティバル、菊池ロータリーモルック大会、クラダケスポーツデー、七城スポーツ大会を開催しております。

次に、主な大会の参加者数ですけども、令和6年度の実績といたしましては、さくらマラソン大会1,298人、市民ふれあいレガッタ大会168人、泗水コスモスマラソン大会506人となっております。

続きまして、市民が参加できるスポーツ教室である総合型スポーツクラブの現状について、お答えいたします。

現在、総合型地域スポーツクラブは幼児体操や弓道、ジュニア新体操、ボート、リラックスヨガ、エアロビクス、バドミントン、総合スポーツ、サッカーといった9つの教室を行っております。

令和6年度の実績としましては、年間延べ4,289人の方が各教室へ参加されております。

その他の市民スポーツの促進としましては、スポーツ推進委員と連携し、社会体育課としましてはボッチャやモルック、ピククルボールなど、ニュースポーツの出

前講座を行っております。

令和6年度の実績としましては、出前講座を11回行っております。

昨年度まで市民体育祭としておりましたイベントを本年度からは市民スポーツフェスティバルと改め、泗水体育館において、新たな取組としまして、本年度はニュースポーツの体験会を行っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○4番 稲継智康 議員 一応現状ということでしたけども、マラソン大会とか、さくらマラソンは一時期3,000人近い方がいましたけども、1,000人近くに下がって、少しずつは増えているようにという実績で私も聞いていますので、コスモスマラソンのほうが少し減っているという感じがします。

また、レガッタのほうも、毎年毎年、同じぐらいの人数なのかなというような感じがします。私も今年は参加しませんでしたけども、前は参加しましたけれども、大体同じようなメンバーの方が毎年参加されていると。新しい方がなかなかレガッタのほうには参加されていないのかなというような気がしました。

あと、熊日のナイター野球ですけども、ナイター野球に関しては、一番ピークはやっぱり熊本震災前なんですよね。震災前は24チームぐらいありました。実際、今はもう12チームぐらいしかないというような形になっております。

今、実績を答弁いただきましたけれども、この辺の課題についてはどういうふう

に認識されていますか、お答えをお願いします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、各種大会・イベントでの課題について、お答えいたします。

先ほど述べました社会体育課が主催する8つの大会のうちで、過去3年間で比較し、減少傾向が見られる、菊池ロータリーモルック大会と泗水コスモスマラソン大会、こちらのほうが減少が見られております。

ちなみに、菊池ロータリーモルック大会が、令和4年度60人、参加者でございます。令和5年度58人、令和6年度が39人、それと泗水コスモスマラソン大会が、令和4年度が543人、令和5年度が553人、令和6年度が506人となっております。

その他の大会につきましても、増えてはおりますが、微増となっております。

今後は、全ての大会において、参加者数の増加に向けた取組が必要であると考えております。

総合型地域スポーツクラブにつきましては、令和6年度で育成期間が終了しまして、民間として自主的に活動されております。

今後は、菊池市のスポーツ振興発展に向けて、協力しながら取り組んでまいりたいと考えております

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○4番 稲継智康 議員 実際的にスポーツ離れというのもありますけども、健康ブームというのはありますので、いかに今後、数を伸ばしていくかだということだと思います。

また、総合型スポーツクラブですけども、この間、光市に行きましたときには、総合型スポーツクラブの方が施設を運営されていきました。施設を運営されながら、総合型スポーツクラブをするということで、総合型スポーツクラブに対しては、一切、市のほうからは助成していないという状況だったので、その辺のやり方というものもあるのかと思います。全体的にですね。

それでは、あと残り3項目ありますので、3項目の現状をお聞きしたいと思います。

まずは、まとめてですけども、まず、スポーツを通じた本市の魅力発信ということで、各種スポーツ大会や合宿などの誘致を積極的に推進し、菊池の魅力を県内外へ発信しますという事業、体育施設の利用促進ということで、利用者が安心してスポーツを楽しめる環境を整え、オンライン予約できる対象施設を拡大するなど、利用者の利便性を高めます。3つ目が、中学校部活動の受入れ体制の構築、地域人材登録バンクを活用した受入れ体制を構築しますという、この3つの事業に関しての現状をお伺いいたします。

○水上隆光 議長 ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午後2時29分

再開 午後2時29分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。

現状としましては、まず、スポーツを通じた本市の魅力発信につきましては、ス

ポーツ大会や合宿の誘致を行うことで、本市の魅力を発信してまいりました。

令和6年度におきましては、県大会が14回、九州大会クラス以上の大会が5回、合宿が5回開催されました。

次に、体育施設の利用促進については、オンラインシステムによる施設予約システムなどを活用することで、利用者の利便性向上を図ってまいりました。

本年度、施設予約システム更新に合わせてオンライン決済の追加導入を行うことにより、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

次に、中学校部活動受入れ体制の構築については、令和4年度にスポーツ庁、文化庁より学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示されたことにより、本年度、有識者による菊池市中学校部活動地域展開検討協議会を設置し、本年度中に答申を受けて、地域展開の在り方についての今後の方向性を決定していきたいと考えております。

最後に、課題といたしましては、スポーツ推進を行う際に必要である体育施設について、計画的に修繕等を行っておりますが、今後老朽化に伴う施設の改修に多額の費用が見込まれることと、体育施設の利用者は近年増加しておりますが、中学生の部活動加入率の低下などから、今後のスポーツ人口の減少が懸念されるところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○4番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

取組と課題までお話ししてもらいました。

合宿等、なかなか進んでいないというふうに私のほうは見受けられます。

また、オンラインに関しても、この間からお話ししてます、いい面、悪い面があります。取りやすい面もあるし、取りやすくて困っているという面も一部あるので、この辺は本市の市民の方の意見を聞きながら、進んでいていただきたいと思いません。

また、中学校部活動に関しては、今、検討委員会がされております。最終的に3月ぐらいにはある程度の方向性が出ると思います。

ただ、1つ私から申し上げたいのは、今、令和7年度の4月時点で、菊池市の中学校5つ、合わせて野球部員って46名しかいません。3チームで合併をしております。これ、1、2、3年生を合わせてです。3年生が抜けましたので、もう2チームできるかどうかというような、もう末期的な状態になっております。特に団体スポーツに関しては、部活動はちょっとかなり厳しくなっているので、早急にまた支

援いただくと、結果のほうでいただいて、施策に持っていただけるといいと思います。

それでは、施策の実現と取組に対してお聞きしましたけども、総体的に、じゃあ私がもともとお話ししていました子どもとか高齢者に対して、市としてはどういうふうな活動をされているのか、お聞きいたします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、子どもや高齢者への取組について、お答えいたします。

小学生を対象としたスポーツの取組としまして、社会体育課では菊池市小学生学童スポーツクラブ事業を今年度より、一般社団法人菊池ゆったりスポーツクラブへ委託し、4つの小学校で実施をしております。内容としましては、3校で体操教室、1校でサッカー教室を行っております。

次に、生涯学習課では、キクロスカレッジを受講しスポーツマイスターとして認証登録された方が講師となり、令和5年度から小学生スポーツ教室を始めました。小学校の部活動がなくなり、体力の2極化を補完するため、現在3つの小学校で実施をしております。

全市民対象の取組といたしまして、公民館主催講座では、現代的課題解決講座の1つとして健康をテーマにした食事や運動面の学習講座を企画しています。その中でストレッチや体幹を鍛える運動講座も実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 成人から高齢者を対象にした取組につきましては、健康推進課において、健康増進・生活習慣病予防のため、ウォーキングを中心とした運動教室の開催や、地域での自主的な運動の定着を促すため、地域の公民館に出向いて運動指導を行う地域支援活動を行っております。また、健康ポイントを付与する健康アプリを活用し、市民の皆様が楽しみながら日常的に健康づくりのための運動に取り組めるよう、参加意欲を高める施策を推進しております。

また、高齢支援課では、高齢者を対象に介護予防を目的とした、100歳体操を推進しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○4番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

今、各課でされている、生涯学習課がされていたり、社会体育課がされていたり、健康推進課がされていたり、いろいろな課でされております。ちょっとばらばらになってしまっているの、やはり根本的にスポーツ推進計画というのをきちっとつくって、そのスポーツ推進計画を基に進めていく必要があると思うんですよね。そうしないと、この総合計画にうたっていることも、なかなか進まないと思うんですよね。

実際的に、熊本市は第3次熊本市生涯スポーツマスタープランというのを作成しております。八代市でも八代市スポーツ振興計画というのがあります。人吉、天草市、両方とも第2期スポーツ推進計画があります。大体全国の市町村で3割から4割ぐらいの自治体が出ております。やはりこういうのがないと、なかなか行政的に進んでいかないと思うんですよね。

それでは、質問いたします。

このスポーツ推進計画を今後つくる予定はありますか。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、お答えいたします。

本市では、これまで第3次菊池市総合計画及び第3次菊池市教育振興基本計画に基づき、スポーツ推進のための各種施策を展開し、全てのライフステージに合わせた健康づくりや体力向上、さらにはスポーツを通じた交流人口の拡大に取り組んでまいりました。

スポーツ推進計画につきましては、現在策定中である上位計画、第4次菊池市教育振興基本計画を参酌するとともに、先日視察を行いました埼玉県白岡市の状況や近隣市町の策定状況を参考にしながら、作成の準備を進めております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○4番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

スポーツ推進計画をつくっていただけるということではよかったのかなと思います。

ただ、このスポーツ推進計画をつくっても、現状のこの行政の体制であると、このスポーツ推進計画がきちっとできていけるのかなというのが、一番私は不安視しております。

例えば、先ほどの光市さんのほうでは、スポーツ推進課になっていました。施設

管理に関しては、もうほとんど業務委託されていて、スポーツ推進だけをされています。また、上天草市でもスポーツ推進課があります。

今回、合志市のほうでは、スポーツ推進委員を何か別枠で募集してやられているということも聞いております。

このままスポーツ推進計画をつくっても、現状でいくと、社会体育課が担うというようなことになってくると思うんですけども、実際、今、社会体育課の仕事というのは、施設管理、どこが壊れました、あそこ壊れました、見に行きますという仕事と、この年間行事、8つぐらいのイベント対応に追われてて、なかなか本来のスポーツ振興には手が回っていないと思うんですね。やはり特化したような部署をつくるとか、誰かスポーツ推進に関して雇うとか、そういう全庁的なものに関わってくると思うんですけども、その辺の考えは、やはり市長にお聞きしたいと思いますので、市長にお答えをお願いしたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまの御質問は、新たにスポーツ推進に特化した部署をつくることはいかがかという意味の御意見でございました。

スポーツそのものは、健康増進や体力の向上に寄与するだけではなくて、人々に大きな感動、活力を与えるものでもございます。

また、スポーツイベントによる経済効果など、活気ある地域社会の振興にも欠かすことができないものであるというふうに認識しておりまして、その推進は非常に必要であるというふうに考えております。

一方、組織編成に関わる御質問でございましたけども、組織編成につきましては、社会情勢や施策の優先度などを考慮しながら、必要に応じて常に弾力的に改変等を行っているところでございます。

スポーツ推進につきましては、現時点においては、新たな部署を設置する考えはございませんけども、現在の体制を維持し、事業を行う部署間の連携をしっかりと図りながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○4番 稲継智康 議員 スポーツ推進計画ができるときに、社会体育課とは別の部署ができるとか、ここは専門にやりますよというような部署ができていかないと、なかなか難しいと思います。

先ほど市長が言われましたとおり、やはりスポーツでも経済は回っていきます。

何かの大会の誘致とか、やはり近くの経済が潤いますので、スポーツということもやはり一番大事だと思います。

今後、やはりスポーツに関していろいろできております。この間、熊本市の体育館のほうで、全日本で2回勝った、バドミントンの田中選手が体育館でやっていました。菊池市のほうから、じゃあ、応援のツアーを出そうとか、阪神の百崎選手が2軍ですごく頑張っていました。じゃあ、筑後にみんなでツアーを出そうとか、そういうことも少しずつ経済に関わってくると思います。

特に、この間、ロアツの大会にも白龍は行ってました。白龍を担ぎにロアツへ行ってましたんで、あれに菊池市の事業者も出店して出すとか、いろいろスポーツにも経済の関わりがあると思いますので、ぜひ今後、スポーツに関しても、本市として推進していただきたいという思いです。

子どもたちがボールを追いかけ、公園で走り回るような光景が地域の元気のそのものだと思います。そのきっかけをつくるのが市の環境づくりであり、仕組みづくりであると思います。子どもたちが笑顔でスポーツを楽しめる環境を整えていくことが、菊池市の未来を育てることにつながると思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これ、稲継智康議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後2時44分

再開 午後2時52分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員 改めまして、皆様、こんにちは。議席番号6番、公明党、島春代です。5番目ということで、皆様、お疲れのところですけど、よろしく願いいたします。

通告に従って、質問いたします。

まず、5歳児健診の導入について伺います。

近年、発達障害の子どもが増加傾向にあるという調査報告があります。発達の療育支援は、できるだけ早い時期からの対応が子どもの発育には適切であると言われております。小学校就学前までの期間に、子どもの社会性や言語などの発達状況や、健康状態などを確認し、発達に課題があれば、早期支援につなげていく。5歳児健

診の実施を国は進めております。現在、5歳児健診は任意となっております。

では、まず最初の質問ですが、生後から小学校就学までの成長段階に、乳幼児を対象とした健診の本市の実施状況はどうなっているのでしょうか。よろしく申し上げます。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

市で実施しております乳幼児健診は、母子の健康保持、増進を図り、疾病の早期発見・早期治療を目的としております。健診では、月齢に応じた、医師による診察、保健師、栄養士等の専門職による保健指導を行っております。また、保護者が抱える悩みを伺える機会と捉え、育児不安の軽減を図るとともに、子育てに必要な情報提供も行っております。

現在、本市が実施している乳幼児健診は、3・4か月児健診、9・10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員 医師、また保健師さんたちの情報提供をしたり、診察をされたり、生後から3歳までの期間で、成長段階で健診を行われているということです。

保育園とか幼稚園でも健診の一環として、集団の中で少しされているかなとは思いますが、文部科学省の2022年度の調査結果によりますと、公立小中学校の通常学級に発達障害の可能性のある児童生徒は約8.8%で、35人学級であれば、約3人ほどの割合でいると言われております。このような発達障害の可能性のある子どもたちに適切な支援が行われない場合、学習や生活で困難を抱え、深刻な二次障害を引き起こして、不登校などにつながるおそれがあります。

先月発表されました2024年度の問題行動や不登校調査の結果では、不登校の小中学校生が全国で35万人と増加していました。不登校の原因は様々にあるようですが、発達障害による学習や生活面での困難さが一因にもなっているのではないかと思うところです。

さらに、全国的な深刻な問題が子どもへの虐待件数とか、児童生徒の自殺者の増、自殺者が過去最悪の状況ということを知っております。

このように、不安を抱えた保護者の方が、児童精神科を受診しようとしても、数か月先の予約になるという現状も聞きます。こういう何らかの早期支援が必要な中で、国は5歳児健診の必要性というのを考えまして、2028年度までに自治体の

100%実施を目指す方針であります。あと3年後を目指しております。

現在、5歳児健診は任意であります。2023年度に5歳児健診を実施した自治体はまだ15%ほどとなっております。現在はこの5歳児健診をする自治体も少しずつ増えてきており、昨年、2024年では168の自治体の実施しているようです。この5歳児健診で発達障害の可能性のある子どもを見つけて、支援するということも目指しております。

では、再質問ですが、この5歳児健診実施への本市の予定や考え、また、実施に当たっての課題などがあれば、どのようなことがありますか。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 それでは、質問にお答えいたします。

乳幼児健診での5歳児健診は、就学に向けて心身の発達や健康状態を確認し、必要に応じて適切な支援につなげることが主な目的であると認識しております。

5歳児健診を実施するに当たっては、発達障害などの早期発見・早期支援につなげることを目的としていることから、医師による医学的な見立てが重要であり、小児科医等の専門職の確保が求められております。

また、5歳児健診については、国の指針を参考にしつつ、地域の実情に合わせて、健診の方法や体制を柔軟に工夫できることから、本市において、どのような実施方法が可能であり、かつ適切であるかを検討する必要があると認識しております。

このようなことから、5歳児健診の実施につきましては、近隣自治体の実施状況を踏まえて、調査研究を行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員 5歳児といいますと、すごく発達して、行動とか思考とか言語も発達しております。今、部長が言われましたように、専門医の診察というか、専門医の見立てがないと、なかなか難しい部分もございます。適切な支援をとということで、近隣自治体も情報を取って、検討いたすということで言われたかと思いません。

国が実施を進めるに当たっては、自治体への支援も強化されておまして、費用の助成をこれまで、子ども1人当たり3,000円であったのを5,000円に引き上げております。また、健診を行う医師の養成に向けた研修費の支援、また、子どもたちをサポートする保健師や心理士の研修費も補助するというのを打ち出しております。

健診の実施状況は自治体で様々ではございますが、例として、福岡市ではモデル

実施として、5歳児健診を行っていますが、条件としては、療育施設などで既にサポートを受けている子ども以外、また、希望者の人数を制限して実施されているようです。あくまでも専門医ではないので、発達障害を正確に診断するものではないということで、状況を見ながら、今後検討するのではないかと思います。

5歳児は理解力、記憶力、思考力、いろいろ発達して、集団の中での社会性も育ち始める頃です。そんな中で、成長に課題があれば、早期に支援をしていくことが、本人、また保護者にとっても安心できることではないかと考えます。5歳児健診を実施した自治体において、不登校が減少したとの調査結果も出ているようです。

先ほど健診について、本市での課題となっていることをお聞きしました。なかなか医師の確保、また健診をするときの保健師さんの確保、また様々な連携、また保育園との連携とか、いろいろなことがあるかと思いますが、3歳から小学校までの間が空いていますので、その5歳児健診が必要ではないかということですが、この5歳児健診が実施できるようになるまでには、状況の課題解決が必要であります。

また、本市では、これをカバーできるような、現在行っている対策が何かあれば教えていただけますか。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

本市では、発達等に課題のあるお子さんについては、できるだけ早い時期から支援を行うことが重要だと考えており、各健診実施後から市の保健師や心理士が、関係機関と連携を図りながら個別に対応しております。

その中で必要に応じて、福祉サービスや医療機関、学校等と連携し切れ目のない支援体制を取っております。

また、保護者や保育園から発達が気になるなどの相談があった場合には、保健師などが随時相談に応じ、気になることがあればいつでも安心して相談いただける体制を整えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員 様々に連携、個別に連携したり、また心配事があれば、保健師さんに相談していただいているということで、3歳から小学校就学前の健診まで、6歳から7歳までの間ですので、その間の療育、また、そういうのが必要なところでは、相談していただくのが本当に助かるかなと思います。

就学までの期間が短くて、支援が難しいところも、小学校就学前健診というのも

行われているようですが、なかなか就学前健診というので何か発見されても、もう学校に行き始めて、期間が短くて、支援がなかなか難しいという問題も、そういう声も聞かれております。

5歳児健診の導入によって、発達の課題を早く発見し、就学前に適切な支援につなげることが、社会的自立、また保護者負担の軽減などに重要なことではあります。ということで、5歳児健診が必要かなと私も思っております。

健診の実施に当たっては、様々な課題が、部長が言われましたように課題がありますが、クリアしていかなければならない現状があることも事実であります。

今後、近隣のほかの自治体の状況、また医療関係者の確保など、協力体制が必要になってくるかと思いますが、子どもたちが伸び伸びと成長できるように、また、できるだけ速やかに、切れ目のない支援体制をよろしく願います。

では、次の質問に行きます。

次は、少し関連はあるかと思いますが、不登校の児童生徒の学校健診について伺います。

令和6年度の不登校調査では、年間30日以上欠席した全国の小中学生は12年連続で増え、35万人を超えたということが言われております。全体の39%で、これは26人に1人となっています。

不登校の子どもたちは、心身の問題、また、ほかに様々な個別の理由を抱えて、学校に行けなくなっております。

一方、学校健診は全ての児童生徒の成長の観察と病気など、健康に関する問題を早期に発見し、適切な対応策を講じていくことが義務となっております。不登校が長期になればなるほど、健康状態の問題も大きな心配事となります。そのような状況の中で、学校健診を受けられない場合、もし病気などがあれば、見逃されることになりかねません。

不登校の子どもは、中には運動不足、また生活習慣の乱れだけでなく、心身の不調や病気の発見が遅れるリスクがあります。また、健康診断は児童虐待の早期発見の機会にもなり得ると言われております。

総務省では、医療機関も含めて、健康診断を受診していない児童生徒が全国的にも相当数存在していると想定しています。

では、質問ですが、本市の不登校の児童生徒の学校健診の受診はどのような状況でしょうか。また、令和6年度の不登校児童生徒数に対しての受診の現状が分かれば教えてください。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長　それでは、御質問の令和6年度中に不登校を理由として、健診を受けていない人数と割合をお答えいたします。

まず、内科健診は、小学生18名、約0.7%、中学生44名、約3.4%、合計62名で、約1.6%でございます。

次に、歯科検診は、小学生16名、約0.6%、中学生50名、約3.9%、合計66名、約1.8%でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長　島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員　小学生、中学生とも、ちょっと思っていたより、かなり人数が多いのと、そういう印象でございます。

内科が1.6%、歯科が1.8%という数でございます。不登校なので、健診だけに来る子はまずいないと。学校に行けないので、健診も受診も難しいというところかと思いますが、もしフリースクールとか行かれています子どもさんもいれば、そういういろんな事情でできないのかなともちょっと思っているところです。

様々な理由で学校健診を受けられていないという、中にはこの人数ですので、そのまま卒業を迎えるという、受診困難な現状もあるのかなとちょっと思っております。

家庭との密な連携ということが必要になるかと思いますが、最終的には、保護者の協力かなとちょっと思っております。

再質問ですが、個別にも、このような子どもたち、受診ができない児童生徒は個別でもないのか。また、個別に学校医や専門医への紹介などもされているのか。また、そのような状況に対して、学校として、保護者への関わりはどのようにされているかをお聞きします。

○水上隆光 議長　前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長　それでは、先ほどお答えしましたとおり、受診困難な児童生徒が一定数おられます。

不登校を理由として、学校で実施する健診を受診していない児童生徒につきましては、再度、学校医や学校歯科医の先生方と受診日程を決め、児童生徒の状況に応じて、学校から養護教諭が引率する、もしくは家庭から保護者が付添い、医療機関へ受診している状況でございます。

なお、再健診も受診されないままの児童生徒もおられることから、引き続き、児童生徒や保護者へ、受診の必要性について周知啓発を行い、全員受診ができるよう

関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員 ありがとうございます。

学校医、また保護者の協力ということが必須になって、連携が必要かということでした。

なかなか学校からの保護者への関わりというのも、いろんなことで難しい面もあるかなと思っております。やはり学校からの働きかけ、健診の依頼にしても、保護者の協力がなければ、これはどうしてもできないことかなと思います。学校は教諭の先生がいろんなところで一人一人に付添いするからと言われても、できていない子どもさんもいるんだなと思って、学校としても苦慮されているのかなと思いました。

不登校の児童生徒は、特に心身の不調が将来の健康に影響を及ぼすという可能性も考えなければなりません。自分から不調を言えない、気づかない子どももいるのではないかと思っています。早期に発見して、重症化を防ぐためのケアも重要でございます。

先ほど言われましたように、学校現場もできるだけ働きかけ、対応をさせていただいているようですが、最終的には、保護者の理解と協力がなければ受診できない事例があるなど、大きな課題があることが分かりました。

保護者との連携、サポート体制に苦慮されているということで、今後も大変ですが、今後も一人も取り残さない、将来を見据えた子どもの健康を守るための働きかけを継続してお願いしたいと思います。

次に行きます。

認知症早期発見について伺います。

日本の65歳以上の認知症高齢者は、2025年には約700万人となり、約5人に1人に達すると見込まれていましたが、実際には、65歳未満も含めまして、初期の軽度認知障害だけでも、既に約400万人と推定されています。初期の軽度認知症ですので、ちょっと分かるか、分からないかという方々が400万人おられるということでございます。

その社会的費用は14.5兆円、国民医療費の3分の1を占めると推計されております。この経済的負担と、そして65歳以上の高齢者としての認知症患者を抱える家族の負担は果てしないものがあるのではないのでしょうか。

そこで、今後の認知症高齢者の対策を考えれば、何よりも大切なのが早期発見・

早期支援と考えます。認知症になる前の軽度認知障害というステージです。認知症は、この軽度認知障害を経て、進行してまいります。軽度認知障害は、認知症の一手手前の状態であり、そのまま放置すると、5年で50%近くの人が認知症に移行すると言われておりますが、生活習慣を改善することで、10%から40%は認知機能を元に戻すことができると言われております。

アルツハイマーを例に取れば、発症までの期間というのは、もう20年、30年前から起きていると言われております。それぐらい長期の病気でございます。

質問ですが、本市では、認知症の人や、その家族に関わる支援を様々に行っておりますが、現在の認知症対策支援事業の状況や、対象人数の現状を教えてください。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

本市では、軽度認知症に関する支援事業といたしまして、認知症予防共生P F S事業を実施しております。

この事業は、軽度認知障害もしくは認知症の疑いのある人の早期発見と、閉じ籠もり防止を通して、認知症の予防と共生を目的としております。

事業の内容としましては、自動車学校で行われる運転免許高齢者講習の受講者に対して事業の説明を行い、同意を得た方へ認知症予防プログラムを約半年間、その後、さらに認知症共生プログラムを半年間実施いたします。それぞれのプログラム受講前と受講後に認知機能検査を実施し、比較することで評価を行う事業となっております。

そのほかにも、認知症の人やその家族に対し早期介入を行うことで、医療機関や介護サービスへつながるように支援する、認知症初期集中支援チーム員会議や、もの忘れや認知症等の不安を抱える高齢者やその家族に対し、専門医が相談支援を行うもの忘れ相談などを実施しております。

事業の実績といたしましては、認知症予防共生P F S事業の受講修了者は、令和5年度33名、令和6年度25名、認知機能の維持改善率は令和5年度95.4%、令和6年度91.7%、認知症初期集中支援チーム員会議の検討ケースは、令和5年度11件、令和6年度4件、もの忘れ相談の相談件数は、令和5年度18件、令和6年度4件となっております。

そのほか、窓口等での高齢者や家族からの相談のうち、認知症に関する相談件数は、令和5年度42件、令和6年度49件と増加してきております。

今後、後期高齢者人口は増加すると推定されており、認知症の早期発見・早期対

応の取組や、相談体制の整備が重要であると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員 自動車学校との連携で、約1年間ほど、疑いのある方は支援をされているということで、支援によっては、かなりの効果があるのかなど。90%以上ありますので、効果があるのかなと思いました。

一方で、相談件数が、窓口の相談件数が、令和5年42件、令和6年49件と、かなりの方が困って、相談に見えているということが現状であるかなと思っております。

先ほども言われましたが、病院外来にはもの忘れ外来などがありますが、たとえ軽度認知症が疑われても、本人の自覚がなければ、なかなか自分から受診するということは、ちゅうちょもありますし、なかなか足が運ばないのかなと思います。進行していくことが、もう周りが気づかないと分からないことがあるかと思えます。

私の知人で62歳の美容師ですが、お客さんからの予約の電話を忘れることが度々あり、迷惑をかけておられました。本人の不安も出てきましたが、家族や周りから言われて、やむなくもの忘れ外来受診をして、治療を始めたと聞いております。

国立長寿医療研究センターの調査によりますと、認知機能の低下を指摘され、医療機関での受診を勧められた人のうち、実際、受診したのは僅か7%にとどまることが分かったそうです。なかなか認めないのかも分かりませんが、受診率が少ないということがあったそうです。

65歳以上の方で、もの忘れが心配な方を対象に、市内の医療機関で15分程度の聞き取り認知機能テスト、これを受けていただき、医師が必要と認めた方は、医療保険でさらに詳しく血液検査を実施しているところもございます。

埼玉県久喜市でも軽度認知障害スクリーニングテストを実施して、大きな成果を上げていると伺いました。こういう先進地の取組を参考にして、市民の認知症予防の動機づけ、具体的な生活習慣の指導などのきっかけと、各種介護予防事業の有効活用のためにも、そういう何かしら働きかけが必要かなと思っております。

先ほど言われました運転免許更新での認知検査、運転される方はそれでいいんですが、運転されない方の高齢の方は、なかなかそういう機会がないんじゃないかなと思っております。

ということで、早期発見し、適切な支援や治療につなげるために、軽度認知障害スクリーニングテストを本市独自に導入すべきと考えますが、市のお考えを伺いたいと思います。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長　それでは、御質問にお答えいたします。

軽度認知障害スクリーニングテストは、日常生活に大きな支障はないが、もの忘れや判断力の低下が見られる、軽度認知障害の状態となるリスクを早期に把握するため、血液検査や認知機能検査により行われます。

軽度認知障害の段階で適切な予防や治療を行うことで、認知症の発症を防ぐことや、遅らせることができるとも言われていることは認識しており、認知症の早期発見・早期対応の観点からも、その後の対応を検討する有効な手段の1つであると考えております。

先ほど議員のほうから御紹介がありましたような、軽度認知障害スクリーニングテストを市独自で導入することにつきましては、現時点では考えておりませんが、簡単な質問に回答するセルフチェックリストを活用し、高齢者が自分自身の変化に気づくことができるような仕組みづくりや、聞き取りによる認知機能テストが受けられるような機会を設けていくことで、軽度認知障害の状態を早期に把握し、専門機関への相談につなげるなど、早期対応ができるように取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長　島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員　セルフチェックリストを検討されるということでございますが、軽度認知障害スクリーニングテストというのも、長谷川式の15分ほどの、正常の方だったら、もう本当に10分もかからないぐらいの簡単な問題でございます。早期に認知症を発見する入り口として、そういうテストを検診に組み込むわけにはなかなか難しいということですので、独自にそういうようなものを導入していただきたいと思います。

75歳以上の免許更新で、先ほども言いましたが、免許を持っていない方、そういう方々、症状次第ではそのままであります。病院までは行きたくないけど、本人、家族、周囲の人が、記憶力の低下が気になるなどあれば検査をし、早期発見・早期対応につながるのではないのでしょうか。

軽度認知障害が発見でき、的確な予防対策に取り組むことができれば、進行を遅らせることや、認知症に至らずに済むこともありますし、本市の認知症介護事業にも影響するかと思います。

保健師さんなどが受診を勧めた地域では、受診率が平均より4から5ポイント高かったそうです。受診は人を介した呼びかけが効果的だったと指摘されています。

早期発見が目的の先ほどのセルフチェックリストというもの、また、そういうスクリーニングテスト、今後、御検討いただき、ぜひとも要望いたしまして、私の質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、島春代議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日、12月4日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会　午後3時31分

第 4 号

12 月 4 日

令和7年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

令和7年12月4日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（18名）

1番	城	太志郎
2番	欠	員
3番	安武	睦夫
4番	稲継	智康
5番	古田	浩敏
6番	島	春代
7番	大山	宝治
8番	田中	教之
9番	福島	英徳
10番	緒方	哲郎
11番	後藤	英夫
12番	東	奈津子
13番	水上	隆光
14番	猿渡	美智子
15番	荒木	崇之
16番	工藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸元
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也

欠席議員（1名）

18番 泉田 栄一朗

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	藤 井 一 恵
政策企画部長	宇野木 浩 二
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	高 島 英 輔
健康福祉部長	古 吉 京 子
経 済 部 長	松 永 哲 也
建 設 部 長	久 川 知 己
七 城 支 所 長	田 代 誠 士
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	中 原 親 弘
財 政 課 長	上 野 重 智
総務部次長兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	稲 葉 一 郎
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	前 川 幸 輝
農業委員会事務局長	古 田 十 咲
水 道 局 長	田 代 誠 也
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	松 原 憲 一
事 務 局 課 長	高 山 賢 一
議 会 係 長	西 住 剛
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、御起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 皆さん、おはようございます。今朝は非常に寒くて、皆さん、体には十分気をつけられてほしいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めます。
議席番号9番の福島英徳です。

人口減少、少子高齢化、そして、地域経済の縮小が進む中で、自治体財政は、今後、ますます厳しくなることは避けられません。そして、待っていても状況が好転することはありません。守れば衰退し、攻めなければ取り残される。私は今、その危機感を強く持っております。

財政の数字はうそをつきません。しかし、その数字をどう読み解き、どう生かすかは、市の姿勢によって大きく変わります。見えている数字だけで判断すれば安全に見えることも、数字の裏にある課題や可能性まで踏み込めば、本当に向き合わなければならない市としての覚悟が浮かび上がります。

財政には守りと攻めがあります。守り過ぎれば市民の今が削られ、地域は緩やかに衰退します。しかし、攻め過ぎれば将来世代に過度の負担を残し、未来そのものを危うくすることになります。だからこそ、今、菊池市がどこに立ち、どこに向かうべきか。何を守り、何に攻めるのか。そして、財政運営の基盤となる思想がどこに置かれているのか。その方向性を今日は確認させていただきたいと思います。

こうした問題意識の下、財政について一般質問を行うのは、令和3年9月議会以来、今回が2度目となります。

前回の質問では、実質単年度収支が平成24年度から令和2年度まで9年連続で赤字であった点、そして、臨時財政対策債が市の財政に潜在的なリスクを与えかねな

いこと、さらには、経常収支比率の決算カードの誤記といった足元の財政の健康状態について指摘をいたしました。

今回は、その延長線上にありつつ、より本質的なテーマ、今の菊池市はどこへ向かおうとしているのか、財政運営の理念と方向性について、改めて市の姿勢を伺いたいと思います。

そういう中で、本日は4つの観点から伺います。

1つ目、財政調整基金の積み上げの根拠について、2つ目、市債の認識と今後の借入方針について、3つ目、経常収支比率の狙いと計画性について、4つ目、歳入を拡大し、攻めの財政に転じる覚悟についてです。

まず最初に、財政調整基金の積み上げの根拠について伺います。

本市の令和6年度の財政調整基金は74億円で、標準財政規模150億円の約50%に相当します。一般的には標準財政規模の20%程度、本市規模では30億円前後が適正と考えられますが、74億円、実に2倍以上まで積み上がっています。もちろん備えあれば憂いなしです。しかし、備え過ぎれば、市民サービスの現在を犠牲にすることになります。そして、私は財調基金の積み増しが、手段ではなく、目的化しているのではないかと強く懸念します。

市長に申し上げたいのは、財政調整基金はあくまで調整弁であって、ため込みのための箱ではありません。何のために、いつ、どれだけ使うのか、市にはその説明責任があります。

74億円まで積み上がってきた理由、及び今後の活用方針とその根拠について、まずお答えください。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、福島議員の御質問にお答えをいたします。

財政調整基金の規模につきましては、これまでも議会一般質問等の場で答弁をさせていただいたところでございます。先ほど議員からも御案内いただきましたように、一般的に標準財政規模の10%から20%と言われておりまして、本市の標準財政規模は約157億円でございます。20%で算出しますと、約30億円ということになります。

加えまして、熊本地震時には基金の取崩しを約20億円行っておりますので、大規模災害に備えることを考慮いたしまして、この金額を加えた約50億円程度は、少なくとも必要であると考えているところでございます。

財政調整基金が現在約74億円まで増加した要因といたしましては、令和3年度に

土地開発基金から7億9,000万円を財政調整基金へ積み増しを行ったこと、また、新型コロナウイルスの影響で事業が予定どおり実施できなかったことが要因となりまして、決算により生じた剰余金を地方財政法の規定により、積立てを行ってきたものでございます。

財政調整基金の使い方につきましては、菊池市財政調整基金条例におきまして、必要な様々な事業を実施する際の財源不足を補うほか、災害への対応や、地方債の繰上償還をする場合などに活用できると定めているところでございます。この条例の規定に基づきまして、今後も活用を考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 ありがとうございます。

公債費の償還というのが、令和6年度がピークで、今年度からは減少に向かっています。そうであれば、積み立てる守りではなく、そろそろ使う攻めに転じるべき局面ではないでしょうか。

先ほど災害等によって積み立てているというふうなことが大きなことだと思いますが、それでは、市長も御存じのとおり、菊池市には喫緊の課題が山積しております。昨日の一般質問にもございましたけども、子育て支援、そして、熊本市議会でもいろいろ議論されております給食費の無償化、こういった子育てに関する支援というものも喫緊の課題ではないかと思えますし、巡回バスの路線、そして、接続改善、こういったのも必要じゃないか。有害鳥獣対策、そして、水の問題、そして、今回の補正予算に計上されました中学校体育館等への空調設置の設計委託であります。これは先日の予算決算常任委員会で東議員からの質疑もありましたけども、これは委員会審査に影響を与えない範囲で質問はいたしますので、御安心ください。

市長はこれまで、学校体育館の空調設備を喫緊の課題と明言してこられました。しかし、実際には国の空調設備臨時交付金を待つという姿勢を示されておりました。先々月、10月の月例会では、交付金を活用するA案、起債もしくは基金等を活用し、中学校体育館から先行して着手するB案の2つが示され、今回の補正により、B案が採択されたものと理解しております。

ここで、確認したいのは、なぜB案の中でも、基金ではなく、起債、要するに地方債が選択されたかという点です。今回の補正では、74億円の財政調整基金には手をつけず、地方債、いわゆる借金が財源として選ばれています。地方債といっても、緊急防災・減災事業債であり、70%の交付税措置があることは承知しておりますし、先般もそういう説明がございました。

しかし、財政調整基金は、本来、こうした喫緊の課題や財政需要の変動に対応するための調整弁であり、財源の標準化のために存在するものではないでしょうか。喫緊の財政需要に対応しないのであれば、基金は調整弁として機能しているとは言えません。その観点から、市として、今回地方債を選択された理由を改めて明確にお伺いいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、再質問にお答えをいたします。

今回、計画をいたしております、中学校体育館エアコン設置のための詳細設計の財源として予定をしております緊急防災・減災事業債につきましては、充当率100%、交付税措置率70%の実質負担の低い有利な起債でございます。また、早期の事業着手が可能でありますことから、財源として選択をしたものでございます。

その後の空調設備工事におきましても、国の交付金等を活用することも含めて検討を行っておりますけれども、詳細設計と同様に、早期着手が可能となることから、緊急防災・減災事業債を財源として活用することも想定をいたしております。

このように、その都度、事業の優先度や実施時期を考慮し、有利な財源の確保に努めていきます中で、財政調整基金につきましては、不足する財源を補う全体的な財源調整に活用していくものということでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 ありがとうございます。この件は、また後ほどお伺いしたいと思いますので、次に、市債の認識と借入方針について伺います。

当初、私は臨時財政対策債について質問する予定でした。本市は財政調整基金を積み上げる一方で、毎年6億円前後の臨財債を発行しているように見え、その整合性に疑問を持ったからです。しかし、調べていく中で、国が令和7年度の臨財債発行枠をゼロとする方針を示していること、そして、本市の臨財債発行額も、令和2年度は5億8,950万円、令和3年度5億4,100万円、令和4年度2億360万円、令和5年度8,700万円、令和6年度4,500万円と減少し、令和7年度は当然ゼロとなることが分かりました。

これを踏まえ、臨財債そのものの質問は取り下げ、市債全体の構造と今後の借入方針について伺います。

まず、確認させてください。市長は令和3年9月議会の荒木議員からの一般質問において、借入は増えたが、自前の借金が減ったため、健全化したと、そう述べら

れております。

そこで、伺います。

平成20年度、平成25年度、平成30年度、令和6年度の市債残高と交付税措置額及び措置率をお示してください。

なお、平成17年度と令和2年度は、前回の答弁で伺っておりますので、この4年分の数値をよろしくお願ひします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、御質問にお答えをいたします。

起債につきましては、その目的に合わせて様々な種類がございます。交付税措置率は、同じ種類の起債におきましても複数の措置率がございます。そのため同種の起債ごとに、最も一般的な措置率を用いて試算を行っております。

平成20年度末の起債残高が約263億円、そのうち交付税措置される額は、起債残高全体の60%で約159億円でございます。

同様に、平成25年度末の起債残高が約279億円、そのうち交付税措置される額は、全体の72%で約200億円でございます。

平成30年度末の起債残高が約350億円、そのうち交付税措置される額は、全体の75%で約261億円です。

令和6年度末の起債残高が約273億円、そのうち交付税措置される額は、全体の69%で約189億円でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 ありがとうございます。

今、答弁いただいた数値からは、次の傾向が読み取れると思います。まず平成17年度の借金は277億円、そういうふうに前回述べられております。その277億円が平成20年度には263億円に減少しております。また、交付税措置率は、平成17年度の53%から60%へ上昇、平成25年度は、借金279億円で、措置率は72%へ上昇、平成30年度は、起債残高、要するに借金が350億円とピークになっておりますが、この交付税の措置率は75%ということでした。間違っていれば訂正をお願いします。

つまり、借金残高が増えても、交付税措置の有利な借金が増えたため、結果として財政運営は安定したように見えますし、実質負担は重くならなかったという構造が読み取れると思います。私は、その背景に合併特例債、また臨時財政対策債の増加があると考えますが、措置率が上昇した理由についてお伺ひします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、御質問にお答えをいたします。

平成20年度から平成25年度にかけての起債発行額に対しまして、合併特例事業債、臨時財政対策債のこの2つが占める割合はおおむね80%台後半から90%台でございます。

議員のお見込みのとおり、元利償還金に対して交付税措置率70%の合併特例事業債と、全額交付税措置されます臨時財政対策債が、起債残高における交付税措置額の割合を押し上げているものということになります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 ありがとうございます。

それでは次に、直近5年間を見ます。令和2年度から令和6年度の5年間で、これは交付税措置のある市債というものが54億円減少しております。しかし、そこを引き算しますと、自前の借金というのは6億円しか減っておりません。つまり、国が面倒を見てくれた部分だけが減って、市が自分で返済する借金はあまり減っていないということです。

さらに、合併特例債は令和6年度で終了し、臨時財政対策債は令和7年度以降も発行枠がゼロになる可能性は高いのではないのでしょうか。

以上を踏まえると、交付税措置率は今後低下していくと想定するのが自然であります。

そこで、総務部長に伺いたいと思います。

この認識、すなわち、交付税措置率は今後下がっていく。この点で、市としての認識は一致しているのか。はいかいいえで結構です。お答えください。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、お答えをいたします。

議員のお見込みのように、今後は起債残高におけます交付税措置される有利な起債の割合は、低くなっていくものと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 そうですね。交付税措置のある市債が縮小し、自前返済

比率が上がる。そういった中で、金利が上昇すれば、市の財政負担はさらに増えます。市として、金利上昇リスクをどの程度認識し、どのような対処方針をお考えなのかをお示してください。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 御質問にお答えをいたします。

議員御案内のとおり、近年におきましては、借入利率は上昇しております。今後ともそういったところは続くものと認識をしているところでございますし、そういった中で、いかに将来負担の軽減を図っていくのかというところは、これまでも検討しながら進めてきているところでございます。

1つのやり方としまして、交付税措置がない起債の借入れ、これについては、最小限にとどめるような取組をこれまでも行ってきております。

その結果といたしまして、起債残高につきましては、平成29年度の約353億円のピークから、令和6年度末には約273億円で、約80億円の減少ということになっております。

今後も健全な財政運営を行うために、将来負担を減らす取組を継続してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 今の借金の残高は減ったという御答弁でしたけども、先ほども申しましたけど、交付税措置のある借金のほうが大きく減っているんですね。ですから、自前で返さなきゃいけない借金というのを減らすような工夫、こういったものをしっかり考えていってもらわないと、今後、やっぱり金利が上昇したときのリスクというのも十分に考えられますので、ぜひその辺りは留意していただきたいというふうに思っております。

そこで、先ほど申しましたけども、交付税措置額が54億円減った一方で、自前の借金というのは6億円しか減っていません。この事実を市長はどういうふうに評価されておりますか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、おはようございます。今、総務部長からお話をしましたように、臨時財政債が大きく減っているわけでありまして、言葉を変えれば、今までそういう有利な起債をうまく取り込んできた。繰り回しをうまくやってき

たいということの結果であろうというふうに考えております。

これからにつきましても、なるべくそういうものを、有利なものを選んで、取り込んでいく努力は続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 いや、市長、要するに、交付税措置率がある借金、これが大きく減っているんですね、54億円も。ただ、自前の借金、これが6億円しか減ってないんですよ。これに対しての評価、これをどういうふうに思っているのか。要するに、自前の借金をやっぱり減らしていかないことには、今後、大変になってくると思うんですね。金利も上昇するであろう。そういったときに、これを、この交付税措置率があるのが54億円減った。自前の借金は6億円しか減っていない。これをどう評価されるかというのをお聞きしているんですよ。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 もし有利な起債を使っていなければ、起債残高はもともと大きかったはずでありますから、私どもとしては、今まで努力を重ねてきた結果、そこそこうまく運営できてきていると思いますので、それが高いその臨財債の交付率であるし、大きく減ってないという言い方がどう見るかですけれども、マネージしてきた結果が今の形だろうというふうに思いますし、これからもやはりそういうふうに有利な起債をどんどん取り入れて、なるべくそういうものがないものは最小限に抑えたいというのが原理原則でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 要するに、100%の交付率がある臨財債、これはもう当然どんどん減っていくわけですよ。それが大きかったというふうな理解をしました。それでは次に、起債の考え方、いわゆる借入方針について伺います。

これまで本市は、合併特例債、臨時財政対策債、高度な交付税措置のある起債、こうした国が負担する借金を活用することで、実質負担を軽くしながら、財政運営を行う構造が成立していました。

しかし、令和6年度で合併特例債は終了し、臨財債も発行枠ゼロへ向かっております。つまり、これからは有利な起債が縮小し、自前返済が増える時代に入ります。したがって、今後は起債判断を誤れば、市民サービスに影響が出る時代になるとい

うことです。だからこそ、市としての起債方針を早期に整理しておく必要があります。

そこで、次の3点を伺います。

1つ目、起債残高の許容規模について、これは具体的数値の目標ではなく、将来負担や財政の柔軟性を損なわない観点から、どの程度の残高水準を許容範囲と見ているのか、その考えの枠組みをお示しく下さい。

2つ目、起債を活用する事業の優先順位について、人口減少、税収減が続く中で、全てを起債に頼ることはできません。どの種類の事業には優先的に起債を活用するのか、基本的な方針をお示しく下さい。例えば、学校等長寿命化の公共施設なのか、災害対策なのか、子育て・教育関連なのか、そういった観点からお示しく下さい。

3つ目、起債判断の基準とする指標について、起債判断を行う際に、市として重視する指標は何か。例えば、財政調整基金の残高、経常収支比率、将来負担比率、中期財政見通し、こうした指標のうち、どれを起債判断の基準にしているのか。また、その判断基準を市として明文化しているのか。していない場合、明文化する考えがあるのか。

以上、3点について、お考えをお伺いします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、起債残高についてのその許容規模という部分でございますけれども、現在、策定を進めております第3次菊池市総合計画後期基本計画におきましては、令和11年度末の地方債現在高を250億円とする成果指標を掲げるところで、内部調整しているところでございます。

このように、地方債残高の縮減を目指す一方で、交付税措置のある有利な起債につきましては、実質負担額の減少が図られますことから、活用をしていきたいと考えております。

次に、借入れの際の事業の優先に関しましては、事業により、その優先順位をつけるというところではございませんで、交付税措置により実質負担額が少なくなります、より有利な起債を優先して借入れを行っているところでございます。

また、借入れの際の各種指標、判断材料にしているかという点でございますけれども、起債の借入れを行う際には、先ほど御案内もありました様々な各種指標の目標値を目指して、借入れを実行すべきかというところの判断は行っておりません。年度末に実際に借入れを実行する際に、決算見込額等を考慮しまして、交付税措置がない起債の借入れについては最小限にとどめ、借入れを行うよう、このような取

組を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 今後、起債については、本当に判断というのは大事だと思うんですよ。そういう中で、今おっしゃいましたけども、この起債判断の基準という指標については、はっきりしておくべきと思いますし、これ明文化してないという認識でよろしいですか。これを明文化する考えがあるのかないのか、もう一度お願いします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 その判断の基準については、明文化したものはございませんけれども、様々な指標を見ながら、その状況に応じて対応してきているところでございます。

何を明文化するかという部分については、今後の課題の1つとして受け止めさせていただければと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 もう一つ、起債残高の許容規模について、令和11年度に250億円を計画しているというふうな答弁でした。

令和6年度が273億円ですので、要するに、23億円しか減らない計画じゃないかなというふうに思うんですね。先ほど来申し上げていますように、交付税措置率というのが減っていくというふうなことを考えると、もう少し計画というのは低く設定してもいいんじゃないかなというふうに私は思いました。

それでは、経常収支比率の狙いと計画性、3番目の質問について伺います。

本市の経常収支比率は、平成29年度から令和2年度までの94%から96%に比べ、令和3年度以降は87%から90%と、大幅に改善しております。しかし、性質別歳出の内訳を見ますと、人件費が2ポイント前後、物件費が3から4ポイント、繰出金も3ポイント低下しています。一方で、補助費は2ポイント上昇しており、この改善が必ずしも構造的改善と言い切れない面もあるのではないのでしょうか。

また、令和2年度だけは構造が他年度と異なっております。人件費と物件費は平成29年度から令和元年度と同水準であるにもかかわらず、補助費と繰出金は令和3から5年度と同水準になっており、これはコロナ禍による一時的要因が影響した可

能性が考えられます。つまり、言いたいのは、経常収支比率の改善が財政構造の強化によるものなのか、それとも、歳出の一時的抑制や制度要因によるものなのか、この判断こそが極めて重要であると私は考えます。

そこで、本市の特性が他の自治体でも見られる傾向なのか、これを確認するために、県下14市の決算カードを基に、令和元年度から令和5年度まで比較しました。その結果、本市の性質別歳出のうち、義務的経費の構成、特に物件費、繰出金、補助費のバランスが、他の13市に見られない特異な分布を示していることが分かりました。もちろん繰出金や補助費は、事業構造により自治体ごとに差が出るのは当然です。しかし、それを踏まえても、本市の歳出構造は、同規模自治体と比べ、明らかに特徴的であり、一般的な改善パターンとも一致しません。特に令和3年度から5年度の経常収支比率の大きな改善が、構造的な改善なのか、一時的抑制なのか、これは本市財政の安定性を判断する上で重要なポイントではないでしょうか。

そこで、総務部長に伺います。

県下14市との比較で明らかになった本市の特異な経常経費の分布について、市としてその構造的特徴を把握されておりますか。把握されているのであれば、その要因分析をお示しください。把握されていないのであれば、ないで結構です。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、お答えします。

構造的特徴といいますよりも、その都度での社会の情勢、支出の状況により変化しているものというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 でも、私が見比べた県下14市の決算カードをもう一度じっくりと読まれてください。明らかに他の13市の分布が違っているというのは読み取れると思いますので、ぜひそれを読み取った上で、今後の指標にしていただければと思います。

また、令和6年度の決算カードは、まだ総務省から発表されてはおりませんが、本市は性質別歳出の公債費がピークを迎えた年でもあり、経常収支比率は上昇していると推察されます。

ちなみに、令和5年度は90.2%でした。多分公債費の比率が上がれば、これが95、96%に上昇しているのではないかなと私は思います。

そこで、伺います。

今後、経常経費が増加した場合でも、現在の経常収支比率、87%から90%台を維持できるだけの構造的な下支えがあるのか、その見通しと対策方針をお示しくささい。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、お答えをいたします。

先ほど御質問のありました、経常収支比率の令和3年度以降87%から90%台で推移しましたその大きな要因といたしましては、その時期がちょうど、議員から御案内もありましたけれども、コロナ禍の時期に当たりまして、外出による行政サービスの利用控えであったり、イベントの開催取りやめ等によって執行額が下がったと。その分、数値に反映されたものというふうには捉えております。そういった社会情勢の変化等によるものでもございます。

令和6年度の経常収支比率につきましては、現状95.9%程度を見込んでおります。これはコロナ禍が過ぎまして、事業の執行が回復しましたこと、また、令和6年度が、先ほどもございましたけれども、公債費の償還ピークでありましたこと、人件費や物価の上昇による物件費の増加、児童手当の制度拡充による扶助費の増加などによるものでございます。

今後の経常収支比率につきましても、この経常収支比率自体、社会保障の関係経費など国の制度改正でありましたり、景気動向による収支変動といたしました外部要因に大きく左右される指標でございます。そういったものに対しまして、目標あたりを設定してしまいますと、その目標のために、本来実施すべき事業を実施しないといった、そういったおそれも考えられますから、目標値は定めておりませんが、経常的な費用に限らず、常に費用対効果を意識しまして、今後も削減できるところは削減をし、そういった財政運営に努めまして、健全な財政運営に努めてまいりたいということで考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 今、総務部長がおっしゃったとおりだと思います。この経常収支比率、その数字そのものというので、一喜一憂といいますか、よかった、悪かったというふうには言い切れないと思います。

ちなみに、令和5年度の本市の経常収支比率90.2%は、県下14市の中で一番低い経常収支比率になっております。

ただ、低いからいいというものじゃなくて、じゃあ、低いから、市民サービスに

使わなかったのかというふうにも取られますので、これはきちんと、さっきおっしゃったように、状況に応じてやっていただきたいと思います。結果がこういうふうになるとと思いますので、目標数値というのはいかがなものかなと私も思うんですよ。ぜひそういうふうな形で、どういうやり方が一番市民サービスにいいのかというのを考えていただきたいと思います。

それでは、最後になります。歳入を拡大して、攻めの財政に転じる覚悟について伺います。

冒頭にも申しましたが、守るだけの財政では前には進みません。私は、歳出削減ではなく、入りを増やすことこそ積極財政だと考えます。基準財政収入額の25%に当たる留保財源をいかに増やすか。これ留保財源というのは、一般的には自主財源というふうに言ったほうが分かりやすいかもしれません。ただ、25%というのが自主財源として基準財政収入額の中には含まれているんですよ。ここをやっぱりどうやって増やしていくか、これをやっぱり市として、いかに活性化できるかという点でもあると私は思っております。要するに、これが自治体の本当の財政力を高める鍵でもあります。

私は、ふるさと納税額を増やすことが、即効性もあり、効果的だと思っておりましたが、財政課に確認したところ、ふるさと納税は基準財政収入額には算入されない。しかし、留保財源、先ほども言いました自主財源、この拡大には寄与するとのことでしたので、財政についてのテーマにのっとり、その上で伺います。

本市は、令和5年度にふるさと納税が5億円を超えました。市長は20億円を目指し、そういうふうにご公約されております。市長、20億円を実現するために、何を強化して、何を变えるのか、具体策をお示しください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ふるさと納税に関する考えを述べよという趣旨の御質問でした。

ふるさと納税につきましては、令和3年度以降、徐々に寄附額を伸ばしております。現在策定を進めています令和8年度を始期とする第3次菊池市総合計画の後期基本計画におきまして、最終年度である令和11年度のふるさと納税の目標額を20億円と設定しまして、その達成を目指しているところでございます。

達成に向けましては、やはり魅力的な商品をそろえる必要がございますので、まずは国が定めておりますふるさと納税制度の基準を遵守するというのももちろんでありますけれども、JA菊池さんや商工会さんをはじめ各団体との連携を深めて、他地域には見られない付加価値の高い返礼品を官民を挙げて創出して、寄附額の拡大につなげていきたいというふうにご考えておきまして、このために、本年、活発に官

民の連携会議を開いてきているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 今日ふるさと納税について、もうこれ以上は言いませんが、要するに、ぜひともこういった自主財源を何かで増やしていただきたいと思えます。

そういう中で、話を戻しまして、今も言いました税収以外の安定的な歳入源を本市としてどう構築するのか、これは市長の姿勢が問われる問題だと思えますが、要するに、留保財源、自主財源を増やすための方針、このふるさと納税以外、税収以外での方針をお示してください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、御質問が、市税やふるさと納税以外でどうやって自主財源を増やすのかという趣旨でございますね。

それでは、お答えいたします。

市税やふるさと納税を除くと、自主財源を増やすとなりますと、例えば不動産の資産売却であるとかいうことになりまして、非常に対象も限られておりますし、資産売却等が仮にできたとしても、一時的であるわけでございます。ですから、私としましては、継続的な財源確保策としては、先ほどから申し上げましたとおり、住宅政策あるいは観光政策、さらには企業誘致政策等により、人口増や、地域の魅力化、経済の活性化に取り組むことを主眼に置いているわけでありまして、そのこと自体が自主財源の増加につながっていくというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 TSMCの進出とかもありました。そういったところで、住宅ですとか、企業誘致云々ありますけども、要するに、外的要因ではなくて、自主的に自分らが動いてどうやって稼ぐか。例えば観光にしてもそうですし、いろんな活用方法はあると思えますので、そういったものをどんどん目を向けて、自主財源を増やしていただきたいと私は思っております。

もう一つ、市長にお伺いしたいんですけども、基金を積み上げ、市債を減らす、こういった守りの財政を続けるのか、それとも、人口減少の今こそ、攻めの財政へ踏み出すのか、市長の覚悟をお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 財政調整基金が、今、七十数億円積み上がっているわけですが、これは決して守りということだけではございません。もちろん、いつ何事が起きるか分からないということに備える意味もございしますが、今、菊池市を取り巻く環境が大きく変わっております。そのチャンスを生かすべく、人口増につながる住宅政策、あるいは、誘客促進による地域のにぎわい創出、あるいは、活性化に寄与するところの観光政策、こうしたことに大変力を入れておるわけですが、これから集中的にこれを具体化していく時期に来ておまして、その中で、前向きで大きな投資を行う事業が出てまいります。

それから、そのほかにも、公共施設等総合管理計画に基づく施設の長寿命化であるとか、あるいは、それに伴う解体などの事業を進めていく必要があります。その財源不足を補うために機動的に活用していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 市長は施政方針で、次の世代につなぐため、今の私たちがやらなければならないことを着実に実行する、そう述べられております。問われているのは、まさにそのやらなければならないこととは何かではないでしょうか。ためるだけでは未来は開けません。動かす財政へ、守る菊池から攻める菊池へ、財政運営というのは数字を整えることではなく、市民の暮らしを整えることなのではないでしょうか。

以上で、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、福島英徳議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 皆様、おはようございます。田中教之です。しっかりと一般質問を行ってまいります。

まず、早速まつり事業について質問します。

今年も、主に地域の祭りから始まりまして、7月頃から夏まつりや、昨月まで様々ないろんなお祭りが行われました。特に10月や11月は、市民の方、それぞれの主導のイベントやマルシェ、収穫祭等々、いろんなイベントも行われて、白龍まつり、菊まつりだけでなく、多くのそれぞれにぎわいを創出されたのかなと思っております。どれもすばらしいお祭りだったと思いますが、ただ、次年度へ続けるに当たって、やはりいろんな課題もありますので、その点について、今回、まつり事業について質問したいと思い、このテーマを取り上げました。

それでは、まず1回目の質問として、菊池白龍まつりについて、成果と課題についてお示してください。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、改めまして、こんにちは。田中議員の白龍まつりについての質問についてお答えいたします。

まず、成果としましては、祭りを統合して秋に開催したことで、過ごしやすい気候となり、来場者の方々や関係者から参加しやすくなったとの声をいただいております。また、来場者数も昨年度が約5万人、本年度が約5万5,000人と増加しています。

これは、宣伝効果によるもののほか、ステージイベントの時間を長くしたことや、露店の出店エリアを市民広場駐車場と商店街に分散したことが要因だと考えています。

近年課題であったごみ問題については、昨年度からごみ箱を会場や通りに設置し、隈府区長会の皆様に会場や通りを巡回いただいたことで、祭りの後のごみが減ったとの声もいただいております。

また、担ぎ手不足については、白龍會の御尽力により、大学のサークルや市外の祭り団体からの協力を受け、改善していると伺っております。

なお、近年は、担ぎ手として参加したいと県外からの参加者も増えており、外国人の方の参加も増えています。

今回の課題としましては、来場者の増加に伴う通りの混雑や近隣店舗駐車場への対応、トイレ不足などの問題があり、実行委員会において対応を検討しています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 来場者数が5,000人増えたというところで、非常によかつ

たなと思っております。

あと、ごみの問題は、確かに去年よりも多くごみ箱の設置というか、いろんなところに置かれていまして、分別も含めて、そういったところは分かりやすかったなと私も思いました。

トイレも結構御所通りの奥のほうまで設置されたりして、確かにその点はよかったなと思っております。

担ぎ手のほうをちょっと心配していましたが、白龍會のほうからは、徐々に改善しつつあるということで、それは本当にいい成果だなと思っております。SNSでたくさん担ぎ手を募集されたので、その効果があったのかなと思いましたが、実際に着くまでは結構心配で、たくさん集まればいいなと思っていたところですので、その懸念事項が払拭されたところは、本当に成果と言っていいのかなと思っております。

課題についてですが、やはり人が増えると、どうしても混雑しますし、特に駐車場の問題といいますか、周知されていましたが、なかなか既存の店舗に止められたりというところも、ちょっとお店の従業員の方から、私も終わった後に、勝手に止めて、そのお店を利用したい人が利用できなくなったとかというところも聞きました。

そこで、白龍まつりについては2回目の質問なんですけど、駐車場の確保の方法とか、周知はどのようにやっていらっしゃるのか、また、苦情等とかそういった点はなかったのか、お聞きします。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、再質問にお答えいたします。

近隣の比較的大きな駐車場のある商業施設については、事前に協議を行い、買物客以外の駐車をお断りする旨の看板を設置させていただいております。

また、駐車場の案内については、広報紙等の紙媒体での周知や、白龍まつりのホームページ内で時間帯での空き情報の周知を行っております。

苦情につきましては、若干市や商工会のほうに連絡はあったというふうには聞いているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 駐車場問題は、どうしても車で移動される方、特に帰省ついでにお祭りに参加される方とかは、どうしても車でいらっしゃる。市も総合体

育館とか、多目的グラウンドも開放されていますけど、満杯ではなかったというふうにお聞きして、まだ空きがあったと。ホームページのリアルタイムでも、そういった空き情報があっているにもかかわらず、なかなか駐車場が、既存の商業施設に置いたり、それ以外のところに置かれたりとかいうところでございました。

今回、5万5,000人の来場者があって、なかなか悩ましい問題だと思うんですけど、たくさん呼びたいんですけど、呼ぶと、そういった駐車場問題があるというのは、ちょっと構造的な問題なのかなと。何千台と確保しつつも、なかなかそういった問題があるというところは、周知の方法に問題があるのかなと思っております。

山鹿灯籠まつりは20万人以上集まりますので、グラウンドからシャトルバスを出すような形もしていますので、今後は実行委員会の方がいろいろ考えていると思いますので、人をたくさん呼ぶと駐車場問題ができるというのは当たり前のことですが、そこを何とかクリアしていただきたいと思います。

竜門ダムフェスタのときは、市役所とか近隣のところからシャトルバスを出すということで、もともと駐車場が少ないところはそういったふうに対応されていますので、会場のところに駐車をする人はほとんどいなくて、市役所に置いて、シャトルバスで行くということでもうルール化されていましたので、うまくいったのかなと思っております。

先ほど部長が、いい点として、ステージを昼1時前後ぐらいから、多分ステージはやられたと思います。市長の開会宣言を含めて、多分その時間帯だったんだろうなと思っております。

私もそこへ家族で行きましたけど、そこからやっぱり長くステージがやられてて、出店者の方からすると、やっぱり御所通りはまだ午後1時の段階でまばらなんですけど、一応出店の準備しながら、なかなかお客さんが来ないけど、一応店を構えなきゃいけないといった、ちょっとなかなか悩ましい問題も発生しております。

あと、最初の子どもたちの太鼓とかあいうとときに、なかなか見る方が少なくなったのかなというふうに思っておりますが、こういった実行委員会のほうで少しでも来場者数を増やすための努力として、ステージのほうを長くされたんだと思いますが、やはりちょっと長過ぎた内容かなという声も聞こえておりますが、次年度について、今年度の改善点等をもし考えていたらお示してください。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、白龍まつりのステージに関する質問についてお答えいたします。

昼間のステージ開始時刻については、令和5年度は夏にやっていた頃ですけど、

午後5時30分から、令和6年度から午後2時から、今年は午後1時からと年々早くなっております。

この要因としましては、ステージイベントへの応募数が増え、できるだけ多くの方に参加していただきたいとの考えによるもののほか、大混雑が予想されます花火の時間帯の混雑緩和に加え、秋の開催で花火の開始時刻が1時間早くなったことによるものでございます。

議員仰せのとおり、課題としまして、早い時間帯の来場者が少なかったことから、プログラムの内容や広報等による情報発信の在り方について、今後検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 本当にもろんな試行錯誤をされて、午後1時からというところにされたんだと思います。ただ、やっぱり当日、どうしても暑かったというところもあって、露店の方たちも非常に御苦労されていたというところもありましたので、確かに、ステージに応募されたりという方が増えて、それから選ぶというのも、なかなか難しいというか、失礼な話かなと思いますので、ただ、午後1時から私も参加しましたが、途中はやっぱり1回家に帰って、また出直すというような形になりますので、長く楽しみたい人がどのようにするかというのは、今後、そこは実行委員会のほうでしっかり精査していただきたいと思います。

続きまして、菊まつりについて質問したいと思います。

例年、もう35回目ですか、当初からすると38回目ぐらいになるんですかね。長い間、菊まつりのほうを開催して、私も毎年案内いただいて、出席するんですが、いろんな成果と課題があるかなと思っております。

まずは、今回の今年の菊まつりについての成果と課題についてお示してください。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、御質問の菊まつりの成果と課題についてお答えいたします。

本年度の菊人形・菊まつりの成果としては、展示物の種類を増やし、会場レイアウトを変更して、休憩所を設置したことにより、来場者の滞在時間を延ばすことができました。

また、開催中の土日が多かったことで、来場者数も昨年と比較して1,600人増の約2万1,000人となっております。

課題としては、菊池市菊まつり推進委員会会員の高齢化や後継者問題が挙げられます。こうしたことは、まつり事業自体や会場の規模の問題にも直結することから、引き続き、推進委員会など関係者との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 推進委員会の方々、やはり高齢化しているというのが、私も毎年、その話はいろんなところ出るところでございます。なかなか菊の栽培というのは本当に難しいというふうにお聞きしておりますし、それはもう執行部の方も十分承知だと思っております。やはり観光振興課が担当するお祭り以外で、普通に民間でやられているところとか、地域の祭りというの、やはり担い手不足というか、後継者不足というところがあると思います。

特に、菊池農業高校も菊の栽培をされておりますが、この前、教頭先生ともお話ししましたが、学生はこうやって、逆に、そういった育てる機会を与えていただいて、ありがたいというふうにおっしゃっていますが、じゃあ、その方がどのように残っていけるかという、なかなか残っていないところもありますので、これは本当に構造的な問題で、何から先に始めていいかと、本当に悩ましいところだと思います。

3点目と関連するんですが、こういった外から人を呼ぶといった観光振興課の管轄の祭り、イベント等は、このような形でどんどん後継者のところも補いながら、外からどうやって祭りをしていくかということもあると思います。

ただ、地域の祭りを含めて、全体的に通して、こういった後継者不足、担い手不足というのはずっと問題化されてきましたけど、特に部長のほうで、こういったことを組織的に対応策を考えているのであればお示してください。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、地域の祭りを含めた、今後の祭りの担い手不足についての御質問でございますけど、祭りの今後の運営に関しましては、令和6年度の第3回定例会での提言でも回答しましたとおり、実行委員会の高齢化や担い手不足に加え、オーバーツーリズムによる道路の渋滞・治安の悪化も懸念されています。こうしたことから、今後は祭りの内容を市外からの誘客から、地域で運営でき、地域の方々を楽しめるといった地域振興を目的とした祭りへ変えていくべきではないかとの意見も出ている祭りもございます。

例えば、しすい孔子公園夏まつりでは、地域の方々を楽しめるように盆踊りを復

活したほか、協賛金の依頼を訪問から文書に変更することで、実行委員の負担を減らすなどの工夫もされております。

また、竜門ダムフェスタでは、飲食店の管理・運営を外部の事業者に依頼したほか、駐車場問題を解消するためシャトルバスを導入するなどして、実行委員会の負担も軽減されています。

市としましても、担い手不足の対応については各実行委員会における議論の推移を見守り、協議を行いながら、関係各課と連携しサポートしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 やはり実行委員会の負担を減らすということも非常に大事だと思います。水源に昔はよかばい祭というのがコロナ禍の前まではあって、本当に地域の祭りとしてよかったんですが、やはり自らいろんなお店を出店して、各行政区で役割を決めてやってたんですけど、やっぱりもうどうしてもできない行政区も出てきましたし、コロナ禍を経て、またよかばい祭を復活させようという機運もなかなかもう芽生えないというか、一度やらなくなってしまうと、なかなか難しいかなというところがございます。

部長おっしゃったとおり、特に、飲食関係を外部というか、キッチンカーとかというところでやるのは、本当に竜門ダムフェスタもいろいろにぎわって、それはいい例だというふうに思っております。

あと、若い消防団とか、その世代が中心となっている祭り、亘区であったり、花房のふるさと夏祭りとかは、30代、40代のキーとなる方が中心になると、結構お祭りとしてもにぎやかで、活気があるなというふうに感じていますので、今後は、観光振興課は観光振興課で今までやってきたことがあると思いますので、その部署もやることは大事なんですけど、地域の祭りとして考えると、やっぱり地域振興というところと、いろんな部署と束ねて、やはりなるべく祭りを残していく方向で、地域振興の視点を取り入れていただきたいと思います。これは経済建設常任委員会の提言でも言ったところがございますので、今後の各執行部の連携を期待したいということをお願いしたいと思っております。

続きまして、2番目のデジタル化推進について、質問させていただきます。

菊池市デジタル化推進宣言を宣言し、4年が経過しております。また、国が策定した自治体DX推進計画にも菊池市は意欲的に取り組んでいると承知しております。デジタル庁も菅内閣時に発足し、今、過渡期ですが、いろいろ進んでいると思われ

ます。

本市におけるデジタル化推進の進捗状況を確認し、これまでの特に費用面、取組費用と、これからの取組予定について、どのような費用対効果が期待されているかの確認をしたく、今回質問することになりました。

まず、1点目について、質問させていただきます。

マイナンバーカードの保有枚数率と健康保険証の登録率をお示してください。

○水上隆光 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

本市のマイナンバーカードの保有枚数率につきましては、令和7年10月末現在で81.6%でございます。

次に、マイナンバーカードへ保険証を登録する、いわゆるマイナ保険証につきましては、国民健康保険の登録率が令和7年9月末現在で71.4%、後期高齢者医療保険が令和7年7月末現在で71.6%でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 ありがとうございます。

マイナカード自体が81.6%、大体全国でも8割以上ですので、だんだん年齢とか考え方によって、どうしても絶対に取りたくないという方もいらっしゃいますので、ある程度、頭打ちになるかなというところで考えております。

マイナ保険証登録率が、両方合わせて71%を超えるぐらいの登録率ということで、ただ、多分使用率はそんな今はないのかなというふうに思っております。今年の10月末時点で、全国では自治体の使用率は約37.1%というところですので、菊池市も大体それぐらいなんだろうかなと思います。

ただ、ここ11月ぐらいになりましたら、結構私も病院に行ったときに、いろんな方がマイナカードを提出される方をよくお見受けするなというふうに考えております。

運転免許証も今年3月からマイナ免許証というところではできるようになりまして、私も6月の免許切替えのときに、一応選べます。今までの免許証のみという方と、マイナンバーカードと両方併用と、マイナンバーカードのみというふうに、3つ選べるんですが、今年の10月の時点で、マイナ免許証は全国で2.2%、これは多分免許の書換えのときに皆さん多分選ばれるので、まだまだ低い数字だと思っております。

す。

熊本県では2万9,000人を超える方がマイナ免許証に切り替えていらっしやって、そのうち、3分の1がマイナ免許証のみという方で、結構マイナ免許証もだんだん便利になってきて、理解している方が多いんだなと思っております。

私もマイナ免許証のみですので、いわゆる携帯電話の中にそういった証明書が入っているんですが、免許証をなくすとかというところは1つなくなるというところでございます。

マイナンバーカードもこうやって、やっといろんなサービスというか、行政サービスが増えることによって、やはり便利だなというのが実感していくんだなと思っております。

すみません、2点目の質問なんですけど、子どものマイナンバーカード、私ごとですけど、子どもがもう保険証がなくなるということで、この前、マイナンバーカードを取りに行ったんですが、結構最近では便利な取り方が、簡単に取得できるようになったと、聞き取りの際にお聞きしました。ただ、なかなかそこら辺が周知されていないなと思ってはいますが、子どものマイナンバーカードの取得方法で、出生届の際の何か案内があるのかどうかとか、生まれてすぐの赤ちゃんには写真が必要なのか、もろもろ含めて、子どものマイナンバーカードの取得方法をお示しください。

○水上隆光 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

新生児のマイナンバーカード申請につきましては、令和6年12月2日から、出生届と同時にを行うことができるようになり、届出時に案内を行っております。

出生届に併せて、マイナンバーカード交付申請書と母子健康手帳の提示で申請ができます。

また、1歳未満の方は顔写真がないマイナンバーカードとなり、申請から交付までの期間は通常より短く、1週間程度で交付することができます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 ありがとうございます。

令和6年度からそういった案内があるということで、一度にそういったことができれば、確かに何回も役所に行く必要はないので、便利だなというふうに思っております。

それでは、2点目の質問について、図書館等が開催されている講座、地域に出向

いてのスマホ教室の実施状況をお示しく下さい。課題等があれば、それも一緒にお示しく下さい。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 改めまして、こんにちは。それでは、スマホ講座の状況についてお答えいたします。

公民館でのスマホ講座の状況につきましては、令和5年度に5講座を実施し、延べ273名の受講がっております。

令和6年度も5講座実施し、延べ241名の受講がっております。

特に、令和5年度から菊高生に学ぶスマホ講座（シニア編）を開講いたしまして、中央公民館を会場に菊池高校スマートアクティ部の皆さんが講師となり、年8回ほど期日を定めて実施をいただいております。

「聞きたいことだけ聞けるのでとてもよい」などと参加者から好評をいただいているところでございます。

また、令和6年度からは、地域おこし協力隊の活動として、各地区の公民館などへの出張スマホ教室など53回開催し、延べ324名の参加者がっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 スマホ教室は結構たくさん行われておりますね。しかも地域おこし協力隊で、自ら出向いて地域の方に行ったのは53回も行っているというところで、あと、今回答弁はありませんでしたが、高齢支援課も、その都度、そういったことをやっているとお聞きしました。なかなか公民館講座やりますといっても、興味がある人はいらっしゃるんでしょうけど、興味ない方は全く参加されないようなところですが、実際に協力隊の方が出向いてやるということには、非常に裾野が広がっていいのかなと思っております。

ただ、今後のこういったデジタルの格差を埋めるということについては、それぞれの地域でそういったことは教えることができる人がいたり、相談ができるような方を育成する必要があると考えますが、そのような育成する取組はありますか、お示しく下さい。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、スマホを教える人財の育成についてお答えいたします。

本年度から新たにスマホやデジタル機器に強い人財を育成し、地域でスマホ等の扱いに悩む方のサポートをしていただくことを目的としたデジタルリーダーの育成講座を開講しております。

情報政策課の地域おこし協力隊員が講師となり、12の方が受講され、7名の方が講座の内容についてある程度できたとの評価をいただいているところです。

今後も関係各課と連携・協議しながら、人財育成を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 そういった取組をされているということで、安心しました。また、12名ということで、もう少し人が伸びればいいかなと思っております。なかなか講師とか、そういったのになると聞けないけど、近所の人とか、隣の人とかというのには聞きやすいというのが、多分高齢者の方には多いと思いますので、そういった取組をもっともっとやっていただきたいと思っております。

続きまして、3点目について質問します。

これまで、コロナ禍において、いろんな庁内業務がデジタル化されて、特に進んだと私は理解しております。そこを含めまして、これまでのその庁内業務のデジタル化について、令和5年度以降の進捗状況や課題があればお示しください。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 改めまして、こんにちは。庁内業務のデジタル化についてお答えをいたします。

令和5年度から令和7年度の庁内業務におけるデジタル化に向けた取組といたしまして、全庁的に関わる主なものとしまして、電子決裁システム、AI-OCR等の導入を進めてまいりました。

本年度の主な事業としましては、AIチャットボットの導入につきまして、来年2月の稼働を予定しております。

また、本年度からRPAなどのプログラミング技術の習得を目的に、デジタル化推進ワーキンググループ職員として辞令を交付した10名の職員に対して研修を行い、人財育成を進めております。

次に、課題についてお答えいたします。

RPA構築や高度なオンラインフォーム作成などは、技術を有する職員に依存しており、技術やノウハウの継承が課題となっております。

また、システム等の導入コストにつきましては、補助事業を活用することで初期負担を軽減することは可能となっておりますが、システムの維持・管理に係るランニングコストにつきましては、今後、コストの増大が懸念されております。

しかしながら、今年度から始めた人財育成の取組や効果的な情報システムを活用していくことで、市民サービスの向上や業務の効率化など、コスト以上の効果が期待できるものと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 OCRだったり、AIチャットボット、委嘱された10名の方の人財育成のところを取り組んできたというところでお聞きしました。

課題について、ランニングコストと人財育成というのは、今後の確かに課題だと思っております。

もう1点、質問したいんですが、本年度、AIチャットボットを取り入れる予定と伺っております。これはどういったもので、市民と職員の両方、これメリットあるとお聞きしていますが、どういったメリットがあるのでしょうか、お示ください。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、AIチャットボットについてお答えいたします。

AIチャットボットは、人工知能を活用して市民や職員からの問合せに、会話形式で対応する仕組みになります。

AIに学習させた情報を基に、利用者からの質問に対し自動で答える機能を備えております。

市民用のAIと職員用のAIは、分けて構築するため、セキュリティ対策を講じた構成になっております。

次に、その効果についてお答えをいたします。

市のホームページ、防災・行政ナビや広報紙の二次元コードからAIチャットボットへ誘導することで、市民からの問合せに、24時間365日対応し、利便性の向上を図ります。

職員用のAIチャットボットでは、法令や庁内マニュアルを即座に参照できる機能を備え、事務の効率化を図ります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 このAIチャットボットは、今後、どうなるかは分かりませんが、議会の会議録システム等にも応用できないかなというふうに考えております。

やはりホームページをどこ見ていいのかわからないとか、庁内の方もどういうマニュアルを見ていいのかわからないとかというのは必ず出てきますので、その入り口を簡明に対応できるというのは、もちろんあくまでもここはAIによる返答ですので、そこから精査するというのは個人個人の能力だと思いますが、こうやって入り口が広がるというのは非常にいい制度ですので、ぜひともいいシステムを取り入れていただきたいと思います。

今まで、主に3点、マイナンバーカードについて、また、スマホの講座、市民向けのサービス、そして、庁内向けのデジタル化について、質問してまいりました。どれもこれはコストはかかるものでございます。なかなかコストをかけて、デジタル化が進んで、費用対効果が出ればいいんですけど、どうしても最初の頃というか、デジタル化をやるところは本当に難しいところだと思っております。

最近、トライアルというスーパーが西友を買収して、首都圏の店舗にトライアルGOという店舗を作りました。そこは実験的なところもありますけど、顔認証で買物ができると。つまり、事前に登録すれば、携帯も要らないというところでございます。トライアル自体が流通系のシステム会社でしたので、こういったところで、なるべくレジとか、配膳とかのコストを削減する。ただ、これを開発するには、これだけじゃないと思いますけど、1990年から数兆円の投資をして、こういったシステムをずっと開発してきたというふうに言われております。

デジタル化が進むためには、やはりこういった最初、どうしても人とお金がかかるというのはしょうがないというところなんですけど、ただ、やはりもうかけている分はしっかりと進めなきゃいけないというところで、もう進めていってほしいと思っております。

全国の自治体の多くは、費用が見込みより多くかかっている現状があると思えます。短期的なコスト増になることはある程度予測されますが、やはり長期的には、恩恵を得るといいますか、職員、市民の方が、こういったデジタル化のメリットを得なきゃいけないと思っております。

そこで、質問しますが、本市におけるこれまでのデジタル田園都市国家構想交付金による事業費は幾らだったか、お示してください。

また、令和12年度までに見込まれる施策の中で、主なものをお示してください。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、デジタル田園都市国家構想交付金についてお答えいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金を活用した令和4年度から令和6年度までの実績としましては、8事業1億6,521万788円となります。

また、令和7年度から交付金の名称が新しい地方経済・生活環境創生交付金に変更されておりますが、事業の内容は前年度から継承されており、本年度分は、5事業1,817万6,000円に対し交付決定を受けております。

次に、今後の取組予定の施策についてお答えをいたします。

市民に対して、作成したオンラインフォームが十分に広がっていないことから、周知の強化や容易にアクセスできる環境の整備を進め、さらにAIチャットボット等も活用しながら、利用促進を図ってまいります。

また、行かない、書かない手続の実現に向けて、オンラインフォームの作成・拡充を進めるほか、市民サービスの向上や業務の効率化に資するAIの活用についても推進してまいります。

さらに、人材育成にも取り組み、多くの職員がRPAやオンラインフォームを活用し、アナログ処理からデジタル処理へ円滑に移行できるよう、必要な環境整備を行ってまいります。

デジタル技術の進展は著しいことから、最新の技術動向を注視しつつ、国の方針や先進自治体の取組も参考にしながら、本市の実情に応じたデジタル化を着実に推進してまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 着実に推進すると部長から力強い意見をいただきました。

これからが、実際、市民の方、職員の方が、ああ、なるほどというふうには、そういった恩恵が受けられる時期に入ってくるかと思えます。逆に、そういつていかなないと、なかなか掛け声だけでは、お金がかかっている以上、なかなか納得感がないと進まないと思っております。

エストニアという国がありますが、ここはもう国全体のデジタル化が進んでいる例として、もう大分昔から紹介されているところですが、住民票や住所変更は約3分で済むと。確定申告も約5分と。国民の96%がオンライン申告、やっぱり確定申告自体が簡略されると、本当に国全体のコストといたしますか、本当に下がると思い

ます。

あと、選挙の投票も自宅から5分の場所にあつて、電子投票、インターネット投票で済むと。いろんな最低限のそういった管理する人はいますが、選挙箱をもってするコスト、日本全体で見れば、かなりコストは下がると思います。

あと、出生届は、赤ちゃんが生まれた時点で、病院からそのまま役所のほうにオンラインで通達されますので、親が別にそんな手続しなくていいというふうなこともあります。

この全体の担当大臣といいますか、最高情報責任者の言葉で、我々はデジタル国家をつくったのではないと。官僚的なシステムによって、多くのコスト、いろんなコストかかることを壊すためにデジタルを使ったのだというところで、やはり大企業とか役所的なところは、業務上、どうしても官僚的といいますか、高度な組織化になりやすいんですが、そういったところに、逆にコストがかかっているところをデジタル化して透明にしていくと、市民も職員も恩恵は受けるという1つの例だと思いますので、国も、最近、ちょっとデジタル庁もよくないですが、こういったところを目指してやっていると思いますので、菊池市としても、そのほうに進んでいきたいと願って、私の一般質問とします。終わります。

○水上隆光 議長　これで、田中教之議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩　午前11時50分

再開　午後1時00分

○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員　皆さん、こんにちは。議席番号15番、荒木崇之です。今日も師走の忙しい中に、そして、寒い中に傍聴いただき、ありがとうございます。本当に励みになります。頑張って一般質問をやります。

初めに、学校給食について、一般質問いたします。

学校給食に関する一般質問については、平成17年第3回定例会の松本登議員の学校給食の民間委託についてから始まり、延べ45人もの先輩議員、現役議員の方が質問されてきました。

また、これから一般質問します学校給食の徴収業務については、令和元年第3回

定例会で猿渡美智子議員が問題提起され、その後、東議員、稲継議員が質問された経緯があります。

私はこれまで、学校給食について質問したことがないどころか、教育関係に質問したことはほとんどありません。なぜなら、私は教員免許も持っていませんし、人に誇れる学歴でもなく、学生時代の成績も、とても子どもたちに勉強しろと言えるような通知表ではありません。私の高校の先輩に当たる蒲島前知事は、鹿本高校で440人中400番だったのが県知事になったと、挨拶のつかみとしていつも話されていましたが、私はその鹿本高校で440人中430番だったことがあり、残りの3人中2人は風邪を引いて、テストを受けていなかったのも、実質、ブービーだったことがあります。そのようなことから、教育委員会や学校教育について、あれこれネットで調べたような質問をするのはおこがましいと思うことがあったからです。

ちなみに、私が平成8年に泗水町役場に採用され、最初に配属になったのは教育委員会です。

さて、そんな私が、今回、学校給食について質問しようと思ったのは、1つは、PTAの役員の方のお話を聞いて、一理あるなと思ったのと、それを受けて、令和7年第3回定例会において、猿渡議員が学校給食の徴収業務について質問されましたが、教育委員会の答弁が答弁になっておらず、議会への答弁として軽んじていると感じたからであります。

私と猿渡議員は思想信条が右と左と真逆で、政治スタンスも違うと思っています。ですが、この給食費の徴収については、思想信条や政治的スタンスなど関係なく、猿渡議員の質問は至極真っ当であるにもかかわらず、教育委員会の答弁は、その指摘を真摯に受け止めようという姿勢が伝わりません。

私は学校給食の質問に当たり、平成17年の松本登議員の質問から、全ての議事録を読みました。特に給食費の徴収業務については、暗記できるほど議事録を読み込んでいますので、これまでの検討いたしますや、国の動向を見ながらとか、調査研究をしますといった使い古された答弁ではなく、理路整然とした答弁をされることを求めます。

さて、第3回の猿渡議員の質問と重複しますが、現在、本市においては、給食費の徴収については、小中学校15校全てが口座振替になっているとのことであります。問題はここからです。隈府小、泗水小、菊池北中、菊池南中、泗水中と言われる、いわゆる大規模校以外の10校、七城中とか旭志中でありますが、その10校については、徴収業務を県が雇っている学校事務職員が行っています。一方、大規模校5校は各学校のPTAが雇用した事務員が徴収業務を行っています。一部市からの補助金はありますが、大規模校のPTA費からの持ち出しはあります。

では、お尋ねします。

大規模校5校と小規模校10校は、同じ菊池市、市立の学校です。それなのに徴収業務が違うのはなぜなのか、お尋ねします。

ちなみに、大規模校の徴収業務については、事務負担が大きいからというのは論点が違いますから使わないでください。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、荒木議員の御質問にお答えします。

まず、PTAが雇用する事務職員について、御説明をいたします。

PTA事務職員は、議員が先ほどおっしゃったように、限府小学校、泗水小、菊池南中、泗水中の大規模校のPTAが、PTA事務負担の軽減のため、自ら雇用されている事務職員であり、PTAの会計事務やPTA業務に関する資料作成、給食費徴収・管理等の事務を行われております。

次に、本市における学校給食費の徴収業務につきましては、以前は各学校PTAにおいて、保護者による集金や封筒に入れて学校へ持参するなど、現金による徴収が行われていましたが、今年度から全ての学校で、現金での徴収から口座振替や振込になったところでございます。

このような中、現在の学校給食における徴収・管理業務は、小規模校では県費学校事務職員が、大規模校4校ではPTA事務職員が事務を行われております。

教育委員会では、学校やPTAと協議し、PTA事務職員の負担軽減はもとより、PTA事務の充実を図ることを目的に、PTA事務職員を雇用するため、補助金を交付しているものでございます。

議員が御指摘されております、小規模校と大規模校での保護者負担の違いはございますが、今後、公会計化を検討するとともに、PTA事務職員が行っております給食費徴収・管理業務につきましても、関係学校と協議検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 答弁いただきましたけど、これ、前回9月の猿渡議員の答弁とほぼほぼ丸かぶりです、これつくった職員さんは楽だったんだろうなと思いますけど、問題はこれからです。

第3回定例会の猿渡議員の一般質問では、給食費の徴収業務で、大規模校にPTA負担があるのは不公平と言われております。至極真つ当であります。その質問に対

して答弁では、今言われたように、負担軽減のため、菊池市小中学校P T A事務補助金を支出して、半額程度負担しているとの答弁であります。

大規模校については、一部人件費の負担をP T Aがしていると述べましたが、隈府小学校では、人件費147万3,478円中、半分のP T A負担が73万6,739円、泗水小学校が人件費125万1,300円中、これも半額のP T A負担が62万5,650円、菊池北中が人件費109万2,000円中、P T A負担が29万4,000円、菊池南中が人件費、これが最も負担金が高く、194万円の人件費の中で、P T A負担が114万2,000円、泗水中が人件費91万8,000円中、P T A負担が25万5,600円となっています。

ですから、この前回の答弁自体が答弁になっていません。私が聞いているのは、大規模校はP T Aの負担金があるのに、小規模校は学校事務職員、この方たちは県職員です。県が雇用した職員ですね。事務員ですね。その方たちが給食費の事務をしているから、P T Aの持ち出しはない。幾ら半額補助したところで、大規模校には持ち出しがあるから、それが適正なのかと問われているわけです。負担軽減のために事務補助金を支出していると自慢げに言われるなら、全額市が支出して、初めて公平であると考えます。

菊池市小中学校P T A事務補助金交付要綱というのができたのは、先ほど言われたのができたのは平成19年3月27日です。今から18年前、推測しますに、市町村合併する際に、給食費徴収に関するすり合わせまでできてなくて、問題が起きたので、苦肉の策でつくったのではないかと推測いたします。

そこで、2点お尋ねします。

この補助金交付要綱第2条において、交付目的として、この補助金は、P T A事業の充実を図ることを目的とするとありますが、そもそも給食費の徴収業務はP T A事業と言えるのでしょうか。徴収業務がP T A事業であるとした解釈の理由をお答えください。

次に、先ほども言いましたように、小規模校では、徴収事務を公務として、学校事務員が行っているのであれば、大規模校も公務として学校事務員に徴収をしてもらうべきと考えますが、どうして学校ごとに区別や差別されているのでしょうか。教育委員会が差別を正当化する明確な理由をお願いいたします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。

先ほど御答弁させていただきましたとおり、これまでは保護者の皆様から現金徴収とか、そういったことで給食費は徴収をさせていただいたところでございます。現在は口座振替、全学校がなったところでございますが、これまでの経緯で、学校

事務、PTA事務、給食徴収事務、この辺りが学校、PTAでそれぞれでございます。現在、それを継続した形で事務を行っているのが実情でございます。

また、県費の事務職員が徴収している小規模校と、PTA事務が徴収している大規模校、もちろん違いがございます。これは教育委員会のほうでも把握しているところでございます。

ただ、今後につきましては、この辺りを来年からすぐというわけではございませんが、公会計に向けて統一をしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 給食費の徴収業務がPTA事業に当たるのかっていうのに対しては答えがありませんでしたけど、PTA事業というのは、一般的に運動会、文化祭などの学校行事の補助、愛校作業といった奉仕作業、教育講演会、広報誌の発行など、会費を使って自主的に行う活動であります。なぜなら、PTAは任意の加入団体であるからであります。

この件に関して、市のお得意のAIに私は聞いてみました。給食費の徴収業務はPTA事業ですかと聞いたところ、3つのAI、コパイロット、チャットGPT、それにグーグルAI、同様の質問をしましたが、全てのAIが、給食費の徴収業務はPTA事業とは言えませんと回答でした。

ですから、支出目的の目的外支出じゃないかなと私は思うんでありますが、給食費の徴収業務がPTA事業であるという教育委員会の見解は、法解釈としても間違っていると考えます。これについて、何か反論はありますか。ないなら続けますけど。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。

まず、PTAの皆様から徴収したこのお金というのが、PTAの会計、私会計のほうに最終的には集金されるものとなっております。私会計である以上は、その入金までは保護者の方が行うというのが今までの流れでやっておられたところでございます。それが現在のところも、まだ各学校ごとに私会計の通帳がございますので、その事務のほうはPTAの皆様をお願いしているところでございます。

また、県費の事務の先生がされているというところは、それぞれの学校ごとにPTAと学校の事務のところのこれまでの経緯がございまして、事務を担っていらっしゃるというところで把握しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 私が聞いているのは、このPTA事務補助金要綱に沿って出していますかということを知っているんですね。

この猿渡議員が言われたときに、徴収業務に差があるから、それをどうにかしてくださいと。PTA負担があるから、どうにかしてくださいと言われたときに、このPTA補助金を出しているからとおっしゃったのは教育委員会のほうなんですよ。だから、ちゃんとこれは補助金要綱にのっとってやっているかどうかというのを私は聞きたかったんですけども、そこは何回やっても一緒だと思いますので、質問を続けますけども、猿渡議員が一般質問でも問題にされていたのが、個人情報の取扱いであります。例えば、生活保護家庭が大規模校にあったとします。その場合、給食費は生活保護費の中から直接学校に支払われますので、口座振替名簿にない子どもさんは、生活保護家庭であるということを徴収業務をしている事務員は知ってしまいます。そのことで、前回の議会において、猿渡議員が、もし個人情報が漏えいした場合は誰が責任を負うのかという質問に対して、事務員の雇用時に個人情報取扱遵守に関する文書が提出されている。もし情報漏えいが発生した場合は、教育委員会が責任を負うという、わけの分からない答弁をされています。

いいですか、小規模校の学校事務員は公務員ですので、公務員が生活保護家庭の情報を漏えいした場合、非常に重い罰則が科されます。まず地方公務員法に基づく懲戒処分があり、懲戒免職や減給、戒告などの処分を受ける可能性が高いです。また、刑事罰も科される可能性があり、守秘義務違反として罰金や懲役刑が科されます。これは御存じのことかと思えます。

では、PTA雇用の事務員というのは、公務員でも会計年度任用職員でもない、民間人です。ですから、学校と機密保持契約を結んだ場合、その情報を第三者に漏らしてはならないという義務は発生します。だから、個人情報漏えいに関しては問題ないとの教育委員会の答弁ですが、お尋ねします。では、PTA雇用の事務員が、この民間人が機密保持契約違反をした場合は、どのような罰則があるのか、民間人の情報漏えい者に適用する法律の立てつけは何なのか、また、違反した者を市が告訴するという形になるのか、具体的にお示しください。9月議会では、このことは音光寺教育長が答弁されているので、教育長がお答えください。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 皆さん、こんにちは。ただいまの質問にお答えします。

学校で起きたことは、道義的に学校の責任でありますので、教育委員会の責任であるというふうに答えたわけでございます。

本人さんについては、やはり法的な責任は伴うというふうには考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 私が聞いているのは、教育長、いいですか、この機密保持契約を結んでいるから大丈夫だとおっしゃったのは教育委員会なんです。だから、もし機密保持契約違反を犯した者はどんな罰則があるんですかと。それを教育委員会が告訴する形になるんですねと聞いているんですよね。大丈夫ですと言われても、その法律の立てつけを言ってもらわないと、私は納得できないんですけども、そこまで調べて、私は猿渡議員に答弁をされていると思っているわけなんです。その法律の立てつけというのを教えてください。もし調べてないのであれば、調べてません。また、もう1個の教育委員会が告訴する形になるのか、そこだけは方針が固まっていると思いますので、よろしく願いいたします。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 ただいまの質問にお答えします。

P T A事務職員の方のみならず、学校に関わっていただいている方には、皆さんに守秘義務のことはお願いしているところでございます。

その罰則等につきましては、現在まだ調べておりませんが、その内容等によっても違いますので、告訴するとかしないとかということについては、ここではお答えすることはできません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 今言われました、学校におけることは教育委員会の責任ですので、それは当たり前の話なんです。ただ、そこに民間人と公務員がいるわけなんです。公務員が情報漏えいとか、いろんな犯罪を犯した場合、そういうような場合は地方公務員法に基づいて罰せられる。しかし、民間人のほうは、じゃあ、何か適用されるのかという話をしているんですよね。

そこは御自分たちで言われたんだから、猿渡議員に。きちっとその辺は、やっぱりこの法に基づいて処罰されるので、大丈夫ですと言っていたかかないと、P T Aの人たちも不安じゃないかなというふうに思うんですよね。

では、質問を続けます。

この情報漏えいの責任の所在については、幾ら教育委員会が責任を負うといっても、雇用者はPTA会長なんですよ、各学校の。となると、やはりPTA会長も雇用主としては責任を負うことになるのではないのでしょうか。このような現状を改善するために、合志市や山鹿市、玉名市は、給食の徴収義務を教育委員会が雇用した職員が行っているの、これを公の会計と書いて、先ほどから言われている公会計化すべきと猿渡議員も質問されています。

給食費の公会計化については、もう御存じのとおり、令和元年7月に文部科学省から、地方公共団体において給食費の徴収業務をなささいといった、学校給食徴収管理に関するガイドラインの通達がっております。しかし、教育委員会が文部科学省から通達もあっているのに、いかに問題解決に取り組んでこなかったか、議員から質問されても、全く意に介さず答弁をしていたことが分かる一覧表を示します。

私、さっきから何度も猿渡議員のお名前を出しているの、猿渡議員の追っかけみたいになっているんですけど、それは猿渡議員、お許してください。

では、示します。

[資料を示す]

まず、令和元年、先ほど言いましたように、通達があったわけですね。猿渡議員が令和元年第3回定例会の一般質問では、猿渡議員、公会計化に移行する考えはということをおっしゃっています。この当時の木下教育部長が、必要性は感じているので、システム構築の費用や、人員配置を考慮したいと思っておりますと言われていすね。それに対して、猿渡議員が公会計化の移行期間はと言われて、木下部長がおおむね2年程度あれば大丈夫ですよということで、2年後の今度は令和4年第2回定例会では、猿渡議員が2年たったけど、公会計化の移行はと聞かれているんですね。それに対して、このときの村田教育部長は、令和3年度から協議を始めていますということで、そのとき、音光寺教育長がシステム導入に、ただ5年間で4,000万円もかかるとですよとおっしゃっていますけども、猿渡議員は、玉名市は初期費用が1,000万円で、ランニングコストが50万円ですよと。ちなみに、天草市は1,200万円でした。

そして、次、令和4年の第3回定例会、次は稲継議員が公会計化はどうなっていると聞きましたら、村田教育部長は、公会計化移行については、メリットとデメリットを考慮しながら、調査研究させてくださいというふうに言われて、この前の9月の議会で、猿渡議員がもう一回、前回から3年経過したが、公会計化の移行はどうなったと聞いたら、今度は前川教育部長が、国の動向を見ながら調査研究を行ってますと。もう堂々巡りなんですよ、これ。このように、堂々巡りの答弁を繰り返

されている現状は、議会を明確に軽視している、侮っていると受け取らざるを得ません。

お尋ねします。

多くの自治体は令和元年の文部科学省の通達を受けて、給食費の公会計化を早くから行っているのに、調査研究に7年もの期間を要したのは、7年ですよ、オリンピックが1回来ているから、いまだ本市ができていないのはなぜですか。この5年間で教育部長は3人替わっています、定年などで。ですから、それは教育部長は替わっているから仕方がないと思うんですけど、令和3年から1人だけ替わらない方がいらっしゃいます。そうです、音光寺教育長ですから、教育長にお聞きします。なぜできないのか、まだやらないのか、それは音光寺教育長のやる気がないのか、職員が仕事ができないのか、議員から言われてするのは嫌だからなのか、その理由を答弁ください。

あわせて、7年もの間、調査研究を行って来て、議員も定期的に一般質問をされています。稲継議員もされています。猿渡議員もされているのに、全員協議会や月例会の場において、進捗状況をなぜ議会に報告しなかったのか、その対応は適切と考えるのか、これからもそういう立場でいらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 ただいまの質問にお答えします。

今までも、公会計化に向けまして、視察や概算見積りを徴取するなど協議は進めてまいっておるところでございます。その中で、公会計化の前提として、現金徴収であった小中学校の口座振替への移行をお願いして、本年4月から全ての小中学校において、口座振替等の徴収を行ったものでございます。

つきましては、公会計化に向けては、早急に取り組みたいと考えております。

議会に報告していなかったという点につきましては、まだ計画の途中であり、報告するまでには至っていなかったということでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 今、早急に考えたいということですけど、7年ですよ、調査研究に。幾ら予算がかかるといっても、これ、玉名とかすぐ調べれば分かるじゃないですか、電話すれば。幾らだったですかと、業者はどこだったですかというのを。それをやっぱりやらないというのは、何かほかに理由があるんじゃないかなというふうに思っているんですが、この公会計化については、もう前の議員がおっし

やっているように、給食費だけじゃないんですよ。今年の2025年4月30日に文部科学省からの通達で、結局、学校教材費だとか、そういうのも、もう公会計で集めていいよと、集めなさいというふうになっているわけです。ただ1つだけ集めたらいかんのはP T A会費、これは公的なお金じゃないから、これは任意団体だから集めたら駄目ですよと。ほかのやつについては、学校でかかるやつについては、もう公会計化しなさいということが、改めて4月30日付で、これは文部科学省から通達があるわけですから、早急にとおっしゃったけども、先ほど教育部長は来年からは無理ですけどとおっしゃっているんですけど、早急にというのは、もう令和8年度からやるでしょう。いつからやりますか。調査研究という言葉はもう聞き飽きましたんで、いつからとしっかり言ってください。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。

文部科学省のガイドラインでは、標準的な公会計化の移行準備の工程として、おおむね2年程度の準備期間を要すると示されております。その間、前回、過去の答弁で、やはり2年程度かかるということでお答えしておりましたが、その間、先ほど教育長からも答弁されましたように、まず、その大前提となる口座振替の事務を進めていたということがまず1点と、それと併せて、各見積り等も取りながら、研究等はしておりました。ただ、その後、国からの無償化の話等が出ておりましたので、そこを注視していたところでございます。

今後につきましては、公会計化に向けて、ガイドラインに沿って、早急に取り組みたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 最大の懸念である口座振替にというのは、もうクリアしたわけですよ。ということは、あとはシステムを入れて、人を雇えばできるという話なんですよ、全部まとめてやれば。来年まで必ずできますので、令和8年度予算で、ぜひともこれ組んでいただきたいということでもあります。

次に移りますけども、給食費の徴収業務が大規模校と小規模校で異なり、大規模校が差別されていることを解消するためには、公会計化するか、もう一つは、簡単なことなんです。学校給食費を無償化するかと考えます。

学校給食の無償化については、国の方針で、小学校は来年度から実施されるということです。中学校についても、順次実施されるということではありますが、まだ正式

にはいつからとかいうのは明確には決まっておられません。

近隣では、菊陽町が既に学校給食費の無償化を行っています。

お尋ねします。

菊池市が学校給食の無償化をできないのかはなぜなのか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。

国が小学校の給食無償化に言及され、その方向性が近々示される見込みでございますが、一部には地方の負担が発生する話も聞いているところでございます。そのため、必要な額を全額国費で確実に確保する仕組みとされるよう、様々な機会を捉えて全国市長会や県市長会から学校給食の無償化に関する緊急意見書等の提出を関係機関へ現在行っております。

また、菊池管内の関係自治体からも要望書の提出を行うなど、しっかりした要望を行っているところです。

無償化につきましては、今後も国の動向を注視しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 給食の無償化については、福島議員と東議員、それと猿渡議員もこれまで一般質問されています。そのときに3人が共通して言われたことが、給食費の無償化には、これは福島議員のときに2億6,000万円かかるとおっしゃっていた、執行部はですね。この前の質問では大体2億3,000万円、東議員の質問では2億3,000万円を要するが、これ、一般会計の予算の1%にも満たないわけなんですよ。3人が言われているのは、1%に満たない予算を菊池市の未来を託す子どもたちに使うこともできないのかと言われているんです。

私も令和4年6月12日に松井一郎前大阪市長にお会いするまでは、子どもの口に入るものぐらい親が負担しろよという考えでした。でも、松井前大阪市長が言われたのが、例えば給食費が月5,000円、子どもが3人いたら月1万5,000円、年間18万円、9年間の義務教育で162万円もの給食費が必要となるわけです。これを隣の自治体が無償化したら、菊陽町がまさにしていますね。今はネット情報がすぐに拡散し、より行政サービスがいい自治体を選ばれる。給食費無償化は少子化対策でもあるが、移住定住施策にもつながっているということでもあります。だから大阪はやりましたよということなんですね。

江頭市長は、市長選において、このビラを覚えていらっしゃいますか。私の家には入ってなかった。あと福島議員の家にも入ってなかったということなんですけど、二ノ文議員からコピーをいただきました。このビラに、今、共に創る子どもの未来、こどもまんなか、子ども・母親に優しい環境をつくと立派な公約を掲げられています。

お尋ねします。

小学校の給食費無償化は、国が来年度から実施しますが、併せて中学校についても、本市が独自で、もう一緒に中学校も給食費の無償化をする考えはありますか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまの御質問は、市独自による中学校の給食無償化は考えないのかという趣旨の御質問でございました。

先ほど来、給食費が市の予算の1%程度ではないかという趣旨の御質問がございましたけれども、教育というものは給食だけではないわけでありまして、これまで教育全般にわたって、非常に多くの財源が必要になってきているわけでございます。

とりわけここ数年は、学校施設の長寿命化という大変大きな事業が続いております。子どもたちの安全を考えた上で、やはり小中学校の校舎等の整備が大事だということで、優先的に行ってきたおかげでございます。これは数十億円がかかっているわけです。そしてまた、今後もまだ長寿命化のニーズが待ち構えているところでございます。

また、来年度から小学校は国で無償化になるではないかという趣旨の御発言がございましたけれども、先ほど教育部長が申し上げましたとおり、地方の一部負担という話も最近になって出てまいりまして、小学校が無償化ということすらも不透明な部分はまだあるということでございますので、貴重な市民の税金を投入する前に、まずは国の無償化の状況を慎重に見極めたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 皆さん、昨日の新聞等で御存じかと思っておりますけど、あした、多分東議員も言われると思うんですけど、熊本市の大西市長は、12月2日の市議会において、4月から小中学校の給食費無償化を目指すと表明されています。熊本市はこれまで、一切、給食費に対して補助はしてこなかった。今度はいきなりも

う給食費無償化をしますというふうに表明をされています。その額が35億円、それでもやろうという気には、私は、庁舎問題とかいろいろあそこはあるから、あまり大西市長と接点はないんですけども、その点は非常に評価をしたいというふうに思っているわけなんですよね。

江頭市長は、今、共に創る子どもの未来とか言いながら、検討さえしないということでもあります。結局、国の動向を見据えてということであれば、それは今までと一緒に、やらないということなんですよね。

私は以前、親ガチャというネット用語をお話ししました。生まれてくる子どもは親を選べない。生まれ持った容姿や能力、家庭環境によって人生が大きく左右され、自分の能力や環境に対するいら立ち、人生の諦めを親ガチャ外れたと例えるとのことです。非常に残念な言葉です。未来ある子どもたちがそんなことを言っているのは。私はそのときに、いずれ生まれた自治体で給食費無料とか、保育料免除などの行政サービスで差が出ることを自治体ガチャ外れたというネットスラングが生まれるのではないかと言いました。

先日、複数のお母さん方と話をしていましたら、菊陽町は給食費が無料なのに、菊池市はなぜできないのですかと。山鹿市と合志市と熊本市の学校体育館にはエアコンがつくと聞いたけど、菊池市はまだその議論さえできてないんですねと。今回上がっていますけどね、遅いけど。子どもの学校進学に合わせて、市の巡回バスが充実している合志市や菊陽町に引っ越しを考えていますとの声であります。まさに、自治体ガチャ外れたではないでしょうか。

福島議員の午前中の質問でありましたように、市の財政が9年連続赤字ということと私と福島議員が一般質問で令和3年に指摘したので、そのことを気にしてか、緊縮財政の方針を取られているので、菊池市の現在の財政は3年連続黒字ではありますが、裏を返せば、行政サービスの低下を招いているということでもあります。

江頭市長には、何度も言いますが、全国住みたい田舎ベストスリーに選ばれても、人口は減り、増えているのは外国人というまちづくりよりも、現在住んでいる市民が住んでよかったと実感できるまちづくりのための施策をと申し上げて、次の質問に移ります。

次の本市の住宅政策について質問いたします。

私は、市の人口減少対策と財政力を上げるためには、市が独自に中小企業の集合工業団地を整備し、企業誘致を促進すべきと申し上げてきました。そのたびに、江頭市長は、市が工業団地を造るというリスクは取らず、県営の工業団地に協力して、住宅施策を優先すると答弁されています。

実際に民間開発ではありますが、市が関与し、泗水の田島地区で宅地造成が進ん

でいます。また、旭志地域と泗水地域の2か所でも宅地開発を計画されています。
そこで、お尋ねします。

旭志の国道325号沿いの森林組合跡地一帯を住宅開発される計画がありますが、面積、宅地であれば、どのくらいの戸数、商業施設の有無と進捗状況をお示しく下さい。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、御質問がありました旭志地域の開発の状況についてお答えさせていただきます。

旭志地域は商業を中心とした計画であり、現段階では住宅及び商業用地を合わせた開発面積が約6.5ヘクタール、それに付随した住宅戸数は25戸の予定となっております。

また、開発につきましては、令和8年度中に造成工事に着手し、令和9年度末に竣工予定となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 旭志地域の住宅開発は、広さが6.5ヘクタールで、住宅戸数が25戸、これ1区画60坪、180平方メートルとして、恐らく約5,000平方メートルが住宅地、あと6ヘクタールが商業用地を見込んでいるのだらうと思いますけども、この旭志地区の開発については、泗水の公共下水道につないで、この地域、この一部だけを公共下水道化するということでありますけども、全員協議会で説明がありましたが、泗水の公共下水道に接続する費用が約3億3,000万円と試算されています。

そこで、お尋ねしますが、25戸の住宅を従来の合併浄化槽でした場合、それと商業地も合併浄化方式とした場合、その比較検討をしているのか。しているなら、比較検討した内容をお示しく下さい。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、ただいまの経済比較の質問についてお答えいたします。

開発地域の汚水処理を計画する際には、下水道事業と合併浄化槽事業で比較を行っております。

旭志伊坂地区につきましては、既設の下水道管に、自然流下で接続が可能であり、

商業施設や住宅がまとまっている開発地域であることから、初期投資額と維持管理費を含めた総合的な事業費で経済比較を行った結果、下水道事業のほうが有利となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 比較検討はしたとのことであります。

車に例えるなら、合併浄化槽は安いけど燃費が悪い車、公共下水道は高いけど、プリウスみたいに燃費がよい車ということで、市としては、燃費がよいほうを選んだというふうに、選びたいと、選択したいということだと思いますけども、ただ、本市の下水道会計というのは独立した企業会計となっています。それはもう水道事業と一緒にです。

9月議会で報告されました令和6年度の決算では、経営の健全化を示す経常収支比率は101.84%と、100%を超えているものの、利用者が支払った下水道使用料でどれだけ賄えているか、これは汚水をどれだけ処理できているか、そのお金でどれだけ汚水を処理できているかということなんですけども、その経費回収率は、過去5年間の最低で81.92%であります。

おととい、山鹿市にもこの問題で、あそこは農業集落排水が多いので、その回収率の話が出ましたけど、一般的に90%が適正と言われているということでもありますけども、下水道課も公共下水道よりもコストがかかる農業集落排水を公共下水道に集約して、コスト削減に取り組まれていることは承知しています。しかし、現在の下水道会計は、足りない分を一般会計からの繰入金に依存しているという状態であります。

それを踏まえて質問しますが、泗水の公共下水道に接続する費用3億3,000万円の財源根拠をお答えください。もし、旭志地域の過疎債を使う予定があれば、その有無もお答えください。

あわせて、今回の3億3,000万円の支出により、市全体の下水道の基本料金の値上げというのが必要になってくるのか、その検討をされているならお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

事業費の財源内訳につきましては、交付金が50%、25%が下水道事業債、残りの25%を過疎債で予定しております。

次に、使用料の見直しについてですが、使用料につきましては、令和5年度より生活排水処理施設運営協議会において、経営状況の検証を踏まえ、検討を続けているところでございます。

引き続き、適正な使用料については協議を続けてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 財源根拠は分かりました。

下水道の基本料金というのは、これは山鹿市でも今回値上げせざるを得ないというような答弁をされておりました。私も経済建設常任委員会で聞いたときに、やっぱり一番は電気代なんですよね。処理施設の電気代がかかり過ぎるところもありまして、それから建て替えとかいう考え等をやった場合に、ここを造るから、3億3,000万円かかるから値上げじゃなくて、やっぱり全体的にも見直しが必要な時期に来ているんじゃないかというふうに考えております。

では次に、泗水地域の住宅開発について質問いたします。

泗水地域の開発については、泗水公民館の南側一帯、JA虹のホールとよみずの東側を計画されていますが、その規模についてお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、泗水地域の開発の状況についてお答えさせていただきます。

現段階での計画では、住宅及び商業用地を合わせた開発面積が約2.7ヘクタール、住宅戸数が88戸と分譲マンション1棟の予定となっております。

また、開発につきましては、令和8年度中に造成工事に着手し、令和9年度中旬に竣工の予定となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 パネルを示します。

[パネルを示す]

これは答弁いただいた住宅開発を計画されている地図ですけども、ちょっと見づらいくですけども、この緑のところ、この農地のところに住宅88戸、分譲マンションは多分泗水公民館の辺りだと思いますけど、1棟ということであります。

このパネルの下部のところに、合志川に沿って、この黒いやつが合志川なんです

けども、ここに沿って市道田島住吉線というのが走っているんですね。この市道が国道387号につながっていますが、泗水支所の前は2車線なんですけど、泗水中学校交差点を過ぎて国道387号までの延長約350メートルが1車線となっていて、道路幅も4メートルと狭くなっています。これが道路幅です。もう見て分かるように、合志川なんですよ、こっちは。もう端の部分しかガードレールがついていない。あとはもう川と、反対側は民地ということになりますけども、普通車の車幅の平均は1.7から1.8メートルです。ですから、ここ、私は毎日通るんですけど、離合などのときに民有地に幅寄せをしないと通れない状況にあります。また、朝夕は合志市竹迫方面から、国道387号、昔言っていた泗水バイパスに抜け道となっていることから、交通量も多くなっています。

そこで、お尋ねします。

市が計画している住宅地に88戸の住宅ができた場合、主に市道上高江久米線を通り、泗水公民館を真っすぐ上高江地区に行ったところが市道上高江久米線でありますけども、そこを通り、先ほど言いました市道田島住吉線へ行く交通量が増加すると思います。今でも離合に苦慮していることを考えると、田島住吉線の道路拡幅は急務と考えますが、その計画はあるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

御指摘の田島住吉線につきましては、本市といたしましても、今後、交通量の増加を見込んでおります。通行の円滑性・安全性を考慮し、必要な拡幅工事の検討を進めていく予定でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 建設部長の答弁では、来年度、道路拡幅に向けて計画しているという満額回答をいただきました。

ただ、ちょっと1点気になるのが、9月の議会の補正予算で、田島地区の住宅開発に伴って、道路整備が必要になってきましたね。その予算が地域開発推進室で組まれていました。今回質問しましたこの市道田島住吉線も、地元区長からの要望がなくても、地域開発推進室で組むということになるわけですよ。そうすると、私は交通量の増加が見込まれる道路や、利便性が高くなる道路を前もって整備することには反対しません。ただ、何のガイドラインもなく、取決めもなく、基準もなく、市長の肝煎りというだけで地域開発推進室で予算を組んでいくなら、毎年、土木課

に要望書を出し、道路補修や整備を待っている行政区からは、特に中山間地域のところについてからは苦情が出るのではないかと考えます。今後はある程度の基準を設けるべきと提案いたします。

最後に、今回の質問をするに当たり、菊池市、大津町、菊陽町、熊本市の不動産業者の方とお話をした中で、半導体バブルで沸いているはずなのに、共同住宅の需要が急落しているという指摘もあります。TSMC関連の居住需要は一通り満たされた可能性があり、大津町のアパートの入居率が5割、菊陽町でさえ6割と試算されている不動産業者もおられました。これは地元の不動産業者です、大津と菊陽の。

本市においても、皆さん御存じかと思いますが、アパートは建っていますが、空き部屋が多く見られることを議員の皆さんも、職員の方も、感じているのではないのでしょうか。

現在2市2町では、共同住宅で数千室もの空きがあるという話も出ています。そのことを受けて、菊池市にある大手賃貸会社の物件は2年間家賃が半額というところもあります。

不動産業界では、共同住宅に空きがなくなったら、戸建の住宅開発をするというのが定説ということでもあります。本市の住宅政策は、民間主導ではありますが、先ほどのように、一部税金を投入して開発が行われます。リスクを恐れては何もできませんが、税金を使う以上、失敗はできません。他の政策と違い、住宅政策は地域の未来を行政の責任の下、形をつくる重要な政策であることから、十分な市場調査、費用対効果の試算、住民の合意形成に至るまで、極めて慎重かつ確実な運営が求められることを申しまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長　これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩　午後1時55分

再開　午後2時04分
○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員　こんにちは。猿渡美智子です。通告に従って、質問します。

初めは、空家対策についてです。

私は泗水町の桜山団地に住んでおります。団地内に新しい家も建ってきていますが、団地ができてから半世紀ほどが過ぎ、高齢化とともに空き家が増えております。

桜山のある区長さんから、長年手入れされないまま放置されている空き家が3件あって困っている。何とかならないのだろうかという内容の相談がありました。現地を見に行ったら、既に雑草、雑木が覆い茂った状態で、建物の様子がよく見えない家もありました。3件とも空き家になって、手入れがされないまま、相当な年数が経過していることが外観からでも分かりました。景観上も、衛生上も、非常に残念な状況でありました。

行政に現地確認をしていただき、3件のうち2件については、環境課から所有者に対し改善を求める通知を出していただいております。残りの1件は所有者が分からないので、通知が出せない状態になっていると聞きました。その家について、地元の方は、住んでおられた独り暮らしの高齢者が亡くなられて、親族は相続放棄されたらしい、空き家になってから二、三十年はたっていると話されました。

このように、所有者が不明なケースでは、どのようにして改善を図るのかと考えたことが今回の質問につながりました。空き家対策の推進が質問の目的であります。

相談を受けた家以外にも、相続放棄されて、ここ数年、空き家になっている家が近隣にあります。既に複数のセンダンやハゼが育ってきています。この家も今のまま放置すれば大変な状態になっていくであろうと懸念していますが、菊池市内において、独り暮らしの高齢者が増えている中では、同じようなケースが増えてくるだろうと考えております。

今年の9月議会では、本藤議員が特定空家について質問されました。執行部からの答弁を通して、特定空家と認定するにはいろいろなハードルがあることを認識しました。相談のあった3件も、周囲にかなりの迷惑はかけているものの、危険を及ぼすという特定空家までには至っていないのではないかと考えています。

しかし、国は空き家対策をさらに進めるために、空家等対策の推進に関する特別措置法を令和5年に改正し、そのまま放置すれば特定空家になる状態の家を管理不全空家と定義して、対策を促しています。相談のあった空き家は、どれも長年放置された状態であり、管理不全に思われます。

そこで、まず、管理不全空家としての対応の現状を4点お尋ねします。

1点目、市は管理不全空家をどのようにして把握されているのか、把握の仕方をお尋ねします。

2点目、行政が管理不全空家であるとした物件について、所有者が判明したケースではどのような対応をされるのか、お尋ねします。

3点目、管理不全の状態にあっても、所有者が分からない不明の場合はどのように対応されるのかをお尋ねします。

4点目に、令和5年の法改正以来、これまでに管理不全空家として対応した件数が何件あるのかをお尋ねします。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、ただいまの猿渡議員の質問にお答えいたします。

まず、管理不全空家の把握につきましては、近隣住民や区長さんからの苦情・連絡を受けて、現地調査により状況を把握させていただいております。

次に、その後の対応といたしましては、適正な管理がなされていない管理不全状態にあると認められるときは、税情報等から所有者もしくは管理者を調査します。

所有者等が判明した場合は、文書の通知により適正管理の依頼を行います。

相続放棄等により相続人が不存在の場合は、文書送付の相手先がないため、有効な対策を講じることができていない状況です。

それと次に、対応件数ですが、管理不全空家に対して、所有者または相続人等に適正な管理、対策等を促す通知を発送した件数は、81件でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 所有者が分かった場合は、文書による通知を出すという答弁でありましたが、その後、段階を経て、取り組みようがあると認識していますが、その辺のところをもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。お願いいたします。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 調査が終わって、相手先が分かって、管理不全空家ということが判明した場合につきましては、その後、指導、勧告という通知を出すことができます。そこまでが管理不全空家の相手先がおられる場合の状況でございます。

相手先がおられない場合は、現状としては、ちょっと今、何もできない状態ですけども、特定空家の認定をすることができれば、先ほどの指導、勧告、それから命令、代執行ということで、そちらの方法で業務を進めることが可能となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 関連ですが、指導、勧告をしても、改善が見られなかった場合、所有者が分かっている、指導、勧告に応じなかった場合は、建物が建っている場合は、6分の1に減免されている固定資産税をもう減免措置をなくしますよというような措置ができるというふうに認識しておりますが、間違いないでしょうか。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

勧告まで行った後に、改善が見られない場合は、おっしゃられたように、住宅用地の特例を除外するという形になります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 所有者が分かっている場合に、文書通知を出すだけだったら、今までの法律上も同じように通知を出していただいていたわけで、変わりはないけれども、この管理不全空家という定義ができたことで、一步踏み込んで、指導、勧告、そして、ペナルティというふうにプレッシャーをかけて、持ち主の対応を促していくことができるということが肝要なのではないかと思っています。

行政が、お宅が持っていらっしゃる家は管理不全空家ですよ。何とか早急にしてくださいといった通知を出す中で、それでも勧告に応じていただけない場合は、こういうペナルティもありますよっていうことで、より改善を促す、管理の改善や、例えば売却に至るということも出てくるのではないかと思います。

空き家対策を進めるための法改正であり、今後、そういった持ち主に対してプレッシャーをかける方法もできるようになったわけですから、その点を生かしていただきたいと思っております。

9月議会での本藤議員の質問に対する答弁で、建設部長は、近隣の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある管理不全空家については認定ということを行いませんので、確定した数字はありませんが、今年度33件の相談が寄せられていますと、当時、答弁しておられます。

区長さんから相談のあった空き家のうち、所有者が分かっている2件については、既に近隣の住環境に悪影響が出ていますから、このまま所有者による改善が見られない場合は、管理不全空家としての一步踏み込んだ対応をお願いしたいところですが、行政が管理不全空家に該当すると、この家は確かにそうだと判断されるかどうか

か、住民にとっては、現状では手がかりがありません。

自治体によっては、管理不全空家について、既に認定基準や判断基準を設けて、それをホームページ上で公表しているところがあります。今後の空き家対策を進める上で、本市においても、管理不全空家の判断基準を設けるべきではないかと考えますが、執行部の見解を伺います。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、ただいまの管理不全空家の判断基準についての質問にお答えいたします。

管理不全空家かどうかの基準につきましては、明確な数値基準等は設けておらず、国のガイドラインで示された参考基準を基に判断しております。

今後も、同様の手法で空家のケースごとに個別で判断してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 先ほどの答弁の中で、どのようにして管理不全空家の把握をしておられますかと聞いたときに、住民や区長からの連絡であるという中身で答弁がありました。

住民や区長が困っているから連絡するわけですけれども、そのときに、今のうちの近くの区内のこの空き家の状態が、その管理不全空家に該当するところに至っているのか、そこまではないのかというのは、やっぱり考えながら住民としても対応していきたいと思います。なので、その辺、参考基準があるということですので、それを基にしながらも、現地を見ないと分からない部分はあるというのは確かですが、こういう場合、管理不全空家に該当しますというのをちゃんと住民、市民に対してある程度公表していただくというのがありがたいなというふうに私は思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思っております。

そのことが空き家を持っている当事者としても、こうなったらいろいろ面倒になるから、早く手を打とうとか、木は切っとかなん、草は刈っとかなん、もういつそのこと、売却をしとったほうが後々いいぞというような判断を促すことにもつながっていったら、ここまできたらいかんというようなレベルというのをきちんとお示しいただきたいというふうに考えるところです。よろしく願いいたします。

次に進みます。

所有者が分かる空き家に関しては、今言ったように、管理不全空家であることを

はっきりさせて、所有者としての責任を果たしてもらえよう、法改正を生かしながら、取り組んでいただきたいと思います。

では、所有者が分からない場合はどうするのか、質問を続けます。

今のところは、なかなか具体的に打つ手がないという状態にあると先ほどの答弁で理解しましたが、国土交通省の管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドラインの中に、財産管理制度の活用という項目があります。そこには空家等の所有者が不明な場合、市町村長は空家等対策の推進に関する特別措置法第14条各項の規定に基づき、空家等の適切な管理のため、特に必要があると認めるときは、これらの財産管理制度に基づく財産管理人の選定について、家庭裁判所または地方裁判所に請求することが可能であると述べられています。

法改正で可能になった、この財産管理制度を市長が適用して財産管理人を選定した場合に、では、どのようなことが可能になるのか、お尋ねをしたいと思います。

併せて、これまでこの制度に該当するケースがあったのかもお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、財産管理制度の活用についてですが、財産管理制度は、裁判所により選任された財産管理人が、不存在の所有者等の代わりに財産を管理する制度になります。

この制度を活用することで、所有者が存在せず対策を講じることができなかつた管理不全空家のうち比較的条件が整っている物件については売却等の処分を行うことが可能になると考えます。

次に、財産管理人を選任した事例ということですが、空家対策に係る財産管理制度の活用事例につきましては、行政代執行により特定空家の解体した跡地の処分において活用した事例がございますが、管理不全空家の事例はございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今回の答弁で、財産管理人を選定すれば、条件が整っている場合には売却をすることができると御答弁いただきましたが、その条件という中身は、どんなことが条件になって、売却まで財産管理人が行うことができるのでしょうか。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

財産管理制度は、所有者が不存在でも比較的条件が整っている物件については、売却等の処分ができる制度になっております。

しかし、不動産の所在地や地形等により財産の売却が進まない場合、処分完了までに管理人に対する費用負担等が継続的に必要となってしまうなど、リスクも伴う制度であります。また、活用にあたっては、裁判所への手続費用や人的負担も考慮する必要がありますので、そのため、財産管理制度の活用につきましては、制度のメリット、デメリットを総合的に考慮し、慎重に判断してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 ということは、ある程度まだ状態がよくて、しかも売れる可能性のあるところならば、財産管理制度を適用することができるというふうに理解をいたしました。

市で行政代執行していただいた家屋が桜山には1件既にごございます。実は、その売却した利益とかかった費用を見比べると、かかった費用のほうが多かったという現状もあるので、どこもかしこもとはいかないかもしれませんが、それでも何か手を打たないと、住環境がよくなりませんので、考えていかなければならないと思いますが、関連して質問します。

財産管理制度を活用せず、所有者不明の状態が長く続いた場合のデメリットについて、どのように考えられるかをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、管理不全空家を放置した場合のデメリットについてお答えさせていただきます。

所有者が存在しない管理不全空家を放置した場合のデメリットといたしましては、管理不全状態が継続し、保安、景観、衛生上の問題など、近隣住環境の悪化や固定資産税の納付が見込めないことなどが懸念されます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今の答弁から、放っておいていいことは何もないということだと理解しました。

所有者不明の状態が続くことは、近隣の住民にとっても、固定資産税を徴収され

ない行政にとっても、不利益だと考えます。市内に既にそのような状態があちこちに見られているのではないかと考えております。そうなる前に、やっぱり早期に手を打っていくことが、これからもっと重要になってくるというふうに考えているところですが、国土交通省のガイドラインではこのように述べていました。特に相続人が明らかでない場合など、空家等の放置が進み、将来的に管理不全空家や特定空家等になることが見込まれる空家等がある場合には、早期に財産管理人の請求をすることが望ましいとあります。つまり、できるだけ早く手を打ちましょうということです。

固定資産税の徴収に関わって、税務課が判断材料は持っておられます。所有者不明となって放置され、一定年数が経過した住宅地の空き家については、積極的にこの財産管理制度を活用していくべきではないかと思えます。そのことによって、地域の住環境が守られるとともに、空き地・空き家の活用にもつながると思えます。

私としては、例えば5年なら5年と内規を設けてでも、これが経過したら財産管理人を置くというような一定の内規でもつくって、取り組んでいただければ、今の桜山に見られているような厳しい状況にならずに済むのではないかと考えるわけですが、そこまで行かなくても、財産管理制度をもう少し積極的に活用していくということについて、執行部の見解を伺います。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの回答と重複するところがございますが、財産管理制度につきましては、売却できるできないで、その有用性が大きく異なってまいります。そのため、メリット、デメリットがあるということです。そのため、財産管理制度の活用につきましては、制度のそういったメリット、デメリットを総合的に考慮して、慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 先ほどちょっと触れました、桜山団地内で行政代執行いただいた物件は、そのかかった費用を賄えるほどの値段では実は売れてないという状況は知っていますが、売れるのは売れたわけですね。だから、ずっと長い目で見ると、これまで徴収できていなかった固定資産税が今後は取れていくということで、少しずつ補填はできていく状況にあると思います。なので、そのときは費用がかかっても、長期的に見たときに、回収も少しずつではあります、できていく

ケースが住宅地においては多いのではないかと考えております。なので、ケース・バイ・ケースではあると思いますが、ひどい状態になる前に、何とか手を打つような手だてというのをこれから検討していただきたいというふうをお願いいたします。

例えば、今、桜山で区長さんから相談があった物件なんかは、もう本当にジャングル化していて、どうすればいいんだろうという状態になっております。なので、そこもきちんと処理をすれば、売れる状態になるのかどうかは私も判断しかねますが、何とか解決策を行政とも一緒に考えていけたらと思いますので、今後ともよろしくをお願いいたします。

次の質問に移ります。

小中学校のスクールバス利用について質問いたします。

この質問のきっかけは、英語検定が終わった後に、菊池北中のスクールバスに乗れないという話を聞いたことです。その利用方法の改善を目的に、今回質問をいたしますが、その問題に触れる前に、まずスクールバスについて、基本的なことをお尋ねします。

菊池市内の小中学校においては、子どもたちの登下校のために、教育委員会が主体となって、スクールバスを運行しているところがあり、地域の小中学生が利用しております。

スクールバスを運行するに至った経緯はどのようなことであったのか、スクールバス運行の目的は何なのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。

スクールバス運行の経緯と目的でございますが、これまでの遠距離通学区域の状況や、学校統合により遠距離通学となった児童生徒が、安全に通学ができるようにスクールバスを運行している経緯と目的がございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 スクールバスを運行するに当たっては、やっぱり学校の統合というのが1つの大きな要因であったろうと答弁からも思いました。通学距離が遠くなってしまった児童生徒の登下校の安全をどう守っていくかということを目に、運行がされていると理解しました。

では次に、スクールバス運行の利用者の現状はどうなっているのか、そして、運行の状況がどうなっているのかをお尋ねいたします。それと併せて、スクールバス

の利用規定はどのようにして決めておられるのかもお尋ねをいたします。昨日の後藤議員の質問との重複もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、スクールバスの運行及び利用者の状況等についてお答えいたします。

議員おっしゃいましたように、昨日の後藤議員への答弁の繰り返しとなりますが、本年9月30日時点の運行状況は、スクールバスが8路線、スクールタクシーが4路線運行しております。

学校は、菊池北小、菊池北中、隈府小、旭志小、七城小の5つで合計128名の児童生徒が申請の上、利用しております。

利用の規定は、菊池市スクールバス及びスクールタクシー運行に関する要綱に基づき利用基準を定めています。

その利用基準につきましては、国のへき地児童生徒援助費等補助金の補助基準を参考として、通学距離が、小学生では片道4キロメートル以上、中学生は片道6キロメートル以上を遠距離通学生として対象としております。

また、そのほか、学校長が特に必要と判断し、教育委員会が認め、許可した場合は、利用することができることとしております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 バスが8路線、タクシーが4路線あるということで、質問の前は、実は正直言って、こんなにたくさんの路線が運行されているというのは知りませんでした。こうやって子どもたちのために配慮をされているというのは評価したいと思います。

利用基準は、最終的には教育委員会が認めてというところになってくるのだと理解しました。

今回、スクールバスの利用について質問するきっかけは、先ほど述べたとおりで、英語検定の受検は教育委員会が予算もつけて進めている事業なのに、受検した生徒がスクールバスに乗れないのはなぜだろうと違和感を持ったのが始まりでした。

同時に、思い出しましたのが、3年前の8月に実施された子ども議会であります。菊池北中の生徒さんが地域未来塾で学習した後に、スクールバスの部活便に乗れずに困っている生徒がいる。乗れるようにしてほしいという趣旨の質問をしました。これに対し教育委員会は、乗れるようにするという内容で答弁をされました。

私は、その直後、9月議会の一般質問において、若者の政治参加というテーマに関連して、今年の子ども議会の質問の中から実現できることはあるかという質問をいたしました。それに対し教育部長は答弁の中で、菊池北中から提案の地域未来塾参加生徒のスクールバス利用については、スクールバス運行の範囲内で利用を認めることにしたと述べられております。当時、子どもたちの声を行政が受け止められたことについては、とてもよかったと思いましたので、印象に残っております。

今回の話を聞いて、似たような事例がまだあったのかと思って、知り合いの先生に電話をしたり、菊池北中を訪問したりして話を聞きました。英検の後にスクールバスを利用できないことのほかにも、幾つかなぜだろうと思うことが出てまいりました。菊池北中では、子どもの下校に際して、授業終了後に出る下校便と、それより遅い部活動終了後の時刻に出る部活便があります。今回は主にこの部活便の利用についてのこととなります。

1つ目、6月の中体連大会で、運動部の3年生は部活を終えるのが一般的ではあるが、それ以降は、3年生が部活に参加しても、スクールバスを利用できないということ。

中3の子どもたちが進学する高校を選ぶに当たって、進学校の部活動を念頭に志望校を決める生徒がいます。そんな生徒の中には、6月以降も部活を続けたい生徒もいるはずですが、入試に実技が伴うケースもあります。そんな子どもにとっては不可欠ではないでしょうか。

2つ目、運動部の3年生は、6月の中体連大会で部活を終えるけれど、吹奏楽部の3年生は10月の定期演奏会まで部活を継続する。しかし、吹奏楽部の生徒も中体連大会以降はスクールバスを利用できない。文化系の部活動も、運動部と同じように、尊重されるべきではないかと思えます。

3つ目、駅伝大会に出場するために、学校のほうから走るのが得意な生徒に頼んで選手になってもらい、チームをつくるが、駅伝の練習後はスクールバスを利用できない。なぜ部活と駅伝練習に違いが出るのか、理解ができません。

4つ目、生徒会活動の後はスクールバスを利用できない。文化祭の前などは、生徒会の子どもたちは連日残って活動するので、保護者にも申し訳ないと先生が話されておりました。

以上のようなことを聞きましたので、これらのことは学校内で決めたルールですかとお尋ねしたら、学校で決めたルールではないとのことでした。

また、スクールバスに空席があっても乗れないのですかとお尋ねしたら、空席があっても乗れないとのことでした。

そこで、質問します。

今述べた生徒たちの活動は、どれも学校が関わる教育活動であるにもかかわらず、それに参加した生徒がスクールバスの利用ができないのはなぜでしょうか。

スクールバス運行の目的は通学の安全のためと言われました。駅伝の選手も、生徒会の生徒も、吹奏楽部の生徒も、英検を受けた生徒も、下校の安全を守らなければならない大切な子どもたちです。なぜ利用ができないのか、教育委員会の答弁を求めます。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

議員のほうから、今、4点お示しされました。これまでも個別の相談があった事例については、その都度対応しているところがございます。特に吹奏楽部の練習等につきましては、10月まで延長するというのを相談を受けまして、補正予算を組んだ上で（後に発言の申出があり、「補正予算を組んだ上で」を「予算の範囲内で対応」へ訂正）追加便ということで、10月までに対応した実際に事例がございます。

それとあと、部活動とか生徒会も学校の教育活動の一環でございますので、こちらについても対応した事例等もちろんございます。これはあくまでも相談を受けてから、協議をした上でございます。

今回の事例、議員のほうで質問される事例というのは、教育委員会と学校との情報連携が十分でなかったということを考えております。

今後につきましては、教育活動の一環であれば、引き続き柔軟に対応していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

すみません、ただいま私の答弁で、「補正予算を組んで」ということでお答えしましたけども、実際は予算の範囲内で対応ができておりますので、「予算の範囲内で対応」して、10月までに吹奏楽部に関する増便を行ったということでございます。おわびして、訂正をいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 私は11月の時点で学校に行って、お話を伺ったときにその吹奏楽部の話も出てまいりました。そこは担当者の違いだったのか、何なのか、理解ができませんが、とにかく対応が既にできたのならよかったと思います。

ただ、スクールバスの利用ができないということで、3年生の吹奏楽部のお子さんが部活を辞めてしまったという事例もあったというふうに私はお伺いしているので、そういうことはとても残念なことだというふうに認識しております。認識の違い

いというのがどこかで生まれているのかもしれませんが。

今、情報連携の擦れ違いが原因であったというふうに教育部長のほうが言われましたが、学校側とお話をして感じたのは、学校は次々に担当者が替わって、引継ぎをして替わっていく中で、やっぱりこのようなものだ、こうなっているというふうに思っている部分がとても大きいと、答弁を聞いて思いました。

ただ、そう思わせている教育委員会の在り方というのも一方ではあるのではないかとも思っています。それこそ、相互の連携がうまくいっていないことで、迷惑を被ったのは子どもたちです。そここのところを今後生かしていただきたいと思いますが、今年度から令和11年まで、5年間で計画期間とする菊池市こども計画には、基本目標の中に、子ども、若者の視点を尊重し、その意見を述べる場や機会をつくり、対話しながら施策に反映させる仕組みをつくりましますと書かれています。子どものことを決めるときには、子どもの意見を聞く。これは国のこども基本法や市のこども計画の理念を尊重する立場に立ち、これから私たち大人が意識的に取り組んでいかなければならないことだろうと思っております。

スクールバスの件は典型的な一例だと思い、一般質問をしたところです。少なくとも現在のスクールバス利用の決まり、学校側が捉えておられる決まりは、こどもまんなかにはなっていません。子どもたちや現場の声を聞いて、相談があったときは応じるとおっしゃいましたが、どこまで相談するのか、何を相談するのか、学校側にもきちんと整理ができていない部分もあったかもしれませんが、とにかく子どもの声を聞いて、根本から利用方法を見直していくべきだと考えますが、教育委員会の見解をお伺いします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。

先ほどの繰り返しとはなりますけれども、今後、子どもたちの意見を聞いて、教育活動の一環であれば、引き続き柔軟に対応してまいりたいと考えております。

これまでと同様、個別の事例ごとに学校や運行業者と協議し、対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今後、利用の方法については、柔軟に対応するというふうに御答弁いただきました。

そのことをぜひ現場の先生たちにも、子どもたちにも、何か不都合があったら、

言えば対応できるんですよという教育委員会の姿勢をはっきりと示していただき、学校側はこんなもんだ、仕方がないと思っていたことを変えていていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

今回のスクールバスの利用について、お話を聞く中で、関係者のお一人が、学校統合は子どもたちの責任ではない。でも、子どもたちの責任ではないところで、子どもたちに不都合が起きている現実がある。地域格差をなくしてほしいと言われました。そのことをお伝えして、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、猿渡美智子議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思えます。

次の会議は、明日、12月5日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午後2時56分

第 5 号

12 月 5 日

令和7年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

令和7年12月5日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（17名）

1番	城	太志郎
2番	欠	員
3番	安武	睦夫
4番	稲継	智康
5番	古田	浩敏
6番	島	春代
7番	大山	宝治
8番	田中	教之
10番	緒方	哲郎
11番	後藤	英夫
12番	東	奈津子
13番	水上	隆光
14番	猿渡	美智子
15番	荒木	崇之
16番	工藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸元
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也

欠席議員（2名）

9番	福島	英徳
18番	泉田	栄一朗

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	藤 井 一 恵
政策企画部長	宇野木 浩 二
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	高 島 英 輔
健康福祉部長	古 吉 京 子
経 済 部 長	松 永 哲 也
建 設 部 長	久 川 知 己
七 城 支 所 長	田 代 誠 士
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	中 原 親 弘
財 政 課 長	上 野 重 智
総務部次長兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	稲 葉 一 郎
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	前 川 幸 輝
農業委員会事務局長	古 田 十 咲
水 道 局 長	田 代 誠 也
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	松 原 憲 一
事 務 局 課 長	高 山 賢 一
議 会 係 長	西 住 剛
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って、質問を行っていきます。

まず最初に、長射程ミサイル配備について質問します。

8月29日、防衛省は、全国で初となる国産の長射程ミサイル12式地对艦誘導弾能力向上型を陸上自衛隊健軍駐屯地に今年度中に配備することを発表しました。配備される12式地对艦誘導弾能力向上型の射程距離は、中国の上海にも届く約1,000キロ以上で、中国から見れば座視できない脅威です。武力による威嚇を禁じる憲法9条の下で、保有が許されるものではありません。

しかし、政府は、安保三文書の下で、日本が攻撃されていないなくても、集団的自衛権の行使の場合に敵基地攻撃を認めています。米軍とともに自衛隊が他国への攻撃に乗り出せば、大規模な報復攻撃を受けることとなります。敵基地攻撃能力を保有する危険なミサイルが熊本のど真ん中に配備をされれば、報復による攻撃の標的になりかねません。

さらに、健軍駐屯地には新たな弾薬庫が造られることも判明しています。健軍駐屯地の周辺は住宅密集地で、学校や病院もあり、地元住民が不安に思うのは当然です。

9月7日の熊日新聞に掲載されたアンケート調査の結果では、熊本への配備を容認しないとされたのが最も多く48.5%、どちらかといえば容認しないの10.6%を含めると6割の方が反対をしています。そのうち女性では76%が反対しています。容認しない理由のトップは、有事の際に他国の攻撃の標的になる可能性がある 70.2%、平和外交を努力すべき 65.4%、他国の領土を攻撃できる兵器の配備で有事の危機

が高まる 59.2%と続きます。

また、STOP！長射程ミサイル・県民の会が呼びかけた、11月9日に健軍商店街で開催された集会パレードには、目標の1,000名を超える1,200人がアーケードを埋め尽くしました。私も参加しましたが、自衛隊とともに日常を送っている地元住民の方、商店街の方、皆さん異口同音に、標的になれば地域は全滅、絶対に困る。不安と懸念の声が次々と寄せられました。

今回のミサイル配備は、健軍駐屯地のある熊本市だけの問題ではありません。もう一つ大きな懸念があります。それは今回配備される長射程ミサイルが移動発射式であるということです。攻撃対象になるのは健軍駐屯地だけではありません。

九州防衛局長は地元紙のインタビューで、健軍駐屯地が万が一有事になった場合、真っ先に攻撃対象になりませんかとの質問に対して、部隊が任務に当たる際は、状況に応じて必要な場所に展開する。ふだんから健軍だけにとどまって対応し続けるわけではなく、リスクは大きく変わらないと述べています。これは逆に、配備する長射程ミサイルは移動するので、健軍だけではなく、県内各地が攻撃対象になるということです。

熊本市民はもとより、菊池市民、県民の中でも不安の声は高まっています。菊池市民をはじめとする県民全体の命に関わる重大な問題です。私は、直ちに健軍駐屯地への長射程ミサイル配備は撤回・中止すべきだと考えますが、今回の配備計画についての見解を市長に求めます。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。長射程ミサイル配備についての見解を求めるということでした。

国におきましては、我が国への侵略部隊を早期・遠方で阻止排除可能とする、いわゆるスタンド・オフ防衛能力を強化、構築するために、国産スタンド・オフ・ミサイルを令和7年度及び令和8年度に健軍駐屯地へ配備する計画であるというふうに認識しております。

配備計画につきましては、国防に関することでありますので、国の専管事項として、市としての見解をお示しする立場にはないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 市長は国の説明を引きながら、ミサイル配備が抑止力となって、日本に対するミサイル攻撃そのものの可能性を低下させるという旨の答弁を

されました。

しかし、抑止力とは、相手側に脅威を与えることで、攻撃を思い止まらせるものです。仮に日本が相手に脅威を与えると、相手はその脅威に対して脅威で応えようとする。日本を守るという名目で、抑止力、つまり、相手への脅威を高める行動を取れば、相手も脅威で応えて、結果として、日本が戦争に陥るリスクが高まることとなります。

また、防衛に関しては、国の専管事項であり、配備計画への見解を述べる立場にはないということでありました。これは憲法92条に基づく地方自治の本旨、住民自治、団体自治、憲法94条に基づく自治権を自ら放棄するものと言わざるを得ません。

そもそも地方自治法第1条は、自治体の目的を住民の福祉の増進と定めています。外交、防衛であっても、住民の生活に重大な影響を及ぼす場合には、自治体は主体的に関与をすべきです。

私はこの危険な長射程ミサイルの配備は撤回・中止すべきだと考えます。市民の安全を守るためにも、配備の中止を首長として国に求めるべきと考えますが、改めて見解をお示してください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 お答えいたします。

先ほどの配備計画についての見解と同じでありますけども、国防に関することは国の専管事項でありますので、国に判断していただくことであるというふうに認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 国が判断をしていくと繰り返し答弁をされましたが、私は配備するかしないかを決めるのは主権者、市民であると思います。その市民の代表が選挙で選ばれた私たち議会であり、同時に責任を負うのが市長であります。市長が表明せずして、誰が表明をするのでしょうか。市民を代表して、陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備中止を国に求めることを改めて強く要望しておきます。

質問を進めます。

今回の問題で、今、最も住民が求めているのが、防衛省、国による住民への直接の説明会です。11月12日の熊日新聞の社説には、長射程ミサイル住民説明会を開くべきだとありました。その中で、県と熊本市も国に説明会の開催を積極的に求める

べきだ、それぞれの議会も県と市に対応を促したい、防衛対策は国の専管事項というが、住民の不安払拭に努めるのは自治体の役目のはずだと述べています。

また、11月22日付の同じく熊日新聞には次のような記事がありました。「県民、防衛省、寄り添っていない。ミサイル配備説明会なし」というタイトルです。記事の中では、健軍商店街振興会組合の理事長を務めている方のコメントが紹介されています。有事の際の避難場所や避難経路を知りたい。地元で説明会を開いてほしい。このコメントにも見られるように、配備への賛成・反対に関係なく、多くの県民、市民が、国による直接の対話式の住民説明会を求めています。

先日の1,200人の集会パレードでも、まず説明会を、これが立場を超えた参加者の総意でありました。説明会を求めているのは、健軍駐屯地周辺の住民だけではありません。移動発射式の長射程ミサイルということで、県内どこでも標的になるのではないかとの不安があります。

菊池市民の間でも、対話式の直接の説明会を求める声があります。攻撃の標的になるのではないか。攻撃されたときにどこに避難すればよいのか。ウクライナでは学校も狙われている。子どもが標的になるのではないか。私の周りでも多くの心配の声が絶えません。

県民、市民への直接の対話による丁寧な説明会を開くように、国、県に求めるべきと考えます、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまの県民への丁寧な説明会を開くよう、国、県に求めるべきではないかという趣旨の御質問でございました。

熊本県の記者会見におきまして、知事は、丁寧な説明を引き続き国に行ってもらいたい、その手法については、国において判断されるべきと考えているという旨の発言をされておりますので、引き続き県と連携をしながら、国の対応を見守っていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 県知事の言葉を引きながら、国の対応を見守っていききたいとの旨の答弁でした。

私は、市民団体の皆さんと8月の末に防衛省に直接交渉を行いました。防衛省は、自治体の首長、つまり、県知事が説明会開催を求めれば、開催に応じるという回答をいたしました。しかし、現段階では、県は主体的に説明会を求める姿勢はありま

せん。だからこそ、県内各地の首長が県に開催の要望を強く訴えてほしいと思います。

自治体の最大の責務は、住民の命と生活を守ること、このことでもあります。住民説明会も開かない。こんな頭ごなしの計画には、首長としてきちんと意見を上げるべきです。12月29日、熊日新聞の記事でも、防衛大臣が住民説明会を開く予定はないと繰り返していることに対して、説明責任を果たすべきとはっきりと述べています。

今、必要なことは、軍事的緊張を高める言動ではなく、戦争のリスクを取り除くための外交ではないでしょうか。軍事対軍事の緊張が高まれば、武力衝突が生じかねない危険があります。専守防衛さえ投げ捨てる憲法違反のミサイル配備計画は撤回すべきです。長射程ミサイルは熊本県にも日本のどこにも要りません。引き続き、多くの市民や県民の皆さんと配備の中止と直接対話による説明会の開催を求めていくことを決意して、次の質問に移ります。

次に、避難所のトイレについて質問を行います。

災害時のトイレの確保は、命と健康に関わる大事な問題であります。水や食べ物を口にするのはしばらく我慢できても、出すほうはそうにはいきません。トイレに行きにくくなると、水分を我慢し、脱水や熱中症で体が弱り、誤嚥性肺炎や感染症の危険も生まれ、災害関連死にもつながります。

昨年12月に、国も能登半島地震を踏まえて、避難所の運営指針を改善いたしました。政府は各国の赤十字社などをメンバーとする団体が作成した国際基準（スフィア基準）を採用し、トイレに関しては、発災直後は50人に1基、その後は20人に1基を配備し、男性用と女性用の比率を1対3とするよう奨励、自治体には簡易トイレの備蓄や、誰もが使いやすく、清潔なトイレの確保に努めるように求めています。本市においても、この指針に沿った改善を行っていくべきと考えます。

それでは、最初の質問に入ります。

災害時におけるトイレの必要性について、市としてどのように認識しているのでしょうか。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、東議員の御質問にお答えいたします。

災害発生時におきましては、災害の危険に伴い避難をしてきた被災者等を一定期間滞在させるため、避難所を開設することになりますけれども、避難所におきましてトイレが不足しますと、利用者が集中することとなり、トイレの詰まり等による

衛生環境の悪化のほか、トイレの使用を減らす意識が発生しました結果、水分や食事を控えることとなることも考えられます。それらによりまして、様々な健康被害が生じることも懸念をされると思っております。

このようなことから、災害時におけます避難所での十分なトイレを確保しておくことは大変重要なことと認識をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 大変重要との答弁でありました。

それでは、再質問をいたします。

本市の避難所でのトイレの現状についてお聞きします。

指定避難所の中で、スフィア基準に照らした場合、基準を満たしていない施設数をお答えください。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、再質問にお答えをいたします。

本市の指定避難所の現状といたしましては、現在、本市で生涯学習センターキクロスや総合体育館、各小中学校体育館等40か所を指定避難所といたしております。災害発生時に避難所として開設した際には、それぞれの施設に備付けのトイレを使用し対応しているところです。

先ほど議員のほうから御案内ございましたスフィア基準、これに照らしました場合、施設内に設置のトイレの数だけで見ますと、現在7か所の指定避難所でトイレが不足しているところとなっております。しかしながら、国の指針に沿いまして、ポータブルトイレや使い捨てトイレの備蓄及び県を通じました仮設トイレの調達によりまして、トイレの不足について対応することといたしておるため、目安とされておりますスフィア基準につきましては、満たしていると認識をいたしているところでございます。

また、指定避難所のうちに、学校の体育館につきましては、校舎のトイレも併用して使用することといたしております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 基準を満たしていないのが7施設との答弁でありました。

私もこの質問を準備するに当たって、担当課から指定避難所のトイレの数と不足

数の一覧をいただき、調べてみました。実態は、今、答弁があった7施設、大便器の数でいけば37基なんですけども、これにとどまるものではありません。スフィア基準を満たしていないのは21施設、不足する大便器の数が、男性用が18基、女性用が58基、合計76基であります。

では、どうして答弁と差があるのかといえば、先ほど部長からの答弁にありましたように、学校の体育館に関しては、体育館の中のトイレに関しては基準を満たしていないが、隣接する校舎のトイレを活用するという前提で考えると満たしているということで、不足にはカウントしないということでした。

私は、この現状でよしとはできない、基準を満たしているとは言えないと思います。確かに体育館と校舎は隣接はしていますが、一定の距離があります。能登半島地震の際には、トイレは男女共用で、夜は照明も少なく、怖くて使えないという声が寄せられ、避難所のトイレの指針に生かされています。女性の夜間のトイレの利用、体の不自由な高齢者の方の移動のことを考えれば、校舎のトイレを活用することが難しいケースであることは想像できます。

具体的に、個々の避難所の状況を見ますと、菊池南中の体育館では、収容人数320人に対して女性の洋式トイレは僅か2基、隈府小学校体育館に関しては、収容人数230人に対して女性の洋式トイレは1基のみ、菊池南中武道場、花房小学校体育館、戸崎小体育館は、いずれも女性トイレはゼロです。

また、学校施設以外では、収容人数の一番多い990人の総合体育館は、スフィア基準に照らしても、女性トイレは10基不足しています。旭志体育館も女性トイレは、和式トイレが4基あるものの、洋式トイレはゼロです。

女性のトイレに行列ができることがしばしば話題となりますが、女性はトイレの利用時間が男性の2.5倍かかるという調査結果が出され、国も今年6月に小中学校のトイレについて、避難所での便器の割合を男女1対3とするスフィア基準に沿った整備を求めています。女性は月経があり、妊娠中につわりでトイレに駆け込まざるを得ないこともあります。加齢による排せつトラブルも抱えがちであり、女性のトイレの解消は政治が取り組むべき人権の課題です。

改めて、質問します。

市内の指定避難所で最低守るべき基準（スフィア基準）に沿ったトイレの確保を実施すべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、御質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、学校の体育館につきましては、校舎のトイレを含

めた上で、目安とされておりますスフィア基準を満たしているところでございますが、今後は、県を通じた仮設トイレの調達による対応に加えまして、現在仮設トイレやトイレカーのレンタルを扱う民間事業者と協定締結に向けた準備を進めているところでございます。

引き続き、事業者等との協定を積極的に進めますとともに、避難所におけるトイレの確保・充実をさらに図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 民間企業などとも協定などを結び、さらに充実を図っていききたいとの答弁でした。

ぜひ速やかに実施を進めていただきたいと思います。今回、明らかにした不足の現状は、発災直後の基準に照らした不足の現状です。早急な対応が求められています。

さらに、スフィア基準では、中長期段階では20人に1基と定められています。この基準に照らせば、菊池市内の避難所のトイレの現状は圧倒的に不足しています。中長期段階におけるスフィア基準も視野に入れて、対応も進めていくことを重ねて要望しまして、次の質問に移ります。

次に、市民の暮らしを守るための地方自治体の施策について、質問を行っていきます。

かつてない物価高騰の中で、市民の暮らしは厳しい状況が続いています。住民の福祉の増進を図る地方自治法第1条という、地方自治体の本来の役割を今こそ果たすべきであり、そのための施策を講じていくことが、今、必要となっています。

今回は、学校給食費の問題と高過ぎる国保税を取り上げます。

最初に、学校給食費について質問します。

議員になって今回で6回目の質問となりますが、本市でも何としても給食費の無償化を、この思いで、再度質問していきます。

昨日の荒木議員の質問と重なるところがありますが、改めて質問を行っていきます。

まず最初に、市内小中学校の給食費の現状についてお聞きします。

年間の保護者負担についてお示してください。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、令和7年度の

各施設の給食費について、保護者負担額を年額でお答えいたします。

なお、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した後の金額でお示します。

まず、菊池地区共同調理場、七城学校給食センター、泗水給食センターは、同額でございます。小学校 5万4,795円、中学校1、2年生 6万6,300円、中学校3年生 6万1,880円、次に、旭志小学校給食室は、小学校 5万7,132円、中学校 6万7,917円となっております。

なお、旭志中学校3年生の給食費につきましては、3月に調整を行うこととしております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 国の交付金を活用しても、年間で1人当たり、小学校で約5万5,000円から5万7,000円、中学校では約7万円近くの負担となっております。兄弟がいれば2倍、3倍です。

物価高騰の中で、給食費を値上げするか、食材の質を落とすか、量を減らすか、このような対応が全国各地で迫られています。菊池市では2年連続の値上げが行われており、その内容は6月議会で明らかにしておりますので、繰り返しません。今年度も6月補正予算において、国の交付金を活用して、値上げの一部の補填をしましたが、物価の高騰は依然続いています。来年度の給食費の保護者負担がどうなるか、非常に懸念されるところです。

ここで、以下、質問します。

現在、国の交付金を活用して高騰分の補填を行っていますが、来年度の実施予定はどうなっているか、お示してください。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。

小学校での給食無償化の実施が国から言及されております。国の動向を注視するとともに、食材費の高騰分につきましては、今後、国の交付金があれば活用を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 活用できる交付金があれば活用していきたいとの答弁でし

た。

交付金があれば、ぜひ活用していただきたい。同時に、交付金頼みでなく、保護者負担が増えないよう、あらゆる対策を必ず講じていただきたいと思います。

本来であれば、義務教育の給食費は国の責任で無償化すべきです。国は来年度からの小学校からの無償化の方向性を打ち出していますが、来年度が4か月後に迫っているのに、いまだ検討の段階で、地方には具体的な内容は示されておられません。

去る11月14日、全国市長会が学校給食の無償化に関する緊急意見を提出しました。政令指定都市市長会も12日付で恒久的な制度として必要な財源を全額確保するよう求める緊急要請を行っています。

このように、全国で大きな流れとなっており、物価高騰が続く中で、その必要性、緊急性が切実となっています。国への意見を上げながらも、同時に全国で4割を超える自治体独自の施策として実施されております給食費の無償化を菊池市でも進めていくべきと考えますが、どうでしょうか。市長にお聞きします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 給食費の無償化に対する見解を述べよということでした。

既に荒木議員の一般質問でお答えしておりますけども、給食だけでなく、教育全般にわたって、非常にたくさんの財源が今必要となっているわけですので。

とりわけここ数年は、学校施設の長寿命化という大きな事業が続いておりまして、私どもとしては、子どもたちの安全を第一に考えて、小中学校の校舎等の整備を優先的に行ってきております。また今後も長寿命化ニーズが待ち構えている状況でございます。

そういう中で、来年度より小学校での給食費無償化の実施が国から言及されておりますけども、先ほど申し上げましたとおり、地方の一部負担も考えられるということなど、小学校においてさえも不透明な部分もあることから、貴重な市民の税金でございますので、やはりそれを投入する前に、まずは国の無償化の状況を見極めたいというふうに考えておる次第でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 学校長寿命化などの給食費以外の教育事業にも多額の予算が必要、優先的に行うものを見極めていると、このような趣旨の答弁であったかと思えます。

私は、長寿命化をやめて、給食費を無償化にとっているわけではありません。

両方必要であると認識しています。もちろん大きな財源を必要とするものであり、簡単でないことは承知しています。しかし、教育の一環である給食費の無償化は、長寿命化があるからできないというものではありません。実際に無償化を行っている菊陽町や宇城市、荒尾市なども、無償化と同時に長寿命化を行っているではありませんか。

御承知のように、熊本市が来年4月から無償化を開始することを目指すとの報道があります。大西市長は、国が来年度から無償化を行うとなっているが、制度設計の詳細が現時点でも示されていないことに困惑していると述べ、自治体独自の施策に踏み切っていく意向を示しています。

本市においても、現時点で詳細の示されていない国の動向を見守るだけでは駄目だと思います。来年度はもう数か月後に迫っているのです。

2021年度の文科省による学習費調査によりますと、学校内で必要な費用は、公立小学校で年間約10万500円、公立中学校では約17万円であり、その中で学校給食費が多くを占めています。給食費は小中学生のいる世帯の固定経費であるために、無償化は事実上の可処分所得増となります。無償化は消費を喚起し、地域経済にも影響があると考えられます。地産地消の給食だつて進めていくことにもつながります。そういう地産地消の給食のためにお金を回すということは、地域経済の活性化にもつながります。質の高い給食を無償で子どもたちに食べさせていく。そして、地域活性化も求めていく。こういうことが地方自治体の仕事ではないでしょうか。国待ちにならずに、速やかに実施していくことを改めて求めます。

次に、高過ぎる国保税について質問を進めていきます。

今年4月から本市において国民健康保険税の改定が行われ、値上げが行われました。改定前との比較で、負担がどれくらい増えたのか、具体的なモデル世帯の年額でお示してください。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。ただいまの質問にお答えいたします。

モデル世帯の国保税の年額についてですが、国保税額は医療給付費分と後期高齢者支援金等分と40歳以上64歳以下の方に課税する介護納付金分を合算した額となります。

医療給付費分と後期高齢者支援金等分は、所得割・均等割・平等割の3つの方式で算定し、介護納付金分は所得割と均等割の2つの方式で算定しております。

また、世帯の該当者の所得が一定額以下の場合には均等割と平等割が軽減されま

す。

モデルケースを3つほど挙げますと、1つ目のケースについては、世帯主65歳、1人世帯で所得が43万円以下の場合、均等割と平等割が7割軽減該当となり、令和6年度までは年間2万400円でしたが、令和7年度からは2万2,900円となります。

次に、世帯主の夫70歳、妻70歳の2人世帯で、夫の所得が100万円、妻の所得が0円というケースの場合、5割軽減該当となり、令和6年度までは年間11万1,900円でしたが、令和7年度からは12万5,600円となります。

3つ目は、本市では僅かではありますが、子育て世帯のケースを挙げますと、世帯主の夫42歳、妻38歳、子ども2人の4人世帯で、夫の所得が300万円、妻が50万円というケースの場合、令和6年度までは年間52万1,300円でしたが、令和7年度からは58万5,500円となります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 今お示しがありましたように、どのモデル世帯でも負担が増えている状況が明らかとなりました。世帯主の所得が300万円、妻の所得が50万円、子どもが2人のモデル世帯の場合、6万4,200円もの負担増です。所得に占める保険料の割合は、改定前が14.9%、改定後は16.7%へと引き上がっています。

国民健康保険は、ほかの保険と比較しても負担が大きいと言われていています。実際に同じ所得、家族構成で協会けんぽの負担と比較してみました。知り合いの税理士さんに計算をしてもらいました。先ほどの夫婦2人、子ども2人、世帯所得の350万円の4人家族の比較を行ってみると、国保税は年間58万5,500円、一方、協会けんぽの場合は年間27万8,088円です。国保の場合が約2倍も負担が重くなっています。今までも重い負担であった国保税が、今年からさらに重くなっています。

市長にお聞きします。

国保税の市民の負担感をどう認識していらっしゃるでしょうか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 国保の市民の負担感をどう認識しているかという御質問でございました。

まず、国民健康保険税につきましては、平成20年以降、国保の基金や国や県からの財源確保に努めまして、税率を改正せずに財政運営を行ってきたところでありまして、非常に厳しい状況が続いております。また、令和12年度を目標にしております県内保険料水準の統一に備えまして、急激な負担増とならないように調整し

て、今年度の税率を改定したところでございます。

国保の被保険者の方は様々な所得層の方がおられますが、昨今の諸物価高騰の中、負担が増したと感じられる方々が少なからずおられるだろうということは承知しております。

しかしながら、国保制度維持のために、大変心苦しいところではありますけどもどうか御理解をお願いせざるを得ないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 負担が大きいと感じている方が少なからずおられることは承知しているという答弁でありました。そうであるならば、引き下げる努力をすべきです。

改めて、最後に市長にお聞きします。

高過ぎる国保税の引下げを行うために、74億円にも積み上がっている財政調整基金も活用し、一般財源からの法定外繰入を行って、あらゆる努力を行うべきと考えますが、どうでしょうか。

具体的には、18歳以下の子どもの均等割の減免、そして、全ての世帯、加入者の保険料を少なくとも値上げ前に戻すべきと考えますが、どうでしょうか、見解をお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまの御質問、18歳以下の子どもの均等割減免あるいは法定外繰入を使って、今の国保保険料を改定前の税額にすべきではないかという趣旨の御質問でございました。

まず、18歳以下の子どもの均等割の免除につきましては、市独自での取組となりますので、新たな財源確保が必要となりますが、国のほうで対象年齢を拡充する案が今検討されておりますので、まずは国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

法定外繰入につきましては、国保の被保険者以外の方へ負担を求めるということになりますし、また、先ほど申し上げましたとおり、県内保険料水準統一も考慮して進めておりますことから、国保税額を改定前の水準に戻すための法定外繰入を実施することにつきましては、慎重な判断が必要であるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 均等割についてですが、答弁にもありましたように、国も18歳以下の子どもの均等割の軽減拡充の検討を始めています。11月27日の厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会に国保の保険料の均等割の軽減制度を18歳まで拡充する方針が示され、了解されました。

均等割は世帯人数に応じて課せられる仕組みで、子どもが多くなればなるほど重くなるため、2022年度から未就学児のいる世帯の半額を公費で軽減してきました。全国知事会、市長会、町村会などが、対象年齢の拡大を要望しており、今回の方針はこれに応える形となっています。

しかし、報道では、実施は早くて2027年度からとなっており、一定の期間を要します。給食費の無償化と同じように、国の動向を注視しているだけではなく、地方自治体はあらゆる手だてを講じて、直ちに取組を開始すべきです。なぜなら、市民の暮らしはかつてなく厳しいからです。

私は11年前、市議会議員選挙に初めて挑戦したときから、国保税の引下げと学校給食の無償化を公約として掲げていました。そのときと比較しても、市民の暮らしは厳しさを増しています。二度の消費税の増税、終わりの見えない物価高騰、10月の物価は3.0%上昇、実質賃金は9か月連続マイナスで、アベノミクス以降、年額34万6,000円も引き下がっています。残念ながら、直近で打ち出された国の総合経済対策は一時しのぎの内容であり、暮らしを支える内容にはなっておりません。だったら、住民の命と暮らしに直接責任を負う地方自治体が、国の悪政の防波堤になるべきです。暮らしを守る施策を進めていくべきではないでしょうか。

74億円に積み上がった財政調整基金の一部を使って、その仕事をやるべきときではないでしょうか。給食費を無償化するのに必要な予算は2億3,000万円、18歳以下の子どもの均等割を市独自に減免するのに新たに必要な予算は約3,000万円、やろうと決断すればやれない金額ではありません。標準財政規模に照らして必要な財政調整基金の額と比較して、倍以上の残額になっている74億円の基金、今こそ暮らしを支えるために活用するときではないでしょうか。

財政調整基金について質問を行うと、熊本地震のような災害のために一定の積立が必要と回答がありますが、まさに市民の暮らしは災害級とも言える厳しさではないでしょうか。

半導体企業の進出で千載一遇のチャンスと言われて数年がたちますが、私の周りを見渡す限りでは、市民の暮らしは年々厳しくなっています。どこにその恩恵が回っているのだろうか、一体いつになったら市民の暮らしはよくなるのだろうか、この思いが湧いてきます。

住民の福祉の増進を図るという地方自治体の一番の役割を今こそ果たすべきではないでしょうか。このことを最後に指摘しまして、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これでは、東奈津子議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時45分

再開 午前10時53分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 改めまして、皆さん、おはようございます。議席番号17番、是は是、非は非がモットーの二ノ文伸元です。よろしくお願ひします。風邪がはやっているようです。私もちょっと喉の具合が悪いので、お聞き苦しい点がございしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

今年も師走に入り、残り僅かとなりました。年が明けて新年を迎えると、春には我々議員改選も迎えることとなります。日程も来年5月17日告示、5月24日投票と決まったようです。今議会で、恐らく今期最後となる菊池市議会定数条例改正案が提出されると思います。この提案は市民アンケートの民意が反映されたものであり、我々自身の賛否の判断は市民の関心事でもあります。思いの詰まった一票の重みを確認したいところです。

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

本年第2回定例会でもお伝えしましたが、市長が考えるバージョンアップ菊池の中には8つの項目があります。その中の2番目の項目に、選ばれる奥座敷観光地としてのにぎわいづくりを官民協働で、癒しと楽しさあふれる温泉街へと改造するとあり、具体策が示されておりますので、基本、そのことを中心に質問をいたします。

今回から質問の要旨ごとの質問をするようにとのことですので、まず、温泉街の景観改造の具体化、泊食分離による温泉街の活性化支援及び宿泊施設・大規模改修の支援とありますが、事業概要と進捗状況及びそれらにおける課題をお示しく下さい。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、改めまして、おはようございます。二ノ文議員の

本市の観光についてということの質問についてお答えいたします。

温泉街については、今年1月に策定した菊池温泉街リブランディング実行計画に基づき、旅館ホテルの経営基盤強化、食を通じた温泉街の魅力化、景観まちづくりの推進の3つの取組方針に沿って温泉街全体の再生及び魅力向上に向けた取組を推進しています。

具体的な取組については、国の第2世代交付金の採択を受け、9月から順次取組を進めているところです。

まず、景観改造の具体化については、景観まちづくりの推進の方針に沿って、温泉街の景観づくりの指針となる景観ガイドノートの作成に向け、専門家と協議を行いながら、11月から市民や高校生とともにワークショップを行い、具体的な意見を取りまとめています。

次に、泊食分離による温泉街の活性化支援については、食を通じた温泉街の魅力化の方針に沿って、宿泊施設や飲食店などと連携して御当地グルメの開発を進めています。本市の豊富な農畜産物を活用したメニューを提供し、菊池といえば〇〇と言えるようなブランドイメージを確立するとともに、多様な旅行ニーズの変化に対応した泊食分離を推進してまいります。

宿泊施設の大規模改築の支援については、旅館・ホテルの経営基盤強化の方針に沿って、事業承継の支援や大規模改修に向けての計画書作成支援を行うとともに、大規模改修補助金の準備を進めています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 ありがとうございます。

リブランディング事業を中心としてやっているということでございます。

泊食分離についてですけれども、旅館としては、やはり夕食を提供して、ある程度の値段がついていくということですが、この泊食分離をすれば、やはりある程度旅館の収入が落ちてくるということにつながると思うんですが、そこら辺のところの旅館との話し合いはきちっとやられておるわけですか。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 旅館・ホテルにつきましても、泊食分離については賛成いただき、推進しているところでございます。旅館・ホテルによっては、飲食を伴うようなところを選ばれるところもございますけど、調整のほうは進めているところでございます。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 それから、大規模改修の改築・新設ですか、そういったところの支援ということがありますけれども、そういったことをこれから立てて、そういう予定者がおると思うんですけども、そういったところへの周知、そういったものは今行われているのでしょうか。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 大規模施設の改築・新築につきましてですけど、改築については、現在、既存の旅館・ホテルには周知を行い、今後、計画書を作成し、支援を行うというところになっております。

新規進出につきましては、現在のところはまだ決めておりませんので、今後、検討を進めていくというところでございます。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 新設に関しては、今からということですけども、やはりある程度早めに打ち出して、温泉街に、今、うわさでは何か建つのかなという、保養館跡地ですけども、ああいったところの事業開始がまだ何かあっておりませんけれども、ぜひああいうところにもある程度の施設を建てていただければ、温泉街の活性化に私はつながるというふうに思います。

それから、私、リブランディング事業の中で、私も社交組合の一員でありまして、参加をさせていただいていますけども、温泉街を高校生の皆様方、それからいろいろな関係者の方と一度見て回ったわけですけども、そのときに感じたのが、先ほどからおっしゃいましたように、新築とか、改築とか、そういうのには補助金が出るみたいに言われますけども、やはり今、空き店舗が多いんですよ。それも古く、もう今すぐにも取り壊さなくてはならないような、そのようなところにも目を向けていかないと、今のあの景観では少々心もとない、そういう思いがしておりますけども、そういった考えはあるのか、お伺いをいたします。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 空き店舗対策につきましても、今現在、検討しておりますのでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 ニノ文伸元 議員 検討と言いますけども、どの程度検討されるか分かりませんが、新しいものだけ造って、古いものには古いもののよさがありますけども、私がどう見ても、これはもう壊さなければ、この景観にそぐわないというようなことがございますので、そういったところをしっかりと調べていただき、どうするのか、財政調整基金も74億、何度も何度も出ているわけですから、そういったものをやはりつぎ込んででもやっていただきたい。そうでなければ、私は今の温泉街の景観はならないと。やはりできないことをやっていかないと、今の温泉街は立て直しは難しいと思います。そこをしっかりと、部長、頑張ってください。

11月下旬の金曜日、温泉街のある居酒屋に行きました。しばらくして若者を含む数名が和気あいあいと楽しそうな雰囲気ですれ交わっていることに気がつきました。ふと見ると、私の知った課長さんと職員の方々だったので、挨拶を交わしたところでした。そのグループは先に店を出られたのですが、私たちが次のお店に行くと、何と偶然にも先ほどの方たちも来店されておりました。それには少々びっくりもいたしました。同時に、何かしら心が温かく、うれしかったことを記憶しております。

というのは、職員の方々が一次会も二次会も和気あいあいと語り合う姿がいい雰囲気です。仲間としての信頼関係の深さを感じ、充実していた職場環境が想像され、安心感を覚えたのです。以前よく使われた飲みニケーションという言葉は古いとマイナスのイメージが出されがちですが、飲むとコミュニケーションの造語で、人間関係の円滑化やチームワークの向上につながるとされております。まさに、その飲みニケーションを感じたところでした。

個人の時間、気持ち大切にされ、なおかつ、社会的立場に脅かされない、意思疎通のできる場であることを前提として、温泉街の活性化の一翼を担っていただいたこと、大変感激し、温泉街で育った一人として、感謝したいところです。

今後も様々な形で温泉街の活性化を検討していくところですが、現在、リブランディング事業の1つとして、私も菊池高校生を含め旅館関係者、社交組合の皆さんと温泉街の活性化についてワークショップを開き、アイデアや意見の集約を行っております。こうした会に幅広い年代の職員の意見など聞きたいところです。その際は御協力のほどをよろしくお願いいたします。

また、これから忘年会、新年会の季節となりますが、市内外を問わず、多くの方に温泉街を利用していただけるように、また職員の方も積極的に利用し、発信していただければと願うばかりです。

それでは、次に移ります。

次に、二次交通の強化とあり、空港バス誘致・観光レンタカー強化とありますが、どのようなことなのか、事業概要及び進捗状況と課題をお示してください。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、二次交通の強化の改善策についての質問についてお答えいたします。

二次交通強化の改善策については、広域交通拠点である阿蘇くまもと空港との連絡性を向上させ、観光目的等での広域移動の活発化を図ることを目的に、令和8年度から空港アクセス実証運行を検討しています。

また、今年度熊本県において、阿蘇くまもと空港と県北広域本部管内観光地の交通アクセス強化に向けた調査・検討業務が行われており、本調査結果も踏まえ、具体的な実証内容を検討してまいります。

次に、観光振興の取組としては、菊池市地域公共交通計画に基づき、本市を訪れる観光客等の利便性を向上させ、滞在時間の延長及び観光消費額の増加を図ることを目的に、現在、観光交通ニーズ調査を行っております。

具体的には、阿蘇くまもと空港からのアクセスバスをはじめ、観光地での利用が期待されるレンタカーやシェアサイクル、電動キックボード等の新たな観光交通手段の導入可能性を探るため、観光客や観光事業者等を対象とした潜在的なニーズ調査を行っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 今おっしゃったこと、大体分かりますけども、そのようなことを、今、TSMCができて、今から第二工場が建っていくということですけども、今からそのいろんなお客さんがこの菊池市にも来られると思います。そういったこと、今述べられたことをいつをめどに、その辺のところをやっぱりはっきりと目標に立てて、お示しをしていただきたいというふうに思うところです。質問じゃありません。ただ私のこれは思いですから。

それから、三次交通、私の言う三次交通とは、二次交通に続く交通手段のことで、地域内の細かな移動手段のことです。今、電動キックボードとか、レンタカーとか、そういったものも、やはりニーズに合わせて、素早くできるような体制をぜひつくっていただきたいというふうに思ったところです。

次に移ります。

次に、インバウンド対策の具体化、台湾人誘客の仕組み化などがありますが、ど

のようなことなのか、事業概要及び進捗状況と課題についてお示しください。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、インバウンド対策についてお答えいたします。

インバウンド対策については、菊池市観光振興ビジョンに基づき、台湾をメインターゲットとして誘客に向けたプロモーションを行っております。

具体的には、現地の旅行代理店やメディア向けに本市の魅力を伝える説明会やイベントなどのプロモーション活動を行っています。その結果、ツアーに菊池溪谷や菊池神社、和菓子作り体験などが採用され、実際に台湾から多くの観光客が来訪されており、一定の成果が出ております。

課題としては、本市での宿泊が少ないことから、滞在時間の延長や温泉街の魅力化など、宿泊につなげる取組が必要と考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 台湾の方がほとんど中心ということで理解をしましたが、温泉街辺りで私飲んでおりますと、よその観光地に行けば、もう擦れ違いざまに、あ、今のは中国人の方だなと、今のは英語圏の方だなというようなことが分かりますけども、今、この菊池管内を歩いておりましたが、そういったことが全く伝わってこない。ただ、先ほどから申しますように、TSMC関係の方、もう出来上がっているわけですから、第一工場は。もっと何か耳にそういった声が聞こえてもいいというふうに思いますけども、そこまではまた至っていないと。

やはり答弁でもありましたが、いろんなニーズ、台湾の方のニーズ、台湾だけじゃなくて、外国人、それから日本人の方も合わせて、やはり体験型とか、グルメ型、静養型、健康志向型なのか、また、短期型、長期型なのか、様々なニーズに合わせたメニューが必要であると考えますが、現在、そのようなメニュー開発はできているのか、できていればお示しをください。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、再質問にお答えいたします。

短期型、長期型とかのいろいろなメニューにつきましては、現在のところは、そのプログラムの中に入るようなところでPRのほうを行っておりますので、今後、DMOと一緒にそういうものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 ありがとうございます。DMOをしっかりと頑張っているように、部長のほうからもしっかりお伝えください。

次に、菊池一族歴史街道の連携自治体拡大とありますが、どのようなことなのか、事業概要及び進捗状況及び課題についてお示してください。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、菊池一族歴史街道についての御質問でございますけど、南北朝・菊池一族歴史街道事業については、令和元年度に福岡県の5つの自治体と南北朝・菊池一族歴史街道推進連絡協議会を設立し、地域活性化、相互交流、回遊性向上などを目的に、様々な事業を連携して取り組んでおります。

具体的には、デジタルスタンプラリーやバスツアー、巡回パネル展等を実施しており、毎年参加者が増え、アンケートでも好評を得ております。

連携自治体の拡大については、現在加盟している自治体と協議・検討しているところです。

課題としては、菊池一族ファンを増やすためのさらなる認知度向上が必要と考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 このような事業があるのを私は初めて知ったわけですが、市民にどれほどの認識があるのかは分かりませんが、PRをしっかりとお願いしたいというふうに思います。

課題もまだあるようです。バージョンアップが、これはまだもっともってできていくのかなと。5つの自治体、これを6つ、7つという具合に伸ばしていただければというふうに思ったところです。

次に移ります。

次に、竜門ダム湖周辺活性化とありますが、どのようなことなのか、事業概要及び進捗状況と課題をお示してください。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、竜門ダム湖周辺の活性化についての御質問にお答えいたします。

竜門ダム湖周辺の活性化策については、現在、竜門ダム及び龍門地域の活性化に関する基本的な考え方を示す基本方針の策定を進めております。

11月から地域住民や関係団体、施設管理者等とワークショップを行っており、引き続き関係者間で合意形成を図りながら、観光拠点としての今後の施設整備や活用の方向性を明確にしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 竜門ダムについては、やはり住民の方の意向といいますか、そういったものを十分に配慮をしながら進めていっていただきたい。

いつも木下議員が竜門ダム振興基金のことをしっかりと言われますが、やはりそういったことをやることによって、この竜門ダム周辺は変わっていくと。もっといいものになると。しかし、何かまだ使われ方がちょっと足りないのかなど。もっともっとある程度の予算も必要ですから、そういったところも、木下議員がおっしゃられるように、基金をつくっていただきたいというふうに思うところです。

また、竜門ダムについては、湧水がえらいあっているようです。水をT SMCのほうに送るという話もありますが、何かその辺のところもちょうど心配ですので、そこはちょっと関係ありませんけども、お伝えしたいなというふうに思ったところです。

それでは、次に移ります。

最後の質問になります。

菊池溪谷ライトアップ事業について質問をいたします。

市長が今議会の開催日の冒頭に紹介されたように、菊池溪谷ライトアップ事業は大盛況のうちに幕を閉じたと私も感じております。10月31日金曜から11月9日日曜日までの10日間、菊池溪谷で開催され、大変多くの人でにぎわいを見せたようです。

私も最終日の前日に行きました。11月8日の土曜日でございました。まだ明るい5時頃に家を出て、現地駐車場に着き、シャトルバスで入場口まで運んでもらう頃には暗くなり、入場料1,000円を払い、1時間をかけて、日頃とはまた違った幻想的な菊池溪谷を堪能し、改めて菊池溪谷のすばらしさを感じたところです。帰りは長い列ができましたが、次々と来るシャトルバスで駐車場まで送ってもらい、7時過ぎに帰路に就きましたが、溪谷に向かう車がまだまだありました。

ここで、お尋ねですが、この事業の事業概要と進捗状況及び課題についてお示してください。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、菊池溪谷ライトアップ事業についての御質問についてお答えいたします。

菊池溪谷ライトアップ事業は、菊池溪谷を活用したナイトタイムコンテンツの造成を推進し、菊池溪谷の新たな楽しみ方を発信するとともに、誘客促進及び滞在時間の延伸を図ることを目的に、令和4年度から実施しています。

議員申されたとおり、10月31日から11月9日までの10日間開催し、本年度から、菊池観光協会が主催となっております。市内外から7,269人が来場されました。

課題としましては、写真スポットの待ち時間の解消や、宿泊や飲食等、滞在時間の延長につなげるためのさらなる工夫が必要と考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 ニノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 ニノ文伸元 議員 ありがとうございます。

再質問ですが、この事業の来場者は7,269人ということです。できれば10日間、それぞれの来場者数及び収支について、また、この事業は今年で3年目とと思っていましたけど、4年目になるわけですね。過去、3回の来場者数と収支について、分かればお願いします。

また、この事業の発案者はどなたなのか、お示しをください。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、令和4年度は2日間という限定でございましたので、そこは除かせていただきまして、令和5年度からの3年間というところで回答させていただきたいと思っております。

いずれも10日間実施しておりまして、令和5年度が3,201人、令和6年度が7,241人、本年度が7,269人となっております。

事業の収支でございますけど、令和5年度の入場料収入につきましては、1人当たり500円というところで頂いておりまして、入場料収入としては160万円、支出は全体で486万円かかっております。

令和6年度につきましては、1人当たり500円というところで変わりはございませんけど、入場料収入が約327万円、支出が約464万円というところでございます。

本年度につきましては、1人当たり1,000円というところでございまして、入場料収入が約677万円というところで、支出につきましては、現在、観光協会のほうが精査を行っているところでございます。

発案者というところではございませんけど、観光については、観光振興ビジョンに基づいて、観光関係者の中で協議しながら、事業のほうをやっているというところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 ありがとうございます。

打合せにもないところまでしっかりとお答えになられて、本当にすごいなというふうに、今、思いました。

今の答弁では、菊池溪谷ライトアップ事業の来場者は増加傾向にあり、収支も今年度についてはまだこの間終わったばかりで、あってはいないということですけども、少し赤字だったものが、今期は赤字にはならないというふうに、今、ちょっと思ったところです。そして、改善の余地もまだまだあるというふうに感じたところです。この事業については、さらなるバージョンアップを大いに期待したいところです。

そして、この発案者、観光関係の方ですか、誰かが個人的におられると思いますけども、部長は知っておられると思います。市長におかれましては、そういった方をしっかりと褒めるじゃないですけども、しっかり気持ちの中に置いていただきたいというふうに思ったところです。

最後に、市長にお尋ねをいたします。

市長が提言された奥座敷観光地としてのにぎわいづくり、官民協働で癒しと楽しさあふれる温泉街への改造、それについての決意と意思をお話をしていただければというふうに思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ちょっと確認ですけど、温泉街リブランディングに関してということでしたね。観光全体ということよろしいですか。

○17番 二ノ文伸元 議員 観光全体について、市長の決意を。

○江頭実 市長 それでは、お答えいたします。

観光促進についての私の思いを述べよということでございました。

私の公約の中でも、大きな1つとして、観光を中心としたにぎわいづくり・経済の活性化というのを重点テーマに挙げてきているわけでございます。その中でいろいろなアイデアを出して公約しておりますけども、まだこの新しい4期目になりまして半年ちょっとたったところでございますので、まだまだ大半はこれからであり

ますけども、今のところ、職員、それから関係者が非常に御努力いただいて、着実に具体化が図りつつあるというふうに考えております。

特に、菊池温泉街につきましては、1月に菊池温泉街リブランディング実行計画を策定しまして、また、国の第2世代交付金の採択を受けることができました、現在、景観づくりや泊食分離、宿泊施設の経営支援といった具体的な取組を推進しているところでございます。また、DMOも先日新たにスタートをしたところでございます。

インバウンド対策においても台湾をメインターゲットにプロモーション活動を行いまして、菊池溪谷や和菓子作り体験等がツアーに採用されるなど、一定の成果が出ているのではないかとこのように考えております。

もとより、まだまだ着手して間もなくでありますので、また、道半ばでもありますので、現在の進捗と現状につきましては、まだまだやることが多いし、克服すべき課題も出てきております。こうしたものを解決しながら、命の洗濯場所としての癒しの里きくちを具体化するということについては、もう不退転の決意でございます。

特に、今、大きなチャンスがこの菊池市は迎えている一方で、せっかくよい資源を持ちながら、今、適切な手を打っておかないと、そのチャンスが生かせないという状況にありますので、そういう中で生まれてきたのが菊池リブランディングでもありますし、それをまちなか活性化につなげていこうという次のウォークブル構想でもありますので、そういう意味では、非常に限られた、かつ大きなチャンスというふうに考えておりますので、一番のポイントは、関係者が官民一体でそれぞれが全力を集中するというところに尽きるのではないかと。そのことに対して今後とも尽力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 ありがとうございます。

私は生まれも育ちも温泉街ということで、昔から温泉街に育てられた者というふうに思っております。

そしてまた、リブランディングについては、職員の方、本当にしっかりと頑張っていると思います。本当に感謝を申し上げます。

そして、6月議会に続き、江頭市長が考えるバージョンアップ菊池の中から質問しましたが、やはり65に及ぶバージョンアップ計画を成し遂げるには、職員の知恵と力なしには動かない、動けないものだと思います。6月議会でも申しましたが、

「やってみせ 言って聞かせて させてみせ 誉めてやらねば人は動かじ」という先人の格言にある、敬意と信頼が人を動かすことをいま一度頭の隅に市長置いていただいて、この菊池がさらに、さらに、さらに、さらに、さらにバージョンアップできるように、市長自らがさらに努力を重ねられることを期待して、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光 議長　これで、二ノ文伸元議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩　午前11時35分

再開　午後1時00分

○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員　皆さん、こんにちは。議席番号3番、無所属の安武睦夫です。「伝えよう！輝く未来を子どもたちの手に！」をスローガンに、よりよい菊池市になるよう、皆様と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

本日もしっかりと政策提言をしていきたいと思ひます。

声がかれていて聞きづらいかと思ひますが、頑張って質問をしたいと思ひます。

また、医師の精密検査で、今回のせきや喉がれは、新型コロナやインフルエンザなどの感染症ではないとの診断を受けていますので、失礼して、マスクを外して質問したいと思ひます。

それでは、今回は大きく2つのことについて質問したいと思ひます。

1つ目が、市町村史の再編について、2つ目が、市民会館と歴史ミュージアムの建設計画についてであります。

それでは、通告に従ひまして、質問に入らせていただきます。

まず、1つ目の市町村史の再編について質問いたします。

皆様御承知のとおり、市町村史とは、地域の過去の出来事や人々の暮らし、文化財、産業などを様々な資料を基に、古代から現代までを整理記述した書籍であります。

本市におきましても、合併前、それぞれ市町村において、菊池市史、七城町史、旭志村史、泗水町史として編さんされているものであります。

私は、合併20年を経過して、これまで様々な遺跡や古文書などの歴史資料が発見されており、合併後の市町村史として、新菊池市史を再編する必要があるのではないかと思います、質問するものであります。

それでは、以上のことを踏まえて、1回目の質問をしたいと思います。

先ほど申しあげました合併前の市町村史は、いつ編さんされて、何年を経過したのか、お尋ねします。

以上、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、合併前の市町村史の編さん年等についてお答えいたします。

まず、菊池市史は、上巻が昭和57年3月8日に初版が発行され、下巻は昭和61年7月15日に初版が発行されました。上巻は初版発行から43年、下巻は初版発行から39年経過しております。

次に、七城町史は、平成3年1月25日に発行され、34年経過しております。

菊池市合併直前の平成17年3月13日に続七城町史が発行され、20年経過しております。

続きまして、旭志村史は、平成5年9月に発行され、32年経過しております。

最後に、泗水町誌は、昭和40年4月1日に泗水町合併10周年記念として発行され、町誌の誌は日誌の誌の表記で発行されております。

平成13年3月に、新たに泗水町史上下巻が発行され、24年経過しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

現在の市町村史が編さんされて、合併前でございますが、かなりの年月が経過しているところでございます。一番古いのが、やっぱりこの旧菊池市史で、上巻が43年、下巻が39年ということでございました。また、旭志村史についても32年と。七城町史と泗水町史については、合併前に一度編さんがし直されているというような御説明であったというふうに思います。

そのように、かなり年月が経過しているということでございますが、現在、市町村史に掲載されていない、編集後に発見された、合併後とかでございまして、遺跡や古文書などの歴史資料の主なものは何があるか、お尋ねいたします。

以上、2回目の質問とします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、新たに発見された遺跡や歴史資料等についてお答えいたします。

まず、新たに発見された遺跡は、七城町の小野崎遺跡で、弥生時代後期の環濠集落跡として、青銅器などの貴重な資料が出土しております。

花房台地に所在します木柑子フタツカサン古墳と木柑子高塚古墳からは、石製の衣笠や人物像が出土して、古墳の研究において新たな発見となっております。

菊池文化研究所事業において研究者により、泗水町の三万田東原遺跡は縄文後晩期の集落跡で、縄文時代の装飾古墳加工（後に発言の申出があり、「装飾古墳加工」を「装飾品加工」へ訂正）の生産地であったことが再評価されております。

また、菊池高校建て替え時の発掘調査で出土した中世の輸入陶磁器につきましては、質・量ともに非常に高いレベルであることも分かっております。

最近では、深川・北宮地区の菊池氏遺跡、こちらで、館跡、宗教施設、菊池川の旧河川跡、舟着場跡が発見され、菊池一族の本拠であることが分かり、その価値が認められて国史跡となっております。

歴史資料につきましては、石淵家が所有する江戸時代末期の地球儀があり、これにつきましては、熊本県立大学文学部教授の調査により、存在が明らかとなったものでございまして、研究成果報告会を令和4年に開催し、広く周知いたしたところでございます。

以上、お答えいたします。

ただいま私の答弁の中で、三万田東原遺跡の件ですけれども、縄文時代の「装飾品加工」の生産地と申すところを、「古墳加工」の生産地ということで答弁いたしました。修正して、おわび申し上げます。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 御答弁ありがとうございます。

七城の小野崎や泗水の三万田、そして、菊池高校の敷地内、または深川地区における菊池氏遺跡の発掘、石淵家の地球儀と、様々な重要な文化財が出てきたと。やはりそういった文化財が次々に発掘されておまして、また、特に菊池氏遺跡については国指定というふうなことも受けられているということでございますので、やっぱり私は、ここでもう20年がたちますものですから、やっぱり市町村史というものを作り始めましても、やっぱり10年ぐらいかかりますもので、そういうことを考えますと、再編さんをすべきかなというふうに思ったところでございます。

それでは、3回目の質問をいたします。

今回の質問をいたしますに、10月に菊池で開催されました全国菊池の会に来賓として出席いたしました。その中で、奥州菊池一族についてお話を聞かせていただき、当日に同席しておりました文教菊池顕彰会の山本隆生会長と山瀬議員の3人で、福島県の郡山市と二本松市を訪問させていただき、全国菊池の会、紺野健二副会長のお宅に伝わる藤原家家系図や菊池家家系図をはじめ、様々な古文書や菊池則孝公伝来とされる太刀や、天皇家拝領とされる宝物などを拝見させていただいたところでございます。

二本松市では、菩提寺や墓所、神社や屋敷跡などを拝見させていただき、菩提寺である最勝寺には後亀山天皇の皇后様より賜ったとされる木造十一面観世音菩薩立像があり、そのお堂の屋根には皇室の桐紋が掲げてありました。確かに遠く離れた奥州陸奥にて、何らかの形で天皇家とつながり、藤原家を祖として治めていて、遠い北陸のその地においても、菊池精神が脈々と続いていることを感じたところであります。

菊池氏の起源については、もともとこの地にて、鞠智城の防御に携わっていた豪族であるという土豪説や、太宰府役人説、藤原後胤説などがありますが、現在の菊池市史では、当時の編さん時の歴史資料における解釈では、いずれにしても、菊池氏が藤原隆家公と密接な関係があり、太宰府の最も有力な府官であったと思うが、土豪説が有力であると記載されているところであります。

しかしながら、現在の全国菊池の会や文教菊池顕彰会のホームページを拝見いたしますと、紺野家資料を基に、藤原後胤説が有力ではないかとの記載があるところであります。

今申し上げましたとおり、菊池氏の起源については諸説ありますが、時代は平安時代であり、専門の学識者が少なく、菊池氏の起源を断定するのは困難を要すると思うところであります。

そこで、菊池氏の起源である平安時代の専門家について、私なりに調べてみましたので、1つ紹介したいと思います。

平安時代に詳しい研究施設の1つに国際日本文化研究センターがあります。通称日文研と申しますが、以前、生涯学習センター5周年記念講演会で講演いただきました磯田道史教授も所属しているところであります。この日文研の倉本一宏名誉教授が平安時代の歴史については第一人者と言われております。この倉本名誉教授は、NHK大河ドラマ光る君への時代考証にも携わっており、著書には藤原氏の研究をはじめ、様々な藤原家や天皇家についての書物を出されている先生であります。

ここで、議長の許しを得ておりますので、本のほうを紹介したいと思います。

[資料を示す]

ここに藤原氏の研究という本が、倉本一宏先生が著作されております。これについては、藤原氏の正史と言われております藤氏家伝と日本書紀の内容を比較して、そのそごについて語られているものでございます。このように、平安時代について、かなり詳しい先生だというふうに私は思っております。

また、日文研は、令和7年5月に東京都と東京市域の歴史文化に関する施策等の推進を目的とした連携協定も締結しているところであります。

そのようなことを踏まえまして、3回目の質問をしたいと思います。

菊池氏の起源については、新たな事実が見つかってきており、平安時代の歴史に詳しい大学や研究所、先ほど申し上げましたような学識者の方と研究を深める必要があると思っておりますが、教育委員会と市長の見解をお尋ねします。

以上、3回目の質問とします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。

古代末期から中世史の研究者は、近世史の研究者と比べて全国的に少ない現状です。

本市は、これまでの菊池一族に関する資料の調査、検証を依頼していく上で、熊本県内をはじめ、九州内外の大学の研究者、有識者の方との関係を築いております。

今回、議員御提案のありました大学や研究者の方についても、今後の参考とさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 平安時代のことは、やっぱり全国的に少ないと。今までは県内、九州内外との関係ということでございました。

やっぱり平安時代のことを考えますと、京都周辺の大学とかが詳しくて、同志社大学も九大研究所みたいなものもありますので、そういったところとのやっぱり連携を深めていくべきかなというふうに思っておりますし、そのことが藤原家の出自に関してというものが少し見えてくるのかなというふうに思いますので、ただいま部長の答弁がありましたように、ぜひともそういう専門的な研究者の方にお尋ねいただきますようお願いいたします。

それでは最後に、総括して市長にお尋ねします。

現在、編さんされている市町村史は、合併前の市町村の方向性に基づき編さんさ

れたものであり、年数も、先ほど答弁がありましたとおり、経過をしながら、新たな遺跡や古文書などの歴史資料の発見、伝統文化や産業の変化をはじめ、市町村合併という大きな出来事やTSMCの進出など、時代は大きく変わってきております。合併後20年を迎え、市長4期目の集大成としても、新菊池市史を再編する考えはないか、総括してお尋ねします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 安武議員のほうから、そろそろ新菊池市史を編さんする考えはないかという趣旨の御質問でございました。

新菊池市史編さんを開始する時期につきましては、現時点で言及することはできませんけれども、確かに合併して20年が経過しておりますので、新しい市としての歴史を再整理するという事は、いずれは必要となるのではないかなというふうに考えております。

ただ、御存じのとおり、近年、本市を取り巻く状況が非常に急速かつ急激な変化を見せておまして、現状は、今、その真ただ中にあるのではないかなというふうに認識しておりますので、時期等については、今後の課題というふうにさせていただければと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 御答弁ありがとうございます。

新菊池市史の再編というのは大事なものだ、やっていきたいというような御答弁でございましたが、時期等については、今後の課題として検討していきたいということで、おっしゃるとおり、今、大きく時代が変わってきておりますので、時期については、どのようにするかというのは、今後の課題かなというふうに私も思います。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、この市町村史というものを編さんしますと、やっぱり10年という経過がかかりますので、その中では、経過を踏まえながら編さんしていくということもあるのかなと。

それと、やっぱり旧市町村ごとに編さんされたものは、それぞれコンセプトが違っておりますので、やっぱり合併した1つのコンセプトの中で再編というものを進めていくべきかというふうに思うところでございます。ぜひぜひ早めの編さんを御検討いただければというふうにお願いして、次の質問に移りたいと思います。

大きい2つ目、市民会館と歴史ミュージアムの建設計画について、質問したいと

思います。

歴史ミュージアムの必要性については、3月議会定例会において、歴史文化基本構想についての一般質問でも述べさせていただいたところでございます。そのときに遠野市の歴史ミュージアムのすばらしさも紹介させていただきました。

また、今回、先ほど申し上げました福島県二本松市の体験型歴史ミュージアムも視察させていただき、改めて、本市においても博物館が必要だと感じたところでございます。

そして、全国菊池の会や文教菊池顕彰会の皆様をはじめ、多くの市民の皆様からも、博物館建設の要望の声を受けているところでございます。

さらには、市民会館建設につきましても、電気配線の問題から、現在、文化会館大ホールが使用できない状況にあり、市民会館の早期建設を望んでいる声も多く聞こえているところでございます。

そのようなことから、博物館としての機能を有した市民会館といった複合施設として整備することも検討するべきではないかと思い、質問するところでございます。

そのようなことを踏まえまして、1回目の質問をさせていただきます。

市民会館建設については、市民会館あり方検討委員会からの答申を得ており、その後、先ほど申し上げましたとおり、現在、文化会館大ホールが使用できない状況にありますが、その後の検討の経過と内容についてお尋ねします。

以上、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。

令和5年3月14日の議会全員協議会で、文化会館は老朽化が進んでいるため、多額の費用がかかる改修が必要となった時点で閉館はやむを得ない。その場合は暫定的に泗水ホール1館のみで運用とすることを御説明しております。

令和6年10月に、文化会館大ホールの照明機器の不具合による事故が発生いたしました。躯体中の幹線コードの劣化が原因と推測され、利用者の安全を考慮し、大ホールは閉鎖し、小ホールと練習室のみの運用といたしているところでございます。

今後の運用の方針等につきましては、現在検討を進めているところから、改めて別途、議会に御説明させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 現在、大ホールが使用できない状況の経過としましては、

しっかりと検討されているということで、また議会のほうには改めて説明をしたいということでございました。

先ほども申し上げましたが、泗水ホールをそのまま拡大するのか、また新たなホールを造るのか、いろんなことの検討もいろんな形であるのかなというふうに思っております。

市民の方からは、やっぱり文化祭等が、大ホールが使えないということで、できるだけ大ホールを早く使えるようにしてくださいという声があるのも事実でございます。

そういうことを考えますと、先ほど言いました市民会館あり方検討委員会からの答申では、先ほど御説明があったとおり、統合については承認されていると。しかし、市民の意見を幅広く酌み取り、その進捗を適宜市民に情報提供しつつ、文化会館の担い手を育成し、菊池らしさを発信できる文化芸能の拠点となることを要望するというようなことでもございました。

ただ、この検討は、市民会館をどうするかということのみでもございまして、先ほど申し上げておりますような博物館的なものも含めた複合施設ということで考えていった場合には、新たな要因が加わってきたのかなというふうに思って、今回、質問をするようにしたところでございます。

それでは、2回目の質問のほうに移りたいと思います。

今、お話が出ております博物館について、今度は質問したいと思います。

博物館の在り方については、大きく変わってきております。文化庁では、博物館法制度の今後の在り方について諮問され、文化審議会より2021年12月に答申がなされております。それを受けて、博物館法の改正や、文化観光推進法の制定が行われたところでございます。

答申によると、博物館の役割が大きく変わってきており、これまでの基本的な使命である収集・保管、展示・教育、調査・研究としての機関にとどまらず、博物館に求められる役割、機能の多様化、高度化をしているところでございます。

そのことは、文化芸術基本法や、文化財保護法、文化観光推進法にも明確に記載されており、これまでの基本的な使命に加えて、まちづくり、国際交流、観光産業、福祉等の関連機関との連携や、文化財をまちづくりに生かすなど、地域文化財の計画的な保存、活用の促進を図る機関としての役割、さらには、博物館の文化観光拠点施設としての役割を持っているところであります。博物館が文化をつなぐミュージアムとして、博物館を拠点とした観光誘致をする。つまり、ハブ化することを提唱されているところでございます。

そのことを踏まえて、お尋ねします。

本市において、観光資源にもつながる歴史ミュージアム、博物館は必要だと考えますが、現在の検討状況について教えてください。

以上、2回目の質問とします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。

泉田議員の質問に対しての答弁で申し上げましたとおり、歴史ミュージアムである歴史文化施設があれば望ましいことだと考えております。

歴史文化施設を考えるに当たっては、施設を建てる前に、まずは展示する内容が大事だと考えておりますので、どのような資料があるか、国史跡となった菊池氏遺跡を含めて、調査検討が必要であると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

歴史ミュージアム、博物館は必要だと、望ましいというような御答弁は、先ほどありましたように、泉田議員の一般質問でも、市長のほうからも述べられたところでございます。

次の質問に移りたいと思いますが、ここで、申し訳ありませんが、執行部には通告をしておりますので、3つ目と4つ目の質問の順番を変えて、質問させていただきます。

それでは、3回目の質問をしたいと思っております。

市民会館の建設や歴史文化施設の建設には、かなりの事業費がかかると思っておりますが、規模に応じてどの程度の総事業費を想定しているのか、また、どのような財源を想定しているのか、お尋ねいたします。

以上、3回目の質問とします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、お答えいたします。

現段階では、市民会館、歴史文化施設をどのようにしていくのか、計画があるわけではございませんので、財源についても計画はございません。

以上でございます。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 現計画はないので、財源等の検討もなされてないと。泉田議員の質問に対する市長の答弁がありましたように、どれぐらいの文化財があつて、どの規模の施設になるのかとかいうものも、まだ検討もされてないというふうに思います。そのことも含めて、今、質問させていただいたところでございます。

それでは、4回目の質問に進めたいと思います。

多くの市民をはじめ、子どもから高齢者の方の利用や、市外からの観光客やインバウンドまで含めて考えますと、展示機能だけではなく、先進地事例も拝見させていただきまして、やはり私は博物館は体験型歴史ミュージアムであるべきだというふうに思っているところでございます。

さらに、市民会館建設についても検討をされておりまして、議会のほうにも、また後ほど御説明をしたいというふうな、先ほど答弁いただきましたが、私はやはり単体の建設ではコストもかかりますので、公共施設等総合管理計画の観点からも、市民会館建設に併せて博物館、体験型歴史ミュージアムは複合施設での建設を検討するべきであると考えますが、市の見解をお尋ねします。

以上、4回目の質問とします。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 皆さん、こんにちは。今の市の見解はということですので、まず最初に、教育委員会の見解を述べさせていただきます。

市民会館と博物館を併せた複合施設の考えにつきましても、現時点では構想に至っているわけでもございません。

これまでも、数名の議員の方々からも、博物館等文化施設の御提案がございましたが、今回の安武議員の具体的な御提案は、1つの方法であるものとして参考にさせていただければと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

現時点では構想はないと。今までそういった構想というものは考えてなかったということではありますが、ただいま申し上げたことも参考の1つとして、今後、検討を進めていきたいということですので、ぜひぜひやっぱり検討は進めていただければというふうに思うところでございます。

最後に、市長にお尋ねしたいというふうに思います。

多くの市民の皆様から、文化会館大ホールが使用できないので、様々なイベント

やコーラス、演奏会など、文化活動ができない。大ホールを活用した文化祭もできていない。市長は市民会館をいつ建てる考えなのか。また、これだけ多くの古文書や歴史遺産があり、文教菊池の郷と呼ばれる菊池市に、なぜ歴史博物館がないのか。先ほど申し上げた紺野家資料も寄託して、多くの皆様で見てほしいとの声も私のほうには届いております。

今回、先ほど答弁もありましたが、泉田議員の歴史文化資料館の取組についての一般質問において、市長は施設の前に、文化財が何があるのか、今後どのようなことができるのかの調査が必要であると答弁をされました。まさにそのとおりだというふうに思います。

展示する内容や、文化財への量の把握も大切であります。施設規模をどのようにするのか。古文書や武具、刀剣などの文化財を保存するためには、空調設備や防火設備が整った保存庫や、展示スペースも必要となります。

また、先ほど申し上げましたとおり、来館者の年齢層や、外国人を含めた施設利用者のニーズ調査、それに伴う観光資源としての効果の検討も必要であります。

さらには、キクロスや菊池神社歴史資料館などの各施設等の位置づけとその活用、そして、ウォークアブルシティ構想や温泉街リブランディング構想などの各種計画との整合性と相乗効果を含めた検討、財政面では、中長期財政計画における建設の時期、そして、設置後の運営費の負担をどのようにするかということも財政上重要な問題であります。

運営上の負担ということで、少し御紹介をしたいと思います。議長からお許しを受けておりますので、資料を出したいと思います。

[資料を示す]

文化庁では、令和4年度に委託事業で、日本ファンドレイジング協会というところに博物館ファンドレイジングガイドブックというものの検討をさせております。ファンドレイジングと横文字ですので、分かりづらいと思いますので、少し説明をしますと、ファンドレイジングといった場合、狭義的には寄附金のみを対象としたものを指しますが、一般的には、寄附に加え、会費、助成金、補助金などの支援的資金集めも含みます。さらに、広義の意味では、事業収入、融資なども含む財源獲得全体として総称する言葉として用いられております。

先ほども申し上げました事業収入につきましては、グッズ販売やイベント、セミナーなど、サービスの提供による収入でございまして、自主事業によるものと、委託事業や指定管理事業によるものがあるところでございます。

こういった博物館ファンドレイジングというものをうまく活用しているのが遠野市の歴史ミュージアムでございます。遠野市では、ツイッター、Xを使って、夜10

時に必ず配信をしております。おどろしい時間帯に遠野ファンタジーという意味合いで、いろんな常設展示物や特別展示物などを配信したり、町なかの様子を配信したりということで、ファンを集めております。特別展示会には10万人が訪れるそうでございます。

市長がいつも言われる菊池ファンを増やすというものも、この博物館の考え方にあるものでございますので、ぜひぜひ運営費というもののの中では、この博物館ファンドレイジングというガイドブックのほうも見ていただいて、御検討いただければというふうに思うところでございます。

また、建設につきましては、公設公営、公設民営、また、今回の博物館法の改正により、一般法人による民設民営というような道も出来上がりました。運営方法も様々であります。

そこで、市長に質問します。

まずは、市民会館を含めた歴史文化施設の建設に向けて、状況把握や様々な計画との連携も含めて、建設計画の基本構想などをプロポーザル方式にて公募するような調査委託費を計上する考えはないか、お尋ねします。

そして、先進地の例を見ますと、市民会館建設も、博物館、歴史ミュージアム建設にも、多くの一般財源が必要だと言われております。そうした一般財源確保のため、市民会館建設も含めて、歴史文化振興や施設建設準備金として、基金条例を制定して、建設に向けて一步を踏み出す考えはないか、お尋ねしたいと思います。

以上、2点について御質問します。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 歴史文化複合施設の考えについてということでございます。

まず、大ホールにつきましては、本当に想定外のことが起きまして、利用者の皆様には大変御不便をおかけしていることだと思います。

実は、今まで2つ市民会館があったわけでありまして、どちらもある程度古くなっているものですから、今回のようなことを想定して、もし1つが欠けた場合にはこういう方向で行こうということ、あり方検討委員会という市民の代表の皆様で既にもう検討いただいているところでございます。こうしたことを踏まえて、大ホールの今後につきましては、市民の皆様になるべく早いうちに説明をしたいというふうに思っているところでございます。

さて、議員のほうからの市民会館も含めた歴史文化複合施設についてのお考えをお聞きしました。

泉田議員のところでも申し上げましたけども、個人的には、こうした施設があれ

ばいいなと本当に願うところでありまして、同様の考えといいたまいますか、夢は私も長年持ち続けているわけでございます。

しかしながら、実際にこれを具体化するといたしますと、これから先、数十年の長きにわたる菊池の文化の中心となる施設という性格を帯びてまいりますので、市民の皆さんとともに、中身の問題も含めて、十分な検討が必要であろうと。特に中身の場合は、価値付けされた中身がどのぐらいあるかということも重要になってこようかというふうに思います。

そして、何よりも巨額の資金が必要になりますので、財源の問題、そして、非常に現実的に問題になるのは場所の問題、それから、これから本市は様々な投資を恐らく迎えていくことになると思いますので、そういう中でのタイミングの問題等々、非常に慎重かつ十分な吟味が必要であろうというふうに思います。

今現在は、まだ構想にも至っていない段階でありますので、今、御提案のありました建設計画のプロポーザルという意味では、少し時期的に尚早であろうなというふうに考えております。

いずれにしても、今、冒頭で私が言いましたような、今後の議論を進めていく必要があろうと思いますので、事前の基礎的な調査を行う必要があると思っておりますので、そのための何がしかの予算は考えていきたいというふうに考えているところでございます。

議員からいただきました御提案というのも非常に夢のある内容でもありますので、今後、進めていく上での参考とさせていただきたいというふうに思います。

基金につきましてでありますけれども、今申し上げましたように、まだ構想以前の段階でもありますので、一定の状況になったところで、必要であれば検討していきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

市長がおっしゃるように、建設計画、基本構想、建てるありきで進めるのはちょっと時期尚早というような話もよく分かります。ただ、おっしゃっていただいたように、基礎調査の費用は組んででも始めようということで、一步を踏み出していたくことは本当にありがたいというふうに思います。

今日も傍聴に文教菊池顕彰会の皆さん方も来られております。この会というのは民間団体でございまして、今、菊池市の文化振興というものをどうにかして残していきたいということで、一生懸命頑張っていると思います。先ほど市長からあり

ましたように、市民との検討という中にも、ぜひこういう会からの声というものもしっかりと受け継いでいただければというふうに思うところでございます。

また、基金条例については、やっぱりその時期に合わせて検討したいということも重々分かりますので、今後はそういう一般財源も多く要るんだと。研修させていただいたところでは、一般財源は約5億ぐらい要りましたというような話はよく聞きますので、そういった財源確保ということも念頭に入れられた検討を進めていただければというふうに思います。

議長にお許しを得ておりますので、少し時間がありますので、お話をさせていただきたいと思います。

資料を紹介させていただきたいと思います。

[資料を示す]

ここに、令和元年に熊本県立美術館で催されました「日本遺産認定記念 菊池川二千年の歴史」の展示された資料と解説の本というものが発行されております。皆様も記憶に新しいかというふうに思います。

この展示会を私も見に行きまして、非常に感動して、その場でこの本を購入させていただきました。会場には多くの菊池一族の様々な歴史資料や文化財が展示されていまして、114点もの展示物がありました。しかし、残念ながら、菊池神社歴史資料館所有は数点ありましたが、菊池市教育委員会が所有しているのは、この一番最初の冒頭に出てきます菊池川全図というもの、1点のみであります。もし歴史博物館があつたら、他の自治体等に流れることなく、寄託ということで、菊池市教育委員会が所有していた文化財も多数あつたかもしれません。

文化財保存には遺贈という言葉があります。これは名のおり、お亡くなりになる方が生前に文化財を後世に残してほしいと、我が家にある文化財を博物館に寄附されることをいいます。泉田議員の一般質問にもありましたが、各家庭や地域には日の目に当たらない古文書や歴史文化財がまだ数多く存在しているのではないかと思うところでございます。

そういう私も古文書を所有しております。西暦1700年、細川綱利公時代に、私の集落、伊萩村という1つの村でございました、江戸時代では。その当時の石高を検地して報告した知業所があります。また、加藤家三傑と言われ、熊本城二の丸を守った庄林隼人家に我が家から大叔母が嫁いでいる関係で、書簡や武芸の秘伝書などが所蔵しているものでございます。もし歴史博物館などで大切に保管していただき、後世につながるならば、寄贈してもよいというふうに思っているところでございます。鶏が先か卵が先か分かりませんが、やっぱり何らかの保存施設をきちんとした形で造らないと、保存文化財もやっぱり集まってこないんじゃないかということ

思いまして、今、紹介させていただいたところでございます。

財政的には非常に厳しいと存じますが、様々な文化財が後世に残せるような博物館、歴史ミュージアムの建設を切にお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光 議長　これで、安武睦夫議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

—————○—————
休憩　午後 1 時43分

再開　午後 1 時51分
—————○—————

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員　皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、世界かんがい施設遺産についてお尋ねをいたします。

皆様も御存じのように、令和元年9月4日に、国際かんがい排水委員会が認定する世界かんがい施設遺産に菊池市の築地井手、原井手、今村井手（宝永隧道）、古川兵戸井手の4つの用水群が登録されております。

国際かんがい排水委員会は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全を目的として、世界かんがい施設遺産制度が創設されたもので、建設から100年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したものなど、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設を登録・表彰しています。

登録によって、かんがい施設の持続的な活用・保全方法の蓄積、研究者・一般市民への教育機会の提供など、かんがい施設を核とした地域づくりに活用されることが期待されております。

国内では、令和7年10月現在で56施設が登録されており、菊池市のかんがい用水群は、県内4件目となり、菊池市のかんがい農業の歴史を評価されたものであり、建設に努力された先人の方々、その後、守り続けてこられたそれぞれの地域の方々に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

私は、これまで一般質問等で、菊池市の4施設の用水群が世界かんがい施設遺産に登録されたことによる、市としての今後の活性化策について、指摘、要望を続けておりますが、特に古川兵戸井手以外のDVD等の先人の歴史の継承のための市と

しての取組の状況をお示しいただきたいと思えます。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、木下議員の世界かんがい施設遺産についての質問について、お答えいたします。

令和元年に登録されました世界かんがい施設遺産の築地井手、原井手、今村井手（宝永隧道）、古川兵戸井手は、菊池川を用水源とする水田かんがい用水群です。

4つの用水路の築造は、平野部から山間部に向かう水田開発の歴史的な流れに応じて、菊池川の下流から上流へ進められています。

今から約400年前の1615年に築地井手が築造され、その後、1701年と1705年に原井手と宝永隧道が築造されています。また、1835年には古川兵戸井手が築造されました。

この4つの用水路は、地域住民の生活を大きく改善し、これまで地域住民によって適切に維持管理され、数百年間たった今も機能を低下させることなく水田を潤してくれており、この歴史を知る上で、非常に価値の高い、かんがい施設遺産であると認識しております。

現在、この4か所の井手を所管している菊池市土地改良区では、世界かんがい施設遺産に登録されていることをPRするための成果物としてクリアファイルを作成し、視察団体などへ配布を行っていると同っております。

議員御提案のDVDなどで映像を記録化することは、地域活性化に結びつき、歴史的施設財産を後世に残す貴重な素材であると考えております。

その歴史的施設遺産につきまして、令和元年第3回及び令和3年第4回の定例会で御提案いただいておりますが、井手の文献調査や資料収集等に時間を要しているところもあり、現在のところDV化（後に発言の申出があり、「DV化」を「DVD化」へ訂正）など映像として残すようなどころまでは至っていないというような状況でございます。

以上、お答えいたします。

すみません、ただいまの答弁の中で、「DV化」というふうに答弁したところがございますけど、「DVD化」が正式なところがございます。おわびして、訂正させていただきます。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

私としては、古川兵戸井手は、おかげさまでDVDと紙芝居を作成させていただ

きました。平成27年度に県の里モンプロジェクトで、そのときのチラシですけど、DVDの視聴と紙芝居の披露をさせていただきました。たくさんの方に見ていただいて、地域の子どもたちにも、それなりの地域の誇りとしての継承ができたと思います。

DVDについては、これまで答弁では、基本的にはちゃんと作るような答弁をいただいております。それからも大分たっておりまして、何で私がこれを申し上げるかという、やはりその継承する人がだんだん、もう高齢者の方ですから、やっぱりそれをきちんと伝える人がいなくなった場合は、そのDVDなんかの作成ができなくなってしまいます。ですから、これは早急に取り組む必要があるから申し上げているわけですね。そして、やっぱりDVD化することによって、誰でもすぐ簡単に理解できると。これは絶対優先順位であれば、一番に取り組む必要があると思います。

同じように、世界かんがい遺産になっている菊陽町の鼻ぐり井手のお祭りに、先般行ってきました。物すごい大盛況のイベントで、確認しましたら、もう15回目だそうです。そして、実行委員会に委ねてありますが、行政のほうも200万円ほど補助は出していると。もうそういう形の中で、やっぱり地域の誇りになるような、また先人の方々にやっぱり感謝するような気持ちの祭りを、せっかく4つ用水群として登録されておりますので、ぜひともこの世界かんがい施設遺産については、早急にDVDなり、鼻ぐりでは絵本にしてあります。そういうのをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。今後よろしく願いしておきます。

それでは次に、図書通帳の導入の成果と今後の拡充について、お尋ねをいたします。

この図書通帳については、図書館建設に当たり、導入の提案をさせていただいた経緯もあり、これまで一般質問等で指摘、要望を続けております。

先月、11月13日の熊日新聞に大きく「菊池市中央図書館、来館者100万人突破 学びの場市民に定着」と掲載されておりました。特に図書通帳については、100万円を超えた読書ミリオネアの表彰式が行われ、100万円から500万円を達成した34人に認定証が贈られました。このように、図書通帳の導入によって、結果的には来館者の増につながったと思われます。

そこで、お尋ねをいたしますが、図書通帳導入の成果を市としてどのように考えておられるのか、また、今後の拡充の考えがあればお示しをしていただきたいと思います。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、木下議員の御質問にお答えいたします。

本市では平成29年度の中央図書館の開館時から図書通帳を導入しております。図書通帳とは預金通帳型の読書に関する記録システムであり、市立図書館及び学校図書室で、自分がこれまで読書して蓄積してきた知識の量を、本の合計金額として確認するものでございます。

図書通帳を導入した成果としましては、図書通帳に記帳した金額が100万円を超えるたびに、応募者に対して読書ミリオネア認定証を授与する取組を行っており、これが読書をする励みの1つとなり、子ども達の読書習慣の動機づけにつながっていると考えております。

先ほど議員からも御案内いただいたように、本年度の授与式を11月8日に図書館内で行っており、今回の応募者は34名を数え、昨年度の応募者19名から大幅に増えているところでございます。うち300万円達成者が3名、400万円達成者が1名、500万円達成者が1名となるなど、継続して読書を続けている子どもたちが育ってきていることを実感しているところでございます。

また、各種イベントの実施やSNSでの発信など、様々な取組の成果として、10月9日には来館者100万人を突破するなど、図書館が多くの方に利用されている状況となっております。

次に、これまで何人の小中学生に図書通帳を交付してきたかにつきましては、令和7年3月31日現在の数値でお答えします。平成29年度のみ全ての小中学生を対象に図書通帳を交付し、それ以降は毎年度小学校新入生に対して交付を行っており、これまで9,025冊の図書通帳を交付してきております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございました。

この図書通帳によって、やはり今、先般の新聞にも載っておりますけど、読書ゼロというのが調査の結果が出ておりました。私たちも、今、スマホとか、そういうので見る機会が多くなって、なかなか本を手にとることはないと思いますけど、そういう観点からも、やはりこの図書通帳に記帳することによって、子どもたちが本に親しんでいただくような結果が出ていると思います。

これまで交付は1,025冊ですか、これは大人は1冊100円で自分たちも作れます。私も作らせていただいておりますけど、大人の方も作っていただいて、本を読んでもらいたいです。

ここで、私、ちょっと提案なんですけれども、今、菊池市はブックスタートとい

う事業をされていますけど、子育て中の保護者の方なんかには図書通帳も差し上げて、絵本とか、そういうのをやっぱり新たに読ませていただいて、記帳していただくと。そういう取組もしていただきたいと思っております。これはもうあくまでも提案です。よろしく願いしておきます。

それでは次に、農地等災害復旧事業、今回は特に農地及び農業用施設小災害復旧事業補助金の現状と今後の拡充について、お尋ねをいたします。

本年8月の豪雨による被害は、菊池市においても、特に私の地元の中山間地域でも甚大な被害が発生しており、執行部としても、その後の対応に尽力をされていることと思われまます。

私はこれまで、小災害の補助については、拡充を含め、何度も指摘、要望を続けてまいりました。平成24年第3回定例会で要望させていただいた補助限度額10万円、その3分の1の補助では、到底個人での復旧には限界があり、農地を放棄するしかない。特に後継者がいない農家にとっては大変な負担となり、菊池市にとっても、農地を守り、耕作放棄地の解消のためにも、拡充を強く要望を続けてまいりました。

その後、市としても拡充の必要性を認識していただき、現在は補助限度額15万円となり、その3分の1が補助されております。

また、熊本地震のときには、激甚災害に指定されたことで、少し対応は遅れましたが、30万円上限の9割補助が決定して、約1,000件以上の農地の復旧に取り組むことができました。

そこで、お尋ねをいたしますが、8月の大雨被害の状況と、特に小災害復旧事業補助金の現状をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、8月の大雨で被災した農地や農業施設についての現状について、お答えいたします。

まずは、令和7年8月の豪雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

今回の豪雨では、線状降水帯が泗水地域から旭志地域付近に停滞したことを受け、農地や農業用施設にも甚大な被害をもたらしました。

被災件数は、被災額40万円以上の国庫災害が157件、国庫災に該当しない小災害復旧事業補助金での復旧予定数が125件となっております。

内訳としましては、菊池地区の国庫災復旧予定農地が38件、農業用施設が14件、小災害復旧予定農地が25件、農業用施設が10件。七城地区の国庫災復旧予定農地が5件、農業用施設が6件、小災害復旧予定農地が11件、農業用施設が3件。旭志地

区の国庫災復旧予定農地が34件、農業用施設が20件、小災害復旧予定農地が18件、農業用施設が9件。泗水地区の国庫災復旧予定農地が23件、農業用施設が17件、小災害復旧予定農地が41件、農業用施設が8件となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

いずれにしても、多くの被害が出ているようでございます。

私が今回、質問をさせていただいたことについては、先般、令和7年11月12日の新聞に「記録的大雨 激甚災害に」ということでございまして、その激甚に指定されたということでございますが、先ほど申しましたように、熊本地震のときには、小災害については30万円上限の9割補助というのを出していただきました。今回こういった激甚災害に指定されておりますので、今回はこの小災害についての補助率というのはどういうふうになっているのか、その点もちょっとお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨では、国・県の交付金措置が特別に設けられたことを受けて、その交付要綱に基づき、本市も要綱を作成し、受益者の負担の軽減を行ったところでございます。

しかしながら、今回発生した令和7年8月豪雨の場合について、熊本県へ確認を行いました。このような交付金の措置はないということでありましたので、現行の補助要綱により助成を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 今回は交付金はないということでございます。これはもうほかの自治体も全部そのような対応になっているのか、それはまた改めて県のほうに確認したら、今回はないということでございます。

しかしながら、特に私たちの中山間地域は、やっぱり農地を守るために必死ですよ。とにかく耕作放棄地が増えてしまって、イノシシとか、シカとか、そういう被害もありますし、また、こういった形で、雨によってのり面が高いところは改修するのに大変です。ですから、国のほうにも、やっぱりそういう激甚になったら、

地震のときのような拡充をお願いするような努力をしていただきたいと、私はそういうふうに思います。

それと今回、もう1点お願いしたいのは、今、随意契約の計算のあれが130万円から200万円まで拡充されておりますよね。ですから、ある面では、その拡充された原因は、やはり人件費とか材料費が高騰したから、随意契約の金額が上がったということに聞いておりますので、今回こういう補助事業にしても、もう私が平成24年のとき、10万円の3分の1だったものを、今、15万円上限の3分の1に変えていただきました。拡充していただきました。もうそれから大分たっておりますので、この今の現状から踏まえて考えれば、その補助率を上げる時期に来ているんじゃないかと思えます。ですから、このことについては、もちろんもう検討に入っているかと思えますけど、今後、どのように小災害の拡充について考えておられるのか、部長でも、最終的には市長に聞きますけど、答弁をお願いしたいと思います。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、議員お尋ねの補助金の今後の拡充につきましてでございますけど、県内自治体の制度を参考にしながら、見直しに着手したいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、お答えいたします。

今年の8月の豪雨におきましては、本市を含めて、農地、農業用施設に多くの被害が発生しております。

被害にお遭いなられた皆様に、改めて謹んでお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

農業というものは本市の重要な産業の1つに位置づけているわけですが、一方で、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化あるいは担い手不足、そうしたことに加えて、異常気象による猛暑など、大変厳しい状況が続いているというふうに受け止めております。

こういう中で、特に中山間地域の農家の皆様の経営安定と農地の保全を維持していくためにも、補助金の拡充につきましては、県内自治体の補助制度を参考にしながら、改善に向けての見直しを指示したところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

市長のほうからも見直しを指示したということでございますので、ぜひとも拡充のほどお願いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは次に、迫水小跡地のエミュー観光牧場の現状と地域貢献について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、私も地元でございますので、これまで市が主催する関係地区の説明会に参加し、進出企業、株式会社山口油屋福太郎と校区の区長さんたちと訪問させていただいたり、また、平成30年第3回定例会での議案第93号、財産の譲渡について、総務文教常任委員長報告に対する質疑で申し上げましたが、地元に対して災害時の避難所の問題、学校跡地での屠殺、飼育に伴う排水処理等、また、譲渡の相手方の熊本県エミュー観光牧場株式会社の事業計画、エミューというまだなじみのない動物を飼育することには不安がありますので、頭数等の確認、地域とのトラブルがあった場合、買戻しの特約、譲渡等の禁止について、確認をさせていただきました。

その後、平成30年6月12日に行われた進出協定式での事業計画、概要では、着工時期は平成31年4月と示され、熊日新聞にも写真と記事が掲載され、地元はもちろん、菊池市としても大いに期待しておりました。しかしながら、コロナ禍の影響もあり、予定の事業計画とはかけ離れた状況となっております。

また、令和3年10月7日には、エミューが脱走し、捕獲するために市職員、消防団が動員され、地元住民にも大変な迷惑をかけてしまいました。

これまでに地域貢献の観点から、地元区長会より、令和2年9月にはエミュー観光牧場併設のレストラン等の要望も提出されておりますが、いまだに具体的な時期も示されておられません。

そこで、幾つか具体的に、確認を含めお尋ねをいたしますが、当初、地元受入れの条件とも考えられる、説明会で示された牧場併設のレストラン開設の時期、雇用創出、食材については、地元の食材を使用等の状況、校舎の一部を避難所として地元住民へ開放についての状況、牧場ののり面等の管理状況、鳥インフルエンザ感染防止対策については、飼育頭数によっては、埋却場所が確保できるのか。市として確認されておられるのか。

また、令和3年7月から、菊池水田ごぼうのチップをめんべいに練り込んだ菊池めんべい菊池水田ごぼう味が販売されております。私もきくち観光物産館で購入して、特に市外の方へのお土産に活用させていただいておりますが、売上げの状況、

ふるさと納税について、ふるさと納税の状況もお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、改めまして、こんにちは。菊池エミュー観光牧場につきましてお答えをいたします。

まず、エミューの飼育頭数につきましては、熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社へ確認しましたところ、約470頭飼育されているとのことでございます。

続きまして、鳥インフルエンザ対策につきましては、流行の時期である11月から4月は施設を閉鎖するとともに、熊本県城北家畜保健衛生所等の指導の下、十分な感染防止対策を講じているということを伺っております。

また、埋設場所の確保につきましても、関係法令に基づき、飼育頭数に応じた埋設箇所を敷地内に十分確保できているということを伺っております。

次に、レストラン計画についてでございますが、これにつきましても、改めて会社へ確認しましたところ、まずはエミュー飼育事業をしっかりと軌道に乗せたいということ伺っております。

次に、企業版ふるさと納税につきましては、定期的にダイレクトメールを送付するなど寄附のお願いを行っているところであり、今後も機会を捉えお願いをしてまいりたいというふう考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 これまでも何度も一般質問しておりますが、もう本当に同じような答弁であります。

当初、やはり地元が物すごく期待するような説明会があったわけですね。ですから、言うなれば、レストランについては、やっぱり一番のある面じゃ条件みたいな約束だったんですよ。地域住民の方の説明会のときには、もうとにかくレストランをちゃんと作りますと。

私、ここにそのときの、これは議会の月例会での説明の資料がありますが、学区のメリットと地元のメリット、地元雇用に積極的な企業、また、菊池溪谷方面の観光ルートの中にレストラン、カフェレストランの食材は地元食材を使用と。そういうことをやっぱり示されましたものですから、いろんなことがありますけど、地域の核になるだろうということを期待して、地域は認めたわけですね。

ですから、コロナ禍は最初ありました。だけれども、もうそれから大分落ち着いていますので、やはりもう買戻し特約の10年にもう迫ってきているんですよ。で

すから、本来であれば、その10年間のうちのせめて10年内にはレストランを大体めどを立てていただいて、何年度ぐらいにはどういう計画で、レストランを新設しますとか、そういうのがないと、ただ頭数を増やすために頑張っておりますじゃ、地元の人たちは最初の思いとは全然違う方向に進んでいるんですね。

まずは、地元の雇用が生まれるだろう、それと食材は地元から買っていただくから地域活性化になると期待をされていますので、どこかの時点で、やはりレストランというのは、もうある面ではこの誘致したときのメインですから、その約束だけは守っていただきたいと思います。

でないと、その当時、福岡県の筑紫野市のこの山口油屋福太郎が経営している温泉を併設して、バイキングレストランの場所にも、その当時の区長さんと一緒に行きました。このような形で迫水小学校跡地もやりますということを知りましたから、みんな期待されておるんですよ。その当時の区長さんたちが私に言われるのは、あれからどぎゃんなととつかいと。そういうのが地域の思いでございますので、そのことについては、ただ誘致企業に確認じゃなくて、やっぱりちゃんと約束的なものは守っていただくように強く言っていただきたいと思います。

このことについては、やっぱり市長でないと、なかなか言えないところもあるかもしれませんが、市長のほうからも、そのことについては、大体いつ頃、レストランの開設というか、そういうのができるのか、確認をするような答弁をいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 エミュー観光牧場のレストラン事業について、時期はいつ頃だという趣旨のお尋ねでございますけども、当初、会社のほうでは、そういう計画もあったというふうに記憶しておりますけども、その間、コロナ禍があり、それから、まずはエミューを軌道に乗せなきゃいけないというお考えに、今、重点を置いておかれるということでございますので、私のほうとしましては、これは個社のお考えでありますので、私どもが何かを強制するとかいう立場にもございませんので、個社の事業の展開を見守っていきたいというふうに考えています。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 結局、当初、その誘致するときのいろんな説明会のとこの話を地域の人たちはちゃんとそれを期待して、受け入れているんですよ。ですから、相手があることは十分分かりますけど、そのような形で、その地域の核であった小

学校跡地をそういう企業に任せたことについては、やっぱり私は、受け入れた市長にも責任があるんじゃないですか。やはりちゃんとある程度のきちんとした事業計画にのっとって、ちゃんとやっていただきたいと思いますよ。

ですから、今、何かおっしゃった話では、もうレストランなんか全然話にならないような意見じゃないですか。じゃあ、ただエミューを養うだけにあの学校跡地、あの国道沿いのすばらしい景勝地のあそこを譲ってしまったんですか。それはおかしいと思います。このことについては、また今後もしっかりとお願いをしていきたいと思います。私は、大企業ですから、本当にちゃんと対応だけは約束を守っていただきたいと思います。

それと、通告のときも言っておりましたけど、企業版のふるさと納税でも、企業としてはできると思いますから、せめて地域限定の地域貢献に使ってくださいというふうな企業版ふるさと納税でもお願いをしていただきたいと思います。でないと、地元の方々は何のためにあそこに誘致したんだろうということで、やっぱり憤慨されていると思います。私も地元におりますので、ただエミューを飼育するだけでは成り立たないと思います。このことは今後も一般質問を続けてまいりますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは次に、菊池市公共施設等総合管理計画の市民へのアンケート結果とその後の対応について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、令和2年7月21日に、議会月例会において、施設マネジメント課より資料が示されました。その後、私は一貫して見直しを含め、各支館の地域移管、廃止への問題、廃止となっている重味グラウンドについては、ドクターヘリポートに指定されていることも踏まえ、市民の命を守るために、指摘、要望を続けてまいりました。

熊本地震による甚大な被害を受けた菊池市にとっては、このことをしっかりと考慮して検討を進めなければなりません。現在の菊池市の説明の状況は、市民に選択権を与えない、計画を一方的に押しつけているように思われます。

私は迫間地区に住む者として、特に迫間支館、重味グラウンドについては、市民の命を守る施設として、従来どおり、市で管理するべきであると考えます。

これまでの一般質問等で何度も申し上げましたが、区長会として協議を重ねて、全会一致で迫間支館、重味グラウンドについては、行政で管理運営をしていただくように要望しておられます。

その後は、水迫地区を加えて、市議会に公共施設として存続を求める陳情書が提出されましたが、令和6年第2回定例会で、賛成7、反対11、棄権1で、不採択となりました。傍聴しておられた区長の方々も、賛成討論が4名に対して、反対討論

は1名だけなのに、結果は不採択になったことに大変憤慨をされておられました。

重味グラウンドについては、議会では不採択となりましたが、ドクターヘリポート、緊急避難場所として、社会体育課から防災交通課に所管を替えて、存続することができました。さらに、車中泊等の整備として、新たに水道、電気の設備を完備することができましたので、地域住民の方々も大変喜んでおられます。私としては、重味グラウンドの廃止が、当初示されたこと自体が間違っていたと思います。

迫間支館についても、迫間地区区長会で、指定緊急避難所を含め、これまで同様、市の管理運営による体制を維持していただき、さらに設備の拡充を全会一致で要望されておられますので、あえて税金を使って、全戸にアンケートを取る必要はないと一般質問等で申し上げておりましたが、アンケートが実施されました。

アンケート結果については、本年7月1日の議会審議会で議員には報告がありましたが、私は迫間支館についてのアンケート内容の不備について意見を申し上げました。迫間支館が緊急指定避難所になっていること、投票所として活用されていることなどが示されていない。また、用途変更等の内容の説明もないアンケートであり、地域住民の皆様が十分理解できる内容ではなかったと思います。今回のアンケートについては、内容の不備もありましたが、結果として、公共施設として残してほしいとの意見が一番多かったことを踏まえて判断するべきであります。

市として、その後の取組としては、本年10月の2日、迫間支館において、迫間支館の今後の管理運営に関する区長説明会が開催されました。私も参加させていただきましたので、内容は把握しておりますが、確認を含め、お尋ねをいたしますが、説明会での意見を詳しくお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。

公民館支館に関するアンケートを踏まえ、9月下旬以降、支館の存在する地域の区長さん方に集まっていたき、公共施設等総合管理計画の進捗状況やアンケート結果の報告を行い、御意見を伺いました。

迫間地域におきましても、10月2日に区長説明会を開催し、様々な御意見をいただきました。

アンケートの質問内容が分かりづらかったことや、添付資料の支館の利用人数が誤っているのではないかとの御意見もありましたが、区長さん方からの主な意見としましては、支館の管理運営に関する費用面の心配や支援の要望、避難所としての必要性、そして、大勢が集まる場所としての必要性といった3点であったかと把握しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

私もその現場におりましたので、前川部長のほうから言われた趣旨は、そういう意見がありました。しかしながら、肝腎な地域住民の意見が抜けております。ある区長からその経費について言われて、ほかに行政のほうで無駄遣いがあるんじゃないか、もっと先に削減することが必要性があるんじゃないかというふうにしておっしゃいました。そのときに議員定数を減らせと、そういう意見をはっきりおっしゃいました。なかなか執行部からはそのことは申し上げにくいかもしれませんが、私どもの迫間地区の区長説明会の中では、議員定数削減をはっきりと申されました。そのことは議事録に残すためにも申し上げておきたいと思えます。

それと、最終的には、支館長がまとめの意見じゃないですけど、やっぱり迫間支館は存続してほしいと。もうそういう意見をちゃんと述べておられます。そのことも申しつけておきたいと思えます。

いずれにしても、これまでずっと一般質問しておりますけど、やはり今、先般も地震がございましたが、やっぱり避難所等を先に削減するようなその計画では、私は絶対おかしいと思えます。ですから、とにかくこの迫間支館については、地域住民の思いはもう完全に公共施設として存続してほしいという意見がある面ではまとまっておりますので、そのことを踏まえて、市長のほうからも御意見をいただきたいと思えます。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、お答えいたします。

迫間支館につきましては、これまでの状況を踏まえまして、市としての方向性を取りまとめた上で、もう一度地元の皆さんと協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 もう結論は出ておりますので、アンケートも、不手際があったアンケートでありますけれども、ちゃんとそれに対する指摘もあった上で、やはり存続の意見が一番多かったと。

それと、先ほど前川部長のほうから報告があったように、地域の方々、区長のそ

それぞれの意見は、やはり存続をしてほしいという意見はもうまとまっておりますので、これ以上の協議をする必要は私はないと思います。地域住民の合意形成はできておりますので、それに従って取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に、国道387号沿いの追尾型太陽光発電事業の環境の保全に関する協定書を締結している地区に対する開発業者の遵守の状況とその後の対応について、お尋ねをいたします。

この事業につきましては、当初、菊池市環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民への説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、その後、地域区長、地域住民とともに条例の確認をさせていただきました。市も条例違反を認め、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで何度も地元説明会が開催されましたが、現在も地域住民の不安解消に至っていない状況であります。

令和5年7月27日、市役所において、開発業者としては工事を止めた状態での協議は最後であると示した上で説明会が行われ、開発業者側の提案と地域住民からの排水の問題、またこれまで業者が示した6基撤去の問題、迫間支館前の設置の問題等が折り合わず、結果的には物別れとなってしまいました。

その後、結果的には物別れになったとはいえ、開発業者による迫間支館の隣接地に追尾型太陽光発電設備が新たに設置されております。地域住民の方々は、開発業者の誠意のない対応に大変憤慨されておられます。地元としても、令和5年11月に、さらに令和7年5月8日付で、迫間地区区長会長が交代されましたので、改めて施設内の里道に関する事、施設内の排水に関する事、施設開発に伴う隣接地の補償に関する事、居住地に隣接する太陽光発電機器の撤去に関する事について、協議書を市を経由して提出されましたが、開発業者の返事は協議には応じることはできないとのことであります。

迫間地区追尾型太陽光発電事業は、何度も申し上げてまいりましたが、菊池市環境基本条例違反からスタートしております。市としても責任を重く捉えていただき、一日も早く地域住民の不安の解消に努めるべきであります。

今回は令和7年第2回定例会で指摘をしました迫間、戸豊水区、高野瀬区が追尾型太陽光発電事業の環境保全に関する協定書を締結している地区に対して、事前に連絡もせず、開発業者が令和4年2月22日に倒壊した発電機器を原因究明もできていない状況において、修理、そして新たに設置を完了しております。

私は、協定書を締結しているにもかかわらず、開発業者の対応は完全に協定違反と考えます。市としての協定書の立会人としての対応については、これまで一般質問等で確認はさせていただいておりますが、令和7年第3回定例会での答弁では、

発電事業者代理人弁護士から状況確認に関する回答は得られなかったことから、九州管内の太陽光発電事業等を所管する九州経済産業局に対して、本件に関わる現状報告等を行っているとのことでありましたが、その後、国からの連絡も含め、現状をお示しいただきたいと思えます。

また、事前協議中であります豊間地区大柿区長より、新たに迫間地区における太陽光発電事業に関わる施設内の雨水排水に関することについて、要望書が令和7年11月7日付で提出されておりますが、その件についてもお示しをいただきたいと思えます。

○水上隆光 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、豊間地区迫尾型太陽光発電事業に係る、本市の対応状況についてお答えいたします。

本件につきましては、地元行政区、発電事業者間において、市を立会人として環境の保全に関する協定が締結され、本市環境基本条例に基づく事前協議が終了した案件であり、同協定に基づく立会人の立場から、対応を図っているところでございます。

現在の対応状況としましては、九州管内の太陽光発電事業全般を所管する九州経済産業局に対して、継続的に現状報告を行っておりますが、その過程の中で、九州経済産業局と発電事業者間において、連絡調整が行われていることを確認しているところでございます。

次に、迫間地区迫尾型太陽光発電事業計画に係る、本市の対応状況についてお答えいたします。

本件につきましては、環境基本条例に基づく事前協議中の案件でございます。

現在の対応状況としましては、地元行政区と開発事業者間による開発事業計画に関する書面を取り次ぐなどの対応を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

連絡をしているだけで、何の返答も両方いただけないような感じです。もう全て開発業者のほうは弁護士経由で、弁護士のほうからの回答もほとんどないし、また、経済産業省のほうからも、一応連絡は取り合っているけど、それに対するい

ろんな判断は出ていないようでございます。

それと、今、協議中ですかね。地元のその排水についての要望書を出されたことも地元区長から聞いておりますし、その返答の弁護士からの連絡もいただいておりますが、非常に誠意がないといえますか、もう私もちょっとびっくりしているような状態です。

もう先ほどから何度も申し上げておりますが、最初が菊池市の環境基本条例違反からスタートしていますので、ある面では、そういう違反をしたところに対しての業者に、もう少し行政としても強く言えるのではないかと。戸豊水と高野瀬については、協定書を交わしているのに、勝手なことをやっているわけですね。事前協議もしないで、連絡もしないで、もう完全に修理して設置は終わっていますから、そういうことだって、それなりのペナルティ的なものは与えてもいいと思うんですが、そういうのには全然対応ができていないということでございますので、市長にもうとにかく地域住民の不安の解消にきちんと、長くやっておりますので、何かそれなりの、やっぱり相手は地域の地元の企業さんですから、そういうことも含めてちゃんとお話をさせていただきたいと思っておりますが、今現状の市長のお考えもお聞きしたいと思っております。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 本市の対応について述べよということでございます。

2つに分けて考える必要があると思っておりますけども、豊間地区の追尾型につきましては、先ほどから市民環境部長が答弁しましたとおりでありまして、環境の保全に関する協定が結ばれておりますので、それに定めるところの立会人の立場で、本市としては九州経済産業局に現状報告を行い、また、おっしゃったようなトラブルのケースがあった場合にも九州経済産業局にお話をし、九州経済産業局と発電事業者間において連絡調整が行われるなど、国として対応していただいている状況でございます。

今後におきましても、豊間につきましては、引き続き、双方による協定事項が履行されるように、環境の保全に関する協定に定める立会人の立場として、市は対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、迫間地区の追尾型太陽光発電事業計画でありますけども、残念ながら、協定締結には至らずに、係争段階の状態でありますので、市として関与できる部分が非常に限られているというところは御理解いただきたいと思います。

そのため、現状においては、地元地区と開発事業者間における書面の取次ぎを行うなどの対応が精いっぱいというところでございます。

今後におきましても、本市として関与できる範囲におきまして、両事業につきまして、できる限り全力で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 菊池市の市長として、やはり地域住民の命を守るために、最後までしっかりと努力をしていただくことをお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、12月19日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後 2 時49分

第 6 号

12 月 19 日

令和7年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

令和7年12月19日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
- 第2 議案第128号 令和7年度菊池市一般会計補正予算（第11号）
議案第129号 令和7年度菊池市一般会計補正予算（第12号）
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 議員提出議案第9号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議員提出議案第10号 菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議員提出議案第11号 菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 議案第128号 令和7年度菊池市一般会計補正予算（第11号）
議案第129号 令和7年度菊池市一般会計補正予算（第12号）
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第3 議員提出議案第9号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第4 議員提出議案第10号 菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議員提出議案第11号 菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

出席議員（19名）

1番	城	太志郎
2番	欠	員
3番	安武	睦夫
4番	稲繼	智康
5番	古田	浩敏
6番	島	春代
7番	大山	宝治
8番	田中	教之
9番	福島	英徳
10番	緒方	哲郎
11番	後藤	英夫
12番	東	奈津子
13番	水上	隆光
14番	猿渡	美智子
15番	荒木	崇之
16番	工藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸元
18番	泉田	栄一朗
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭	実
副市長	藤井	一恵
政策企画部長	宇野木	浩二
総務部長	開田	智浩
市民環境部長	高島	英輔
健康福祉部長	古吉	京子
経済部長	松永	哲也

建設部長	久川知己
七城支所長	田代誠士
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	中原親弘
財政課長	上野重智
総務部次長兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	古田十咲
水道局長	田代誠也
監査委員事務局長	高木智生

○

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	高山賢一
議会係長	西住剛
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

○水上隆光 議長 全員、御起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 各常任委員長報告(報告書は、巻末303～318頁参照)・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 日程第1、去る12月2日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第89号から議案第100号まで、議案第106号から議案第110号まで、及び議案第114号から議案第127号までの31案件について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 総務文教常任委員長 おはようございます。総務文教常任委員長報告をさせていただきます。

今定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、その他の議決案件10件の12案件です。

現地調査を踏まえ、2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第90号及び議案第116号から議案第119号までの5議案については、関連があるので一括して審査をいたしました。

執行部より、本案は、所管する菊之池地区の4つの集会所について、認可地縁団体であるそれぞれの行政区に無償譲渡するに当たり、条例の一部を改正するとともに、財産の無償譲渡についての4議案を提出するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、議案第116号には土地についての記載がないがどうということかとの質

疑に対し、執行部より、土地は、もともと当該行政区が所有していたもので、市が土地を無償で借りて、そこに建物を建築したものであるとの答弁がありました。

また、委員から、移譲後、トイレなどの改修が必要な施設も見受けられるが、現地は確認したのか。また譲渡後の施設改修に対する市の補助金があることを譲受側に説明する予定はあるのかとの質疑に対し、執行部より、10年間の協定の中で、10年前、4行政区に対し、それぞれに移管することを説明しており、この間に地域から要望を聞きながら計画的に可能な箇所を優先的に改修してきた。また集会所の改修に対し、市の補助金があることについては、各行政区での説明会において、窓口となる生涯学習課に申請できることを既に説明済みであるとの答弁がありました。

次に、議案第114号については、執行部より、菊池市辺地総合整備計画は11か所の辺地総合整備計画から成っており、本案は、そのうち龍門辺地及び雪野市野瀬辺地の2か所の計画内容を変更するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、市道西迫間寺小野線の非常に狭い寺小野区までの区間について、今後、改良計画はあるのかとの質疑に対し、執行部より、今回の工事範囲は市野瀬区から寺小野区までとなり、質疑の区間は今回の計画に含まれており、その中で着工可能な箇所から施工していく計画であるとの答弁がありました。

次に、議案第125号については、執行部より、本案は、来年度から5年間の菊池市総合体育館の指定管理候補者が決定したため、指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、指定管理候補者は、名称からするとJVのような形なのかとの質疑に対し、執行部より、株式会社あんしんコーポレーションリミテッドと本市に所在する高城広域防災とが結成協定書を結び、グループとして今回申請されたものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、合同ということであるが、対等なのかとの質疑に対し、執行部より、2社が結成協定書にて定めている支出割合は、株式会社あんしんコーポレーションリミテッドが8割、高城広域防災が2割となっているとの答弁がありました。

また、委員から、応札は何者あったのかとの質疑に対し、執行部より、1者であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、東京ドームスポーツが所有している現在設置してあるジム器具はどうするのか。また東京ドームスポーツが実施している様々な教室は今後どうなるのかとの質疑に対し、執行部より、ジム器具については、来年度当初予算で更新の費用を計上したい。また各種教室については、継続するように仕様書で定めており、新たな教室も考えてもらうように進めていきたいとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第116号から議案第119号までについて、4つの集会所の改修については均等に行っているとのことだが、譲受側がもっと納得できる形まで改修してほしいと。公民館支館の譲渡もあるので、今後の施設譲渡においては譲受側としっかりと話し合い、譲受側が満足できるような改修をお願いしたいとの意見があり、それに対し、集会所を譲渡するに当たり、執行部は10年間にわたり十分に協議を重ね地域の要望に応じていた。予算の範囲もあり、全ての要望がかなうかという難しい部分がある。さらに公民館支館は旧菊池市のみで所在しており、それ以外の地域では自分たちで公民館を建てて維持している。そうしたことから、公民館支館を無償譲渡する場合、ある程度の改修は必要であるが、平等という考え方からすると過度に予算を使って改修する必要はないと考える。旧菊池市以外の地域からすると少し不平等感があることを理解してほしいとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第89号、議案第90号、議案第114号、議案第116号から議案第122号まで、議案第125号及び議案第126号につきましては、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、福祉厚生常任委員長、猿渡美智子議員。

[登壇]

○猿渡美智子 福祉厚生常任委員長 今定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案7件、その他の議決案件1件の8案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録においては、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第91号及び議案第92号は関連があるため、一括で審査しました。

議案第91号については、執行部より、本案は、し尿処理手数料の改定を審議する一般廃棄物処理手数料等審議会を附属機関として設置するため、条例を改正するものであるとの説明があり、議案第92号については、執行部より、本案は、当該審議会委員の報酬の額を規定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、手数料の改定時期の見通しはどの質疑に対し、執行部より、条例議決後に委員を選定し、年明けから年度末をめどに審議を行い、来年の6月定例会に料金改定の条例を上程し、9月からの施行を目指すとの答弁がありました。

さらに、委員より、県内自治体の料金改定の状況と本市の状況はどの質疑に対し、

執行部より、山鹿市、合志市、阿蘇市などが直近で改定しており、手数料の額について、14市の中で本市は下から4番目であるとの答弁がありました。

次に、議案第93号については、執行部より、本案は、令和8年4月から全国の自治体で実施が義務づけられる、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、月10時間までの利用可能時間には、慣らし保育の期間が含まれるのかとの質疑に対し、執行部より、慣れるための親子通園なども含めて月10時間であるとの答弁がありました。

また、委員より、市内の実施希望園の状況はどうかとの質疑に対し、執行部より、本年6月の園長会で説明し、現在複数の園が希望しているとの答弁がありました。

次に、議案第94号から議案第96号までについては、関連があるため一括して審査を行いました。

執行部より、児童福祉法の一部改正に伴い、虐待通告義務の対象施設の追加及び従来までは特区にだけ認められていた地域限定保育士制度の一般制度化に対応するため、条例を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、保育所等で虐待が疑わしき事例があった場合の取扱いはどう変わるのかとの質疑に対し、執行部より、これまでも疑わしき事例があった場合には市への連絡はあった。義務ではなかったものが、今回義務化されたとの答弁がありました。

また、委員より、地域限定保育士制度の導入意向はあるかとの質疑に対し、執行部より、県の制度導入が未定であるため、市の導入についても未定であるとの答弁がありました。

次に、議案第97号については、執行部より、本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、子ども・子育て会議の所掌事務に、施設での虐待対応報告及び乳児等通園支援事業の認可に関する意見聴取を追加するため、条例を改正するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第123号については、執行部より、本案は、菊之池小学校区第2児童育成クラブについて、指定管理期間満了に伴い、NPO法人チャイルドサポートきくちを令和8年4月1日から5年間の指定管理者に継続して指定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、指定管理者としての実績はどうかとの質疑に対し、執行部より、菊池北小学校区児童育成クラブでも実績があり、菊之池小学校保護者からの継続要望もあるなど、適切に運営されているとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第93号について、こども誰でも通園制度は、月10時間の利用枠が子どもの安全性や成長の観点から問題があり、まずは保育士の処遇改善を行うべきであるとの意見がありました。

また、議案第123号について、現在、保護者会により運営されている他の児童育成クラブについても、運営そのものに苦慮されている現状を踏まえ、NPO法人への運営移行の検討も必要ではないかとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第94号から議案第96号まで及び議案第123号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第91号については、委員から、市民は物価高騰の影響を受けており、市民負担増につながるし尿処理手数料改定のための審議会設置には反対であるとの反対討論がありました。

また、委員から、平成9年以降改定されていない現状を鑑みると、物価高騰による料金の見直しは必要であり、十分に審議するために審議会設置は必要であるとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第91号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第92号については、委員から、議案第91号と同じ理由により、反対であるとの反対討論がありました。

また、委員から、議案第91号と同じ理由により、賛成であるとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第92号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第93号については、委員から、こども誰でも通園制度の内容が、子どもの安全が十分保てるものではないこと、また現場の保育士等への負担増の懸念があるため、反対であるとの反対討論がありました。

また、委員から、この条例は国の少子化対策であり、改善の余地はあるものの、各自治体で使い勝手のよいものに変えていく観点から賛成であるとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第93号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第97号については、委員から、議案第93号と同じ理由により、反対であるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第97号については、賛成多数により可決すべきものと決定しま

した。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之議員 経済建設常任委員長 皆さん、おはようございます。今定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案3件及びその他の議決案件3件の6案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第98号については、執行部より、本案は、適切な気象用語を引用する等、文言を整理するため、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第99号については、執行部より、本案は、統計法第29条（後に発言の申出があり、「第29条」を「第28条」へ訂正）第1項の規定により、統計基準として定める日本標準産業分類を引用するなど、文言を整理するため、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、日本標準産業分類の主な変更点はその質疑に対し、執行部より、具体的な例として、はつり・解体工事業を解体・はつり工事業にといった名称変更、「百貨店、総合スーパー」を百貨店と総合スーパーマーケットに分けるといった分割変更、均一価格店などの新設がなされているとの答弁がありました。

次に、議案第100号については、執行部より、本案は、永住吉地区農業集落排水処理区域を泗水町公共下水道事業計画認可区域に統合するに当たり、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、統合が完了する時期はいつ頃となるか。また、処理施設を1基増やす計画について、事業費はどの程度を見込んでいるかとの質疑に対し、執行部より、統合するに当たり、管渠の敷設、接続及び泗水浄化センターの増設を計画しており、完了は令和12年を予定している。また、永住吉地区から泗水浄化センターへの管の接続及び泗水浄化センター増設に係る事業費は約10億円を予定しているとの答弁がありました。

また、委員から、利用者が負担する料金は変更されるのかとの質疑に対し、執行部より、分担金及び使用料ともに、永住吉処理施設から泗水浄化センターの処理施設に変わった後も変更は生じないとの答弁がありました。

次に、議案第115号については、執行部より、本案は、旭志地域の商業誘導施策の一環として、菊池森林組合事務所の移転について協議が調い、エコヴィレッジ旭

跡地の土地及び建物の売却の仮契約を締結したため、議会の議決を必要とするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、仮契約の締結日はいつかの質疑に対し、執行部より、令和7年10月31日であるとの答弁がありました。

また、委員から、地元住民への説明及び合意形成の状況はどうなっているかの質疑に対し、執行部より、麓地区6区の区長にお集まりいただき説明したところ、特段の御意見はなかったとの答弁がありました。

さらに、委員から、私が過去に文化財保管施設としてではなく売却を提案したが、当時の地元が残してほしいとのことであった。今回反対がない理由についての見解はどの質疑に対し、執行部より、地元からは、公共性が高い菊池森林組合への譲渡という点で御納得いただいているとの答弁がありました。

また、委員から、土地の売却価格が安過ぎるのではないかの質疑に対し、執行部より、土地の売却価格は、正常価格に早期売却による減価修正率である0.7を掛けて算出した額となっている。早期売却が必要であった理由は、菊池森林組合事務所が早期に移転し、その跡地が商業施設に活用できる状態となることが、まちづくりの振興に不可欠であり、移転の遅れにより過疎対策や人口施策のタイミングに影響を与える可能性があったためであるとの答弁がありました。

また、委員から、エコヴィレッジ旭の建物を解体した費用は市が負担したままかとの質疑に対し、執行部より、解体費用は市の負担のままである。解体は、旧処理施設を災害ごみ置場として活用し、管理棟を文化財収蔵庫などとする方針に基づき実施されたものである。なお、活用方針の変更は、解体工事の契約後にゾーニングの方針を公表し、菊池森林組合の意向と合致したことによるものであるとの答弁がありました。

次に、議案第124号については、執行部より、本案は、地域密着型施設である菊池市ふれあい交流センターについて、引き続き菊池市ふれあい交流センター運営委員会を、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間の指定管理者に指定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、菊池市ふれあい交流センターの築年数は。また、今後建て替えの計画はあるかの質疑に対し、執行部より、平成17年に建設したので約20年が経過している。また、市の個別施設計画では、2035年に大規模改修をする計画であるとの答弁がありました。

次に、議案第127号については、執行部より、本案は、開発行為に伴う道路新設により、市に寄附された砂田馬越1号線及び砂田馬越2号線の2路線を市道として認定するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、議案第115号について、今回の財産の譲渡は、市のゾーニングに基づくものであり、菊池森林組合事務所の移転を通じて、商業・住宅誘致を効果的に推進することを目的としている。この計画は、菊池地域（後に発言の申出があり、「菊池地域」を「旭志地域」へ訂正）の商業地及び宅地不足の課題を解決するもので、市の計画だけでなく熊本半導体産業推進ビジョンの商業・住宅誘致エリアにも指定されている。よって、早期売却による金額での譲渡は、地域発展のためには必要でありやむを得ないと考える。菊池森林組合への財産の譲渡自体に反対ではない。しかし、ゾーニングに基づき、補助金の支出や比較的安価な譲渡が行われるなど、税金が投入されることから、失敗は許されないと考えており、責任の所在をはっきりさせた上で議会は認めるべきであるとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第98号から議案第100号まで、議案第115号、議案第124号及び議案第127号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長　ここで、暫時休憩します。

○
休憩　午前10時26分

開議　午前10時26分
○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中教之議員。

[登壇]

○田中教之議員 経済建設常任委員長　すみません、発言の訂正をさせてください。

議案第99号のところの統計法「第28条」と呼ぶべきところを「第29条」と呼んでおりました。

次に、議員間討議のところ、この計画は「旭志地域」というところを「菊池地域」と呼んでおりました。

おわびして、訂正いたします。失礼しました。

○水上隆光 議長　次に、予算決算常任委員長、工藤圭一郎議員。

[登壇]

○工藤圭一郎 予算決算常任委員長　今定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第106号から議案第110号までの5議案です。

12月2日及び12月16日に予算決算常任委員会を、現地調査を踏まえ、12月9日及

び12月10日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する部分を慎重に審査し、各分科会長から経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第106号中、その主なものを申し上げます。

まず、債務負担行為補正の七城地区全38行政区地下水質検査業務については、執行部より、令和3年度からの熊本大学との共同研究による調査期間満了に伴い、令和8年度から令和10年度までの3か年間の新たなモニタリング調査を実施するため、限度額810万円を設定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

○水上隆光 議長 暫時休憩します。

○
休憩 午前10時29分

開議 午前10時35分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算決算常任委員長、工藤圭一郎議員。

[登壇]

○工藤圭一郎 予算決算常任委員長 初めに、議案第106号中、その主なものを申し上げます。

まず、債務負担行為補正の七城地区全38行政区地下水質検査業務については、執行部より、令和3年度からの熊本大学との共同研究による調査期間満了に伴い、令和8年度から令和10年度までの3か年間の新たなモニタリング調査を実施するため、限度額810万円を設定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、これまでの5年間とこれからの3年間で内容的に変わるものがあるかとの質疑に対し、執行部より、調査内容は基本的には変わらないが、これまでの調査結果を踏まえ、調査頻度についての見直しを行うとの答弁がありました。

次に、同補正の子育てサポートセンター事業業務等については、執行部より、令和8年4月から事業開始する必要があるため、それぞれ限度額を設定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、これらは新規事業かとの質疑に対し、執行部より、新規事業ではないが、新年度当初からのスムーズな業務開始のため今回から債務負担行為を設定させていただいたとの答弁がありました。

次に、同補正の菊池森林組合事務所改修事業費補助金については、執行部より、菊池森林組合事務所の移転を契機に、地域に開かれた木育施設の拠点施設として整備する計画に対し、過疎対策事業として支援するため、限度額6,000万円を設定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、木育施設の整備による過疎対策の効果はとの質疑に対し、執行部より、旭志地域の基幹産業である林業の振興に寄与し、森林環境教育や次世代の育成にもつながる公共性の高い施設であるため、過疎対策事業として支援するものであるとの答弁がありました。

また、委員から、菊池森林組合には、本市だけでなく周辺の市町の組合員も含まれているが、他市町から補助金は支出されないのかとの質疑に対し、執行部より、今回の補助金は、本市の過疎対策事業として木育施設の整備に対し支援するものである。さらに、商業誘導ゾーンの施策に関わるもので本市に大きなメリットがある。なお、菊池森林組合では、他の市町に対しては、付随する倉庫等の整備について補助を要請する検討が行われているとの答弁がありました。

次に、目、障がい者福祉費の障がい児通所給付費等支援事業については、執行部より、990万4,000円の扶助費の増額は、障がい児等通所サービス利用の増加によるものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、利用者増とのことだが、どの程度増加しているのかとの質疑に対し、執行部より、前年度と本年度の8月末時点の実人数で比較すると、児童発達支援は、令和6年度が537人、令和7年度が609人。放課後デイサービスについては、令和6年度が1,086人、令和7年度が1,123人とそれぞれ増加しているとの答弁がありました。

次に、目、児童福祉施設費の私立保育園経費については、執行部より、8,262万5,000円の償還金利子及び割引料の増額は、私立保育所等への運営費負担金で、当初見込みより加算等が少なく、令和6年度の実績が見込みより少なくなったため、国県への返納金を計上するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、加算が少なかった理由は何かとの質疑に対し、執行部より、市が国に申請する際に前年度実績に基づき、加算をつけて申請していたが、実績ではその加算がつかなかった園が多かったためであるとの答弁がありました。

次に、目、清掃総務費の一般廃棄物処分場監視経費については、執行部より、791万8,000円の増額は、クリーンセンター跡地の既存倉庫の改修に係る工事請負費で、当該倉庫を本市指定ごみ袋などの保管施設として継続的に活用するためであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、倉庫改修の内容はとの質疑に対し、執行部より、倉庫の電動シャッター

一及び照明器具の改修並びに通路のコンクリート舗装一式を予定しているとの答弁がありました。

また、委員から、エコヴィレッジ旭の財産譲渡議案の採決の結果とこの補正予算の関係はとの質疑に対し、執行部より、エコヴィレッジ旭の用途変更及び所管替えに伴い、指定ごみ袋等の保管施設として当該倉庫を選定し、改修工事をお願いするに至ったものであり、財産譲渡に係る採決の結果にかかわらず予算執行を考えているとの答弁がありました。

次に、目、道路橋りょう維持費の道路橋りょう維持事業については、執行部より、需用費の16万2,000円の増額は、橋りょう及びトンネルの照明の電気料が当初見込みより増加したためであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、昨年と比較してどのくらい電気料が上昇しているのかとの質疑に対し、執行部より、令和6年度の実績が44万3,000円であったのに対し、今回の補正後の予定額は58万8,000円となっている。また、他の事業についても電気料の増額を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、目、都市計画総務費の空家等対策事業については、執行部より、工事請負費の70万4,000円の増額は、周囲に悪影響を及ぼす危険空家の解体を行政代執行で実施した際に、家財処分に不測の費用を要することとなったためであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、行政代執行による家財処分費用は、今後回収する見込みであるのかとの質疑に対し、執行部より、相続人が不在であることに加え、土地が公道に接しておらず宅地としての価値がなく売却の見込みが立たないため、費用の回収は非常に困難であるとの答弁がありました。

次に、項、中学校費、目、学校管理費の中学校施設整備事業については、執行部より、委託料1,315万6,000円の増額は、中学校生徒の熱中症対策及び指定避難所の機能強化を目的として、学校体育館等に空調を設置するもので、現段階では、国の交付金を活用する場合と、起債や基金を活用する場合の2パターンのスケジュールを想定しており、早いパターンのスケジュールでは、令和8年度に学校体育館を、令和9年度に学校武道場の工事を施工することを想定している。今回の補正は、ランニングコストを見越した空調の機種選定も含めた基本設計と、実施設計の業務を委託するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、市内の武道場のうち、泗水武道場が今回の設計に含まれていない理由は何かとの質疑に対し、執行部より、所管する施設は学校施設となり、泗水武道場は社会体育施設であるためであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、泗水武道場への空調設備設置についての考えはどうかとの質

疑に対し、執行部より、社会体育施設の泗水武道場は、令和8年度当初予算に設計費を計上し、学校武道場と同じ令和9年度に工事を施工したいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、以前、国庫交付金を受ける場合は令和9年度の施工となり、起債または基金を財源とすれば令和8年度の施工となるとの説明があったが、今回の対象施設は避難所の役割もあるので早め早めに進めるべきではないかとの質疑に対し、執行部より、工事費の金額次第で、交付金と起債のどちらが有利かは変わるため、今回の設計の中で今後検討したいとの答弁がありました。

次に、議案第108号の債務負担行為補正の軽度家事支援業務と要介護認定調査業務については、執行部より、来年度当初からのスムーズな業務開始のためのもので、限度額はそれぞれ、50万4,000円、108万9,000円を設定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、昨年度は債務負担行為が設定されていなかったがなぜかとの質疑に対し、執行部より、昨年は債務負担行為を設定せずに事業準備を行ったところ、新年度当初からのスタートに苦慮したため、スムーズな業務開始のため、今回は債務負担行為を設定したとの答弁がありました。

次に、議案第109号の債務負担行為補正については、執行部より、水質検査業務、電気工作物点検業務及び塩素滅菌設備維持管理業務については、年度当初より業務を開始する必要があるため、限度額をそれぞれ、1,617万5,000円、309万1,000円及び176万6,000円と設定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、複数年度にわたる長期継続契約を実施しなかった理由はとの質疑に対し、執行部より、近年の労務単価の上昇等を考慮し、単年度による契約としているとの答弁がありました。

議員間討議では、まず、議案第106号については、債務負担行為補正について、債務負担行為の上げ忘れがないよう精査していただきたいとの意見がありました。

次に、中学校施設整備事業について、空調設備工事の財源に国庫交付金を充てた場合は令和9年度の施工となるので、子どもたちのために1シーズンでも早く施工できるように、基金を取り崩してでも早く進めるべきとの意見がありました。

次に、障がい児通所給付費等支援事業について、利用者増による増額補正が行われているが、必要な子どもたちへの受皿は重要であると同時に保育の質の担保も行政としてしっかり配慮すべきとの意見がありました。

次に、議案第106号、議案第109号及び議案第110号の需用費について、電気料の高騰により、光熱水費の増額補正が共通して計上されている。現在、本市の電力供給は九州電力との一社随意契約だが、法が改正され地域新電力など競争性のある選

択肢が利用可能である。地域新電力の導入はコスト削減のメリットがある一方で、大きなリスクはない。

よって、来年度の予算編成においては、電力供給会社選定にプロポーザル方式を導入するなど十分調査研究された上で、競争性の確保をしてほしいとの意見がありました。

以上が各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言、及び各分科会長に対する質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第106号から議案第110号までについては、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます、予算決算常任委員長の報告といたします。

○水上隆光 議長 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

議案第89号から議案第100号まで、議案第106号から議案第110号まで、及び議案第114号から議案第127号までの31案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第97号について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第91号、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、条例の改正によって、し尿処理の手数料を改定するための審議会設置が行われる点であります。平成9年から改定は行われておらず、今般の物価高騰の状況で経費等が厳しいことは理解できますが、物価高騰の影響は市民も同じであります。

委員会審査では、対象となる市民はおよそ3,400人にも上ることが明らかとなりました。こういうときに市民の負担増につながる審議会設置には賛成できません。

以上の理由から、議案第91号には反対であります。

次に、議案第92号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、議案第91号と同じであります。

次に、議案第93号、菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、児童福祉法の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度に関する規定が新設されました。

本議案は、菊池市でのこども誰でも通園制度の来年4月実施に向けたものです。この制度の基準は自治体が、菊池市が国の基準を基に定めます。しかし、そもそもの国の基準が子どもの命と安全を守る上での大きな懸念を抱えています。

1つは、保育の質の確保の問題です。認可保育所の配置基準では、ゼロ歳児は3人に1人以上、1、2歳児では6人に1人以上保育士を配置することになっていますが、一方で、本制度では、支援事業者のうち、半分は資格を持たなくてもよいことになっています。これで本当に子どもの安全の保障ができるのでしょうか。

2つ目は、子どもの成長過程に応じた保育の専門性、重要性を軽視しているという点です。月10時間までの預かりでは、保育者と乳児の関わりがあまりに薄く、短い預かり保育では、通常の保育で行われている子どもの発達保障まで行うことはできないという専門家の声もあります。

また、単発的に数時間預けることは、慣れない環境に置かれる子どものストレスも懸念され、保育事故が起きる危険もあります。子どもも保護者も、保育の専門家や家庭以外の人と交流しながら子育てできる環境の整備は重要で、多くの保護者の要求だとは思いますが、しかし、この制度の内容で本当に子どものため、保護者のためになるのか大変疑問です。本当に子どもたちの育ちや、保護者の子育てを応援するのであれば、保育士の処遇改善と配置基準を抜本的に改善し、公的保育の拡充こそ必要だと考えます。

以上の理由から、議案第93号には反対であります。

次に、議案第97号、菊池市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、議案第93号と同じであります。

以上で、議案第91号から議案第93号、議案第97号について、反対討論を終わります。

す。

○水上隆光 議長 ただいま、議案第91号から議案第93号まで、及び議案第97号に対する反対討論がありましたので、議案第91号から議案第93号まで、及び議案第97号に対する討論を行います。

議案第91号から議案第93号まで、及び議案第97号について、賛成者の発言を許します。

古田浩敏議員。

[登壇]

○5番 古田浩敏 議員 改めまして、皆さん、おはようございます。議席番号5番、古田浩敏です。議案第91号、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと関連します議案第92号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の改正は、平成9年から変わっていない手数料について、客観性、公平性を確保する観点から、審議会を設置し、改定について、十分な議論、審議を行うためのものです。

下水道の普及による利用者の減少と、物価高騰による経費の増大は大きな影響があると考えます。ほかの業種については、様々な物価高騰対策が行われていますので、公平性からも本条例の制定は必要と考えます。

以上の理由から、議案第91号、議案第92号に対する賛成討論とさせていただきます。

○水上隆光 議長 議案第91号から議案第93号まで、及び議案第97号について、ほかに討論はありませんか。

二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 皆さん、おはようございます。私は、議案第93号について、賛成討論をいたします。

この事業は、国が少子化対策で出されたものであります。まだまだ問題点や改善点はあると思いますが、実施することが大事だろうと思います。実施することによって、問題点を洗い出し、使い勝手のいいものに変えていくことが大事であると考えます。

よって、賛成といたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長　これで、議案第91号から議案第93号まで、及び議案第97号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長　これで討論を終わります。

これより、議案第89号から議案第100号まで、議案第106号から議案第110号まで、及び議案第114号から議案第127号までの31案件について、採決します。

ただいま反対討論がありました、議案第91号から議案第93号まで、及び議案第97号を除き、一括採決します。

お諮りします。

議案第89号、議案第90号、議案第94号から議案第96号、議案第98号から議案第100号まで、議案第106号から議案第110号まで、及び議案第114号から議案第127号までの27案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長　異議なしと認めます。よって、以上の27案件については、各常任委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。

次に、討論がありました、議案第91号から議案第93号まで、及び議案第97号は、起立により採決します。

最初にお諮りします。

議案第91号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長　起立多数です。よって、議案第91号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第92号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長　起立多数です。よって、議案第92号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第93号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長　起立多数です。よって、議案第93号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第97号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第97号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第2 議案第128号及び議案第129号 一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第2、議案第128号及び議案第129号の2案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第128号、令和7年度一般会計補正予算（第11号）は、8月の大雨により被災した農地及び農業用施設の災害復旧費の増額でございます。

次に、議案第129号、令和7年度一般会計補正予算（第12号）は、国の補正予算に伴い実施する物価高対応子育て応援手当事業及びくらし応援めぐりん券事業による増額でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、提案をいたします議案第128号及び議案第129号につきまして、御説明をさせていただきます。

追加議案書の3ページをお願いいたします。

画面表示もできておりますでしょうか。

議案第128号、令和7年度一般会計補正予算（第11号）でございます。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に5億9,372万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ321億5,358万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、8月10日から11日にかけての大雨により被災した農地・農業用施設の復旧費でございます。

12月4日に国の災害査定が完了しましたことから、今後の災害復旧工事の実施に向けて、今回追加議案として補正予算をお願いするものでございます。

まず歳入について、事項別明細により御説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

1 枠目の目10災害復旧費国庫補助金5億6,801万4,000円の増額は、農地等災害復旧費補助金でございまして、被災した農地及び農業用施設の復旧に係る国庫補助金でございます。

2 枠目の目1 財政調整基金繰入金770万9,000円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

最下段の枠、目10災害復旧債1,800万円の増額は、災害復旧において活用できる災害復旧事業債でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

13ページをお願いします。

目1 農業用施設災害復旧費5億9,372万3,000円の増額は、被災した農地及び農業用施設の復旧費でございます。

主な内容といたしまして、節1 報酬、節4 共済費及び節8 旅費の増額は、災害復旧事務の補助を行う会計年度任用職員に係る費用でございます。

下から2段目の節12委託料2,482万7,000円の増額は、測量設計等委託料の追加及び災害復旧工事の段階検査、変更図面作成等の工事監督支援業務委託料でございます。

最下段の節14工事請負費5億6,839万1,000円の増額は、農地及び農業用施設の復旧工事費でございます。

工事の内容としましては、国庫補助災害復旧分が157か所、市管理の農道及び水路における国庫補助採択基準に満たない災害復旧分が10か所でございます。

それでは、7ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費補正につきましては、災害復旧工事について、来年度までの工事期間が必要となることから、繰越明許費の設定を行うものでございます。

8ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正につきましては、災害復旧工事監督支援業務を、工事期間に合わせて来年度まで委託する必要があるため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正につきましては、表記載のとおり、全体で1,800万円の増額となっております。

次に、17ページをお願いいたします。

議案第129号、令和7年度一般会計補正予算（第12号）でございます。

19ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に6億5,781万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ328億1,140万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、先般成立いたしました国の補正予算による新たな経済対策として、児童手当支給対象児童1人当たり2万円を支給する物価高対応子育て応援手当事業や、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市民1人当たり1万円分のめぐるん券を配布する暮らし応援めぐるん券事業による増額でございます。

まず歳入について、事項別明細により御説明をいたします。

24ページをお願いします。

1 枠目の目2 総務費国庫補助金4億2,000万円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。暮らし応援めぐるん券事業の財源でございます。

同じく、目3 民生費国庫補助金1億6,385万5,000円の増額は、物価高対応子育て応援手当の事業費及び事務費に対する補助金でございます。

2 枠目の目1 財政調整基金繰入金7,395万9,000円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

25ページをお願いいたします。

1 枠目の目1 児童福祉総務費1億6,385万5,000円の増額は、児童手当支給対象児童1人当たり2万円を支給する、物価高対応子育て応援手当及び事務費でございます。職員の時間外手当、郵便料、システム改修委託料等のほか、最下段の節19 扶助費1億6,116万円の増額は、物価高対応子育て応援手当でございます。

なお、本事業の実施に当たっては、全額国費で賄われるため、市の持ち出しはございません。

2 枠目の目2 商工業振興費4億9,395万9,000円の増額は、市民1人当たり1万円分のめぐるん券を配布する、暮らし応援めぐるん券事業による増でございます。

印刷製本費及び郵便料の事務費のほか、最下段の節12 委託料4億7,849万円の増額は、めぐるん券の印刷、換金業務等を委託するための費用でございます。

21ページに戻っていただくようお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

今回の補正予算の経済対策事業は、来年度までの事業期間が必要であるため、2

件の繰越明許費の設定を行うものでございます。

以上、議案第128号及び議案第129号の説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時10分

開議 午前11時30分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第128号及び議案第129号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

議案第128号及び議案第129号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第128号及び議案第129号については、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第3 議員提出議案第9号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第3、議員提出議案第9号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 議会運営委員長 それでは、議員提出議案第9号、菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、申し述べます。

議員提出議案第9号を、別紙のとおり地方自治法第112条第1項及び菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由としましては、市民の意見を聞き、市議会における政策立案に反映させる機能を強化するため、議会広報広聴常任委員会を設置するに当たり、条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由です。

条例案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、本条例案の趣旨に御賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由とします。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第9号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

議員提出議案第9号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第4 議員提出議案第10号及び議員提出議案第11号 一括上程・説明
・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第4、議員提出議案第10号及び議員提出議案第11号の2案件を一括議題とします。

まず、議員提出議案第10号について、提出者の提案理由の説明を求めます。
安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 皆さん、改めまして、こんにちは。議席番号3番、無所属の安武睦夫です。議員提出議案第10号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。

今回の提案は、議員定数を20人から1人減らして、議員定数を19人に削減する案であります。

この提案理由は、9月定例会期中に志半ばで無念にもお亡くなりになりました故本藤潔議員と、9月議会定例会に提出しようと一緒に作成したものであります。そのような故本藤潔議員の思いも込めて提案したいと思っております。

議員定数については、議会改革検討特別委員会において、人口減少や財政負担、議会機能、市民アンケートの結果など、多方面から検討を重ねてきたところであり、これまでの議員定数削減について上程された理由は、主に人口論や財政論でありましたが、議会機能の確保も重要な視点であります。

御承知のとおり、本市議会の常任委員会は、3つの委員会で構成されており、議案や請願などを専門的に審査し、より詳細な議論を行うためには3つの委員会は必要であります。しかしながら、総務文教常任委員会のみ、他の委員会より1名多い7名での委員会構成の必要性の理由は、先ほど申し上げました特別委員会でも見いだすことができませんでした。

また、菊池市議会基本条例第17条第2項には、議員定数の改正については、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状、課題、将来の予測などを十分勘案し、市民の多種多様な意見を市政に反映できるものでなければならないと規定しているところでもあります。

条例に示していますとおり、今、議論しているのは、今の議会ではなく、議会としての機能を含めた将来の菊池市議会の在り方であります。

以上のことを踏まえますと、過度な定数削減はできませんが、議会機能を維持しながらも、現状から議員定数1名の削減は可能であるところです。

以上の理由から、議員提出議案第10号の提案理由とします。

最後に、前回の2名削減案のときに、旭志地域の住民の皆様が定数削減を強く求

められているような発言がありましたが、先日、旭志地区区長会総会において、これまでの2名削減に反対していることに対して、議員定数削減の考え方を問われたところでございます。

ただいま申し上げました提案理由を基に1名削減は可能であります。議会機能が低下するような過度な削減はできない旨を丁寧に説明申し上げましたところ、多くの区長の皆様から、あなたの言うとおりでないと御賛同をいただいたところであります。今回、自信を持って提案したいと思っております。

議員定数削減は民意を削る改革だとする議員定数削減に反対する皆様の思いも理解できます。私も議員定数削減ありきでの検討ではなく、どのように民意を市政に伝えるか、また、どのように監視機能を強化するかは大切なことであると認識しております。だからこそ、議会機能面での検討が大切だということでもあります。

議員定数4名削減、2名削減、削減反対と、皆様、それぞれの思いがあることは十分に承知しておりますが、議員各位におかれましては、いま一度御検討いただき、この改正案に御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由とします。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

次に、議員提出議案第11号について、提出者の提案理由の説明を求めます。

古田浩敏議員。

[登壇]

○5番 古田浩敏 議員 改めまして、こんにちは。議員提出議案第11号、菊池市議会議員定数の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条及び菊池市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

提案理由といたしましては、議会改革検討特別委員会の一番のメインの審査項目でありました議員定数について、参考のために市民アンケートを取り、議員定数削減が61%を超える結果となりましたが、特別委員会においては、定数削減が多かったというだけで、提案には至っておりません。これは前から言っているのと同じでございますが、市民の声を聴く立場の議会が、6割を超える市民の声を無視して、現状維持を選択することは、市議会議員の信頼を失墜すると思われ、3月の第1回定例会で提案させていただきましたが、否決となり、その後、第2回、第3回、同じ案で出しましたが、いずれも否決となっております。

ところが、前回出すと言われていた1名減の19人案が、今回突然提出されました。選挙が近くなって、市民の皆さんからの何で削減が通らないんだという声が聞こえてきたのかも分かりませんが、市民の声は1名減は削減ではないと言われております。旭志では19人でいいと言われていたということでしたが、人口が今6万1,000人で、議員定数22人の玉名市がございまして、そこより多い現在6万5,000人を超えて、

今も増え続けている隣の合志市は、前回無投票であったというだけで、19人に減らされております。県内の他市議会でも、議員定数2名削減の議決が相次いでおります。

本市において、定数20名の当初5万人を超えていた、うち外国人は250人程度だったと聞いております。それが今では4万6,518人、うち外国人は1,576人ということで、千何人も外国人が増えている状況でございます。このような状況で、人口が1割減少している現状で、議員定数1割削減は避けて通れないというふうに考えます。

条例案につきましては、お手元に配付のとおり、20人から1割減の18人に改正するものです。

議員各位におかれましては、議員の都合ではなく、市民の立場に立って考えていただき、あしたから市民の皆様にも胸を張って削減しましたと言いたいのであれば、18人案を選択されることを願ひまして、提案理由といたします。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

古田浩敏議員。

[登壇]

○5番 古田浩敏 議員 議員提出議案第10号について質疑させていただきます。

まず、私には月例会や審議会で十分議論して提出すべきと言われておりましたが、1回も出さずに提出された理由をお聞かせください。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 それでは、古田議員の質疑にお答えいたします。

私が申し上げておりましたのは、合意形成が必要だということでございまして、これまで、この提出議案については、議会改革検討特別委員会の中でしっかりと熟議は交わしてきたものだというふうに思っております。

また、今まで反対討論をしてきたことの理由に対しましても、各議員に御説明をしながら、合意を得たという思いがありまして、今回提出をしたものでございます。以上でございます。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○5番 古田浩敏 議員 それでは、お尋ねします。

委員会が5人になると審議が不十分になると言われますが、よその議会では18人

できておりますが、本市ではできない理由は何でしょうか。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 それでは、古田議員の2回目の質疑にお答えいたします。

5人になると審議ができなくなるのではなくして、5人になれば、委員長を除き4名体制になります。その場合において、2対2というような現象が起きるということが、議会制民主主義としてはいかがなものかという思いで、6名体制は必要であると思うところでございます。

以上でございます。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○5番 古田浩敏 議員 今言われた2・2だと委員長裁決と言われましたが、19人の場合、議長を除いた場合、9対9になった場合、議長裁決になります。そちらの重さと委員長裁決の重さはどちらが大きいとお考えでしょうか。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 それでは、古田議員の3回目の質疑にお答えいたします。

委員会での2対2ということでのことと、本会議においての9対9ということですが、やはり委員会での議論のほうが、やはり2対2ということが数多く起きるのではないかと。また、本会議において9対9となるような場合においては、やはり議長の判断ということも大切なのではないかとというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○水上隆光 議長 ほかに質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議員提出議案第10号について質疑を行います。

安武議員から、今回ようやく議員定数を1人削減する案が提出されました。安武議員は令和5年から始まり、合計19回行われた議会改革検討特別委員会においても、定数削減するなら1名だと言われております。しかし、提出するのが選挙前半となった時期についてはなぜでしょうか。先ほど本藤議員の遺志を継いでとおっしゃいましたが、同じ議会改革検討特別委員会の委員であった古田議員は、議会改革検討特別委員会が終結し、東議員の委員長報告が終わった令和7年第1回定例会で即時2名削減案を提出されています。選挙前ぎりぎりに提出したのは、いよいよ市民

から、もう始まっています、忘年会の場などで言われて、今回提出されたのか、お尋ねをします。

2点目、これは古田議員の先ほどのとかぶりますけども、先ほど申しました議会改革検討特別委員会の第13回目の会議において、安武議員は、18名の定数だと1つの委員会が5名になると言われたのを覚えていらっしゃいますね。6・6・5、6・6・6になるけども、議長がそこで委員会に入らないから6・6・5になって、5になったときは2対2になると。その都度、委員長判断とするのはよろしくないと言われていました。今も言われました。つまりは、委員会が奇数だと可否同数となり、委員長裁決になるのがあまりよろしくないということですが、先ほどの古田議員の質問で、今回の議員定数は19人案だと。9対9になった場合は、都度議長裁決になります。委員会は奇数が駄目で、本会議で奇数がよいというのは、その主張に一貫性がなく、矛盾しているように考えますが、お答えください。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 それでは、荒木議員の質疑にお答えいたします。

なぜ、今、提出になったのかと。先ほど古田議員にもお答えをいたしました、やはり議員提出議案は、ある一定の合意形成が見えなければいけないんじゃないかというふうに思っております。その中で、これまで議員定数削減に反対された方々も、委員会検討の中では多数いらっしゃいました。そういう方々の思い等も聞きながら、私とすれば1名削減が適正であるということとをずっと伝えてきたところでございます。その上で、本来は9月議会には提出できるかというふうに思っておりましたが、先ほど申し上げましたように、本藤潔議員が急逝されたこともあり、9月議会では提出に至らず、今回になったところでございます。

また、委員会の数について、6・6・5ということがなぜ駄目なのかということとでございます。

これにつきましては、これも議会改革検討特別委員会の中でも申し上げてきましたが、町村議会議長会における報告書等にありますが、委員会は8名規模が適正であるというような学識者の意見もあります。しかしながら、現在6名体制で行っている委員会においては実施をしておりますので、6名体制でも可能だと。しかし、これ以上の削減は難しいというふうに思うところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 先ほど人数は足りていたけども、出すのを議論が熟成して

からおっしゃったけど、そうすると、最初に言われた提案理由と違って来るわけですね。この議会のためだけじゃなく、次出られる人のためにもとおっしゃった。古田議員が何ですぐに出したかというのは、それはやっぱり次出る人が18人になるか、19人になるか、20人になるかじゃ大きなことなんですよ。だから早めに出された。安武議員は、じゃあ、自分のことだけを考えて、19人だけを通すために、ほかの要は今から出てくる人のことは考えていないということによろしいですか。

もう1点、委員会は3つと言われるけども、安武議員がまだ議員におられる前は4委員会だったんですよ、この委員会は。4委員会あった。それを特に町村議会においては2委員会だったんです。2委員会制でもいいじゃないかということになりますけども、何で3委員会制にこだわられるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 それでは、荒木議員の2回目の質疑にお答えいたします。

今後出る方のことを考えれば、早めの提出が必要だったのではないかと考えております。そのことは私もそのとおりだと思いますが、やはり先ほどから申し上げておりますように、ある一定の合意形成ができなければいけない。また、9月議会に提出しようとしたが、一緒に賛成者として出す予定だった本藤潔議員が急逝されたということもあって、提出することができず、今になったことについては、早めの提出ができなかったことは、私自身、反省しているところでございます。

また、2委員会ではなぜできないのか、これも議会改革検討特別委員会の中でさんざん議論をしたことでございます。やっぱりこれだけの予算規模、それから提案の条例または様々なことを審議する中では、3つの委員会が必要であるというのは、その検討委員会の中でも議論としてはきちんと成立しているものと私は思っております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 あとは討論で言います。

終わります。

○水上隆光 議長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第10号及び議員提出議案第11号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 議員提出議案第10号、議員提出議案第11号について、反対の立場から討論を行います。

私は、当選した1期目から議会改革検討特別委員会の中で、一貫して議員定数削減には反対であるとの立場を表明してきました。その立場は今現在も変わりません。理由は以下のとおりです。

二元代表制の下、地方議員は、市民と市政をつなぐ住民自治の重要な担い手であり、議会と行政に住民の声を届けるとともに、行政首長の行政運営を住民の立場からチェックする重要な役割を担っています。

私は、議会が住民の意思を代表して、住民の声を届ける役割を果たすという上で、多様な意見が反映できる数が必要であると考えます。少数意見や異なった意見もきちっと反映できること、とりわけ女性の議会への参加も可能とするならば、これらを保障する定数が必要であると考えます。議員1人が対応する住民の数を考えると、菊池市はもちろん、日本全体でも議員の数は足りていないと思います。住民のために働く議員の姿が見えない。何をやっているのか分からない。だから減らしてもいい。これでは悪循環ではないでしょうか。

また、議員、議会には大きな権限を持った首長、執行機関に対するチェック、監視機能を果たしていくことが求められており、それにふさわしい議員の数が必要であると考えます。

以上の点を踏まえるならば、議員の定数を削減することは、議会と議員の果たす役割を自ら狭めるものであり、市民の声を市政へ届ける重要なパイプを削る行為そのものであり、結果として、自治体を住民から遠ざけることにつながるのではないのでしょうか。

市民が議会に求めていることは、市民の声をしっかりと市政に反映させることであり、市政に対するしっかりと監視、チェック機能を果たすことであり、定数削減はこの願いと逆行すると考えます。

以上の理由から、本定例会で提出されています議員提出議案第10号、第11号には反対であります。

以上で、反対討論を終わります。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

稲継智康議員。

[登壇]

○4番 稲継智康 議員 皆さん、改めまして、こんにちは。議席番号4番、稲継智康です。議員提出議案第10号に反対、第11号に賛成の立場で討論させていただきます。

まず今回、議員定数に関して、菊池市では何人が妥当な数なのかというのを私なりに研修に行ったり、いろいろ調べたりさせていただきました。それに関して、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、議員定数の見直しに当たっては、一般的に用いられているのは5つの観点がありました。

まず1つ目は、市財政の観点であります。

本市の議会費が一般会計に占める割合は約0.7%であり、全国平均である0.7から0.8%とほぼ同水準にあります。そのため、現時点において、財政的理由のみをもって、直ちに大幅な議員定数削減を行われなければならない状況ではありません。

一方で、財政的に直ちに無理が生じていないからこそ、ほかの合理的な指数を踏まえ、適正な議員定数について検討する余地があると考えております。ただし、令和7年12月16日の執行部報告関係の中の中期財政試算においても、執行部より、今後は物価や人件費の上昇に加え、公共施設の更新時期も控えており、中長期的には将来負担の増加が見込まれているという説明を受けました。今後、懸念される材料であります。

少し長くなりますけど、次の2番目は、常任委員会方式による検討であります。

本市の常任委員会は、先ほどからありますように、3委員会体制となっております。全国人口10万人未満の536市のうち、約6割が3委員会体制であります。標準的な構成であります。よって、3委員会が私も一番いい委員会であると思いますが、実は委員会に議長が加わっている市が約6割を占めます。こういった状況を踏まえ、委員会に議長が入っていただき、3委員会掛ける6、18名となり、委員会運営から見ても無理のない人数であると考えられます。

3つ目は、人口比例方式であります。

これは先ほど古田議員が述べられたとおり、人口推移に基づく方式です。詳細については、既に説明がありましたので、重複を避けるために割愛いたしますが、2030年には人口が4万1,823人と予想されており、今後も人口減少が進行するものと見込まれております。

4つ目は、類似都市比較方式であります。

全国の自治体を見ますと、人口5万人未満の302市における平均議員定数は16.5人です。人口5万人以上10万人未満の234市では21.1人となっております。本市の人口規模が5万人程度という位置づけを踏まえますと、議員定数は18名程度が妥当ではあると考えます。

5つ目は、面積と人口を組み合わせた方式であります。

この方式で算出した場合、議員定数は約21.5名となります。本市には居住実施のない地域あるいは人口が極めて少ない地域も含まれます。そのため、単純に面積を基準にして議員定数を算出することは、本市の実情に必ずしも即しているとは言い難く、この方式を主たる判断材料とすることは適当でないと考えます。

以上のように、5つの観点からも18名という数字が合理的に導き出されます。これらを踏まえ、本市の現状に最も適した議員定数は18名が妥当であると考えております。

最後に、将来を見据えた議員の在り方について申し上げます。

今後、若い世代が議員を目指す環境を整えていくには、議員報酬、政務活動費、費用弁償といった制度の在り方についても避けては通れない議論であると認識しております。しかしながら、市民感情を踏まえますと、こうした議論を進めるに当たっては、まず議員が自ら身を切る姿勢を示すことが重要であり、その第一歩として議員定数を2名削減し、20名から18名とすることにより、市民の理解を得ながら、報酬や各制度の在り方について、建設的な前向きな議論を進めることの土台が整うと考えております。

このようなことを考え、本議会としては、私としては定数18名に見直す妥当性があると判断したところであります。

以上、賛成討論を終わらせていただきます。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 議員提出議案第10号に対して、賛成の立場から討論させていただきます。

私は、基本的に議員定数削減は反対の立場で、現状維持をずっと主張してまいりました。9月議会途中に、安武議員、本藤議員から19人の提案を受けました。そのときは私は20人で現状維持ということで説明させていただきました。その後、国会で議員定数削減の議論がなされるようになりまして、また11月に定期的に集まっています、私を支持してくれる方とのいろんな話合いの中の1つとして、この議員定

数19人という話が上がってまいりました。

議員として、意見を変えるというのは本当に勇気の要ることですし、私としては、20人というのは今までの考えとして理屈に伴っていると。それに対して周囲の支持の方も賛同していただいている現状で、なぜ変えるかというところも含めて、いろいろ話し合いましたが、やはり18人を反対し、20人をやっている中で、環境は様々変わる中で、19人というのが現実的な数字じゃないかというところを支持者の方から諭されるような形で説明を受けたことを踏まえて、その後、いろんな議員の方と議論しながら、また、他の地域の議論、減らさなかった地域の議論、減らした議会の方の話聞きながら、最終的に非常に悩ましい状況で昨日まで悩みましたが、私は19人というところが現実的な妥協点だと思い、議員提出議案第10号に賛成いたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議員提出議案第10号について、反対討論を行います。

私は、今回提出されたこの議案を見て驚きました。なぜなら、議会改革検討特別委員会において、現状維持を頑として譲らなかつた山瀬議員が賛同者になっているからです。第11回の議会改革検討特別委員会で、山瀬議員は、削減は市民の6割が望んでいるが、3割が、これは正しくは2割ですけども、3割が現状維持を望んでいるから現状維持、議員定数削減を議論する前に、議員報酬を上げる議論もすべきと言われておりました。それなのに、今回、なぜ変節されたのでしょうか。

また、昨日私が確認したところ、1名減に賛成される猿渡議員は、第5回、第11回議会改革検討特別委員会で、市民アンケートの6割は、削減というのはよく分かったが、だからといって、自分が削減の方向に動くことはない。議員定数を減らすと議会が疎遠になり、多様性が保ちにくくなる。もっと女性議員を増やすために、議員定数削減はせず、一定数女性枠を設けるクォーター制を導入すべきだとおっしゃっています。女性のためとか、多様性はどこに行ったのでしょうか。

菊池市は、人口4万6,000人に対して議員定数が20名と、議員1人当たりの人口が2,300人で、県内の近傍市議会の平均の2,800人より極めて少ないのが現状です。本来なら4名削減して、ようやく近傍自治体と同じになることは皆さん御存じのはずです。

今回、選挙前に1名削減案を出されたことは、削減という改革の名を借りた選挙前の演出にすぎません。

以上のことから、最低でも2名削減は譲れませんので、議員提出議案第10号に反

対し、議員提出議案第11号に賛成討論とします。

来年の5月には市議会議員改選があります。もし議席をいただきましたなら、誰に何を言われても、たとえ議会で1人になっても、どんなに圧力をかけられても、平成24年の初当選以来、市民と約束しましたさらなる議員定数の削減と費用弁償の廃止を必ず実現するということを申し上げて、討論といたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 猿渡美智子です。議員提出議案第10号に賛成の立場から討論いたします。

田中議員の言われたことと重なる部分があると思いますが、今、討論の中で名前も出していただきましたので、私の考えも述べたいと思います。

これまで繰り返されてきた、随分長い間、繰り返されてきた議員定数の論議において、私はずっと現状維持の立場でありました。今でも現状維持、定数20人が私のベストアンサーであることに変わりはありません。

一方で、先日の審議会において、定数18人を繰り返し提案し続けられた古田議員から、これが最後の議案提出だから、しっかり考えてほしいとの御発言がありました。考えました。その上で、今回提出された定数19人に賛成するのは、提案理由を受け止めた上での私なりの歩み寄りであり、妥協点になると判断したからです。

ちなみに、A Iは妥協点の役割と重要性について、異なる価値観や意見を持つ人々が平和的に共存し、対立を収めるために必要ですと答えました。

多様な意見がある中で、妥協点を見つけることも、また民主主義だと考えたことを申し上げて、賛成討論といたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 まず、議員提出議案第10号、議員定数を20人から19人へと1名削減する提案に対して、反対の立場で討論を行います。

これまで、本市議会におきましては、4名削減、2名削減といった具体的な定数削減案を複数回提出してまいりました。しかし、それらはいずれも否決されてきた経緯があります。

そうした中で、今回示された1名削減案は、なぜこの規模なのか、なぜ今なのかという点について、市民に十分説明できるものとは言えません。

定数削減は数字の問題ではなく、議会がどのような姿勢で市民と向き合うのかを

示すものです。その判断が一時的な対応なのか、継続した改革の一環なのかは市民には問われております。

これまで、削減に否定的だった立場から、明確な基準や将来像を示さないまま、1名削減を提案することは、一貫した改革とは言い難く、結果として市民の理解や信頼を得ることは難しいと考えます。

よって、私は本提案に反対いたします。

次に、議員提出議案第11号、議員定数を20人から18人に削減する提案に、賛成の立場で討論いたします。

本案は、皆さん御存じのように、突然示されたものではありません。これまで何度も議論され、否決されながらも、市民の声と向き合い、規模を見直し、提出されてきた提案です。4名削減から始まり、2名削減へと譲歩しながらも、一貫しているのは、議会自らが身を切る改革を行うべきだという姿勢です。議員定数の見直しは、思いつきや場当たりの判断で行うべきものではありません。だからこそ、積み重ねてきた議論と覚悟が重要ではないでしょうか。

来年5月には改選を迎えます。その前に、議会としてどのような考えで、どのような判断をしたのかを明確に示す責任があります。継続した議論の上に立ち、今回市民に説明できる定数削減案は、せめて2名削減の18人案であると考えます。判断材料は全て市民の皆さんに示されるべきです。

よって、私は本提案に賛成いたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論ありませんか。

大山議員。

[登壇]

○7番 大山宝治 議員 改めまして、皆さん、こんにちは。議席番号7番の大山宝治です。議員提出議案第11号に賛成者の立場として意見を述べさせていただきます。

この議案は、私たちは新人議員3人で第1回から第2、第3回まで連続して、2減というところで提出してまいりましたが、これも否決となり、今回の削減の理由、経緯は今まで話したとおりですので、語りませんが、この今の選挙が近づいて、任期が半年を切った今、今度の選挙というのは、やっぱり大きな争点が定員削減だと、そのように私は感じております。

市議会のこの一番の仕事が、市民の声を聞いて、そして生活を守る。つまり、市民ファーストでなければいけないと私は感じております。この削減案、議員提出議案第10号にすれば、どう見てもちょっと議会ファースト、もっと言えば、議員ファーストだろうと思っておりますので、我々も身を切る改革、そして、覚悟が要求、追求されるだろうと思っております。

もう一回言いますが、市民ファーストで、皆さん、いきましよう。

以上をもちまして、18人案の賛成討論とさせていただきます。

○水上隆光 議長 ほかに討論ありませんか。

後藤英夫議員。

[登壇]

○11番 後藤英夫 議員 議員提出議案第10号に賛成で、そして、11号に反対の立場で討論します。議席番号11番、後藤英夫でございます。

私と山瀬議員もそうなんですが、何人かの議員がしっかり現状維持という考えを持っておりました。私たちもそれまで持っておりました。そして、本藤議員と安武議員がしっかり私たちを説得して、合意形成を図る努力を一生懸命されておりました。私たちは議論の中で委員会が必要だと。そして、19人というのは可能だということ、総務文教常任委員会だけ何で7人かということ、私は6人で駄目なのかということ、これを答えることはできませんでした。やはり何とか6名だと可能だということが分かったので、1名減で賛成したいと思っております。

また、これについては、議会改革検討特別委員会で結果を踏まえた上で、減らすか、現状維持かということであれば、減らすということの結論を見ていましたので、それであれば、1名減が議会機能を維持するという観点からも、1名減でいきたいと私は考えております。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、こんにちは。議員提出議案第10号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

私は、これまで、議員定数削減につきましては、一貫して4名削減を申し上げておりましたが、前回の改選前の令和3年第4回定例会では、譲歩して2名削減に賛成をいたしました。結果的には削減に至らず、無投票となってしまいました。その後も、私は、提案者、また賛成者として、これまで何度も削減を申し上げてきましたが、現在も削減はできておりません。

天草市をはじめ、他の自治体もアンケート等の民意を尊重して、算定でも2名削減が可決されております。菊池市も議会として行ったアンケートで6割以上が削減を求めており、1名減で市民が納得するはずはありません。改選直前になって急に提案することにも、市民もびっくりされると思われま。

私の地元では、菊池市公共施設等総合管理計画の迫間支館の廃止、地域移管の区

長会説明会では、議員の定数削減を先にやるべきとの厳しい意見が出ました。市民に対して、まず私たち議会が身を切る改革を示して、選挙を迎えるべきであります。

このような観点から、議案第10号には反対、議案第11号には賛成討論とさせていただきます。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 議席番号17番、是は是、非は非がモットーの二ノ文伸元です。私は、議員提出議案第10号に反対、議案第11号に賛成の立場で討論をいたします。

基本、議員数は偶数が望ましいと私は考えております。これまで幾度となく議員定数削減を提案してきましたが、反対多数で否決となりました。しかし、今回、今議会があと僅かになり、議員定数削減を1名とする議案第10号が出されたことは、本当に市民の意向を踏まえた議員定数削減案と言えるか、少々疑問に思っているところです。

議案第10号は議員数19名の奇数の場合、議会開催において、1名が議長選出となり、残り18名採決となります。その場合、様々な採決において、9対9の可否同数となったと想定すると、全体の採決を議長裁決に委ねることになります。先ほどから委員会のほうと本会議の観点からお話がありましたが、これは本会議が最終決定機関であることを踏まえて申し上げているところです。

こうした議長裁決になることは、民主主義の観点からも避けるべきであり、また、本人の権限、責任の負担が大きくなることを避けるべきではないでしょうか。

よって、議員定数削減するのであれば、1名減とされた議案第10号に反対、2名減、議案第11号に賛成の立場といたします。ただ減らせばいいものではないというふうに考えております。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

これより議員提出議案第10号について、起立により採決します。

お諮りします。

議員提出議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 議員提出議案第10号は、可否同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が裁決します。

議員提出議案第10号は、議長は可決と裁決します。

次に、議員提出議案第11号については、ただいま議員提出議案第10号が可決されたため、一事不再議の原則により、議決不要といたします。

○

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○水上隆光 議長 次に、日程第5、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに

決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和7年第4回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

閉会 午後0時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 水 上 隆 光

菊池市議会議員 田 中 教 之

菊池市議会議員 福 島 英 徳

各常任委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、その他の議決案件10件の12案件です。

現地調査を踏まえ、2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第89号**については、執行部より「本案は、市長、副市長及び教育長の政治倫理基準を改めて定めるに当たり、改正前の菊池市政治倫理条例を基に、本年9月定例会において制定された菊池市議会政治倫理条例を参考にした条例を改めて制定するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第90号**及び**議案第116号**から**議案第119号**までの5議案については、関連があるので一括して審査しました。

執行部より「本案は、所管する菊之池地区の4つの集会所について、認可地縁団体であるそれぞれの行政区に無償譲渡するに当たり、条例の一部を改正するとともに、財産の無償譲渡についての4議案を提出するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「議案第116号には土地についての記載がないがどういうことか」との質疑に対し、執行部より「土地は、もともと当該行政区が所有していたもので、市が土地を無償で借りて、そこに建物を建築したものである」との答弁がありました。

また、委員から「移譲後、トイレなどの改修が必要な施設も見受けられるが、現地は確認したのか。また譲渡後の施設改修に対する市の補助金があることを譲受側に説明する予定はあるのか」との質疑に対し、執行部より「10年間の協定の中で、10年前に4行政区に対し、それぞれに移管することを説明しており、この間に地域から要望を聞きながら計画的に可能な箇所を優先的に改修してきた。また集会所の改修に対し、市の補助金があることについては、各行政区での説明会において、窓口となる生涯学習課に申請できることをすでに説明済みである」との答弁がありました。

次に、**議案第114号**については、執行部より「菊池市辺地総合整備計画は11か所の辺地総合整備計画から成っており、本案は、そのうちの龍門辺地及び雪野市野瀬辺地の2か所の計画内容を変更するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「市道西迫間寺小野線の非常に狭い寺小野区までの区間について、今後、改良計画はあるのか」との質疑に対し、執行部より「今回の工事範囲は市野瀬区から寺小野区までとなり、質疑の区間は今回の計画に含まれており、その中で着工可能な箇所から施工していく計画である」との答弁がありました。

次に、**議案第120号**については、執行部より「本案は、現在、無償で地元へ貸し付けている同和対策事業によって建築した納骨堂について、菊池市公共施設等総合管理計画に基

づき、地元と協議の上、地元は無償譲渡するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 121 号**及び**議案第 122 号**の 2 議案については、関連があるので一括して審査しました。

執行部より「本案は、本年度末をもって所管している 2 つの集会所の 10 年間の指定管理期間が満了するため、当該行政区を新たに 10 年間の指定管理者に指定したいので議会の議決を求めるものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 125 号**については、執行部より「本案は、来年度から 5 年間の菊池市総合体育館の指定管理候補者が決定したため、指定管理者を指定したいので議会の議決を求めるものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「指定管理候補者は、名称からすると J V のような形なのか」との質疑に対し、執行部より「株式会社あんしんコーポレーションリミテッドと本市に所在する高城広域防災とが結成協定書を結び、グループとして今回申請されたものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「合同ということであるが、対等なのか」との質疑に対し、執行部より「2 社が結成協定書にて定めている支出割合は、株式会社あんしんコーポレーションリミテッドが 8 割、高城広域防災が 2 割となっている」との答弁がありました。

また、委員から「応札は何者あったのか」との質疑に対し、執行部より「1 者である」との答弁がありました。

さらに、委員から「東京ドームスポーツが所有する現在設置してあるジム器具はどうするのか。また東京ドームスポーツが実施している様々な教室は今後どうなるのか」との質疑に対し、執行部より「ジム器具については、来年度当初予算で更新の費用を計上したい。また各種教室については、継続するように仕様書で定めており、新たな教室も考えてもらうように進めていきたい」との答弁がありました。

次に、**議案第 126 号**については、執行部より「本案は、熊本県市町村総合事務組合が処理する交通災害共済事業について、現状として継続の必要性は無いと判断し脱退するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、**議案第 116 号**から**議案第 119 号**までについて「4 つの集会所の改修については均等に行っているとのことだが、譲受側がもっと納得できる形まで改修してほしい。公民館支館の譲渡もあるので、今後の施設譲渡においては譲受側としっかりと話し合い、譲受側が満足できるような改修をお願いしたい」との意見があり、それに対し「集会所を譲渡するに当たり、執行部は 10 年間にわたり十分に協議を重ね地域の要望に答えていた。予算の範囲もあり全ての要望が叶うかというところと難しい部分がある。さらに公民館支館は旧菊池市のみを所在しており、それ以外の地域では自分たちで公民館を建てて維持

もしている。そうしたことから、公民館支館を無償譲渡する場合、ある程度の改修は必要であるが、平等という考え方からすると過度に予算を使って改修する必要はないと考える。旧菊池市以外の地域からすると少し不平等感があることを理解してほしい」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 89 号、議案第 90 号、議案第 114 号、議案第 116 号から議案第 122 号まで、議案第 125 号及び議案第 126 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和 7 年 12 月 19 日

総務文教常任委員会 委員長 緒方 哲郎

福祉厚生常任委員会 委員長報告

今定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案7件、その他の議決案件1件の8案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第91号**及び**議案第92号**は関連があるため、一括して審査しました。

議案第91号については、執行部より「本案は、し尿処理手数料の改定を審議する一般廃棄物処理手数料等審議会を附属機関として設置するため、条例を改正するものである」との説明があり、**議案第92号**については、執行部より「本案は、当該審議会委員の報酬の額を規定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「手数料の改定時期の見通しは」との質疑に対し、執行部より「条例議決後に委員を選定し、年明けから年度末を目途に審議を行い、来年の6月定例会に料金改定の条例を上程し、9月からの施行を目指す」との答弁がありました。

さらに、委員より「県内自治体の料金改定の状況と本市の状況は」との質疑に対し、執行部より「山鹿市、合志市、阿蘇市などが直近で改定しており、手数料の額について、14市の中で本市は下から4番目である」との答弁がありました。

さらに、委員より「執行部としての料金改定の目安はどのくらいか」との質疑に対し、執行部より「現行料金からは1リットル当たり数円程度上がることを考えている」との答弁がありました。

また、委員より「審議会委員の人選はどうするのか」との質疑に対し、執行部より「くみ取対象地域の区長の代表者や、商工会等に協力を求め選任する」との答弁がありました。

次に、**議案第93号**については、執行部より「本案は、令和8年4月から全国の自治体で実施が義務付けられる、「乳児等通園支援事業：通称『こども誰でも通園制度』」の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「月10時間までの利用可能時間には、慣らし保育の期間が含まれるのか」との質疑に対し、執行部より「慣れるための親子通園なども含めて月10時間である」との答弁がありました。

また、委員より「市内の実施希望園の状況はどうか」との質疑に対し、執行部より「本年6月の園長会で説明し、現在複数の園が希望している」との答弁がありました。

また、委員より「どの園も実施しない場合、市としてはどのような対応をするのか」との質疑に対し、執行部より「公立の保育所がその役割を担うべきであると考えている」との答弁がありました。

また、委員より「複数の園で利用可能なのか」との質疑に対し、執行部より「複数の園でも利用可能である」との答弁がありました。

また、委員より「急な利用は可能か」との質疑に対し、執行部より「予約制であるため、急な当日の利用はできない」との答弁がありました。

次に、**議案第94号**から**議案第96号**までについては、関連があるため一括して審査を行いました。

執行部より「児童福祉法の一部改正に伴い、虐待通告義務の対象施設の追加及び従来までは特区にだけ認められていた地域限定保育士制度の一般制度化に対応するため、条例を改正

するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「保育所等で虐待が疑わしき事例があった場合の取扱いはどう変わるのか」との質疑に対し、執行部より「これまでも疑わしき事例があった場合には市への連絡はあった。義務ではなかったものが、今回義務化された」との答弁がありました。

また、委員より「地域限定保育士試験の具体的な内容は何か」との質疑に対し、執行部より「試験内容は従来の保育士試験と変わらない」との答弁がありました。

また、委員より「地域限定保育士制度の導入意向はあるか」との質疑に対し、執行部より「県の制度導入が未定であるため、市の導入についても未定である」との答弁がありました。

次に、**議案第 97 号**については、執行部より「本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、子ども子育て会議の所掌事務に、施設での虐待対応報告及び乳児等通園支援事業の認可に関する意見聴取を追加するため、条例を改正するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 123 号**については、執行部より「本案は、菊之池小学校区第 2 児童育成クラブについて、指定管理期間満了に伴い、NPO 法人チャイルドサポートきくちを令和 8 年 4 月 1 日から 5 年間の指定管理者に継続して指定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「指定管理者としての実績はどうか」との質疑に対し、執行部より「菊池北小学校区児童育成クラブでも実績があり、菊之池小学校保護者からの継続要望もあるなど、適切に運営されている」との答弁がありました。

また、委員より「菊之池小学校区の児童育成クラブの充足状況はどうか」との質疑に対し、執行部より「児童数増加により、将来的に長期休暇時の預かり等には不足の可能性はあるものの、空き教室利用等で待機児童を出さないよう工夫している」との答弁がありました。

議員間討議では、**議案第 93 号**について、「こども誰でも通園制度は、月 10 時間の利用枠が子どもの安全性や成長の観点から問題があり、まずは保育士の処遇改善を行うべきである」との意見がありました。

また、**議案第 123 号**について、「現在、保護者会により運営されている他の児童育成クラブについても、運営そのものに苦慮されている現状を踏まえ、NPO 法人への運営移行の検討も必要ではないか」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 94 号**から**議案第 96 号**まで及び**議案第 123 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**議案第 91 号**については、委員から「市民は、物価高騰の影響を受けており、市民負担増につながるし尿処理手数料改定のための審議会設置には反対である」との反対討論がありました。

また、委員から「平成 9 年以降改定されていない現状を鑑みると、物価高騰による料金の見直しは必要であり、十分に審議するために審議会設置は必要である」との賛成討論がありました。

採決の結果、**議案第 91 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、**議案第 92 号**については、委員から「議案第 91 号と同じ理由により、反対である」との反対討論がありました。

また、委員から「議案第 91 号と同じ理由により、賛成である」との賛成討論がありました。

採決の結果、**議案第 92 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、**議案第 93 号**については、委員から「こども誰でも通園制度の内容が、子どもの安全が十分保てるものではないこと、また現場の保育士等への負担増の懸念があるため、反対である」との反対討論がありました。

また、委員から「この条例は国の少子化対策であり、改善の余地はあるものの、各自治体で使い勝手の良いものに変えていく観点から賛成である」との賛成討論がありました。

採決の結果、**議案第 93 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、**議案第 97 号**については、委員から「議案第 93 号と同じ理由により、反対である」との反対討論がありました。

採決の結果、**議案第 97 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和 7 年 12 月 19 日

福祉厚生常任委員会 委員長 猿渡 美智子

経済建設常任委員会 委員長報告

今定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案 3 件及びその他の議決案件 3 件の 6 案件です。

2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 98 号**については、執行部より「本案は、適切な気象用語を引用する等、文言を整理するため、条例の一部を改正するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 99 号**については、執行部より「本案は、統計法第 28 条第 1 項の規定により、統計基準として定める日本標準産業分類を引用する等、文言を整理するため、条例の一部を改正するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「日本標準産業分類の主な変更点は」との質疑に対し、執行部より「具体的な例として、はつり・解体工事業を解体・はつり工事業にといった名称変更、『百貨店、総合スーパー』を『百貨店』と『総合スーパーマーケット』に分けるといった分割変更、均一価格店などの新設がなされている」との答弁がありました。

次に、**議案第 100 号**については、執行部より「本案は、永住吉地区農業集落排水処理区域を泗水町公共下水道事業計画認可区域に統合するに当たり、条例の一部を改正するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「統合が完了する時期はいつ頃となるか。また、処理施設を 1 基増やす計画について、事業費はどの程度を見込んでいるか」との質疑に対し、執行部より「統合するに当たり、管渠の敷設、接続及び泗水浄化センターの増設を計画しており、完了は令和 12 年を予定している。また、永住吉地区から泗水浄化センターへの管の接続及び泗水浄化センター増設に係る事業費は約 10 億円を予定している」との答弁がありました。

また、委員から「利用者が負担する料金は変更されるのか」との質疑に対し、執行部より「分担金及び使用料ともに、永住吉処理施設から泗水浄化センターの処理施設に変わった後も変更は生じない」との答弁がありました。

次に、**議案第 115 号**については、執行部より「本案は、旭志地域の商業誘導施策の一環として、菊池森林組合事務所の移転について協議が整い、エコヴィレッジ旭跡地の土地及び建物の売却の仮契約を締結したため、議会の議決を必要とするものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「仮契約の締結日はいつか」との質疑に対し、執行部より「令和 7 年 10 月 31 日である」との答弁がありました。

また、委員から「地元住民への説明及び合意形成の状況はどのようになっているか」との質疑に対し、執行部より「麓地区 6 区の区長にお集まりいただき説明したところ、特段の御意見はなかった」との答弁がありました。

さらに、委員から「私が過去に文化財保管施設としてではなく売却を提案したが、当時の地元が残してほしいとのことであった。今回反対がない理由についての見解は」との質疑に対し、執行部より「地元からは、公共性が高い菊池森林組合への譲渡という点で御納得いただいている」との答弁がありました。

また、委員から「土地の売却価格が安すぎるのではないか」との質疑に対し、執行部より「土地の売却価格は、正常価格に早期売却による減価修正率である0.7をかけて算出した額となっている。早期売却が必要であった理由は、菊池森林組合事務所が早期に移転し、その跡地が商業施設に活用できる状態となることが、まちづくりの振興に不可欠であり、移転の遅れにより過疎対策や人口施策のタイミングに影響を与える可能性があったためである」との答弁がありました。

また、委員から「エコヴィレッジ旭の建物を解体した費用は市が負担したままか」との質疑に対し、執行部より「解体費用は市の負担のままである。解体は、旧処理施設を災害ごみ置き場として活用し、管理棟を文化財収蔵庫などとする方針に基づき実施されたものである。なお、活用方針の変更は、解体工事の契約後に、ゾーニングの方針を公表し、菊池森林組合の意向と合致したことによるものである」との答弁がありました。

次に、**議案第124号**については、執行部より「本案は、地域密着型施設である菊池市ふれあい交流センターについて、引き続き菊池市ふれあい交流センター運営委員会を、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間の指定管理者に指定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「菊池市ふれあい交流センターの築年数は。また、今後建て替えの計画はあるか」との質疑に対し、執行部より「平成17年に建設したので約20年が経過している。また、市の個別施設計画では、2035年に大規模改修をする計画である」との答弁がありました。

次に、**議案第127号**については、執行部より「本案は、開発行為に伴う道路新設により、市へ寄附された砂田馬越1号線及び砂田馬越2号線の2路線を市道として認定するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、**議案第115号**について「今回の財産の譲渡は、市のゾーニングに基づくものであり、菊池森林組合事務所の移転を通じて、商業・住宅誘致を効果的に推進することを目的としている。この計画は、旭志地域の商業地及び宅地不足の課題を解決するもので、市の計画だけでなく熊本半導体産業推進ビジョンの商業・住宅誘致エリアにも指定されている。よって、早期売却による金額での譲渡は、地域発展のためには必要でありやむを得ないと考える」「菊池森林組合への財産の譲渡自体に反対ではない。しかし、ゾーニングに基づき、補助金の支出や比較的安価な譲渡が行われるなど、税金が投入されることから、失敗は許されないと考えており、責任の所在をはっきりさせた上で議会は認めるべきである」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第98号**から**議案第100号**まで、**議案第115号**、**議案第124号**及び**議案第127号**については、討論もなく、採決の結

果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和7年12月19日

経済建設常任委員会 委員長 田中 教之

予算決算常任委員会 委員長報告

今定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、**議案第 106 号**から**議案第 110 号**までの5議案です。

12月2日及び12月16日に予算決算常任委員会を、現地調査を踏まえ、12月9日及び12月10日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長から経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

はじめに、**議案第 106 号**中、その主なものを申し上げます。

まず、債務負担行為補正の広報紙作成業務については、執行部より「来年度当初から開始する必要があり、今年度中に業者を選定するため、限度額1,194万6,000円を設定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「物価が上昇している中で、限度額が下がっている要因は何か」との質疑に対し、執行部より「業者の見積額が下がったものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「広報紙の仕様などの変更によるものではないのか」との質疑に対し、執行部より「仕様の内容は変えていない」との答弁がありました。

次に、同補正の市民向け弁護士無料法律相談業務については、執行部より「熊本県弁護士会と委託契約を結び、弁護士を派遣して市民向けの無料相談を行うものであり、来年度当初から業務を開始する必要があるため、契約準備のための限度額79万2,000円を設定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「開催の回数や場所の予定はどうなっているのか」との質疑に対し、執行部より「開催回数は、月2回の年24回で、1回のスケジュールは、3時間で6コマを行っている。また開催場所は、本庁、七城支所、旭志支所、泗水支所を輪番制で回っている」との答弁がありました。

次に、同補正のコンビニ交付クラウドサービス利用保守業務については、執行部より「コンビニ交付システムのクラウド化に伴う保守業務委託のため、限度額409万2,000円を設定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「金額的には前年とどのくらい変わったか」との質疑に対し、執行部より「本市は県内でも先行して取り組んだため比較的安価な360万円程度であったが、今後は通常の他市町村並みの価格となり、今後もこの経費が続く見込みである」との答弁がありました。

また、委員から「クラウド化の必然性と、コンビニ利用の実績はどうか」との質疑に対し、執行部より「業者の標準サービスがクラウドに移行していることと、事務所内の省力化のためであり、利用実績は令和6年度で1万1,263件と、順調に増加している」との答弁がありました。

次に、同補正の七城地区全38行政区地下水質検査業務については、執行部より「令和3年度からの熊本大学との共同研究による調査期間満了に伴い、令和8年度から令和10年度

までの3か年間の新たなモニタリング調査を実施するため、限度額810万円を設定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「これまでの5年間とこれからの3年間で内容的に変わるものがあるか」との質疑に対し、執行部より「調査内容は基本的には変わらないが、これまでの調査結果を踏まえ、調査頻度について見直しを行う」との答弁がありました。

次に、同補正の子育てサポートセンター事業業務等については、執行部より「令和8年4月から事業開始する必要があるため、それぞれ限度額を設定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「これらは、新規事業か」との質疑に対し、執行部より「新規事業ではないが、新年度当初からのスムーズな業務開始のために今回から債務負担行為を設定させていただいた」との答弁がありました。

次に、同補正のふれあい交流センター指定管理委託料については、執行部より「菊池市ふれあい交流センターの指定管理委託の期間を、令和8年度からの10年間とするため、限度額1,855万円を設定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「菊池市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則では契約期間は5年以内と規定されているが、今回指定管理委託を10年間とする根拠は」との質疑に対し、執行部より「菊池市公の施設の指定管理に関する運用指針の規定により、地域密着型施設においては10年間の指定管理委託が認められているためである」との答弁がありました。

次に、同補正の竹粉碎機管理業務については、執行部より「市民向けに貸し出す竹粉碎機の管理業務を菊池森林組合に委託するもので、年度当初から業務を開始する必要があるため、限度額85万1,000円を設定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「財源内訳は特定財源とのことだが、森林環境譲与税を充てているのか」との質疑に対し、執行部より「森林環境譲与税を財源としている」との答弁がありました。

次に、同補正の菊池森林組合事務所改修事業費補助金については、執行部より「菊池森林組合事務所の移転を契機に、地域に開かれた木育施設の拠点施設として整備する計画に対し、過疎対策事業として支援するため、限度額6,000万円を設定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「木育施設の整備による過疎対策の効果は」との質疑に対し、執行部より「旭志地域の基幹産業である林業の振興に寄与し、森林環境教育や次世代の育成にもつながる公共性の高い施設であるため、過疎対策事業として支援するものである」との答弁がありました。

また、委員から「菊池森林組合には、本市だけでなく周辺の市町の組合員も含まれているが、他市町から補助金は支出されないのか」との質疑に対し、執行部より「今回の補助金は、本市の過疎対策事業として木育施設の整備に対し支援するものである。さらに、商業誘導ゾーンの施策に関わるもので本市に大きなメリットがある。なお、菊池森林組合では、他の市

町に対しては、付随する倉庫等の整備について補助を要請する検討が行われている」との答弁がありました。

次に、歳入の目、雑入については、執行部より「移住支援金返還金 60 万円は、返還の要件である『支援金の申請日から 3 年未満の転出』に該当したため、返還されたものである。また移住定住推進事業奨励金返還金 20 万円は、交付要件である『奨励金の交付から 1 月以内に当該空き家に住所を有すること』を満たさなかったため、返還されたものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「2 件の補助金等の返還金があるが、最初の面談やお願いなどどのように行っているのか」との質疑に対し、執行部より「補助金等を交付するに当たり、誓約書を徴取している。今後も返還が生じないように丁寧な面談等を行っていききたい」との答弁がありました。

次に、目、障がい者福祉費の障がい児通所給付費等支援事業については、執行部より「990 万 4,000 円の扶助費の増額は、障害児等通所サービス利用の増加によるものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「利用者増とのことだが、どの程度増加しているのか」との質疑に対し、執行部より「前年度と本年度の 8 月末時点の実人数で比較すると、児童発達支援は、令和 6 年度が 537 人、令和 7 年度が 609 人。放課後デイサービスについては、令和 6 年度が 1,086 人、令和 7 年度が 1,123 人とそれぞれ増加している」との答弁がありました。

次に、目、児童福祉施設費の私立保育園経費については、執行部より「8,262 万 5,000 円の償還金利子及び割引料の増額は、私立保育所等への運営費負担金で、当初見込みより加算等が少なく、令和 6 年度の実績が見込みより少なくなったため、国県への返納金を計上するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「加算が少なかった理由は何か」との質疑に対し、執行部より「市が国に申請する際に前年度実績に基づき、加算をつけて申請していたが、実績ではその加算がつかなかった園が多かったためである」との答弁がありました。

次に、目、母子衛生費の母子保健事業については、執行部より「81 万 9,000 円の増額は、産後ケア事業について、本年 7 月からのオンライン申請開始等により、利用が増加してきたことによる委託料の増額である」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「産後ケア事業の令和 7 年度の実績を教えてください」との質疑に対し、執行部より「10 月末現在で、訪問型延べ 51 人、宿泊型延べ 5 泊、通所型集団延べ 16 人、通所型個別延べ 87 人である」との答弁がありました。

次に、目、清掃総務費の一般廃棄物処分場監視経費については、執行部より「791 万 8,000 円の増額は、クリーンセンター跡地の既存倉庫の改修に係る工事請負費で、当該倉庫を本市指定ごみ袋などの保管施設として継続的に活用するためである」との説明があり、質疑を行

いました。

委員から「倉庫改修の内容は」との質疑に対し、執行部より「倉庫の電動シャッター及び照明器具の改修並びに通路のコンクリート舗装一式を予定している」との答弁がありました。

また、委員から「エコヴィレッジ旭の財産譲渡議案の採決の結果とこの補正予算の関係は」との質疑に対し、執行部より「エコヴィレッジ旭の用途変更及び所管替えに伴い、指定ごみ袋等の保管施設として当該倉庫を選定し、改修工事をお願いするに至ったものであり、財産譲渡に係る採決の結果にかかわらず予算執行を考えている」との答弁がありました。

次に、目、農業振興費の耕作放棄地解消事業については、執行部より「負担金補助及び交付金の6万5,000円の増額は、耕作放棄地を解消し作物を定着する事業を支援するためである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「作物の種類と、その作付け規模は」との質疑に対し、執行部より「面積は1,638平方メートルで、飼料作物を作付ける予定である」との答弁がありました。

次に、目、道路橋りょう維持費の道路橋りょう維持事業については、執行部より「需用費の16万2,000円の増額は、橋りょう及びトンネルの照明の電気料が当初見込みより増加したためである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「昨年と比較しどれくらい電気料が上昇しているのか」との質疑に対し、執行部より「令和6年度の実績が44万3,000円であったのに対し、今回の補正後の予定額は58万8,000円となっている。また、他の事業についても電気料の増額を見込んでいる」との答弁がありました。

次に、目、都市計画総務費の空家等対策事業については、執行部より「工事請負費の70万4,000円の増額は、周囲に悪影響を及ぼす危険空家の解体を、行政代執行で実施した際に、家財処分に不測の費用を要することとなったためである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「行政代執行による家財処分費用は、今後回収する見込みがあるのか」との質疑に対し、執行部より「相続人が不在であることに加え、土地が公道に接しておらず宅地としての価値がなく売却の見込みが立たないため、費用の回収は非常に困難である」との答弁がありました。

次に、項、小学校費、目、学校管理費の小学校営繕工事については、執行部より「工事請負費194万7,000円の増額は、泗水西小学校の特別支援学級の増級に伴い、資料室を教室に改修するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「工事請負費194万7,000円の財源内訳は何か」との質疑に対し、執行部より「充当率75%の一般事業債と一般財源となっている」との答弁がありました。

次に、項、中学校費、目、学校管理費の中学校施設整備事業については、執行部より「委託料1,315万6,000円の増額は、中学校生徒の熱中症対策及び指定避難所の機能強化を目的

として、学校体育館等に空調を設置するもので、現段階では、国の交付金を活用する場合と、起債や基金を活用する場合の2パターンのスケジュールを想定しており、早いパターンのスケジュールでは、令和8年度に学校体育館を、令和9年度に学校武道場の工事を施工することを想定している。今回の補正は、ランニングコストを見越した空調の機種選定も含めた基本設計と、実施設計の業務を委託するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「市内の武道場のうち、泗水武道場が今回の設計に含まれていない理由は何か」との質疑に対し、執行部より「所管する施設は学校施設となり、泗水武道場は社会体育施設であるためである」との答弁がありました。

さらに、委員から「泗水武道場への空調設備設置についての考えはどうか」との質疑に対し、執行部より「社会体育施設の泗水武道場は、令和8年度当初予算に設計費を計上し、学校武道場と同じ令和9年度に工事を施工したいと考えている」との答弁がありました。

また、委員から「以前、国庫交付金を受ける場合は令和9年度の施工となり、起債又は基金を財源とすれば令和8年度の施工になるとの説明があったが、今回の対象施設は避難所の役割もあるので早め、早めに進めるべきではないか」との質疑に対し、執行部より「工事費の金額次第で、交付金と起債のどちらが有利かは変わるため、今回の設計の中で今後検討したい」との答弁がありました。

次に、**議案第107号**の目、介護納付金分の介護納付金分については、執行部より「2,501万6,000円の減額は、県の仮算定と本算定の差額によるものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「介護納付金分の減額について、仮算定と本算定で2,500万円程度の違いはあり得る範囲なのか」との質疑に対し、執行部より「仮算定と本算定で2,500万円程度の動きはあり得ると認識している」との答弁がありました。

次に、**議案第108号**の債務負担行為の軽度家事支援業務と要介護認定調査業務については、執行部より「来年度当初からのスムーズな業務開始のためのもので、限度額はそれぞれ、50万4,000円、108万9,000円を設定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「昨年度は債務負担行為が設定されていなかったがなぜか」との質疑に対し、執行部より「昨年は債務負担行為を設定せずに事業準備を行ったところ、新年度当初からのスタートに苦慮したため、スムーズな業務開始のために今回は債務負担行為を設定した」との答弁がありました。

次に、歳入の目、利子及び配当金の介護給付費準備基金利子については、執行部より「94万8,000円の増額は、介護給付費準備基金の預金利子を受け入れるものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「利子が高額に感じるが、基金はそもそもいくらあるのか」との質疑に対し、執行部より「令和6年度末の基金残高は6億469万219円であり、今回の増額補正分と合わせ利子の合計は約175万円となる」との答弁がありました。

次に、**議案第 109 号**の債務負担行為については、執行部より「水質検査業務、電気工作物点検業務及び塩素滅菌設備維持管理業務について、年度当初より業務を開始する必要があるため、限度額をそれぞれ 1,617 万 5,000 円、309 万 1,000 円及び 176 万 6,000 円と設定するものである」との説明があり質疑を行いました。

委員から「複数年度にわたる長期継続契約を実施しなかった理由は」との質疑に対し、執行部より「近年の労務単価の上昇等を考慮し、単年度による契約としている」との答弁がありました。

次に、歳入の目、雑収益については、執行部より「一般会計繰入金の 209 万円の増額は、納付書に QR コードを印字し様々な支払方法が選べるようにすること及び全国の地方税統一 QR コード対応金融機関等の窓口や ATM での納付ができるよう水道料金システムを改修するためである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「納付書への QR コードの印字は、外部委託している徴収業務の改善につながると考えるが、委託料の変動はあるか」との質疑に対し、執行部より「QR コードの導入により、全国の金融機関で納付できるようになるのは、税機構が納付件数等を集約し、その件数に応じて手数料を請求する仕組みに変わるもので、導入する主な理由の一つとして、増加する金融機関への手数料に対応するためである」との答弁がありました。

次に、**議案第 110 号**については、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、まず、**議案第 106 号**については、債務負担行為補正について「債務負担行為の上げ忘れがないよう、精査していただきたい」との意見がありました。

次に、中学校施設整備事業について「空調設備工事の財源に国庫交付金を充てた場合は令和 9 年度の施工となるので、子どもたちのために 1 シーズンでも早く施工できるように基金を取り崩してでも早く進めるべきである」という意見がありました。

次に、障害児通所給付費等支援事業について「利用者増による増額補正が行われているが、必要な子どもたちへの受け皿は重要であると同時に保育の質の担保も行政としてしっかり配慮すべきである」との意見がありました。

次に、**議案第 106 号**、**議案第 109 号**及び**議案第 110 号**の需用費について「電気料の高騰により、光熱水費の増額補正が共通して計上されている。現在、本市の電力供給は九州電力との一社随意契約だが、法が改正され地域新電力など競争性のある選択肢が利用可能である。地域新電力の導入はコスト削減のメリットがある一方で、大きなリスクはない。

よって、来年度の予算編成においては、電力供給会社選定にプロポーザル方式を導入するなど十分調査研究された上で、競争性の確保をしてほしい」との意見がありました。

以上が各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言、及び各分科会長に対する質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 106 号**から**議案第 110 号**までについては、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。予算決算常任委員長の報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和 7 年 12 月 19 日

予算決算常任委員会 委員長 工藤 圭一郎

付 録

令和7年第4回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(11月26日・12月19日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第85号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和7年度菊池市一般会計補正予算 第8号)	原案承認
議案第86号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例及び菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第87号	菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第88号	菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第89号	菊池市長等政治倫理条例の制定について	原案可決
議案第90号	菊池市集会所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第91号	菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第92号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第93号	菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第94号	菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第95号	菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第96号	菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第97号	菊池市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第98号	菊池市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第99号	菊池市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第100号	菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第101号	令和7年度菊池市一般会計補正予算（第9号）	原案可決
議案第102号	令和7年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第103号	令和7年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第104号	令和7年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第105号	令和7年度菊池市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第106号	令和7年度菊池市一般会計補正予算（第10号）	原案可決
議案第107号	令和7年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第108号	令和7年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第109号	令和7年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第110号	令和7年度菊池市下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第111号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第112号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第113号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第114号	辺地総合整備計画の変更について	原案可決
議案第115号	財産の譲渡について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第116号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第117号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第118号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第119号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第120号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第121号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市旭志大迫集会所）	原案可決
議案第122号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市泗水永南集会所）	原案可決
議案第123号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市菊之池小学校区第2児童育成クラブ）	原案可決
議案第124号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市ふれあい交流センター）	原案可決
議案第125号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市総合体育館）	原案可決
議案第126号	熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	原案可決
議案第127号	市道路線の認定について	原案可決
議案第128号	令和7年度菊池市一般会計補正予算（第11号）	原案可決
議案第129号	令和7年度菊池市一般会計補正予算（第12号）	原案可決
議員提出議案		
議員提出 議案第9号	菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議員提出 議案第 10号	菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議員提出 議案第 11号	菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	議決不要
報 告		
報告第34号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第35号	専決処分の報告について（除草作業事故）	原案報告